

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準3

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

a

b

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
エスカップ基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)	
3 拠出先の概要	
ESCAP は、国連総会及び国連経済社会理事会 (ECOSOC) の決議に基づき設立された、ECOSOC の5つの地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域に特化した唯一の国連機関。本部はタイ・バンコクに所在し、加盟国・準加盟国 61か国 (米国を除く全ての安保理常任理事国を含む) を擁する。ESCAP は、アジア太平洋地域における経済・社会分野に関する規範作りと合意形成の場となっており、同地域における経済・社会開発にともなう諸問題解決を目的に、①経済発展政策の策定・推進、②政策調査の実施・支援、③情報収集・分析・普及、④技術協力の提供を担っており、経済・社会分野における域内協力をリードしている。ESCAP は、9つの部門 (マクロ経済政策・開発金融、貿易・投資、運輸、エネルギー、環境・開発、情報通信・科学技術イノベーション (ICT/STI)、防災、社会開発、統計) から構成され、アジア太平洋地域唯一の国連事務次長 (USG: Under-Secretary General) の幹部ポストを有する。 ESCAP は地域の包括的な多国間プラットフォームとして、持続可能な開発目標 (SDGs) に掲げられた課題を解決すべく、テーマ別の会合の開催や、加盟国や準加盟国の政策決定者・実務者の能力向上などを行い、域内の 2030 アジェンダの実現に貢献し、域内経済社会協力の強化を目的としている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、日本が ESCAP と連携して、双方の優先領域やニーズに基づいた事業を実施するものであり、日本は、これまでエスカップ基金を通じ、海洋プラスチック汚染対策、ジェンダー平等の視点も踏まえた障害者包摂型防災支援、小島嶼開発途上国における SDGs 統計整備支援など、日本で先行される事例をアジア太平洋地域において主流化する目的で同基金を活用してきた。なお、総務省は、ESCAP 傘下の国連アジア統計研修所 (SIAP: 千葉市所在、アジア太平洋地域を中心に世界中の途上国政府職員などに対して種々の統計分野に関する研修事業を実施) の運営費・事業費などを拠出。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	1,610 千円
2025 年における任意拠出金の拠出上位5か国は以下のとおり。	
1 位: 韓国 (拠出額: 4,448,025 ドル)	
2 位: 日本 (拠出額: 3,730,029 ドル、総務省による SIAP への拠出含む。)	

3 位: 中国(拠出額: 3,060,564 ドル)
4 位: イギリス(拠出額: 2,455,440 ドル)
5 位: イラン(拠出額: 1,812,149 ドル)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局地球規模課題総括課、在タイ日本国大使館

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」及び「基本目標Ⅱ: 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組、個別分野1、5、6、8、11」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組、個別分野1~4」に横断的に貢献するほか、「基本目標Ⅵ: 経済協力」、「施策Ⅵ-2: 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1: 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「誰ひとり取り残さない」という考えの下、「持続可能な開発目標」SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」及び、「個別分野2: 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組の促進」としての日本の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、分野横断的に、経済社会開発や経済安全保障等に係る一連の国連コミットメントを達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書 個別分野1 個別分野2)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
1 比較優位性と代替不可能性 ESCAP は、アジア太平洋地域における包括的な政策対話と技術協力の場として機能し、経済・社会分野での規範作りの合意形成を促進し、地域内の加盟・準加盟国から重視されている。ESCAP での議論や成果は、国連総会の決議に基づき、ハイレベル政治フォーラム(HLPF)などのグローバル・プロセスに反映され、多くの加盟・準加盟国がその発信力の高さや効果・効率性を評価。閣僚級の会合が頻繁に行われ、その地域的・国際的影響力が広く認識されている。日本にとっても、ESCAP は人間の安全保障や、SDGs、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の理念の実現、地域の安定と繁栄の促進において重要。特に、デジタルや環境・気候変動などの分野をまたぐ政策事項において、ESCAP を戦略的に活用する意義は近年強まっており、ESCAP を所管する外務省だけではなく、総務省や環境省、国土交通省などの外務省以外の省庁が、ESCAP の所管分野(統計、環境、防災、運輸など)に積極的に関与し、オール・ジャパンの取組を発信する場として有効。ESCAP は、国連総会決議に基づいて創設された地域委員会として、国際的な枠組みと国内・域内の取組との連携・整合性を促進する上で重要な役割を果たしている。また、地域における包括的な政府間プラットフォームとして、多岐に亘る分野に関する議論が可能な点において他の国連基金・プログラムなどに対する比較優位性を有し、民間部門や市民団体を含む多様な関係者を巻き込みながら、包括的な政策対話の場を提供している。このように、ESCAP が有する専門性及び広域的なネットワークは、地域課題への対応を促進する上で重要な役割を果たしており、アジア太平洋地域及び国際社会にとって重要な資産となっている。日本は、例えば、SIAP を通じ、加盟国などの政策立案能力及び統計能力の向上を支援しており、これまでアジア太平洋地域を中心とする 200 以上の国・地域の政府職員の能力強化に貢献してきた。このような能力構築支援や関連会合への参加を通じ、自然災害、環境問題、少子高齢化など、SDGsの実施に関連する地域課題への対応能力の強化に貢献している。さらに、2025 年4月の ESCAP 総会において、岩屋外務大臣によるビデオメッセージを通じて、日本は統計分野における支援及び協力の取組と成果を発信し、地域の持続可能な発展への貢献を強調した。 2 他の手段との相互補完性

日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）や他の国際機関と連携し、ESCAP への拠出を通じて効果を最大化している。例えば、ESCAP 総会、委員会、それらの会合でのサイドイベントでの活動において、日本は災害対策や統計、デジタル技術や衛星活用などをテーマにした協力事業を紹介し、国際機関との共同事業の紹介を通じてプレゼンス向上を図ってきた。「強靱・持続可能な都市開発に向けた地域協力」をテーマとした 2025 年 4 月の総会には、岩屋外務大臣がビデオメッセージを発出した。また、ESCAP は JICA や国連人間居住計画（UN-HABITAT）と共催し、災害対策を含む持続可能な都市開発に関するサイドイベントを実施。岩屋外務大臣のビデオスピーチ、ESCAP 事務局長や大鷹駐タイ日本国大使、JICA など多様な関係者のスピーチや事例紹介を通じ、水災害・地震対策を含む計画的な都市設計などの重要性を強調し、日本の経験と知見が災害多発地域での課題解決に活用されている様子を紹介。ミャンマー大地震の直後というタイミングも重なり、加盟国などから強い共感を得る結果となった。

3 日本外交と地域影響の強化

ESCAP は、アジア太平洋域内関係者との関係を深める場を日本へ提供している。毎年 4 月に開催される ESCAP 総会や「持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム（APFSD）」は、日本が地域内でプレゼンスを高め、知見を共有する場として不可欠。特に APFSD は、多くの閣僚級が参加し、SDGs の進捗評価、規範作り、データ測定を進め、2025 年 7 月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）における日本の「自発的国家レビュー（VNR）」発表を見据えた戦略的な情報発信を可能にし、これまで国連下で提唱してきたビジョンなどを強調する場として効果を発揮。また、2025 年第 81 回 ESCAP 総会において、岩屋外務大臣が、統計分野の成果を強調する一方で、持続可能な都市開発に関連する知見と事例を提示し、地域での日本の存在感と政策影響力を高める効果があった。

4 国際秩序と地域安定への貢献

ESCAP は、9 つの部門に関する政府間会合の定期開催などを通じて、人間の安全保障、自由貿易、航行の自由、法の支配といった重要な価値観をアジア太平洋地域に浸透させ、日本が目指す地域共通の理念の醸成やルールに基づく国際秩序形成に貢献することが可能。特に自然災害などが頻発する同地域において、データやエビデンスに基づく政策の重要性を共有し、持続可能な発展を支える能力基盤を強化する役割を果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出は 100% 日本が拠出するものである。本件拠出に関する事業の起案・運用・執行においては、在タイ日本国大使館との緊密な連携のもと、起案段階から日本の意向を反映している。

事業の内容は、日本が掲げる重要外交方針及び優先課題を反映した形で、対アジア太平洋経済開発の優先課題の特定や域内ステークホルダー間連携などに貢献するものとなっており、本拠出に特化した ESCAP 事務局担当部が在タイ日本国大使館と密に連携を取りながら事業を実施している。

また、本件拠出事業においては、国連規則に沿って日本人職員や日本人専門家が事業の企画・実施・モニタリング・評価・広報に貢献。

なお、ESCAP 幹部との間で随時意見交換を行うことにより、ESCAP のマンデートを踏まえつつ、日本の立場や意見を事業の方針に反映させるよう働きかけることが可能な組織体制となっている。日本（在タイ日本国大使館の ESCAP 常駐代表・副代表）は、2～3 か月ごとに開催される常駐代表者会合（ACPR）において、ESCAP の運営・手続事項などについてガイダンスを行うことが可能であり、域内と日本における優先課題の調整や、日本の考えを定期的にインプットできる体制となっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

ESCAP の年次総会には、例年、日本から外務副大臣・外務大臣政務官による対面参加やビデオメッセージの発出が行われており、2025 年 4 月の第 81 回 ESCAP 総会には、岩屋外務大臣がビデオメッセージで、ESCAP は、アジア太平洋地域における知見共有や能力構築の場として、重要な役割を果たしてきており、自然災害や環境問題、少子高齢化など多様な社会課題が深刻化し、国際秩序がこれまでになく不安定になりつつある中、その役割はますます重要

となっている旨述べた。また、経済社会開発の各分野における委員会(いずれも閣僚級会合)などで各加盟国からのステートメントが実施され、日本の施策について説明することなどにより域内での日本の発言力・影響力を確保している。

また、同総会において、2027 年に ESCAP 主催の第9回アジア太平洋都市フォーラム(APUF-9)の開催都市に横浜市が選定された旨が発表された。

2025 年 12 月には、アリシャバナ事務局長が来日し、林総務大臣、国光外務副大臣、酒井国交副大臣他の日本政府関係者、APUF-9開催都市に選出された横浜市の山中市長とも会談を行った。また、訪日中、日本経済新聞社よりインタビューを受け、2026 年1月5日、日本経済新聞電子版に、同事務局長が、アジアの循環型都市づくりの先進事例を持つ日本に支援を求める記事が掲載された。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出事業は、目的達成のために、専門性・テーマ性に沿って日本の関係各所への訪問、専門分野の視察、関係者との意見交換などから構成される。日本の地方自治体、高校・大学・研究機関、民間企業及び NGO/NPO などが関与するケースが多く、それぞれの魅力や優位性を対外的に宣伝・発信することができる有益な機会となっている。また、アジア太平洋諸国とのネットワーク構築、友好関係の向上、日本が得意とする分野に係る対外発信の強化に貢献することが可能となっている。例えば、本件拠出により 2024 年に日本が開発を支援し、現在も ESCAP が実施する事業においても活用されている障害インクルーシブ防災(iDDR)の e ラーニングツールは、阪神・淡路大震災を機に設置された「人と防災未来センター」(兵庫県)や、被災地障害者センターくまもと(熊本県)、兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課などの日本の防災・障害者福祉分野の専門機関や自治体から、災害対応経験や政策ノウハウの提供を受けている。また、この e ラーニングツールの活用にあたっては、自然災害を頻繁に経験して高度化された日本の法制度や、災害被害者を包摂した防災事業に関する日本の取組を優良事例として取り上げるため、一般財団法人河川情報センター(東京都)、大阪大学大学院、特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会、神戸市保健福祉局といった大学や地方自治体などと連携し、ワークショップ開催などを通じて、ESCAP 加盟国との知見の共有を行っている。

また、2024 年の ESCAP の最新のインクルーシブ防災 e ラーニングツール作成の際は、東京大学井筒准教授の助言を受け、同志社大学立木教授が指導し、その教材には、公益財団法人日本財団の援助を受けた大分県別府市のインクルーシブ防災事業が優良実践例として記載されている。また、2024 年 10 月に開催された第8回 ESCAP 社会開発委員会のサイドイベントにおいて、同事業の下で開発された e ラーニングツールとその成果が取り上げられた。同サイドイベントにおいて、JICA の障害対策専門員が、障害者のための防災措置などに関する日本の知見・体験に基づいた事例や教訓などを紹介し、同ツールの有用性を強調し、参加していた裨益国などの関係者から日本の貢献に対して謝意が表明された。また、こうした事業で得られた教訓を活かすために、JICA が ESCAP の関連作業部会に継続的に関与している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

エスカップ基金拠出金は ESCAP が加盟国などの円滑な経済活動・SDGs に対応する事業を支援することで地球規模の諸問題に対処し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国民の安全の確保と繁栄を目指した望ましい国際環境の確保」(外交基本目標 II)に貢献することを目標としている。

エスカップ基金拠出金は、基準2のとおり、ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施事業(2021 年3月～2024 年6月)や、SIDS における SDGs 統計・報告促進事業(2023 年 10 月～2024 年 12 月)などについて、2-2 のとおりの効果を上げている。また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。3-2 のとおり、ESCAP 事務局は日本と綿密に連携しながら事業を実施し、最終報告書や決算報告書の提出を通じて進捗・成果を報

告しており、全ての事業は国連の財務規則に従って運営されている。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については4-1のとおり。

また、1-4 のとおり、閣僚級会合のサイドイベントで裨益国（パキスタン、ラオス、フィジー、トンガ、キリバスなど）や、ESCAP 事務局、その他関連国際機関など多くの関係者から、日本の貢献につき謝意が表明された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価対象期間中に実施された、①ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施事業（実施期間：2021 年3月～2024 年6月）と②アジア太平洋小島嶼開発途上国（SIDS）における SDGs 統計・報告促進事業（2023 年10月承認、実施期間：2023 年10月～2024 年12月）について、それぞれの目的及び取組・成果は以下のとおりである。

【ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施を行うための事業】

1 目的

2017 年に本件拠出で支援し開発された防災に関する e ラーニングツールを活用して、ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災に関わる防災行政担当者の能力構築・政策形成及び実施を促進。同事業の対象国（ラオス、フィリピン、ネパール、パキスタン）の中央及び地方政府の防災政策立案者及びコミュニティ・リーダーが、ジェンダー平等に配慮した、障害者包摂防災にかかる具体的施策を採用することが期待される。また、同事業の本防災関連トレーニングの対象者は約 2,000 人以上。

2 取組・成果

同事業は仙台防災枠組（注：2015 年の第3回世界防災会議で採択された国際的な防災指針）でも記載されている障害者を取り残さない防災を域内に広めるために、アクセス可能な e ラーニングコースが、対象国の現状と言語に合わせて設計され、対象国の防災政策担当の者の能力構築に貢献した。対象国では、障害者を包摂する防災を推進する意識や方法論が欠如していることが指摘されているが、同事業を通じて、障害者包摂に関する意識が喚起され、知識と方法論、関係者とのネットワークにより、防災の各段階に障害の視点を反映、実践されることが見込まれる。また、e ラーニングコースの概念には、防災における障害インクルージョンが、障害者だけでなく、高齢者、幼児のいる家族、妊娠中の女性など、より多くの人に裨益するユニバーサルアプローチを推進していることから、潜在ターゲットが幅広いことが特徴。さらに、こういった概念を反映した、大分県別府市における地域防災の取組や、北海道浦河べてるの家（注：精神障害のある方の地域活動拠点の社会福祉法人）の実例も紹介されており、多くの防災担当行政職員が、日本の防災に関する考え方や実践について学んだ。

2024 年12月に提出された同事業の最終報告書によると、開発された e ラーニングツールについて、全対象国の防災政策担当者が、【成果指標①】災害リスク軽減や新型コロナ対策に障害者の視点を取り入れるための政策変更、包括的な訓練の実施、包括的な避難所の開発にもつながったほか、【成果指標②】地域の状況に応じて内容がカスタマイズされ、母国語版がリリースされたことにより、ツールへのより多くのアクセスにつながったと評価しており、【成果指標③】将来の関連事業や今後の政策立案において活用する旨の意向を示した。これら①～③の成果指標について

は、例えば③において、60%の目標値に対する実績値が 89%となるなど、いずれも目標値を超えたことが報告されている。

このように、対象国の防災行政にかかわる多くの中央・地方政府の職員がこのコースで習得する制度が整備されてきており、対象国の政策当局・関連ステークホルダーなどに積極的に展開され、e ラーニングツールの改善・更なる利用拡大に同事業終了後もつなげることができる体制が整備されつつあることが上述1-5のイベントでも報告された。これらの教材 e ラーニングツールは、ESCAP のアジア太平洋防災・減災リスク耐用性情報ポータルにも掲載されて継続的にアップデートされ、加盟国などに幅広く紹介されている。なお、上記1-1(2)や1-5のとおり、同ツール開発の成果は、第 80 回 ESCAP 総会を含む3つの閣僚級会合でも発表され、対象国によって体験などが共有された。

【アジア太平洋小島嶼開発途上国(SIDS)における SDGs 統計・報告促進事業:国、地域、グローバル単位の統計用の国別報告のためのインジケータの作成及び利用に係るガイドラインの開発、試行、その活用の促進】

1 目的

国内法や国際条約、地域の一員の義務として統計や報告書作成・提出が求められているが、その対応は容易ではないことから、アジア太平洋地域の SIDS に対する多重の報告要件の管理を支援する最適な方法を示すことを主な目的とする。SIDS 諸国は、報告要件に適合する指標・統計の作成を促進するガイドラインを作成し、その活用に向けた担当機関や担当者能力開発を行う。

2 取組・成果

SIDS にとって、近年の自然災害の増加に伴う正確な実態把握やその評価、報告に係る体制整備は、政策の策定や資金調達などのためにも一層重要となっているが、統計や報告書の作成は極めて重い負担となっている。こうした負担を軽減するための事業を実施することにより、SIDS の SDGs や条約上の報告負担の軽減に寄与するとともに、SIDS のより正確な実態の把握に貢献することが期待されている。指標作成のためのガイドラインは作成され、2024 年5月に太平洋統計方法委員会に提出され、対象国のフィジー、トンガ、キリバスへの技術支援ミッションが実施された。対象国からのミッションに対する評価は高く、2024 年5月末に 10 年ぶりに開催された第4回 SIDS 国際会議で採択された地域計画の内容を反映すべく、統計や報告書作成を一体的に支援する統計基盤の整備が進む見込みである。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

1. 年末時点の残高報告書等財務報告書の内容

決算報告書の受領年月・決算状況:毎年3~5月頃(総会・国連予算サイクルに左右される)、年末時点の残金報告書など財務報告書が提出される。事業実施期間などは事業によって異なるが、事業の関連諸作業の完遂後6か月以内に報告書が提出されることとなっている。2024 年末時点の残高報告書には、令和5年度拠出及び利子収入が報告されている。

- ・財務報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
- ・個別事業の報告以外にも毎年3~5月頃に書面による事業の進捗報告を受けている。今次評価対象期間内では2024 年末時点の残高報告書を受領したが、特段問題はなかった。
- ・監査 監査主体:国連会計検査委員会(BOA)、2024 年 12 月実施、対象:拠出金、結果:特段の指摘事項なし。
- ・その他 内部監査/内部評価 両制度あり(対象【拠出先全体】)
- ・内部監査:OIOS 内部監査部門がリスクベースで ESCAP のガバナンス・リスク管理・内部統制を監査。
- ・内部評価:OIOS 検査・評価部門が必要に応じ ESCAP を独立評価。併せて ESCAP の M&E が二年計画で各プログラム/プロジェクトの中間・最終評価を実施し、報告は原則公開、対応策の履行確認。

ESCAP 事務局は、日本の優先分野を考慮しつつ ESCAP としての強みを生かした事業実施を提案する観点から、案件の事前、実施中及び事後の各段階において日本と綿密な意思疎通を行っている。いずれの事業も、国連の財務規則及び規定に則り運営されている。

2. 事業毎の報告書

(1) ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施事業

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2024 年 12 月 (日本の令和5年度拠出分)、最終報告書及び財務報告書を受領済み。同財務報告書では、項目別の収支及び総事業予算に対する進捗状況が報告されており、2024 年 12 月末時点で、防災ガイドライン事業予算 229,390 米ドルに対して 221,566.49 米ドルを支出済み又は支出コミット済み。2024 年末時点の残金 7,823 米ドルについては、基金の TOR (Terms of Reference・職務権限規定) に基づき、将来の案件の資金として活用されている。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・個別事業の報告以外にも、実施期間中、在タイ日本国大使館が事業諮問委員会に参加し、事業進捗の報告を受けている。2024 年 12 月に提出された最終報告書によれば、事業は計画どおり実施され、終了後も、その成果が複数の政府間会合にて優良事業の事例として紹介された。

・監査 監査主体: 国連会計検査委員会 (BOA)、2024 年 12 月実施、対象: 拠出金、結果: 監査報告書において特段の指摘事項なし。

(2) アジア太平洋小島嶼開発途上国 (SIDS) における SDGs 統計・報告促進事業

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 7 月 (日本の令和5年度拠出分)、最終報告書を受領。当初の実施期間は 2023 年 10 月～2024 年 6 月までであったが、2024 年 5 月の国連総会におけるアンティグア・バーブーダ・アジェンダ (ABAS) 採択を踏まえ、支援国から ABAS の内容を反映したい旨の要望があったため、2024 年 12 月末まで事業期間を延長した。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・監査主体: 国連会計検査委員会 (BOA)、2024 年 12 月実施、対象: 拠出金、結果: 監査報告書において特段の指摘事項なし。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)

ESCAP 事務局は、日本の優先分野を考慮しつつ ESCAP としての強みを生かした事業の実施を提案するよう努める観点から、事業の事前、実施中及び事後のそれぞれにおいて日本と綿密な意思疎通を行っている。書面による事業の進捗報告 (総会・予算提出等のタイミングに左右される) を毎年 3～5 月に行うことに加え、前年に達成された成果の報告を行うとともに、各事業完了後 6 か月以内に最終報告書を提出することとしているほか、いずれの事業も、国連の財務規則及び規定に則り運営されている。なお、第 80 回総会において、文書に係る開示ルールなどを一層明確化すべく、日本はガバナンスと透明性に関する決議を主導し、多くの加盟国からの賛同を得つつ、採択することに成功した。また、2025 年第 81 回総会に向け、会期間中の作業部会に在タイ日本国大使館が参加し、特に都市開発やデジタル包摂関連の決議案・決定案の作成に寄与、採択に貢献した。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況 (専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減 (日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数 (日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025

11	11	9	10.33	8	-2.33	202
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	18
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2022年5月、ESCAP幹部ポストである南アジア・南西アジア・サブ地域事務所長(D1)に新たに日本人職員(田中美樹子氏)が就任。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	a	b	c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	
3 拠出先の概要	
国際農業研究協議グループ(CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)は、1971 年、開発途上国における農林水産業の生産性改善などによる福祉向上を目的として、世界銀行、日本を含む先進国 16 か国、民間財団などにより設立。フランスに本部が所在するほか、世界 15 か所に国際農林水産研究を実施する研究センターが所在。現在は、日本、米国、英国、インド、カナダ、フランス、EU(5カ国)、メキシコ、オーストラリアなど 57 か国のほか、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連食糧農業機関(FAO)、アジア開発銀行(ADB)、国際農業開発基金(IFAD)などの国際・地域機関及びゲイツ財団、ロックフェラー財団などの民間財団が参加。気候変動、栄養改善、生物多様性、ジェンダーなどの課題に対応しており、農作物の品種の遺伝資源の保存・評価、適正な品種開発及びその提供、病虫害対策、農地の保全、天然資源の管理や保全のためのデータ分析及びその提供、開発途上国の専門家に対する研修などを実施。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出は、CGIAR 基金(世界銀行が管理)を通じて、主に日本の重視する生産性の高いコメ、気候変動対応、栄養改善などの研究プログラムの実施経費(ノンコア拠出)に充てられている。世界の人口増加などに伴い食料需要が急増することや国際情勢による食料価格・供給の不安定化などを踏まえ、食料の安定的供給の確保に必要な農業生産性を革新的に向上させるため、国際的な農業研究・開発を支援し、日本の有する知見・経験を組み合わせて食料安全保障問題の解決に資することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	60,643 千円
これまでと同様に、日本人研究者が主導する研究テーマに対して、CGIAR 基金の Window3(ノンコア拠出)を通じて拠出を行う。Window3を通じた拠出額については、令和7年度は CGIAR 全体(397.4 百万米ドル)のうち 3.6 百万米ドル程度(0.90%)であり、順位は 19 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「<u>個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会</u>」及び「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「<u>個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献</u>」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
農林水産分野における世界最大規模の研究ネットワークを有する CGIAR の活動を支援することは、開発途上国の農業・食料に関する課題のみならず、気候変動、栄養改善、生物多様性、ジェンダーなどの日本の重視する SDGs の達成に貢献するほか、食料の大部分を輸入に頼っている日本の食料安全保障の実現においても非常に重要である。特に農業研究は成果の創出までに長期間を要することから、継続的な支援が必要である。 CGIAR は、あらゆる機会を捉えて、農林水産分野におけるイノベーション創出の重要性を訴えるとともに、これまでの成果を発信し、多種多様な関係者と共に積極的な活動を展開しており、CGIAR を通じた支援により、開発途上国の農業・食料に関する課題解決や地球規模課題の効果的・効率的解決が可能である。 例えば、2025 年9月に開催された G20 食料安全保障タスクフォース閣僚級会合において、CGIAR は南アフリカ G20 議長国の食料安全保障に関する研究に貢献した組織の一つとして言及された。また、2024 年7月に開催された G20 飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス設立に関する閣僚級会合の成果文書において、CGIAR の研究センターの世界的ネットワーク形成を目的とする世界的研究イニシアチブに対し、取組を支援するための責任ある投資を動員する旨が明記されており、飢餓・貧困への対応において CGIAR が重要な役割を担っている。 CGIAR のこれまでの貢献は国際的にも評価されており、例えば、CGIAR 職員のナヤック博士が農業分野で最も権威ある賞といわれる World food prize Norman E. Borlaug Award を 2023 年に受賞した。また、CGIAR の傘下にある、国際稲研究所(IRRI)の齋藤主席研究員は、世界の食への貢献が評価され「第7回食の新潟国際賞(21 世紀希望賞)」を 2022 年に受賞し(受賞時はアフリカ稲研究センター(Africa Rice)在籍)、CGIAR と連携している国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)のスバラオ主任研究員は「第8回食の新潟国際賞(大賞)」を 2024 年に受賞した。さらに、国際熱帯農業研究所(IITA)のサンギンガ前所長は 2023 年に、農業分野における日本・アフリカ間の関係強化及び相互理解の促進への寄与を理由に、旭日重光章を叙勲している。このほか、組織改革にも意欲的であり、特にジェンダー平等及び多様性の包摂についての取組は、国連機関や学術界の機関が集まり人材育成について議論する Career Development Roundtable において 2022 年に最も優秀な活動を行った機関に選ばれ、2023 年においてもトップクラスの実績を有するとして表彰された。 農林水産省、外務省共に、特定の研究を指定したノンコア拠出を行っており、特に外務省の本件拠出では日本人研究者が策定する計画に基づくプロジェクトに拠出しており、日本人研究者の研究能力の向上に貢献している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は、CGIAR 設立時から 2023 年まで継続してシステム理事会のメンバーを務め、意思決定機関であるシステム理事会(主要な 20 のドナー国・機関から構成され基本的に一定の拠出額を満たした国・地域から選出。ただし、このうち5か国は、それぞれ一定の拠出額を満たしていないが世界を5地域に分けたそれぞれの代表として参加)への参加を通じて、CGIAR で今後行う研究事業や取組方針などについて、日本の政策的関心に即した働きかけを行ってきた。

システム理事会のメンバー改選により、2024 年1月以降日本はメンバーではなくなったが、農業技術の開発・普及などにおける CGIAR に対する日本のこれまでの貢献は認識されており、2024 年1月以降はオブザーバーとして CGIAR に関与している。

CGIAR 傘下の 15 の研究センターにおける意思決定機関である各研究センター理事会において、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの岩永顧問が以下2機関の理事を務めている。

①国際馬鈴薯センター(CIP)理事:2025 年3月から

②国際稲研究所(IRRI)理事:2025 年6月から

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年2月、公明党農水部会・外交部会合同会議(農水部会長:角田秀穂議員、外交部会長:新妻秀規議員)が開催され、CGIAR の取組などについて CGIAR のザンドストラグローバル・ディレクターなどから説明があり、CGIAR の活動への積極的な貢献について議論が行われた。また同時期にザンドストラグローバル・ディレクターは外務省を来訪し、拠出増加の希望を言及。

・2026 年3月、農林水産省国際研究官が IRRI 本部を往訪し、ピント IRRI 所長と意見交換を行うとともに日本の拠出による分析センター開所式を行い、日本の CGIAR への貢献を発信。また、総括国際研究専門官が国際トウモロコシ・コムギ改良センター(CIMMYT)を訪問し、ハーン副所長およびバルク副所長などと意見交換を実施。

・2025 年5月、農林水産省国際研究官が IRRI を訪問し、「Accelerating development and scaling of agricultural innovations for reducing GHG emissions in ASEAN countries」プロジェクトの開始式典に出席し、日本の CGIAR への貢献を ASEAN 各国に対して紹介。

・2025 年6月、鈴木農林水産大臣(当時:復興副大臣)が、CGIAR 本部を訪問し、カロン統合パートナーシップボード(IPB)副議長などと面会し、CGIAR との協力を強化することで一致。

・2025 年8月、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)の際に CGIAR 幹部との以下の面談などを実施。宮路外務副大臣が TICAD 出席のため訪日中のエロウアフィ CGIAR 専務理事などとラウンドテーブル形式での意見交換を実施し、CGIAR が目指す方向性と日本の安全保障政策の方向性が一致しており、CGIAR は日本にとって重要な機関であることを言及。

・2025 年8月、小泉農林水産大臣が TICAD9 出席のため来日していたゲイツ・ゲイツ財団議長と会談し CGIAR と当省との連携強化による農業における地球規模課題への対応について意見交換。また、農林水産省農林水産技術会議会長は、エロウアフィ CGIAR 専務理事と拠出金や日本の研究機関との連携強化について意見交換、また、農林水産省研究総務官がピント IRRI 所長と研究推進などについて意見交換。

・2025 年8月、ササカワ・アフリカ財団主催の TICAD9 サイドイベント「環境再生型農業を通じたアフリカの食料システムの変革」で小泉農林水産大臣とエロウアフィ CGIAR 専務理事が講演。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

近年、CGIAR 傘下の各研究センターの日本人研究者と日本企業とが連携し、共同研究などが進められている。例えば、国際熱帯農業センター(CIAT)は、気候危機を緩和するキャッサバ環境再生型農法を可能にする栽培技術とカーボンクレジット認証手法の開発を日本企業と連携して行っている。また、国際食料政策研究所(IFPRI)も、日本企業と連携し、研究活動を実施している。

CIMMYT は、JIRCAS や日本大学などと協力して実施している地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)の支援を受け、インドにおける生物的硝化抑制(BNI)強化コムギの育種及び栽培体系確立に取り組んでいる。

IRRI は 2022 年から信州大学と協力して、耐塩性及び耐干性に優れたアフリカ向けのイネ品種の開発に着手しており、日本の大学が有する遺伝学的分野の知見を活用した有用なイネ品種の開発が期待される。また、ASEAN-CGIAR の事業として日本の機器メーカー、農業資材メーカーなどと連携して水田温室効果ガス (GHG) 削減事業を実施するとともに、農水省とアジア開発銀行 (ADB) が協力して実施している農業分野の二国間クレジット制度 (JCM) にも協力している。

IITA は日本の農機メーカーと連携し、アフリカの主食作物であるヤムイモの生産性向上や高サポニン系統のヤムイモ育種などを行った。また、日本のサプリメント関連企業がヤムイモの機能性に着目した商品開発を行った。ヤムイモの共同研究や研究者同士の交流などを通して、日本人研究者や日本企業の研究力の向上にも貢献した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際農業研究協議グループ拠出金は CGIAR が国際的な農業研究、開発、政策提言、人材育成を実施することで開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である SDGs 達成に向けた取組や食料安全保障の課題への取組の加速化に貢献することを目標としている。

国際農業研究協議グループ拠出金は、基準2のとおり効果を上げている。また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

主に日本が重視する食料増産、気候変動対応、栄養改善などの分野について、日本人研究者が主導する以下の研究センターにおける研究プロジェクトを支援した。以下、各機関のプロジェクトはプロジェクト施行前に提出された事業計画書通りに進んでいる。

The Africa Rice Center では、アフリカでのイネの生産向上に向けて、アフリカの厳しい環境下で高い生産性を示す品種や栽培技術の開発に取り組むとともに、マーケット情報を収集し、それを踏まえた有望品種の検討などを行っている。2023 年以降は系統を絞り込み、求める形質を持つ品種の選抜などを実施した。また、デジタル画像と機械学習により、イネの収量及びバイオマス予測を可能とするツールの開発を進めた。

The Alliance of Biodiversity International では、利用度の低い地域農産物を有効活用することで栄養改善に資することを目的とし、栄養状況や低利用農作物の利用可能性を調査・分析する技術の開発に加えて、農業技術情報の提供を行っている。2024 年は、食習慣評価ツールを活用し、科学的評価を基準とした効果的な栄養介入の設計を行った。

CIAT では、気候危機を緩和するキャッサバ環境再生型農法を実施している。2024 年は、2023 年に開発したキャッサバ・アプリの性能を向上させ、アプリを使う関係者の需要に対応した8つの機能モジュールを搭載した。さらに、機能性とユーザビリティを検証するため、初期ユーザーテストを実施した。

CIFOR (The Center for International Forestry Research)では、開発途上国の森林資源の劣化・減少を防ぐため、現在実施されている政策や活動の効果を分析・検証するとともに、地元住民への影響などを調査している。2023 年以降は、マレーシア及びインドネシアにおいて、気候変動緩和・適応に係る取組、森林認証制度などによる社会的影響、ゼ

ロディフォレステーションなどの導入による地域住民などへの影響、コロナ禍による影響などの本格的な調査を行った。

IFPRI では、日本のスマート農業や栄養に配慮した農業・食料システムなどを開発途上国で効果的・効率的に普及させていく知見を提供していくため、先行事例や各種データの調査・分析・評価などを行い、施策の有効性を検証し、広く情報発信している。2024 年は、ガーナ、ナイジェリアなどアフリカ地域においてこれまで収集したデータの分析、政策ブリーフなどを実施した。

研究センターにおいて実施したプロジェクトにより得られた研究成果の多くは、学術論文としてまとめられ、国際的学術雑誌などにて本件拠出による支援の成果の一部として公開・発表されるなど、日本のビジビリティの確保に努めた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年4月～7月（日本の 2024 年度拠出分） ・決算状況:収入:643 百万米ドル、支出:643 百万米ドル 報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体:KPMG、PWC、EY、Grant Thornton、BDO、Deloitte、RSM、結果:問題なし（2025 年6月）。 ・その他 内部監査の制度あり。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
40	51	56	49	47	-2	3494
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	0
備考	研究機関であるため、幹部職員(D1以上)といった明確な区切りがなく記載は困難。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・日本の大学や研究機関との共同研究を通じて積極的に日本人研究者同士を交流させるほか、インターンシップを通して大学生などを研究プロジェクトに参加させるなど、日本人研究者の増加に向けて取り組んでいる。						
・また、CGIAR、独立行政法人国際協力機構(JICA)及びJIRCASで定期的に情報共有や人的交流を目的とした勉強						

会を開催(2024年度は3回)している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A+	s	s	a	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (コア・ファンド)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画 (UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議 (A/RES/2029 (XX)) に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク (米国)。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施。日本における拠点として駐日代表事務所 (東京) を構えている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、開発分野の中核的国連機関である UNDP の通常予算に充当される。この予算は、UNDP が世界各地で行う多岐にわたる活動を支えるために活用されており、主に以下の費用に充当されている。 ・UNDP の開発支援活動費 ・本部、地域事務所、海外事務所の運営管理費や人件費 (常駐代表など幹部含む) ・緊急支援発生直後の初期アセスメントなどの災害や危機が発生した場合の対応 ・将来的に更なる資金動員につなげるための触媒的な初期プロジェクトの形成 本件拠出により、UNDP を通じて、開発途上国における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成への貢献のみならず、SDGs 全体の主流化や脆弱な人々の能力強化、ガバナンスの向上などに貢献する。UNDP は、国・地域を対象とした技術協力や能力開発のための国別・地域別・国際的な計画を策定し、同計画に基づき開発途上国などからの要請に応じて専門家の派遣、技術者に対する研修、機材供与のための資金供与などを行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	3,600,000 千円
(参考) UNDP 通常予算に対する拠出額	
2025 年: 日本の拠出額は 45.39 百万米ドルで、拠出率は 10.2% (第2位)。(第1位: ドイツ (23.7%)、第3位: スウェーデン (9.2%))	
2024 年: 日本の拠出額は 56.38 百万米ドルで、拠出率は 9.7% (第3位)。(第1位: ドイツ (16.9%)、第2位: 米国 (14.2%))	
2023 年: 日本の拠出額は 66.00 百万米ドルで、拠出率は 11.7% (第3位)。(第1位: ドイツ (15.8%)、第2位: 米国 (14.3%))	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI:経済協力」に位置づけられ、特に「施策VI-1:経済協力(施策レベル)」、「個別分野3:地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」及び「施策VI-2:地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について、それぞれ以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。 ● 施策 VI-1 個別分野3 中期目標 国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。 ● 施策 VI-2 個別分野1 中期目標 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、「持続可能な開発目標」SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関での人間の安全保障の概念の主流化を図る。 3 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
UNDP は、開発分野の中核的国連機関として、開発課題に対し大きな影響力・発言力を有している(UNDP 総裁は37の国連機関などからなる「国連持続可能な開発グループ」の副議長(議長:国連副事務総長、副議長:UNDP 総裁)を務めている)。UNDP の活動は、日本の外交政策との整合性が極めて高く、特に人間の安全保障及び SDGs の達成へ中心的な貢献を果たす。また、UNDP は、ドナー国のみならず、開発途上国政府、市民社会、民間セクターとの強固な信頼関係を構築し、危険地域においても代替不可能な活動能力を発揮しており、他の機関には代替できない極めて高い有用性と重要性を有する。このため、コア予算への拠出は、上記 1-1(1)に掲げる目標の効果的な達成に不可欠である。 日本が UNDP への本件拠出を通じて取り組んでいる、人間の安全保障、SDGsの達成、多国間主義の強化などの外交政策目標は、歴代の総理大臣の施政方針演説や外務大臣の外交演説などにおいて繰り返し言及されている(例:2025年9月の石破総理大臣による一般討論演説、2026年2月茂木外務大臣による外交演説)。これらは、本件拠出が日本の外交政策目標を達成するための重要な手段であることを客観的に補強するものである。 UNDP は、1994年版「人間開発報告書」にて、人間の安全保障の概念を提唱して以降、その実践と主流化を牽引してきた。UNDP は、総じて人間の安全保障の実践を活動目的の一つとしており、日本が重視する人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)(注)、及び女性・平和・安全保障(WPS)といった政策を推進する上で重要な役割を果たしている。2025年4月には、大阪・関西万博の国連パビリオンにおいて、人間の安全保障をテーマにした特別展示を実施した。また、8月には、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)において、関連のテーマ別イベントを実施し、12月にも、「デジタル時代における人間の安全保障」に関するレポートを発表するなど、精力的に取り組んでいる。 注)HDP ネクサス(「人道(Humanitarian(H))— 開発(Development(D))— 平和(Peace(P))の連携(Nexus)」)とは、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。 UNDP は、開発途上国政府、市民社会、民間セクターとの強固な信頼関係と広範なネットワークを基盤とし、プロジェクト実施に留まらず、各国の実情に応じた国家開発戦略や国家財政枠組みの策定を支援している。2025年には、開発途上国が、約14億米ドル以上をUNDPに拠出した。その大半は自国の開発に資する事業実施が目的であり、開発

途上国における UNDP の信頼度の高さを示している。UNDP のコア予算への拠出は、UNDP の信頼関係とネットワークを最大限に活用し、国際社会全体の持続可能かつ強靱な社会の構築への日本の貢献を強化する。

さらに、UNDP は、1993 年以降、TICAD の共催者として、アフリカ開発における主要な枠組みを日本とともに牽引してきた。2025 年8月に開催された TICAD9においても、イノベーション、青年、持続可能な金融、平和構築といった持続可能な開発のための 2030 アジェンダの加速に向けたハイレベルな議論を主導した。また、アジアやアフリカ、中南米地域などの新興国・開発途上国における日本の存在感を高め、地球規模課題に関する議論で主導権を発揮する上で極めて有用なパートナーである。

UNDP は、日本国大使館の実館がない、又は治安上の理由により独立行政法人国際協力機構（JICA）など日本の機関による活動が困難な国を含む約 170 の国・地域に所在する事務所を通じて開発協力を行っており、日本の二国間支援を補完する上で重要な役割を果たしている。例えば、アフガニスタンにおける女性の保護支援など、治安上の理由から JICA の活動が制限される場所においても、UNDP と JICA が密に連携して、人間の安全保障の実践に取り組んでいる。UNDP のコア予算は、このような国際的基盤と機動的な対応能力を支える上で不可欠な要素であり、特定のプロジェクトに限定されない柔軟な対応を可能にする点で極めて重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、UNDP の最高意思決定機関である執行理事会の議席（全 36 議席）を、「西欧及びその他」グループの一員としてローテーションにより、2007 年-2029 年のうち4年間（2009 年、2014 年、2019 年、2027 年）を除く 19 会期にわたり確保し、UNDP の政策方針、戦略計画、予算、国別事業の承認などの意思決定プロセスに参加している。この議席は、日本の UNDP への影響力の要であり、重要な案件に関する意思決定に関与できる基盤となっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

UNDP 総裁、副総裁、局長などの訪日の際には、総理大臣、外務省を含む省庁幹部、JICA 理事長・理事、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）などのビジネス界との協議を行っており、日本の意向を反映できる協力関係を維持・確保している。評価期間中の日・UNDP 間の要人往来及び政策対話の実績は以下のとおり。

- 2025 年5月：ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長が訪日し、松本外務大臣政務官を表敬し、UNDP に対する日本からの一貫した支援に謝意を表明し、日本企業との連携を含む様々な取組を一層強化していくことで一致した。
- 2025 年5月：第 14 回日・UNDP 戦略対話を開催し、ハオリャン副総裁や野田総裁補兼危機局長がオンラインで参加するとともに、ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長が出席。日本の拠出に謝意を表明し、人間の安全保障の主流化及び実践を引き続き推進していくことを確認したほか、民間企業の活力を取り込む形での開発協力の展開といった、戦略的な連携の在り方について意見交換を行った。
- 2025 年5月：ウィグナラジャ総裁補兼アジア大洋州局長が訪日。松本外務大臣政務官を表敬し、一貫した日本の支援に対する謝意を表明するとともに、人間の安全保障や人道・開発・平和の連携といった日本と UNDP の双方が重視する考え方に沿った協力を推進し、ミャンマーにおける地震後の復旧・復興について意見交換を行った。
- 2025 年8月：ハオリャン総裁代行が TICAD9 に合わせて訪日し、岩屋外務大臣を表敬。日本の貢献に対し謝意を表明するとともに、日本との協働や日本企業・青年との協力について意見交換を行い、戦略的な連携を強化していくことで一致した。TICAD9 の際には、UNDP が共催者となり、日本とアフリカの若者を 1,000 人以上集めて Youth TICAD を開催するとともに、第2回模擬アフリカ連合会議には、アフリカ地域 47 か国、日本の 26 の都道府県から 150 人以上の青年が参加した。
- 2025 年 10 月：ジブコビッチ総裁補兼欧州・CIS 局長が訪日し、日本及びウクライナ主催のウクライナ地雷対策会議に国連機関で最もハイレベルな立場で参加した。外務省、経済産業省、JICA、独立行政法人日本貿易振興

機構(JETRO)との面談を行い、12月に「中央アジア+日本」対話・首脳会議を控えた中央アジア地域支援の方向性を協議した。

・その他日本側の取組など

UNDP 執行理事会の議席は、コア・ファンドへの拠出順位などにより配分される実態がある。過去には日本が執行理事会のメンバーでなかった期間中に、日本にとって重要な案件に関する意思決定に関与することができなかった経緯も踏まえて、日本は UNDP への影響力確保の観点から、コア・ファンドへの拠出順位の維持に留意している。また、本評価期間中も、2025 年6月、8月、2026 年2月に行われた執行理事会に参加し、国連日本政府代表部から大使級の代表者が発言することで、確保された地位を活かして、日本の意向を反映させている。

UNDP ジャパン・ユニット及び駐日代表事務所は、日本と UNDP 本部及び 170 か国以上にある UNDP 海外事務所や地域事務所との間の円滑な調整を担っている。駐日代表事務所は、日本の支援により実施された開発途上国での SDGs 達成に向けた事例の紹介も含む広報、大阪・関西万博でのアドボカシー、政策関連イベントの開催、メディア対応、大学、民間企業や NGO などとの連携、日本人職員増強、国連調達などにおいても重要な役割を担っており、日本の意向を踏まえつつ、人間の安全保障など、重要な課題の発信にも大きな役割を果たしている。本評価対象期間である 2025 年4月から 2026 年3月まで、UNDP が日本で開催されたイベントなどに登壇した数は合計 89 件、約 75,000 人の聴衆が参加した(テレビ視聴者数、記事閲覧数は除く)。日本と UNDP のパートナーシップを含む報道は 2025 年度には増加し、合計 1,468 本の記事で UNDP が言及され、駐日代表事務所のホームページは、176 件の記事が掲載された。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNDP は、多様な関係者と連携し、UNDP との協力への関与を促進するとともに、関係者への UNDP への拠出の有用性・重要性を示す活動を展開している。具体的な取組は以下のとおり。

【日系企業】

日本経済団体連合会(経団連)との SDGs 推進に関する基本合意書に基づき、日本の経済団体や日本企業との間で様々な協力を実施。例えば、2025 年 10 月には、ニューヨークにおいて経団連ミッションとの意見交換を実施。同年 11 月には日本企業と若手社会起業家支援イベントを共催。2026 年2月にはビジネスと人権に関するイベントを実施。2025 年 11 月及び 2026 年3月には日本企業を対象とした調達連携に関するセミナーを実施。こうした取組は、日本企業の国際貢献と新規ビジネス創出につながっている。

【地方自治体】

日本の地方自治体との連携も積極的に推進している。2025 年8月-9月には、横浜市と協力し、ウクライナの保育園遊具支援プロジェクトのために 300 万円以上を調達。また、同年 11 月、UNDP は横浜市主催のアジア・スマートシティ会議 2025 に参加した。さらに、2025 年6月、UNDP は太平洋島嶼国の政府関係者と沖縄県内の自治体関係者などを対象に、再生可能エネルギーに関する知見の共創を目的とした視察研修を実施。

【大学など】

基本合意書を締結した大学を中心に、国際会議やイベントなどを実施。例えば、2025 年8月に、UNDP、上智大学、JICA の共催で第2回模擬アフリカ連合会議を開催。地方の大学との連携も活発に行い、評価期間中、15校において、UNDP 駐日事務所関係者が講義・講演を実施。2025 年7月には、UNDP 学生アンバサダープログラムを開始し、アドボカシー活動を展開しており、国際的な人材の育成と、学術的知見の国際社会への還元につながっている。

【個人資格の委員】

UNDP は日本の専門家とも連携を行っている。例えば、2018 年以降、UNDP は民間資金の流れを拡大するための「SDGs インパクト」を開始。日本から、渋澤健シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役が運営委員として 2021 年以降参加。日本の専門知識が国際的な SDGs 推進に組み込まれ、日本の影響力強化に繋がっている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

UNDP コア・ファンド拠出金は、UNDP が SDGs 推進のために実施する活動を支えるもの。これは、UNDP の戦略計画(2022-2025 年)における重点分野である、(1)貧困と不平等の根絶、(2)国家の仕組みの整備(ガバナンス)、(3)危機対応能力(強靱性)強化、(4)環境保全、(5)クリーンエネルギーの普及、(6)ジェンダー平等の実現を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である SDGs 達成に向けた取組を加速させ、人間の安全保障の推進に貢献することを目標としている。

UNDP は、人間の安全保障の概念の主流化のため、1-1(2)及び 1-3 に記載したとおり、2025 年の大阪・関西万博や TICAD9 などの機会に特別展示やイベントを開催するなど、啓発・情報発信に貢献した。また、デジタル時代における人間の安全保障に関するレポートの作成や日本企業への情報発信などを通じて、人間の安全保障の更なる主流化に貢献している。評価期間中の要人往来の機会を捉えて、人間の安全保障の推進や HDP ネクサスの実践に向けた対話や協力関係の強化を行った。

また、UNDP は、基準2のとおり、貧困・不平等対策、ガバナンス、環境、エネルギー、ジェンダー平等などの分野において、2-1(2)に記載したような効果を上げている。また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。2025 年4月、IT インフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードする UNDP 情報統括責任者(本部管理サービス局、D2)に日本人職員が着任したことや、海外事務所の常駐代表を務める日本人職員の数が前年の5名から6名に増加したことは特筆に値する。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNDP の戦略計画(2022-2025)では、「より公正で持続可能な未来に向けた人々の選択肢を広げ、地球と人々のバランスが取れた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が描く世界を築くために、各国と協力している」との記載があり、2030 アジェンダの実現が UNDP の取組の主要な目的となっている。より具体的には、2022 年からの4年間に、(1)1億人が多面的な貧困から逃れることができるよう支援すること、(2)5億人がクリーンエネルギーにアクセスできるよう支援すること、(3)8億人が選挙に参加できるよう支援すること、(4)SDGsのために1兆ドル以上の公共支出・民間投資の推進に取り組むことを明確にしている。各国の状況や開発課題が異なることを踏まえて、UNDPは状況に即した統合的な解決策を提供する。そのため UNDP は、(1)人々の貧困からの保護、(2)平和で、公正かつ包摂的な社会のためのガバナンス、(3)危機予防と強靱性の向上、(4)環境・開発に向け自然に基づいた対策、(5)クリーンで、経済的に適切なエネルギー、(6)女性の能力強化とジェンダー平等を重点分野として活動を実施している。開発インパクトの加速を促進する要素として、デジタル化、イノベーション、金融を掲げている。

UNDP の次期戦略計画(2026-2029)は、日本の有識者、民間セクター代表、外務省との協議を経て、民間セクターとのパートナーシップ、デジタル化、人間の安全保障などを取り入れ、2025 年8月に開催された執行理事会で了承された。次期戦略計画(2026-2029 年)では、(1)全ての人の繁栄、(2)効果的ガバナンス、(3)危機への強靱性、(4)健全な地球環境の4つの戦略目標を掲げ、それを、①デジタルと AI による変革、②ジェンダー平等、③持続可能な資金調達の3つを推進力として、実現を目指す。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

統合的な成果及び資源の枠組(戦略計画 2022-2025)(2026 年4月公表)によれば、UNDP において掲げる6つの重点分野につき、2025 年には主に以下のような成果がみられた。

(1) 貧困・不平等対策:

【指標】基本的サービス(教育、医療、水等)へのアクセス改善により恩恵を受けた人数

【実績】

女性(50 か国):182,615,907 人(2024 年、前年比+約 45 百万人)／2025 年目標:135,283,548 人

男性(47 か国):169,055,470 人(前年比+約 44 百万人)／2025 年目標:115,910,781 人

性別情報なし(18 か国):129,828,510 人(前年比+4百万人)／2025 年目標:111,528,677 人

(2) ガバナンス

【指標】有権者登録数

【実績】

女性(26 か国):150,741,672 人(前年比+約 10 百万人)／2025 年目標:143,237,982 人

男性(25 か国):158,394,925 人(前年比+約 10 百万人)／2025 年目標:146,654,373 人

性別情報なし(9か国):28,054,368 人(前年比+約 60 万人)／2025 年目標:31,858,652 人

(3) 強靱性(レジリエンス)

【指標】危機やその後にインフラ改善などの支援を受けた人数(年ごとの数値)

【実績】

女性(23 か国):10,340,365 人(前年比 約 578 万人)／2025 年目標:3,188,512 人

男性(23 か国):9,558,614 人(前年比 約 529 万人)／2025 年目標:3,702,004 人

性別情報なし(11 か国):13,294,451 人(前年比 約 114 万人)／2025 年目標:2,599,921 人

(4) 環境

【指標】自然保護・持続可能な資源活用取組によって恩恵を受けた人数

【実績】

女性(83 か国):9,355,192 人(前年比+ 2.1 百万人)／2025 年目標:7,391,907 人

男性(83 か国):9,339,346 人(前年比+1.9 百万人)／2025 年目標:7,440,055 人

性別情報なし(30 か国):7,312,449 人(前年比+1.2 百万人)／2025 年目標:3,993,609 人

(5) エネルギー

【指標】持続可能なクリーンエネルギーを新たに利用できるようになった人数

【実績】

女性(48 か国):18,331,143 人(前年比+約 103 万人)／2025 年目標:8,105,197 人

男性(48 か国):20,279,533 人(前年比+約 86 万人)／2025 年目標:9,017,836 人

性別情報なし(16 か国):6,176,241 人(前年比+約 318 万人)／2025 年目標:1,372,789 人

(6) ジェンダー平等

【指標】GBV(ジェンダーに基づく暴力)防止のための取組数

【実績】(35 か国):600 件(前年比+ 109 件)／2025 年目標:426 件

また、UNDP は本件拠出を活用し、国連機関の中で最も大規模な気候・環境関連支援(145 か国において気候・環境分野で 39 億ドルを動員、107 か国の国が決定する貢献(NDC)策定・実施を直接支援)を展開したほか、ガバナンス改革(2022-2025 年の戦略計画期間中に 51 か国・78 回の選挙において 911 百万人の有権者の政治参加を支援)、女性の社会参画(同期間中に 182 百万人の女性が基本的サービスにアクセス、155 百万人が金融サービスを利用)など、分野横断的な成果も確認されている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**: 1月から12月
- ・**決算報告書の受領(先方公表)年月**: 2025年8月(日本の2024年度拠出分)
- ・**決算状況**: UNDPの2024会計年度: 収入: 53億2,700万米ドル、支出: 53億4,300万米ドル、差額: 1,600万米ドルの赤字
UNDPは、2024会計年度の総支出において、2023会計年度と比較して、2億3,810万ドル(4.3%)の削減を達成した。なお、差額に関し、2023会計年度の3億5,300万ドルの黒字と比較して大きな減少となったが、主な要因は、歳入が6億700万ドル減少したことによるもので、総支出が2億3,810万ドル減少したことで相殺された旨説明する報告書が執行理事会で承認された。
- ・**外部監査**: 監査主体 国連会計検査委員会(United Nations Board of Auditors: BOA)
結果: 2026年2月に開催された執行理事会において、2025年7月にBOAが公表した監査報告書([A/80/5/Add.1](#))の勧告について議論が行われた。UNDPについては、19年連続で無限定(クリーン)の監査意見が出されており、外部監査からの勧告を積極的に実施しており、「2024年援助透明性指数」による、世界でも最も透明性の高い援助機関の一つとしての地位を維持している。
- ・**その他**: UNDPは、成果・透明性・説明責任の確保を優先課題として掲げ、内部監査・調査体制の強化を継続している。UNDPの2025年の内部監査結果([DP/2026/13](#))は、ガバナンス・リスク管理・内部統制の有効性について「概ね良好で一部改善が必要(Satisfactory, with some improvement needed)」との総合評価が付与されている。具体的には国際内部監査基準(IIA)に準拠し、独立性、専門性が確保され、監査、調査の質が担保されており、戦略的重要分野を優先する監査実施のアプローチや上級管理職との連携強化、グローバルな対応力などの面で評価されている。監査・調査室(OAI)が指摘した主な課題は、①プロジェクト・プログラム管理及び監督体制、②調達管理、③ガバナンス、④財務管理であった。指摘された課題は重要だが、UNDPの目標達成に重大な影響は与えていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・2025年7月にBOAが公表した監査報告書([A/80/5/Add.1](#))では、監査意見(Audit Opinion)として、2024年12月31日時点でのUNDPの財政状況及び当該年度のキャッシュフローについて、適正に表示されており、国際公的部門会計基準(IPSAS)に準拠している旨記載されている。また、財務管理、個人契約制度の管理、国連の他機関との協力、危機対応などについての勧告がなされているが、重大な問題は見られない。さらに、過去の勧告のフォローアップは、73%が実施済み、27%が実施中であり、前回の67%から実施済みの割合が改善。
- ・UNDPは、内部監査報告書の原則公開、リスクベース監査の実施及び勧告のフォローアップを通じて説明責任の強化に取り組んでいる。2025年にはAI・データ分析を活用した不正リスク検知体制を強化するとともに、調査機能の地域クラスター化や職員向けコンプライアンス研修を実施し、組織的なリスク管理及び内部統制の向上を図った。
- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
63	54	58	58.33	58	-0.33	2,333
備考	・上記数値には含まれないが、International Personnel Services Agreement (IPSA) 及び National Personnel Services Agreement (NPSA) と呼ばれる UNDP などが専門性を有した人材を採用する雇用形態があり、同雇用形態にて雇用されている日本人は9名(2025 年 12 月時点)。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
12	10	11	11	11	0	236
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNDPIにおいては、近年主要拠出国によるコア拠出の大幅な削減が継続しており、これによりUNDPの財政基盤は過去に例を見ないほど逼迫した状況にある(3-1参照)。この財政的制約は、UNDP全体の組織運営に深刻な影響を及ぼし、抜本的な組織再編、人員計画の大幅な見直し、及び経費削減が喫緊の課題となっている。このような状況下において、UNDPは新規ポストの創設を極めて抑制的に行い、既存ポストにおいても契約の更新や昇進機会が限定される傾向にある。 日本は UNDP の主要な拠出国の一つであり、日本人職員の国際機関におけるプレゼンス向上は、国際社会における日本の貢献を可視化する上で極めて重要であると認識している。一方で、上記のような UNDP が置かれた財政難及び組織の統廃合に向けた動きの加速は、日本人職員の採用枠や昇進機会に直接的な影響を与え、日本人職員数の増加を困難にする要因となっている。 なお、近年の財政制約や組織改革の影響により、UNDP の国際専門職(IP)スタッフ数は減少傾向にあり、2024 年末の 2,412 名から 2025 年末には 2,333 名、さらに 2026 年 3 月末時点では 2,268 名へと継続的に減少している。このような全体的な人員縮減の中にあっても、日本人職員数が前年同様の 58 名を維持していることは、UNDP における日本人職員の専門性及び貢献が引き続き高く評価されていることを示すものである。 また、総数が減少する中で日本人職員数が維持されていることは、相対的に日本のプレゼンスが確保されていることを意味し、UNDP の意思決定及び事業実施における日本の影響力の維持・確保の観点からも重要な意義を有する。これは、日本による継続的な働きかけや人材確保努力の成果として評価できる。 【ASG相当以上の重要ポスト獲得状況】 ・野田章子氏が、国連事務次長補(ASG)兼国連開発計画危機局長のポストを占めている。 【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】 ・2025年7月、UNDPとUNV(国連ボランティア計画)と合同で、UNDP人事部やJPO経験者を含むUNDP職員を交え、「国連機関でのキャリア構築について」と題したイベントを開催した。2026年2月、UNDP人事部及び駐日代表事務所、海外事務所担当者が、外務省のJPO募集時期に合わせ、外務省国際機関人事センター担当者の参加も得て、UNDP独自のJPOキャリアセミナーを3回開催した。 ・また、日本側は外務大臣とUNDP幹部によるハイレベル会合や定期的な実務者協議など、あらゆる機会を捉え、日本人職員の採用・昇進の強化について働きかけを実施。						

【その他評価に値すると考えられる事項】

- ・2025年4月、ITインフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードするUNDP情報統括責任者(本部管理サービス局、D2)に日本人職員が着任した。
- ・日本人職員6名が海外事務所の常駐代表を務めている(ミャンマー、タンザニア、スリランカ、ネパール、ウズベキスタン、エジプト)(2025年12月末時点)。これは出身国別にみるとイタリア(9名)、フランス(8名)に次ぐ第3位となるもの。
- ・2025年11月、中・長期的日本人幹部職員増強に向けて、日本人職員1名(P5)が常駐副代表候補者プールに合格。(既に資格のあるものと併せて計3名が同人材プールに在籍。)
- ・日本人インターン、コンサルタントなども積極的に採用し、UNDPでは40か国の事務所に100名の日本人インターン、コンサルタントが在籍する(2025年12月末時点)。また、2025年12月時点で10名がJPOとして、UNDP本部や海外事務所に所属している。2026第1四半期に公表されたUNDPのJPOサービスセンターが発行している[ニュースレター](#)では、UNDPシエラレオネ事務所でプロジェクト・アナリストとして活躍している日本人職員の記事が掲載されている。UNDP駐日代表事務所が開催したキャリアセミナーには現役JPOが登壇したほか、日本人職員によるJPO制度やキャリアに関する記事13件を同事務所HPで公開するなど、広報活動も積極的に展開している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	a	a	b

■拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP) 拠出金(パートナーシップ基金)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク(米国)。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施。日本における拠点として駐日代表事務所(東京)を構えている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、開発分野の中核的国連機関である UNDP に設置されている日・UNDP パートナーシップ基金へ充当される。同基金は、日本と UNDP のパートナーシップを強化し、日本の外交政策を推進することを目的として 2003 年に設立(注1)。同基金を通じて、日本外交の主要な柱である人間の安全保障(注2)の理念の下、気候変動、防災、IT・デジタル化、法の支配など、日本の重点分野において、UNDP が有する専門的知見や世界的なネットワークを活用した事業を実施している。 また、本件拠出は、UNDP の日本人職員の関与や日本企業との連携が見込まれる案件を優先的に支援することで、国際場裡における日本のプレゼンス向上及び日本の経済成長に貢献。また、本件拠出により、日本と UNDP の連携強化に不可欠な役割を担う UNDP ジャパン・ユニットの人件費や活動費(出張経費など)を支弁している。ジャパン・ユニットは、日・UNDP パートナーシップ基金により実施される案件の管理業務も担っている。 (注1)駐日事務所は日本における公式な代表窓口として、日本政府との政策対話や対外的な関係構築、広報・アドボカシーを担う。一方、ジャパン・ユニットはニューヨーク本部に拠点を置き、日本からの拠出金などの管理や拠出対象事業全体の戦略・調整を一元的に担う。両者は上下関係ではなく、対外代表機能と戦略・制度管理機能を分担する補完的な関係にある。 (注2)人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するため、個人の保護と能力強化及び様々な主体の連帯を通じて、豊かで持続可能な社会づくりを促す考え方。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 86,025 千円 拠出率 100%(日本信託基金への拠出)	
【参考】	
令和7年度予算額: 7,225 百万円(当初及び補正予算合計)	
令和6年度予算額: 14,277 百万円(当初及び補正予算合計)	

令和5年度予算額： 14,742 百万円(当初及び補正予算合計)
令和4年度予算額： 21,373 百万円(当初及び補正予算合計)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI:経済協力」に位置付けられ、特に「施策VI-1:経済協力(施策レベル)」、「個別分野3:地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」及び「施策VI-2:地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について、それぞれ以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。 ● 施策 VI-1 個別分野3 中期目標 国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。 ● 施策 VI-2 個別分野1 中期目標 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関での人間の安全保障の概念の主流化を図る。 3 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
UNDP の活動は、日本の外交政策との整合性が極めて高く、特に人間の安全保障及び SDGs の達成へ中心的な貢献を果たしている。とりわけ、人間の安全保障の理念は、複雑な危機下における人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)(注)の核心である。岸田総理大臣が 2024 年の「Human Security at 30」イベントや未来サミットでの演説を通じて表明したとおり、日本は、「人への投資」を核とする人間の安全保障の深化の重要性を国際社会に再提示した。この日本の外交理念は、本件拠出を通じた UNDP との連携により実践されており、日本の国際的プレゼンスを高めることに貢献するものである。 本件拠出は日本が重視する政策や分野に沿って案件をイヤマークでき、コア拠出とは異なり、より直接的かつ柔軟に外交目標達成に資する事業実施が可能である。評価期間中、本件拠出を活用した事業の実施に当たり、以下の観点から、UNDP が極めて高い有用性と重要性を発揮した。 (注)HDP ネクサス(「人道(Humanitarian(H)) — 開発(Development(D)) — 平和(Peace(P))の連携(Nexus)」)とは、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。 ● SDGs 達成と人間の安全保障推進 日本の外交の柱である人間の安全保障の理念は、SDGs の「誰ひとり取り残さない」という理念と軌を一にする。本件拠出は、人間の安全保障の理念の国際的主流化に不可欠な役割を果たしている。特に、二国間支援が困難な治安上の課題を抱える国・地域において、最も脆弱な立場にある人々への支援を実現している。 ● 平和で安定した社会の実現

UNDP は高い中立性を保ちつつ、紛争影響国や移行国の政府をカウンターパートとして事業を実施している。とりわけ、選挙支援や民主的ガバナンスなど、対象国の政策枠組みに深く関わる分野における支援は、二国間支援では代替し得ず、UNDP 独自の比較優位性を有する。

● 地球規模課題へ取組

日本が重視する気候変動対策、防災、IT・デジタル化といった地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない。UNDP は、これら分野における豊富な専門的知見と多様なパートナーシップ構築能力を持つ。本件拠出を通じて実施した「アジア太平洋地域における学校の津波対策能力強化パートナーシップ」は、24 か国を対象とし、それぞれの国のみならず、地域レベルでの防災支援に大きく貢献している。

● 国際場裡における日本のプレゼンス向上

本件拠出は、UNDP に勤務する日本人職員の積極的な関与や日本企業との連携を優先的な支援対象とすることで、国際協力における日本のビジビリティの確保を図っている。評価期間中、評価基準 2-2 に示した案件全てに日本人職員が関与したほか、後述した「デジタル X」では日本企業の参画が促進された。

日本が UNDP への本件拠出を通じて取り組んでいる、人間の安全保障の推進と主流化、SDGs の達成に向けた取組の加速化、多国間主義の強化などの外交政策目標は、歴代の総理大臣の施政方針演説や外務大臣の外交演説などにおいて繰り返し言及されている(例:2025 年9月の石破総理大臣による所信表明演説、2026 年2月茂木外務大臣による外交演説)。これらは、本件拠出が日本の外交政策目標を達成するための重要な手段であることを客観的に補強するもの。

評価期間中、前述の「アジア太平洋地域における学校の津波防災能力強化パートナーシップ」において、2026 年2月、UNDP はタイで防災イベントを開催。その様子は、タイ公共放送で大きく取り上げられた。番組では、タイの高齢化社会の文脈において、メディアを通じた防災意識向上のための日・タイ協力に焦点が当てられ、高い評価を得た。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、同基金の最高意思決定機関である UNDP 執行理事会の議席(全 36 議席)を、「西欧及びその他」グループの一員としてローテーションにより、2007 年～2029 年のうち4年間(2009 年、2014 年、2019 年、2027 年)を除く 19 会期にわたり確保し、UNDP の政策方針、戦略計画、予算、国別事業の承認などの意思決定プロセスに参加している。この議席は、日本の UNDP への影響力の要であり、重要な案件に関する意思決定に関与できる基盤となっている。

また、本件拠出先は日本のみが拠出する基金であり、UNDP 対外関係・アドボカシー局に設置されたジャパン・ユニットが、同基金の執行管理を担っている。このため、本件拠出を活用した事業は、日本の意思を直接的に反映できる体制が整っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

UNDP 総裁、副総裁、局長などの訪日の際には、総理大臣、外務省を含む省庁幹部、独立行政法人国際協力機構(JICA)理事長・理事、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)などのビジネス界との協議を行っており、日本の意向を反映できる協力関係を維持・確保している。評価期間中の日・UNDP 間の要人往来及び政策対話の実績は以下のとおり。

- 2025 年5月:ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長が訪日し、松本外務大臣政務官を表敬し、UNDP に対する日本からの一貫した支援に謝意を表明し、日本企業との連携を含む様々な取組を一層強化していくことで一致した。
- 2025 年5月:第 14 回日・UNDP 戦略対話を開催し、ハオリャン副総裁や野田総裁補兼危機局長がオンラインで参加するとともに、ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長が出席。日本の拠出に謝意を表明し、人間の安全

保障の主流化及び実践を引き続き推進していくことを確認したほか、民間企業の活力を取り込む形での開発協力の展開といった、戦略的な連携の在り方について意見交換を行った。

- 2025 年5月: ウィグナラジャ総裁補兼アジア大洋州局長が訪日。松本外務大臣政務官を表敬し、一貫した日本の支援に対する謝意を表明するとともに、人間の安全保障や人道・開発・平和の連携といった日本と UNDP の双方が重視する考え方に沿った協力を推進し、ミャンマーにおける地震後の復旧・復興について意見交換を行った。
- 2025 年8月: ハオリャン総裁代行が TICAD9に合わせて訪日し、岩屋外務大臣を表敬。日本の貢献に対し謝意を表明するとともに、日本との協働や日本企業・青年との協力について意見交換を行い、戦略的な連携を強化していくことで一致した。TICAD9の際には、UNDP が共催者となり、日本とアフリカの若者を 1,000 人以上集めて Youth TICAD を開催するとともに、第2回模擬アフリカ連合会議には、アフリカ地域 47 か国、日本の 26 の都道府県から 150 人以上の青年が参加した。
- 2025 年 10 月: ジブコビッチ総裁補兼欧州・CIS 局長が訪日し、日本及びウクライナ主催のウクライナ地雷対策会議に国連機関で最もハイレベルな立場で参加した。外務省、経済産業省、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)との面談を行い、12 月に「中央アジア+日本」対話・首脳会議を控えた中央アジア地域支援の方向性を協議した。

・その他日本側の取組など

UNDP ジャパン・ユニット及び駐日代表事務所は、日本と UNDP 本部及び 170 か国以上にある UNDP 海外事務所や地域事務所との間の円滑な調整を担っている。駐日代表事務所は、日本の支援により実施された開発途上国での SDGs 達成に向けた事例の紹介も含む広報、大阪・関西万博でのアドボカシー、政策関連イベントの開催、メディア対応、大学、民間企業や NGO などとの連携、日本人職員増強、国連調達などにおいても重要な役割を担っており、日本の意向を踏まえつつ、人間の安全保障など、重要な課題の発信にも大きな役割を果たしている。本評価対象期間である 2025 年4月から 2026 年3月まで、UNDP が日本で開催されたイベントなどに登壇した数は合計 89 件、約 75,000 人の聴衆が参加した(テレビ視聴者数、記事閲覧数は除く)。日本と UNDP のパートナーシップを含む報道は 2025 年度には増加し、合計 1,468 本の記事で UNDP が言及され、駐日代表事務所のホームページは、176 件の記事が掲載された。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出は、海外展開に取り組む日本の大学・研究機関及び日本企業などの国際協力への参画を推進するとともに、日本の知見や技術を個別事業において積極的に導入するなど、日本関係者が裨益するよう活用されている。評価対象期間中の主な活動は以下のとおり。

【大学など】

本件拠出による事業「アジア太平洋地域における学校の津波防災能力強化パートナーシップ」において、UNDP は日本の津波防災経験の国際的な発信と知識の共有を推進するため、東北大学災害科学国際研究所(IRIDeS)を技術パートナーとして、IRIDeS の専門家と密接に連携して実施した。この連携の一環として、UNDP・IRIDeS・富士通株式会社が共同で「災害統計グローバルセンター(GCDS)」を運営。これまでに、同センターによる災害統計能力向上活動を通じ、カンボジア、インドネシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカの7か国において、災害リスクを可視化し、災害損失データを一元的に集約・分析するデータベースを構築し、データを各国にて政策立案に活用可能な形式に転換するなど、実効性のある対策を講じた。

【日本企業】

日本企業の国連調達参画を促進するため、UNDP は、2025 年 11 月6日に日本企業関係者 168 人、同 11 日に 104 人の参加を得て調達セミナーを実施。国連調達に関する情報提供と相談の場を設けることで、日本企業が国連調達

に参加しやすい環境整備を推進した。さらに、2026 年3月の外務省主催国連調達セミナーに、UNDP 調達室長がオンラインで登壇し、日本企業の参加を呼びかけるとともに、日本企業4社と個別面談を実施した。

本件拠出による事業では、日本の技術を活かして日本企業と協働することにより、日本の経済成長にも資する好循環を生み出すことを目指している。UNDP ジャパン・ユニットは、2025 年5月、UNDP 事業における日本企業との積極的な協働を促進するため、UNDP 国事務所や組織内の地域局及び機能局を対象にウェビナーなどを開催。これまでの日本企業による参画事例を紹介しつつ、協働を呼びかけた。またジャパン・ユニットは、各国事務所から寄せられた日本企業との連携に関する個別相談に応じた。その結果、ウクライナ案件では日本企業 11 社との契約及びパートナーシップ構築などを実現。他国・地域においても、日本企業 15 社余りとの契約及びプロボノ(無償の社会貢献活動)による協力関係が構築された。また、本件拠出で雇用したコンサルタントは、内閣府支援の「Japan SDGs Innovation Challenge」をサポートし、日本企業2社(インド、ウクライナ)との契約につなげたほか、タンザニアとバングラデシュへのスタディツアーに日本企業計7社の参加を実現した。

【学生・生徒】

UNDP ジャパン・ユニットは、年間を通じて、日本の大学生・高校生、団体、個人の訪問を受け入れや講義を実施し、UNDP の活動や日本とのパートナーシップ事例の紹介を通じて日本の青年の国際協力への理解促進及び人材育成に取り組んでいる。評価対象期間中の受入れは以下のとおり。参加者からは、「国連機関に関心を持った」「将来は国際協力の仕事をしたい」といった感想や反応が寄せられた。

2025 年	2026 年
4 月 30 日 平和首長会議ユース派遣事業生徒	2 月 4 日 東京外国語大学
7 月 10 日 国際基督教大学	2 月 25 日 上智大学
7 月 15 日 さいたま市教育委員会	3 月 26 日 六甲学院中学高等学校

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)は、UNDP が実施する開発事業を通じて、国際協力における日本のプレゼンス向上と国際場裡における影響力の強化を図るもの。これにより、日本の外交政策の重点分野である「国際社会の持続可能・強靱化に向けた地球規模課題への取組」、「『誰ひとり取り残さない』SDGs 達成の加速化」、「人間の安全保障の推進と主流化」に貢献することを目標としている。

1-1(1)及び 2-2 に記載のとおり、アジア太平洋地域における津波防災事業や「人道・開発・平和(HDP)ネクサス」の推進事業などの現場における実践的な取組は、持続可能かつ強靱な社会の構築や平和で安定した社会の実現に貢献している。また、本件拠出によって実施した全ての事業は、人間の安全保障の理念の下に形成されており、これはSDGs の「誰ひとり取り残さない」という理念に合致し、2-2 の個別案件毎に記載した成果を上げている。

基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告書を受領し、確認している。入手可能な財務資料確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4について、日・UNDP パートナーシップ基金を管理する UNDP ジャパン・ユニットは、その構成員3名全員が日本人職員であり、組織全体としては、4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、日本が提唱する人間の安全保障の理念の下、防災、デジタル技術の活用、及び平和構築などの分野において、UNDP が有する世界的なネットワーク、現場での実行力、そして専門性を活用して、開発事業を実施することを通じて、日本の知見と外交的メッセージを国際社会に深く浸透させ、同理念を実践することを目標としている。

・「アジア太平洋地域における学校の津波対策能力強化パートナーシップ(フェーズ4)」(2024 年5月～2026 年4月)は、国際防災枠組み「仙台防災枠組」の目標達成と日本の防災知見の普及を目的に、2017 年から本件拠出により実施している事業。これまでにアジア太平洋 24 か国小中高校など 800 校で津波防災計画を策定し、約 22 万人の生徒・教師・学校関係者が津波避難訓練に参加した。フェーズ4では、学校や地域社会で培われた防災意識を各国政府の国家政策に反映させることを目指している。評価対象期間中の主な成果は以下のとおり。

国際的な防災意識向上:2025 年 11 月、インドネシア・バリ島で津波防災イベント「津波アメージングレース」(注)を開催し、地元防災当局の早期警報メッセージの読み取りなど実践的技能習得の機会を 300 人以上の住民に提供した。同月タイ・バンコクで開催された国際防災会議でも同事業の成果を共有し、津波防災の重要性に関する国際的認識向上に貢献した。

(注)「津波アメージングレース」とは、参加者がチームに分かれ、チェックポイントで津波の知識や避難行動に関する実践的な課題をクリアしながら、楽しく防災意識を高めることを目的とした体験型津波防災訓練イベント。

国家政策への反映:インドネシアとパラオで、教育セクターにおける津波への備えを主流化するためのハンドブックを作成した。これは、インドネシアにおける安全な学校に関する新たな国家ロードマップ(2026 年4月承認見込み)の策定や、パラオの学校の 70%超での緊急対応計画の更新につながった。

地域協力の強化:UNESCO-IOC(ユネスコ政府間海洋学委員会)や ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)が主導するインド太平洋地域の津波早期警報システム(TEWS)地域能力評価に参画し、4つの国連機関による津波早期警報システムと教育機関の連携強化共同ロードマップの主要インプットとして採択された。

・「人間の安全保障テック・アクセラレーター:デジタル X 3.0 事業」(2024 年 11 月～2026 年4月)は、革新的なデジタル技術を活用して開発途上国が抱える社会的な問題を解決し、SDGs の達成を加速させることを目標に、評価期間中、以下の活動を実施して成果をあげた。

社会保障、農業、電子マネーといった身近なテーマで、日本の IT 企業及び UNDP 海外事務所を対象に、合計6回のオンラインセミナーを開催、計 67 企業・組織から 566 名、95 か国の UNDP 職員 257 名が参加した。これにより、日本企業は、開発途上国のデジタル公共財(注)への最新ニーズについて理解を深めるとともに、開発途上国支援への具体的な参画に向けた企業マッチングが行われた。日本企業からは、デジタル職業訓練や衛星画像活用を通じた廃棄物処理といった提案がなされた。2026 年3月時点で、日本企業4社のデジタル技術が、スーダンでの職業訓練やウクライナの廃棄物処理といった課題解決に向けて採用される見込み。

(注)SDGs 達成のために、誰もが無料で使える情報技術や情報のこと。無料で公開されたプログラムや情報、人工知能(AI)の仕組み、共通の技術ルール及び関連する内容全体を指す。誰もが自由に利用したり、内容を改良したりすることができ、個人の情報を守り、悪用されないことを念頭に作られている。

同事業に先駆けて作成された、IT 技術で社会課題を解決するための「デジタル技術活用事カタログ」を更新した。登録済み 114 件に加え、新しく 246 件を掲載し、そのうち 17 件は日本企業が有する技術である。

対象期間中、セルビアで希少言語の保存と文献アクセス向上を支援した。支援の中核となるアプリ「Lorya」は、印刷物の文字を読み取り翻訳するものであり、評価期間中に約 16,000 点の印刷物が希少言語からセルビア語に変換されたことで、約 1,100 万人のセルビア語話者が印刷物を活用できるようになった。

コンゴ民主共和国では、3,000 万～4,000 万人が話すリンガラ語の音声データを収集・検証し、自動音声認識の精度向上を図った。これにより、避難民など脆弱な立場の人々が、重要な公共サービスに音声でアクセスできるようになった。現在は、約 3,000 万人の話者がいるスワヒリ語への拡大を進めている。

東カリブ海地域では、警察記録管理情報システムの高度化と検事局との連携強化を支援した。これにより、事件関連情報のデジタル化及びデータ共有の改善により、未決勾留につながる手続遅延の解消が期待される。今後、様々な稀少言語へ機能拡張されることで、世界で約4億人が恩恵を受ける可能性を秘めている。

・「人道・開発・平和(HDP)ネクサス及び早期復興アプローチによる複合危機への対応」(2025 年1月～2026 年6月)は、紛争影響国・地域において人々が安心して暮らせる社会を取り戻すため、HDP ネクサスを用いて国家レベルの平和構築に貢献する支援を実施中。

評価対象期間中の具体的な活動及び成果は以下のとおり。

同事業を通じ、危機の初期段階における復興支援を強化するための国際指針「グローバル早期復興フレームワーク」、及び実際の復興支援に携わる職員が復興ニーズの把握や計画策定といった早期復興活動に活用できるよう、ナレッジやツールを提供する内部ポータル「Early Recovery Hub」が立ち上げられた。

上記ポータルは、UNDP が8か国・地域(チャド、パレスチナのガザ地区、アフガニスタン、シリア、ナイジェリア、コロンビア、ミャンマー、コンゴ民主共和国)において実施する支援活動において導入され、現場の早期復興キャパシティ強化に貢献した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)、2025 年3月末時点の残高 210,368 米ドルは、新規案件に貼り付け済み。

2026 年2月(日本の 2025 年度拠出分)、2025 年 12 月末時点の残高 682,684 米ドルは、新規案件に貼り付ける予定。

・案件毎の報告書は、事業完了から3か月以内に最終事業完了報告書、12 か月以内に最終財務報告書が提出されることとなっており、決められた期限内に提出されている。

・外部監査:監査主体 国連会計検査委員会(United Nations Board of Auditors:BOA)

結果:2026 年2月に開催された執行理事会において、2025 年7月に BOA が公表した監査報告書([A/80/5/Add.1](#))の勧告について議論が行われた。UNDP については、19 年連続で無限定(クリーン)の監査意見が出されており、外部監査からの勧告を積極的に実施しており、「2024 年援助透明性指数」による、世界でも最も透明性の高い援助機関の一つとしての地位を維持している。

・その他:UNDP は、成果・透明性・説明責任の確保を優先課題として掲げ、内部監査・調査体制の強化を継続している。UNDP の 2025 年の内部監査結果([DP/2026/13](#))は、ガバナンス・リスク管理・内部統制の有効性について「概ね良好で一部改善が必要(Satisfactory, with some improvement needed)」との総合評価が付与されている。具体的には国際内部監査基準(IIA)に準拠し、独立性、専門性が確保され、監査、調査の質が担保されており、戦略的重要分野を優先する監査実施のアプローチや上級管理職との連携強化、グローバルな対応力などの面で評価されている。監査・調査室(OAI)が指摘した主な課題は、①プロジェクト・プログラム管理及び監督体制、②調達管理、③ガバナンス、④財務管理であった。指摘された課題は重要だが、UNDP の目標達成に重大な影響は与えていない。なお、UNDP は、2024 会計年度の総支出において、2023 会計年度と比較して、2 億 3,810 万ドル(4.3%)の削減を達成した。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・2025 年7月に BOA が公表した監査報告書(A/80/5/Add.1)では、監査意見 (Audit Opinion)として、2024 年 12 月 31 日時点での UNDP の財政状況及び当該年度のキャッシュフローについて、適正に表示されており、国際公的部門会計基準 (IPSAS)に準拠している旨記載されている。また、財務管理、個人契約制度の管理、国連の他機関との協力、危機対応などについての勧告がなされているが、重大な問題は見られない。さらに、過去の勧告のフォローアップは、73%が実施済み、27%が実施中であり、前回の 67%から実施済みの割合が改善。
- ・UNDP は、内部監査報告書の原則公開、リスクベース監査の実施及び勧告のフォローアップを通じて説明責任の強化に取り組んでいる。2025 年には AI・データ分析を活用した不正リスク検知体制を強化するとともに、調査機能の地域クラスター化や職員向けコンプライアンス研修を実施し、組織的なリスク管理及び内部統制の向上を図った。
- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
63	54	58	58.33	58	-0.33	2,333
備考	・上記数値には含まれないが、International Personnel Services Agreement (IPSA) 及び National Personnel Services Agreement (NPSA) と呼ばれる UNDP などが専門性を有した人材を採用する雇用形態があり、同雇用形態にて雇用されている日本人は9名(2025 年 12 月時点)。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
12	10	11	11	11	0	236
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNDPにおいては、近年主要拠出国によるコア拠出の大幅な削減が継続しており、これによりUNDPの財政基盤は過去に例を見ないほど逼迫した状況にある(3-1参照)。この財政的制約は、UNDP全体の組織運営に深刻な影響を及ぼし、抜本的な組織再編、人員計画の大幅な見直し、及び経費削減が喫緊の課題となっている。このような状況下において、UNDPは新規ポストの創設を極めて抑制的に行い、既存ポストにおいても契約の更新や昇進機会が限定される傾向にある。						
日本は UNDP の主要な拠出国の一つであり、日本人職員の国際機関におけるプレゼンス向上は、国際社会における日本の貢献を可視化する上で極めて重要であると認識している。一方で、上記のような UNDP が置かれた財政難及び組織の統廃合に向けた動きの加速は、日本人職員の採用枠や昇進機会に直接的な影響を与え、日本人職員数の増加を困難にする要因となっている。						
なお、近年の財政制約や組織改革の影響により、UNDP の国際専門職(IP)スタッフ数は減少傾向にあり、2024 年末の 2,412 名から 2025 年末には 2,333 名、さらに 2026 年3月末時点では 2,268 名へと継続的に減少している。このよう						

な全体的な人員縮減の中にあっても、日本人職員数が前年同様の 58 名を維持していることは、UNDP における日本人職員の専門性及び貢献が引き続き高く評価されていることを示すものである。

また、総数が減少する中で日本人職員数が維持されていることは、相対的に日本のプレゼンスが確保されていることを意味し、UNDP の意思決定及び事業実施における日本の影響力の維持・確保の観点からも重要な意義を有する。これは、日本による継続的な働きかけや人材確保努力の成果として評価できる。

【ASG相当以上の重要ポスト獲得状況】

・野田章子氏が、国連事務次長補(ASG)兼国連開発計画危機局長のポストを占めている。

【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】

・2025年7月、UNDPとUNV(国連ボランティア計画)と合同で、UNDP人事部やJPO経験者を含むUNDP職員を交え、「国連機関でのキャリア構築について」と題したイベントを開催した。2026年2月、UNDP人事部及び駐日代表事務所、国事務所担当者が、外務省のJPO募集時期に合わせ、外務省国際機関人事センター担当者の参加も得て、UNDP独自のJPOキャリアセミナーを3回開催した。

・また、日本側は外務大臣とUNDP幹部によるハイレベル会合や定期的な実務者協議など、あらゆる機会を捉え、日本人職員の採用・昇進の強化について働きかけを実施。

【その他評価に値すると考えられる事項】

・2025年4月、ITインフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードするUNDP情報統括責任者(本部管理サービス局、D2)に日本人職員が着任した。

・日本人職員6名が海外事務所の常駐代表を務めている(ミャンマー、タンザニア、スリランカ、ネパール、ウズベキスタン、エジプト)(2025年12月末時点)。これは出身国別にみるとイタリア(9名)、フランス(8名)に次ぐ第3位となるものの。

・2025年11月、中・長期的日本人幹部職員増強に向けて、日本人職員1名(P5)が常駐副代表候補者プールに合格。(既に資格のあるものと併せて計3名がプールに在籍。)

・日本人インターン、コンサルタントなども積極的に採用し、UNDPでは40か国の事務所に100名の日本人インターン、コンサルタントが在籍する(2025年12月末時点)。また、2025年12月時点で10名がJPOとして、UNDP本部や海外事務所に所属している。2026第1四半期に公表されたUNDPのJPOサービスセンターが発行しているニュースレターでは、UNDPシエラレオネ事務所でプロジェクト・アナリストとして活躍している日本人職員の記事が掲載されている。UNDP駐日代表事務所が開催したキャリアセミナーには現役JPOが登壇したほか、日本人職員によるJPO制度やキャリアに関する記事13件を同事務所HPで公開するなど、広報活動も積極的に展開している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連訓練調査研究所 (UNITAR)	
3 拠出先の概要	
国連訓練調査研究所(UNITAR)は、1963 年の国際連合総会決議 1934(XVII)に基づき、同年設立された国際機関。国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、国連業務に関連した主に開発途上国における行政官の研修及び国連の権能・目的に関連する調査を行うことを任務としている。本部はジュネーブ(スイス)であり、本部以外にニューヨーク(米国)、ボン(ドイツ)、及び広島に事務所を有する。広島事務所はUNITAR のアジア大洋州地域や中東アフリカ地域での活動拠点となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNITAR のコア予算とイヤマークしたプロジェクトへの拠出に充当される。前者に関しては、主に開発途上国の行政官を対象とする人材育成のための訓練・研修の経費に充てられ、これにより持続可能な開発目標 (SDGs)を始め、開発途上国における地球規模の諸課題の解決に貢献する。また、後者に関しては、太平洋及びインド洋島嶼国を対象とする「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」に充てられ、同諸国の女性の津波防災に関する意識向上に貢献する。加えて、令和8年度からは、世界津波の日高校生サミットを UNITAR が UNDRR や地方自治体などと共に共催することとなり、そのためにも拠出金が増額・充てられることとなった。これにより、青年層の津波防災の意識の向上にも貢献する。 なお、UNITAR に対しては別途補正予算を通じてアジア太平洋諸国、アフリカ、中東諸国などの緊急人道支援及び気候変動に対応するためのイヤマーク拠出を行ってきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	109,415 千円
2024 年における任意拠出金の拠出上位5か国は以下のとおり。	
1位:ドイツ(拠出額:51,000,000ドル)、2位:日本(拠出額:5,600,000ドル)、	
3位:ノルウェー(拠出額:2,900,000ドル、4位:スイス(拠出額:2,500,000ドル、5位:米国(拠出額:2,000,000ドル)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ：経済協力」、「施策Ⅵ-2：地球規模の諸問題への取組」「個別分野1：人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-1：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された、中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」、「2 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。」、「3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態を指す、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向け、以下の取組を実施する。(国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。)」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNITAR は、研修に特化した唯一の国連専門機関として、国連自体の能率の向上や平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、開発途上国の外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくりを推進するための研修を実施している。特に、日本が重視する防災、中東・アフリカ地域の紛争後国家における国づくりなどの分野で、人材育成のための研修を積極的に実施しており、これらは、上記1-1(1)の目標達成に向けた効果的・効率的な取組である。

防災分野では、日本が中心となって実現した2015年12月の「世界津波の日」制定に関する国連総会決議を受け、UNITARは「世界津波の日」の啓発を目的とし、自然災害に脆弱な島嶼国の特に災害弱者とされる女性の視点を考慮した防災・減災・災害からの復興に関する研修事業を毎年実施し、2024年7月の第10回太平洋・島サミットの成果文書において同事業を継続していくことが盛り込まれるなど、第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を効果的にフォローアップしている。これらは SDGs アクションプラン 2023 及び 2021 年7月の第9回太平洋・島サミット首脳宣言にも合致している。特に、島嶼国全体に対して一律に研修を施す機会が限られる中、UNITAR は特に同機関が優位性を有する女性活躍促進に対する研修を島嶼国全体を対象として行い、ネットワーク構築も行われており、UNITAR 研修は、対島嶼国支援や女性の活躍促進支援といった日本の優先政策の効果を高める上で不可欠である。

中東・アフリカ地域紛争後の国づくり支援に関しては、UNITAR はアフガニスタン、イラク、レバノン、南スーダン、スーダン、ソマリア、エチオピア及びサヘル諸国などを支援しており、UNITAR による人材育成はこれら地域を重点的支援対象とする日本政府の取組を支えている。また、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)以降、日本政府はアフリカ諸国における特にビジネス分野の人材育成への協力を表明し、2022年8月のTICAD8においては、アフリカの成長を支えるために30万人の人材育成を表明しているが、アフリカ諸国からのUNITARの研修の裨益者が2022年及び2023年には5,370名、2024年には6,750名、2025年には7,159名となり、こうした日本のコミットメントを着実に実施し達成する上でも不可欠なものとなった。

なお、広島事務所は、UNITAR のアジア大洋州地域や中東及びアフリカ地域での活動拠点となっているが、その立地を活かして、事業の中に効果的に日本コンテンツを取り入れてきている。例えば、東南アジア諸国の政府職員を対象とした核軍縮・不拡散研修では外国外交官、外国人専門家などを広島に招へいし、一般市民参加が可能な公開セッション(講演会)や広島県内外の学生を対象とした講演会を開催し、地元へのUNITARの活動にかかる啓発に役立っている。

2024 年8月に、岸田総理大臣が G7サミットで発表した「ユース非核リーダー基金」の広島・長崎スタディツアーを国連軍縮部(UNODA)と共同で開催し、50 名のユースを広島・長崎に招へいし、最終日には広島でユース国際会議を開催した。

また、2025 年8月には、広島県などと共催で、「被爆 80 年の今、広島から世界へ-若者が提案する核兵器廃絶・平和への道-」を開催し、岸田元総理が冒頭挨拶を実施した。また、本年6月末より約1週間、世界および日本国内から約 120 名の若者を招へいし、日本(広島・長崎)にて Youth Leader Fund for a World Without Nuclear Weapons(YLF)スタディツアーを実施する予定であり、UNITAR は、毎年、平和について参加者が考える機会を提供してきている。また UNITAR が実施する研修プログラムを日本(広島)で行う際には、毎回平和記念資料館及び被爆者講話を視察に組み込んでいる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNITAR 理事会理事兼理事会財務委員長に元 UNDP 管理局長の弓削昭子氏が就任している。また、UNITAR 持続可能な繁栄局は様々な分野の専門家による顧問委員会を設立しており、日本からは現在、元 UNDP 駐日代表の近藤哲生氏が同委員に就任している。本件日本による拠出は、UNITAR 本部の持続可能な繁栄局及び駐日事務所の双方と、プロジェクトのニーズ調査の段階から、拠出先幹部を含め随時意見交換を行うことにより、日本の立場や意見を事業の実施や方針に反映させるよう働きかけている。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部とも密に連携を取りながら、プロジェクトの実施管理を行っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2024 年3月、セス総代表が来日し、柘植外務副大臣を表敬し、同副大臣が人間の安全保障に即した開発政策を実現する上で UNITAR との連携を強化していきたい旨述べたのに対し、同総代表は謝意を表明した。2024 年8月、セス総代表は再来日し、上川外務大臣を表敬し、日・UNITAR 間の関係強化を確認し、「人への投資」の重要性について意見交換を実施、その際にも先方から謝意が表明された。また同タイミングを捉え、セス総代表・中村外務省地球規模課題審議官との間で、第2回戦略対話も実施され、地球規模課題や SDGs達成に向けた意見交換などが実施された。2025 年8月には、マクドノー総代表が、平和記念式典に出席するために訪日し、その際に、UNITAR が実施する「被爆 80 年の今、広島から世界へ-若者が提案する核兵器廃絶・平和への道-」(冒頭で岸田元総理ご挨拶)に出席すると共に、東京では、岩屋外務大臣を表敬し、日・UNITAR 間の関係強化を確認した。また、マクドノー総代表・中村地球規模課題審議官との間で、第3回戦略対話を実施し、双方間で地球規模課題や日・UNITAR 関係などにつき、意見交換を実施した。UNITAR のこれらの取組などは NHK、中国新聞、日本経済新聞、毎日新聞、テレビ新広島などでも取り上げられてきている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・2026 年2月には、「エジプト、イラク、レバノンの女性と若者のための緊急支援:起業家育成を通じた平和、食料、および経済安全保障の推進」のプログラムで、中東諸国からの研修生約 35 名が外務省国際協力局の大場審議官を表敬し、JICA や NTT リサーチセンター、Tokyo Innovation Base、株式会社アルフォへの視察及びイラク大使館、エジプト大使館への表敬も行った。また、広島では、平和記念資料館や被爆者講話などに加え、株式会社サタケや株式会社トロムソなどを訪問し、関係者との意見交換を実施するなどしている。

・2025 年には、アジアと日本の青少年を対象に AI/Digital 技術を使った SDGsストーリーテリング研修を行い、東京大学や(株)Eukarya、Microsoft Japan などと協働した。また、AI/Digital 技術を使った広島のスタートアップ(株)ビーライズを視察した他、(株)スピングルカンパニーより折鶴を使ったスニーカーの無償提供を受け、企業が平和構築に貢献する意義について紹介を受けた。

- ・これに加え、2025 年には、国連ユニタール協会の法人会員である在広島企業約 20 社を対象に、三上広島事務所長が多様性と包括性に関する研修を実施した。UNITAR は、この協会を通して、現地民間企業や市民団体との更なる連携強化を図っている。
- ・UNITAR は地方自治体との連携に関し、広島県とパートナーシップ覚書に基づく協力を行っている。広島市は毎年核軍縮不拡散研修事業費などの一部を負担している。また、津波防災の研修事業において仙台市石巻市、和歌山県広川町と連携している。
- ・大学との関係では、津波防災の研修事業や早期警報システム、核軍縮不拡散研修、青少年育成事業、平和構築人材育成事業において、東京大学や京都大学、東北大学、早稲田大学、上智大学、長崎大学、広島大学、広島市立大学、広島教員大学、広島修道大学と連携した。また、広島大学、広島教員大学では特別講座を行っている。立命館アジア太平洋大学とは、覚書に基づいて、同大学の学生を対象としたインターンシップ制度を実施するほか、タイのチュラロンコン大学、シンガポール国立大学、南太平洋大学(USP)などと協力をしている。
- ・NPO との関わりについては、2025 年の津波防災研修では、アジア災害救援・減災ネットワーク(ADRRN)、CWS Japan、Nuanua O Le Alofa (Disability Advocacy Organization)、Samoa Fa'afafine and Fa'afatama Association (SFA)などから講義を受けた。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連訓練調査研究所(UNITAR)拠出金は UNITAR が開発途上国の行政官を対象とする人材育成のための訓練・研修を行うことで、持続可能な開発目標(SDGs)を始め、開発途上国における地球規模の諸問題の解決に貢献することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進に貢献することを目標としている。

UNITAR は上記 1-1、1-3、1-4 及び下記評価基準2のとおり、SDGs 実施という目標の下、日本がとりわけ重視している分野である、防災、核軍縮・不拡散、紛争予防といった分野での研修を各地で幅広く実施することで、日本の外交政策上の目標である SDGsの達成に貢献している。UNITAR は研修に特化した唯一の国際機関として、質の高いプログラムを実施することで、上記外交目標に向けて実質的な貢献を行っており、確実に成果を上げている。

特に、UNITAR のアジア大洋州地域や中東アフリカ地域での活動拠点である広島事務所に対して、広島県などの地方自治体などととも、その活動の的確な実施を支援することで、日本の外交政策上の優先事項の推進のみならず、広島の地方創生にも貢献している。核軍縮・不拡散研修分野では、UNITAR 広島事務所を通じた広島の平和都市としての特性を活かし、被爆の実相を国際社会に広報することに貢献するだけでなく、毎年、外務省軍縮不拡散・科学部の講義を盛り込むなど日本政府の軍縮・不拡散分野での国際協力推進を可能としている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、今次評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNITAR は、開発途上国出身外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくり推進のための研修に重点を置いている。特に、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、後発開発途上国、島嶼国のほか、紛争国を含む最も脆弱なコミュニティに特別の配慮を払っており、アフリカ地域が最大の受益地域となっている。また、戦略枠組みに基づき、研修員数やプログラム内容はジェンダー平等を基本としている。また、UNITAR の活動の3分の2が SDGs の 12、13 及び 16 の目標に関連している。

2025 年 11 月に行われた理事会において、「2026 年-2029 年戦略枠組み」が新たな戦略目標として定められた。当該枠組みは、旧枠組みと同様に SDGs 実施に資する能力開発を最大の目標とし、国連事務総長のリーダーシップの下に展開する国連改革案(UN80)に沿って、①個人のエンパワメント、②開発途上国組織の能力強化、③強固な学習エコシステムの構築、④国連の能力開発努力の質と有効性の強化という4つの戦略目標を掲げている。

また、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、特別な状況にある国(後発開発途上国、内陸国、島嶼国など)や、パンデミック後により脆弱な立場に置かれることとなった若者、女性、障害者といったグループの能力開発に引き続き重点を置いている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNITAR は、ニーズアセスメントから研修後フォローアップまでの一連の成人向け研修技術及びノウハウを蓄積しており、最新情勢を踏まえて研修内容を必要に応じて調整する先進的研修を提供している。研修テーマの例としては、外交官向け研修では気候変動外交などの多国間外交が多く、政府職員向け研修ではリーダーシップ研修、起業家育成研修、プロジェクト立案研修といった行政官育成のための研修が多い。

UNITAR 広島事務所は広島という立地を活かし、SDGs の5つのテーマ別の柱のうちの繁栄(Prosperity)の柱の推進を中心に活動する事務所となっている。2024 年は、1,442 件の研修事業を行い、受講者数は 559,083 名となり前年度より3%の増加となった。さらに、UNITAR 広島事務所では、2024 年に合計 105 件、のべ 16,921 名の受講生(注)を受け入れて長期に亘る研修を実施した。研修内容は防災のほか、例えば中東地域、アフガニスタン、アフリカ地域、アジア太平洋地域を対象にした若手起業家育成研修、核軍縮などで、いずれも、日本や広島の特性や資源を活かしつつ、SDGs の4、5、8、10、11、13、16 の実施を促進してきている。

2024 年の UNITAR の活動では、デジタル技術や起業家育成など、格差が生じやすい分野において、研修ネットワークの拡大が進んだ。具体的には、包括的で持続可能な経済発展を担い先駆者となる人材の育成、国連・アフリカ連合による PKO ミッションの円滑な派遣、地方自治体レベルのリーダー育成を目指した国際研修センターグローバルネットワーク研修(CIFAL:世界各地域に展開する 35 の研修センター)などである。

また、広島事務所では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する研修を様々な切り口で実施。これらの研修で蓄積された知見をジェンダー関連の研修に活かしており、広島事務所が実施するジェンダー関連の研修では、多様な地域的特性やセクターで蓄積されたジェンダー問題や優れた取組をグローバルな視点から共有・議論し、より効果的な研修の実施につながっている。

2018-2021 戦略枠組み開始年の 2018 年と比べ、研修の受講者はオンライン導入に伴い大幅に増加(84,901 名→559,083 名)したことに加え、ジェンダーバランス(男性:女性=50%:50%)も平等を達成、また、上記のとおり定性的な観点でも SDGs 実施に資する能力開発が進展したと評価できる。なお、現在「2026-2029 戦略枠組み」に基づいた取組が進められている。

(注)受講者とは、研修に必要な単位を取得した人数をのべ数で表す。例えば 10 単位の研修を 10 名が終了した場合、のべ受講者数は 100 名となる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2016 年から「『世界津波の日』における津波防災に関する女性リーダーシップ研修」を実施しており、2024 年度は太平洋島嶼国及びアジア・中東地域など計 27 か国から政府・市民社会女性職員を対象にオンラインと対面研修を盛り込んだ研修を実施し、のべ 942 名の受講者(注)が当該研修に参加し、251 名が修了書を受け取った。

また、研修テーマに関する各国際機関と緊密に協議・連携を行いながら、UNITAR が研修技術・ノウハウを関係国際機関に提供し、相互補完及び相乗効果を図ることが行われており、上記の「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」では、防災を専門とするが研修事業を実施していない国連防災機関(UNDRR)との協力を毎年得ている。2021 年度以降は、UN Women を講師に招く他、2025 年度の研修では、太平洋気候変動センター(PCCC)、南太平洋地域環境計画(SPREP)より講師を招いた。平和人材構築研修では UNICEF、UNDESA、OHRM、ILO、UNU-IAS、UNDP、

UNSSC などより講師を招くほか、核軍縮不拡散研修及び非核ユース基金では、UNODA、UNIDIR との講師派遣や実施などにあたっての連携も行っている。上記のとおり、UNITAR は開発途上国出身政府職員などへの人材育成に特化しながら、幅広い地球規模課題の中でも、特に日本が推進する防災、核軍縮・不拡散、紛争後国家における復興に関し、積極的に研修を実施しており、これらは日本政府が国内外で推進している SDGs の取組に貢献している。

また、近年の UNITAR による補正事業と、本件拠出で実施中の津波防災に関する女性のリーダーシップ研修と相乗効果を生む取組も行われている。コロナ禍により、研修がオンライン化されたことを好機として、2020 年度から従来大洋州地域のみを対象としていた津波防災研修へ、近年の補正事業の対象地域である中東・アフリカ地域からも参加者を得ることにより、異なる地域の防災分野の知見の共有が行われた。また、2026 年からは、UNITAR の知見が評価され、世界津波の日の高校生サミットを実施することとなった。オンライン実施により、コロナ禍前の 2016 年から 2019 年度までは大洋州地域の 14 か国からの参加だったのが、2025 年度は中東・アフリカ地域やアジア地域を含む 81 か国からの参加を得ることができた。このため、第2フェーズは、グローバル研修生を対象にしたオンライン研修と大洋州からの研修生を対象とした対面研修の両方を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**: 1月から12月
- ・**決算報告書の受領(先方公表)年月**: 2025年11月(日本の2024年度拠出分)
報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
- ・**決算状況**: UNITAR の 2024 会計年度: 収入: 65,283 米ドル、支出: 57,387 米ドル、差額: 7,896 米ドル(※次年度に繰り越されている。)
拠出先においては、日本の拠出金後から個別イヤマーク・プロジェクトを順次開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト期間終了後3か月以内に報告書が提出されることとなっている。
このサイクルに基づき、2025年7月に、「2024年「世界津波の日」に向けた津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」決算報告書が提出され、残余金はゼロとなっている。日本の2024年度拠出分 15,881 ドルについて先方 2024 会計年度の収入として計上されている。
- ・**外部監査**: 実施主体は、国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)であり、特段の指摘事項なし。
- ・**その他**: 額が大きい案件については、内部監査の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
4	5	5	4.67	5	0.33	89
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	2	2	1.67	1	-0.67	10
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出自先及び日本側の取組状況等)						
日本人職員の採用に向け、隈元 UNITAR 本部繁栄局長及び三上広島事務所長は国連キャリアセミナーなどにおいて積極的に講演を行っており、三上所長が 2025 年度のグローバルフェスタ JAPAN2025 にて国際機関人事センター主催の「国際機関で働こう！国際機関合同プレゼンテーション Part I」に登壇。なお、隈元局長はジュネーブ国際機関日本人職員会の会長を務める。						
また、2019年より国連ユニタール協会が日本語でのウェブサイトやSNSアカウントを通じて、UNITARの活動に関する周知を図っているほか、広島地域の企業や市民に向けたUNITARの活動を支援するとともに国際協力活動への参画・理解を促している。更に、外務省が実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」について、2024年度より広島大学が受託し、UNITARとの連携により、広島大学「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始した。2025年度には、同事業にて、特にこれまでの日本人の研修修了生を対象にキャリア構築セミナーを実施したほか、一般向けのキャリアセミナーも実施した。こうした取組により、今後更に国際機関における日本人職員の採用の増加に繋がることが期待される。						
4-2 本件抛出自金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合防災機関(UNDRR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連防災機関	
3 拠出先の概要	
国連防災機関(以下「UNDRR」という。)は 2000 年に設立された国連組織。持続可能な開発に不可欠な「防災」の重要性を高め、災害による被害・損失の減少・リスク軽減を目指し、災害に強い国やコミュニティの構築支援を目的とする。国際防災協力の枠組み構築、調整の触媒的役割を果たすとともに、国連加盟国の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な指針の実施を推進している。本部はスイス・ジュネーブ。加盟国 193 か国(国連加盟国全て)。神戸に駐日事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、防災に特化した唯一の国連組織である UNDRR に対し、通常予算向けのコア資金、及びノンコアのイヤマーク資金を拠出するもの。コア資金は UNDRR の次のような活動に充当される。①第3回国連防災世界会議(於：仙台)で採択された国際的な防災指針「仙台防災枠組 2015-2030」の実施推進・フォローアップ。②各国政府、国際機関などとの協調・連携強化。③防災に関する知識・情報の共有。ノンコア資金は前述の③の中でも、特に日本が主導して制定された「世界津波の日」に関する津波対策の普及・啓発の推進などに充当される。これらの取組は、主に開発途上国における災害被害軽減、国際社会での日本のプレゼンス向上に寄与する。気候変動の影響で自然災害が激甚化する中、本件拠出を通じて国際社会における防災の取組を促進することは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を含む地球規模課題に率先して取り組むという日本の外交政策目標にも合致する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	299,846 千円
2025 年:8.4%(拠出順位 6位) 参考:スイス(1位)、ドイツ(2位)、オランダ(3位)、CREWS(4位)、EU(5位)	
2024 年:8.5%(拠出順位 5位) 参考:CREWS(1位)、米国(2位)、ドイツ(3位)、スイス(4位)	
2023 年:10.9%(拠出順位 4位) 参考:スウェーデン(1位)、ドイツ(2位)、米国(3位)、日本(4位)、イタリア(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む」及び「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組(施策レベル)」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標3「第3回国連防災世界会議で策定され、『事前の防災投資』『より良い復興(Build Back Better)』など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組(2015－2030)の下、東日本大震災等を通じて得た『防災先進国』としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における『防災の主流化』を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は過去に幾多の災害を経験した防災先進国であり、国際社会が防災の取組を進める上で日本の防災に係る知見の共有などを通じた国際協力は不可欠である。日本は、UNDRR が事務局を務めている国連防災世界会議のホスト国を毎回務め(第1回(1994年・横浜)、第2回(2005年・兵庫)、第3回(2015年・仙台))、防災に関わる行動枠組みの策定及び国際場裡における防災の取組を主導してきた。特に、2015年に開催された第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組は、災害リスク及び被害の大幅な削減といった「期待される成果」や「グローバル目標」、「指導原則」、「優先行動」などを規定しており、全ての分野における防災の主流化、事前防災投資、「より良い復興(Build Back Better)」など、過去の災害も踏まえて日本が重視する観点が盛り込まれている。UNDRRは上述の仙台防災枠組の推進を戦略目標としており、仙台防災枠組で決定された方針に基づいて国際社会の防災の取組に関するモニタリングを行ってきたほか、特に開発途上国に向けた啓発活動による防災意識向上の取組や防災計画の策定支援を行ってきた。UNDRRは、過去の災害から得られた知見・技術を活用し、ハード・ソフト両面で国際社会における防災協力を進めており、2023年3月に岸田総理大臣(当時)から発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」においても日本のノウハウや技術を活かした防災・災害対処能力向上に資する支援を「インド太平洋流の課題対処」の一つとして示しているが、UNDRRが防災に関する啓発活動を国際的に実施し、防災意識を向上させることで、日本の防災分野での国際協力をより一層円滑に実施することが可能となる。また、2027年に日本とUNDRRの共催でアジア太平洋防災閣僚級会議(Asia-Pacific Ministerial Conference on Disaster Risk Reduction)(以下、「APMCDRR」と記載する)を、仙台市で開催することが決定している。UNDRRとの連携により、日本の防災分野の知見、経験、技術を活用した、国際場裡での防災分野の貢献を効果的に行うことができると期待される。

また、気候変動の影響もあり、災害が激甚化・頻発化する中で、UNDRRは防災に特化した国連機関として、関連分野を所掌する他の国際機関との連携や会合への参画も積極的に行い、狭義の防災分野以外の様々な分野における「防災の主流化」を推進するなどの活動を進めている。

本件提出によりUNDRRの活動推進を支援することは、日本が重視する観点が盛り込まれている仙台防災枠組の着実な実施と日本の防災分野における国際協力推進の円滑化につながるため、日本の外交政策上の目標達成に極めて有用である。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、これまで国連防災世界会議のホスト国を毎回務めるなど、防災に関わる国際社会の行動枠組みの策定を支援し、国際社会における防災の取組を主導してきており、UNDRRと緊密な関係を構築している。日本が毎年ノン・イヤマーク事業として提出している世界津波の日普及啓発事業として、2025年11月、外務省は、仙台市にて高校生サミットを主催し、国内外の高校生を中心とした若者の防災意識への向上に努め、日本の防災に対する知見を共有し、日本のプレゼンスを高めた。

また、在ジュネーブ日本政府代表部はUNDRR本部と緊密に連携しており、国際社会における世論の共有、日本が重視する「防災の主流化」の推進などについて、密に連携を図っている。例えば2025年4月には、ドナー国とUNDRR

との間の「戦略対話」(ハイブリッド形式)が開催されたが、日本も出席の上、日本が重視する防災施策を発信するとともに、UNDRR に対し、各種取組の成果の「見える化」の必要性を強調した。同年6月には、外務省含む日本政府関係者(日本政府代表団長は内閣府審議官)及び独立行政法人国際協力機構(JICA)職員(防災分野特別顧問や地球環境部長など)がスイス・ジュネーブで開催されたグローバル・プラットフォーム 2025 に出席し、様々な参加者と積極的に意見交換をするなど日本の地位向上に貢献した。

UNDRR 駐日事務所は、UNDRR が推進している各種取組推進に係る日本側意向の UNDRR 本部への伝達、日本国内の取組の国際発信など継続的に役割を果たしている。UNDRR のこのような地位や組織の役割も踏まえ、本拠出を通じて UNDRR の活動を引き続き支援していく必要がある。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年5月、キショー国連事務総長特別代表(防災担当)兼国連防災機関(UNDRR)長(以下、「キショーSRSG」とする)は、訪問先のスイス・ジュネーブにて坂井内閣府特命担当大臣(防災)と防災分野における連携を強化し、国際社会における防災対策を推進していくことについて確認を行い、日本が開催を希望していた 2027 年の APMCDRR に関し、日本の申出を歓迎するとともに、日本の仙台市で開催することについて一致した。

2025 年8月、TICAD9の開催に合わせて訪日したキショーSRSG は、英利外務大臣政務官を表敬し、これまでの日本からの拠出に謝意を表明した上で、2027 年の APMCDRR に向けて一層の連携を図ることで一致した。

UNDRR は国際的な防災枠組みの日本の貢献に関しても積極的に日本のメディアを通じた発信も行っている。例えば、キショーSRSG が 2025 年8月に来日した際には、日本の防災の取組に関する視察(荒川知水資料館・災害対策室や首都圏外郭放水路などの視察)を行い、NHK ワールドが視察(首都圏外郭放水路)へ同行するとともにインタビューを行い、日本の防災に関する取組へのキショーSRSG による高い評価が国際と国内のニュース番組で放送された。また、日本の「防災の日」である9月1日の機会をとらえて、キショーSRSG は寄稿文をメディアへ投稿し、東京新聞は「世界の防災に不可欠な国、日本」と題して掲載した。

また、UNDRR 駐日事務所は、UNDRR の公式日本語ソーシャルメディアとして Twitter(現 X)を運営(https://twitter.com/UNDRR_Japan)。UNDRR が国際的に発信している防災に関する啓発メッセージや動画の日本語版を発信するとともに、日本と国連が連携して進めてきた国際的な防災の議論の成果(国連防災世界会議、仙台防災枠組、世界津波の日)、国際的に評価されている日本の防災の取組、日本の国際防災分野における貢献(特に対開発途上国)、UNDRR と日本政府や日本の団体との連携について発信し、日本によるこれまでの国際防災分野への貢献とその重要性について広く理解を促進、醸成することに貢献している。また、前述のキショーSRSG の来日に関する発信も行っている。

2025 年9月、戦略的実務者招へい事業にてアルブリト UNDRR 官房長が訪日し、これまでの日本からの拠出に謝意を表明した上で、今後の防災投資の重要性を強調した。また、ポスト仙台防災枠組について議論を進めていくこと及び引き続き日・UNDRR の連携を強化することで一致した。

2026 年3月、仙台での東日本大震災追悼式の出席のためキショーSRSG が再び訪日し、東京で英利外務大臣政務官を表敬。本件拠出の対象である世界津波の日普及啓発事業について、津波対策活動への地域社会の参加拡大、住民の役割に対する理解の深化及び早期警報システムの認知度向上の貢献を同政務官へ報告した。また、UNDRR における日本人職員数の課題にも触れ、一層の採用の検討にあたることを表明した。

2026 年3月、外務省地球規模課題総括課長が UNDRR 駐日事務所を往訪し、同駐日代表と意見交換を実施し、駐日事務所の日本国内での活動や日本人職員採用に資する人材確保に向けた協議を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNDRR が主催する会議には日本の様々な関係者が参加している。防災グローバル・プラットフォーム会合（3年毎の開催）が 2025 年6月にジュネーブで開催され、日本政府のみならず、多くの日本の防災関連団体や専門家（仙台市、JICA、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、日本政策投資銀行、他多くの学術研究機関や企業）が参加し、日本の防災の取組を発表する機会を得た。また、UNDRR は多様な関係者による仙台防災枠組実施への貢献を国際社会に広く発信するために「仙台防災枠組ボランタリー・コミットメント オンラインプラットフォーム」を運営。現在同プラットフォームに掲載されている 177 の取組のうち、20 以上が日本の団体によるものであり、取組が国際社会に発信されている。

【地方自治体や市民社会】

UNDRR が 2024 年6月から 2026 年4月に実施している「中小企業の強靱性向上プロジェクト」の3つのパイロット都市の1つに仙台市が選定され、UNDRR は同市における災害への強靱性の構築を支援している。UNDRR ニューヨーク事務所が国連本部にて 11 月5日の世界津波の日のイベントを開催した際、仙台市は、「世界津波の日高校生サミット 2025」（11 月に同市で開催）で議長と副議長を務める日本人高校生3人と共にニューヨークを訪問し、高校生サミットの成果について発表した。

2025 年9月、「国際復興フォーラム」を内閣府、兵庫県、一般財団法人アジア防災センターとともに共催し、日本の復興に関する事例を国際的に発信する場となった。

2025 年 10 月、大阪・関西万博 2025 において UNDRR は国連パビリオンに参画し、イベントの開催や特別展示スペースにおいて、国際的な防災分野での進捗や日本の国際的な防災指針の貢献などについて展示を行った。

【日本企業】

UNDRR が実施する「災害に強い社会に向けた民間セクター・アライアンス（ARISE）」に日本企業約 30 社が参加。約 10 名の ARISE Global Board Member には、継続して日本企業関係者が含まれている。日本の ARISE 参加企業で構成するネットワーク「ARISE ジャパン」と UNDRR 駐日事務所は毎年3月に ARISE ジャパンシンポジウムを共催。2026 年3月は日本の3大学、7企業が登壇し、日本の民間セクターによる防災に関する社会実装の事例などを発表した。

【大学など】

日本の大学・学術研究機関との連携を積極的に行っている。例えば、UNDRR 駐日代表は国立研究開発法人「土木研究所」の一組織である「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」の運営理事会のメンバーを務めている。また、UNDRR 駐日事務所は、京都大学防災研究所が事務局を務めている防災に関連する学術研究機関の世界的なネットワークである世界防災研究所連合（GADRI）とも連携している。例えば、2025 年7月に第7回 GADRI サミット（3年毎の開催）が米国コロラドで開催され、松岡 UNDRR 駐日代表が基調講演や議論の進行を務めるなど、長年にわたり GADRI の活動への支援と助言を行っている。

上記の通り、日本の取組を UNDRR のプロセスを通して国際社会に発信することは、国際的な防災分野での日本のリーダーシップを支えるものであり、また日本の防災技術・知見の海外展開に有用である。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

本件抛出は UNDRR が国際防災協力の枠組み構築、調整の触媒的役割を果たすとともに、国際社会の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な指針の実施を推進することで、持続可能な開発に不可欠な防災の重要性を高め、災害による被害・損失の減少・リスク軽減を目指し、災害に強い国やコミュニティの構築を達成することを支援する。ひいては、それが日本の外交政策上の目標である「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む」こと及び第3回国連防災世界会議で策定され、『事前の防災投資』『より良い復興（Build Back Better）』など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組（2015－2030）の下、東日本大震災などを通じて得た『防災先進国』としての日本の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における『防災の主流化』の推進に貢献することを目標としている。

UNDRR は、日本主導で制定された「世界津波の日」に関連し、2-2 に記載のとおり、2025 年 11 月に仙台で開催した高校生サミットにて、コミュニティの強靱性を高めるために高校生を始めとした若者にリーダーの役割を果たすようアレンジするなど、津波リスクへの意識向上・備えの強化に寄与している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、然るべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

・2024-2025 年戦略計画

戦略目標1: 75 の国と5つの地域において、質の高い情報と分析を活用し、災害リスクを軽減し、開発事業の決定に情報を提供する。

戦略目標2: 14 の地域機関(ASEAN など)が新たな防災政策を採択できるよう支援するなど防災に関する推進体制を強化する。

戦略目標3: 18 の国において災害リスク軽減のための資金調達加速を支援するなど、各分野の多様な協力関係者の連携を通じて、災害リスク軽減への投資と行動を促進する。

戦略目標4: 37 の国の早期警報システムの開発または強化に向けた支援を行うなど、啓発と知識共有を通じて政府及びその他の関係者を動員し、災害リスク軽減を持続可能な開発の中心に据える。

・2026-2027 年戦略計画

戦略目標1: 災害リスクに対する包括的で全社会的な理解がレジリエンス構築の取組に情報を提供する。

戦略目標2: 包摂的で相互につながった地域主導の災害リスクガバナンスが災害リスク管理を強化する。

戦略目標3: リスク情報に基づいた公的および民間資金と投資がレジリエンスを強化する。

戦略目標4: リスク情報に基づいた災害準備が効果的でレジリエントな対応と復旧につながる。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024-2025 年戦略目標の成果は以下の通り。

【戦略目標1】

目標値を上回る 94 か国が UNDRR の災害リスク情報技術支援を受け、リスクデータの国家集約やリスク担当官の配置、技術ワークショップの開催、国別レポートの出版が進んだことにより、2025 年時点で 43 か国と5つの地域機関が災害リスク情報を人道支援や災害管理計画などに反映させた。仙台防災枠組モニタリング(SMF)は 171 か国で利用され、139 か国が7つの国際目標のうち5つ以上の目標について報告し、115 か国はすべての国際目標について報告している。UNDRR は、災害損失や損害に関する統計を作成可能な DELTA Resilience というシステムを新たに開発し、5か国でワークショップが開催され、地域フォーラムが同システムを採用し、災害データの分析と活用が促進された。2025 年版の国際評価報告書(GAR2025)は、過去の国際評価報告書(GAR)を上回る利用があり、約2万~4万人が AI プラットフォーム経由で間接的に利用するなど大きな影響を与えた。

【戦略目標2】

2025 年6月にスイス・ジュネーブで開催した防災グローバル・プラットフォーム(注:仙台防災枠組 2015-2030 の実施促進及びモニタリングを目的に、UNDRR が3年に一度開催する全国連加盟国が参加する国際会議)では、参加者の90%が新知識やツール、協力関係を得たと回答。21 の地域機関を支援し、4組織が新たな防災政策を採択した。その

結果、2024 年、2025 年の 2 か年で目標値を上回る計 17 の地域機関が防災政策を採択した。国連内において、6つの地域・課題別のグループが UNDRR の支援を受けて、災害リスク軽減や災害対応力向上などの分野を活動に取り入れた。国レベルでは 36 か国の防災戦略策定支援を行い、131 か国が進捗を報告。38 か国が災害リスク軽減と気候適応を統合し 21 か国で具体的行動が進展した。51 か国において複数の国連機関が参加する、国連カントリーチームが災害リスク情報を持続可能な開発協力に組み込み、国連人道チームも協力。地方では 55 カ国・地域の 552 都市が防災計画を作成、72 カ国・地域の 635 都市が防災戦略の実装を開始。5,899 人が防災分野の研修を受け、73 都市が防災対応力評価ツールを活用。世界の 181 の地方政府、43 か国の 37 国家機関、14 地方自治体協会と 85 のパートナーが、2030 年までに、世界の各都市が安全で強靱性の高い都市となることを目指す、UNDRR のプロジェクトである MCR(Making Cities Resilient)2030 に加盟した。

【戦略目標3】

オスロ政策フォーラムや国連開発資金会議での啓発により防災投資を強化。G20 は UNDRR 主導の防災投資自主原則を採択し、民間部門の連携も拡大した。民間企業 47 社が投資促進メカニズムに参加し、リスク情報に基づいた投資を推進するための5つのガイダンス文書を発行し、能力強化と政策改革を支援した。さらに、16 か国の資金調達システムを強化することおよび7か国のインフラのレジリエンス改善を支援した。その結果、13 か国が防災資金政策・規制を整備した。2024 年と 2025 年の2年間で目標値を上回る累計 22 か国の政府が、災害リスク軽減のための資金調達を加速させるため、UNDRR からの支援を受けた。

【戦略目標4】

復旧準備フレームワークと評価ツールを導入し、中央政府の復旧ガバナンス強化や気候資金アクセスを支援。2025 年時点で、目標値を大幅に上回る 77 か国の早期警戒システムの開発・強化を支援し、22 の小島嶼開発途上国・開発途上国がリスク情報活用を強化した。能力開発イベントには 185 日間で 11,370 人が参加し、UNDRR は防災知識の普及と人材育成を推進した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

UNDRR が本件拠出を通じて実施した事業は、仙台防災枠組を目に見えるパートナーシップに基づく行動に変換するという明確な戦略目標の実現に貢献している。これには、津波リスクへの意識啓発の強化、レジリエントな復旧の推進、学術界、民間部門、公共部門が持つ災害リスク軽減技術と専門知識の動員及び仙台防災枠組自主的コミットメントプラットフォームを通じた全社会的な関与の拡大が含まれる。

11 月5日に開催された「世界津波の日 2025」は、世界の津波対策、早期警戒体制、コミュニティのレジリエンスを推進した。本件拠出により、UNDRR は、啓発活動、政策関与、一般市民の意識向上、コミュニティベースの行動を組み合わせた年間プログラムを実施し、仙台防災枠組と「すべての人に早期警戒システムを」アジェンダの優先事項を強化した。主な取組として、ジュネーブ、ニューヨーク、大阪・関西万博での一連の注目度の高いイベントが挙げられ、これらが「世界津波の日」の 10 周年を記念し、次の国際的な行動へつながるものとなった。ジュネーブでは、UNDRR と在ジュネーブ日本政府代表部が、50 か国以上及び 12 以上の国連機関から約 100 人の外交官、国連関係者、民間部門のイノベーターを招待し、映画「津波レディース」の上映や、ハイレベルパネルを開催した。ニューヨーク国連本部では、UNDRR と日本、チリ、モルディブ、スリランカ、タイの常駐代表部、ユネスコを含む幅広いパートナー連合が、加盟国、有識者、若者を集め、10 年間の進捗状況を紹介し、パートナーとの連携に努めた。

また、UNDRR は、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)との共同呼びかけを通じて、加盟国と関係者に「世界津波の日」記念行事、訓練、啓発活動を組織するよう奨励し、防災に関する啓発を強化した。こうした豊富なプログラムを通じた啓発が地域での具体的な行動に結びついた。その他、東ティモールによる音楽を活用した若者への津波啓発週間と複数の学校における避難訓練、在タイ日本国大使館、ESCAP、UNDP と共催されたタイ・バンコクでの映画上映とハイレベルパネルディスカッション、アメリカ大陸とカリブ海地域での津波警報通信に関する仮想地域対話の実施、沿岸リスク対策に関するコミュニケで締めくくられたエジプト・カイロでの多災害レジリエンスフォーラム、ポルトガル・カスカイ

スでの 1755 年リスボン地震 270 周年追悼行事の実施(同国初の「津波レディステータス」(津波発生に備えた準備が
できている状態)を目指す地方自治体を支援)、トンガのエウア島での津波避難標識の設置、モーリシャスの
IOWave25 本格津波シミュレーション演習への参加を支援した。

仙台にて開催された世界津波の日高校生サミットでは、10 か国から 88 人の高校生が参加し、若者主導の仙台未
来宣言の採択で締めくくられた。「世界津波の日 2025」は、津波対策のグローバルな可視性や市民の防災意識を高
め、加盟国やパートナーとの連携を深め、中央政府および地方政府の具体的な津波対策を促した。

評価対象ではないものの、補正予算で実施された案件では、UNDRR はケニアとブルンジ両政府を支援し、仙台ジェ
ンダー行動計画に沿って、ジェンダーに配慮し、障害者を包摂する災害リスク軽減と早期警報システムを強化。結果と
して、ケニアとブルンジにおける、ジェンダー別に細分化された災害リスクデータの作成と利用、及び早期警報システ
ムへのジェンダーと障害の統合に関する国家能力を強化した。以上により、脆弱な人々への災害の影響を軽減するこ
とに貢献している。

本件拠出により、世界津波の日は一般市民の意識と若者の参加を強化し、補正予算案件ではジェンダーと障害者
の包摂を早期警戒と防災の活動に統合し、仙台防災枠組の実施を強化する具体的な成果、パートナーシップ参加、
政策へのインパクトを生み出している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

(コア拠出)

・**会計年度**:1月から12月

・**決算報告書の受領(先方公表)年月**:2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)

・**決算状況**:UNDRR の 2024 会計年度:収入:56,511 千米ドル、支出:61,388 千米ドル、差額:4,877 千米ドル赤字

直近の決算報告書は、2024 会計年度における拠出先機関全体をカバーするものであり、各国からのコア・ノンコア拠
出両方を含む。UNDRR は収入の全額が各国からの任意拠出金で賄われており、その総額は各国財政状況にも左右
され、毎年変動するため、収入と支出(事業量)が必ずしも一致しない。2024 年末時点で 4,877 千米ドル分の支出超過
は用途指定のない拠出金などにより充当されている。UNDRR への全ての拠出金は、多国間による国連防災信託基金
で管理されている。コア拠出については、多国間拠出アカウントで管理され、UNDRR の年次報告書(1月1日から 12
月 31 日までの期間)を通じて報告される。

・**外部監査**:監査主体:国連内部監査室

・**その他**:UNDRR 内部監視評価枠組みの制度あり。

国連防災信託基金の全てのアカウント、国連事務局の財務諸表の監査の一環として監査役会(BOA)によって毎年
監査され、また、毎年 12 月 31 日時点で、認定された国連事務局の職員によって認証された決算報告書を、日本政
府に提出している。これらの決算報告書(1月1日から 12 月 31 日までの期間)は、国連事務局の監査された財務諸表に
基づいている。2025 年の監査は現在進行中であり、監査作業が完了し、BOA 報告が発行された後、提出予定であ
る。

UNDRR は国連事務局の一部であり、そのため、組織に特化した独立した外部監査報告書は公表していない。代わ
りに、国連監査委員会による年次外部監査の対象となり、国際監査基準に従って国連事務局の財務諸表を審査し、
結果は国連総会に報告される。

2025 年には、国連監査委員会は 2023 年から 2025 年の期間における UNDRR の活動の詳細な監査を実施し、その
結果は 2026 年7月の監査委員会の公式報告書の一部として公表予定。並行して、国連内部監査室が内部監査とし
て、国連事務局全体で監査、評価、助言業務を実施している。UNDRR に特化した最新の公開内部監査報告書は 2018

年のもので、UNDRR が仙台防災枠組の実施を支援するための主要な制度的基盤を確立していると結論付けた一方で、ガバナンスとプログラム監督を強化すべき分野として勧告した。UNDRR はすべての勧告を受け入れ、それらに対処するための措置を講じた。UNDRR に特化したより新しい公開 OIOS(国連内部監査室)監査報告書は特定されていないが、内部監督および統制機能は国連システム内で継続的に適用されている。

(ノンコア拠出)

・決算報告書の受領年月・決算状況:

世界津波の日事業:2025年7月(日本の2024年度拠出分)、収入:1,830,000米ドル、支出:1,831,350米ドル、差額:1,350米ドル赤字(※コア拠出より補填)

ノンコア拠出の決算報告書は、決められたサイクルで提出されている。拠出入金後から個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、プロジェクト完了後に個別に決算報告書が提出される。評価対象期間のノンコア拠出の残余金はなし。

・監査 監査主体:国連内部監査室、対象:拠出先全体、結果:進行中

・その他 UNDRR 内部監視評価枠組みの制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

行政または財務管理に関する不適切な事案は報告されていない。UNDRR は国連事務局の財務および行政枠組み内で運営されており、資金の適切な使用を確保するために確立された規則、内部統制、および監督メカニズムを適用している。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	4	3	3.33	3	-0.33	109

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	0	0.67	0	-0.67	6

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

2025年9月に戦略的実務者招へい事業にて訪日したUNDRR官房長との面談の際、及び2026年3月に訪日したキシヨースRSGによる政務表敬の際に、外務省幹部から日本人職員増強に向けた働きかけを行った。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合児童基金(UNICEF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合児童基金(UNICEF)	
3 拠出先の概要	
UNICEF は、児童の権利条約(CRC)に基づき「すべての子どもの権利が守られる世界を実現する」ため、約 190 の国と地域で活動。子どもの置かれた状況の改善や子どもの権利の実現を目的に、①生存と成長(保健・栄養)、②教育、③保護、④水と衛生、⑤公平な機会の分野で、緊急人道支援から中長期的な開発支援や政策提言まで幅広く活動。本部はニューヨーク(米国)に所在。駐日事務所(UNICEF 東京事務所)あり。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は UNICEF のコア予算に充当され、UNICEF による国別支援プログラム、緊急人道支援、啓発活動、組織運営などに使用される。本件拠出により、子どもの権利の実現に加え、紛争や自然災害、気候変動による影響、公衆衛生危機などにより厳しい状況に置かれる子どもや若者、女性への支援が可能となり、人道状況の改善、健全な成長、能力強化などに貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 1,434,535 千円	
UNICEF コア予算に対する日本の拠出率 2024 年:0.7%(単独政府ドナー拠出順位 13 位)	
2023 年:1.2%(単独政府ドナー拠出順位 10 位)	
2022 年:1.5%(単独政府ドナー拠出順位 7 位)	
全体予算(本件当初予算のほか、補正予算、緊急無償資金協力、国際機関連携無償資金協力などの合計)	
2024 年:1.3%(単独政府ドナー拠出順位 18 位)	
2023 年:2.2%(単独政府ドナー拠出順位 9 位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
地球規模課題総括課・国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための達成手段の一つと位置付けられる。 (令和6年度外務省政策評価書)

1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

2 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

● 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

● 戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。

なお、日本は、2023 年6月に閣議決定した開発協力大綱において「SDGs 達成に向けた取組を加速すること等により、国際協力を牽引」していく旨明記し、2023 年 12 月に総理大臣を本部長とする SDGs 実施本部の決定により改定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」は、国際機関を含む「国際社会との連携・協働」を重点事項の一つとしている。SDGs が「誰一人取り残さない」を中心理念の一つに据えており、日本は人間の安全保障を外交の柱と位置付け、とりわけ、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部が決定した「グローバルヘルス戦略」は、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱（resilient）、より公平（equitable）、かつより持続可能な（sustainable）UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の達成を目指すとしている。

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

最も脆弱な子どもへの支援を担う UNICEF の使命と活動は、SDGs や人間の安全保障の理念と軌を一にする。本件拠出を行うことで、日本の開発援助が行き渡りにくい国や二国間援助が困難な国（アフガニスタン、ミャンマー、イエメンなど）への支援も可能となり、日本の重点分野に関する国際社会での政策提言にも大きく貢献している。実際、UNICEF は、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）との年次政策協議を通して、日本の援助方針と一貫性を保ったマルチ・バイ連携を推進している。

UNICEF は、保健・栄養、水・衛生、教育などを主要な活動領域とし、結核、エイズ、マラリア、ポリオ、エボラ出血熱といった感染症対策に関しては、コミュニティレベルでの対応を担う点において他の国際機関には代替できない役割を果たしている。実際、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際しては、COVAX ファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンを、複数国で共同購入し、公平に分配するための国際的な枠組み。）の主要な調達者としての役割を果たし、ワクチン接種体制を構築する日本の「ラスト・ワン・マイル支援」を国際機関の中で一手に担った。その実績に基づき、2025 年度もポスト・コロナ案件を継続実施するなど、日本が優先課題として掲げてきた「感染症の予防・対策」、「強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築」に大きく貢献してきた。2024 年以降のエムボックス流行に際しては、日本は UNICEF を通じてコンゴ民主共和国での緊急対応計画を 2025 年度も支援しており、これは二国間援助の一環で行われたエムボックスワクチン供与との相乗効果をもたらしつつ、同感染症対策に寄与している。その他、UNICEF は、世界エイズ・結核・マラリア基金（グローバルファンド）や世界保健機関（WHO）、Gavi ワクチンアライアンスなど、様々な保健関連機関とも連携の下、上記 1-1（1）の目標、とりわけ UHC を達成する上で非常に大きな役割を果たしている。

2025 年6月、岩屋外務大臣は、UNICEF 東京事務所及びユニセフ議員連盟の表敬時に「日本の外交、開発協力政策上の重要なパートナーである UNICEF について、日本政府としても、同機関が果たしている役割を重視しており、引き続き協力を強化していきたい」旨述べた。外務省と UNICEF 東京事務所は、日・UNICEF 年次政策協議に向け、日本人職員増強や日本企業との連携強化を含む、日・UNICEF 間の戦略的なパートナーシップの強化に向けた具体的枠組みについて協議を重ねており、今後一層 SDGs の達成を始めとする共通の優先課題や重要政策への寄与が期待される。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は主要ドナーとして多年にわたり UNICEF 執行理事国に就任し、2022 年～2029 年の8年間のうち、5年間（2023 年、2024 年、2026 年、2027 年、2029 年）の理事国枠を確保している。2025 年は UNICEF 事務局長の訪日や事務局次長と外務省地球規模課題審議官による年次政策協議などの機会を捉えて日本の意向を反映できる体制を維持した。また、外務省は UNICEF 東京事務所と日頃から緊密に連携をとっており、日本の意向を働きかける環境が整っている。日本人職員が勤務する UNICEF 東京事務所は、ニューヨーク本部への働きかけを行う際に重要な役割を担っており、さらに、日本の重点事項に沿った案件形成のサポート、日本人職員増強といった日本の政策優先事項、レジリエンスの確保、日系企業との連携を推進する上でも、有益な活動を担っている。また、国連日本政府代表部との円滑なコミュニケーションと連携強化のために、UNICEF ニューヨーク本部の担当局にも日本人職員が配属されている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年 11 月、ラッセル UNICEF 事務局長は高市総理大臣宛の就任祝辞の中で世界の子どもの支援において日本は最も寛大な国の一つである旨言及した。高市総理は謝辞において UNICEF が子どもの命と権利を守るとともに、人間の安全保障を現場で具現化している点を高く評価している旨言及した。

・2025 年8月、ラッセル事務局長が来日して岩屋外務大臣を表敬。日本の拠出に対する謝意を表明し、資金を子どものために最大限活用する上で革新的なアプローチを模索する重要性につき言及。岩屋大臣からは「国際情勢や自然災害の影響により、世界の子どもたちが困難に直面する中、UNICEF の役割の重要性が一層高まって」おり、「人間の安全保障を推進するため、緊密に連携していきたい」旨述べた。

・2025 年7月には米国・ニューヨークを訪問中の宮路外務副大臣がラッセル事務局長と会談し、「高い知名度と強力な発信力を有する UNICEF の役割は重要」である旨述べた。ラッセル事務局長はコア拠出の重要性を強調しつつ、日本の協力によって子どもへもたらされたインパクトのレジリエンス確保に引き続き取り組むことを約束した。

・日本とのパートナーシップの重要性に鑑み、UNICEF の幹部は例年来日し、政策対話を実施している。2025 年6月、ファン・デル・ハイデン事務局次長ほか幹部一行が来日し、政策対話において、新しい時代の人間の安全保障を指導理念として、人間の尊厳に基づく SDGs 達成に向けた連携を加速していくことで一致。その上で、子どものための UHC の実現、長期化する人道危機への対応、気候変動及び防災分野での連帯、グローバルな教育分野での協力、日本人職員人事支援などについて意見交換を行うとともに、それらの実施のためのコア拠出の重要性について議論した。また、その機会に、同一行は、あべ文部科学大臣、浅尾環境大臣、辻内閣府副大臣、松本外務大臣政務官を表敬するとともに、ユニセフ議員連盟（野田聖子会長、山口那津男顧問など）とも会談し、今後の日・UNICEF 関係の展望について意見交換を行った。

・UNICEF は、G7広島サミットにおいて承認され、岸田総理大臣が立ち上げを宣言した「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（Triple I）」にも積極的に関与しており、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に際して内閣官房、Triple I とともにテーマ別イベントを主催した。同イベントでは、友納内閣府大臣政務官やラッセル事務局長ほかによる挨拶、パネルディスカッションやネットワーキングセッションが行われ、TICAD9参加国や国際機関、開発金融機関、スタートアップを含む民間企業、NGO のリーダーなど、グローバルヘルス分野に関わる幅広い関係者から 200 人近くが参加した。

・日本側の取組

日本は、UNICEF 執行理事会や日・UNICEF 年次政策協議などの機会を活用し、UNICEF が所期の成果を上げることができるよう様々な意見交換や申入れなどを行っている。また、在外公館は UNICEF 国事務所と緊密に連携して署名式、引渡式、現場視察などを共同実施しており、これらの様子は現地メディア取材や UNICEF 現地事務所が広く発信している。例えば、2025 年4月ベトナムにて、日本国大使が洪水や地滑りへの緊急対応を行う UNICEF の活動現場を訪問し、日本の支援を受けた子どもと面会した様子は、映像も交えて広く発信された。こうした日本側の取組に UNICEF

も応じており、日本の支援による活動の成果は、UNICEF が有する高い知名度と発信力を以て、裨益国、日本国内、及び世界的に広報されている(2023 年 UNICEF 東京事務所調査によると、日本国内での認知度は主要な国際援助機関の中で最も高い約 84%)。公益財団法人日本ユニセフ協会と共同の X アカウントは、主要国連機関のアカウントで最多となる約7万 5,500 人のフォロワー数を有し、国内向けの日本語での発信を強化している(2025 年は日本の支援に関するプレスリリース 21 本やウェブサイトでの紹介記事 17 本と動画5本、さらにメディア取材7本)。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNICEF への拠出はスタートアップを含む日系企業にとっても有用。UNICEF 東京事務所は、日系企業、日本の NGO、国際機関、JICA などの関係者間の連携を積極的に推進している。UNICEF が内閣官房、Triple I と共催した TICAD9のテーマ別イベントでは、アフリカの保健課題解決に向けたインパクト投資の機会や課題、国際機関などによる取組や事例が共有され、具体的な連携可能性が模索された。さらに、TICAD9の「革新的な解決策の共創をアフリカと共に」というテーマのもと、日系企業や日本の NGO、JICA と連携して進める事業がアフリカ6か国で開始されている。例えば、ガーナでは、日本が推進する「ビジネスと人権」に関する行動計画に沿って、責任あるサプライチェーンの構築を支援し、児童労働を許容しない持続可能なビジネス慣行を推進。マリでは、現地のスタートアップ企業と日系企業が協働し、スマート技術を活用して井戸の稼働状況を遠隔でモニタリングし、安全な飲み水の供給を強化。また、TICAD9ブース出展では、投資が子どもに及ぼす悪影響を最小限に抑えつつ、子どもにとって有益な結果をもたらすことを目指す「チャイルドレンズ投資」アプローチを取り上げ、日系企業と連携可能性を協議した。このほか、JICA とは調達サービス提供に係る協力覚書を結んでおり、支援現場での連携を促進している。

さらに、UNICEF との協力は日本の NGO の国際貢献や人材育成にも重要であり、多数の NGO が実施パートナー契約を結び、UNICEF 東京事務所は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(JPF)の専門家グループや外務省のグローバル人材育成事業、大学のキャリアセミナーなどに参加している。日本ユニセフ協会は地方自治体や学校と協力して子どもの権利の実現に向けてアドボカシーを展開しており、黒柳徹子氏は UNICEF 親善大使として支援の重要性を広く伝えている。これらは子どもの権利に関する日本の国際的プレゼンス強化にもつながり、日本ユニセフ協会理事の大谷美紀子弁護士が国連児童の権利委員会委員長を務めたことにもつながる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は UNICEF が児童の権利条約(CRC)に基づき、「すべての子どもの権利が守られる世界を実現する」ため、緊急人道支援、中長期的な開発支援や政策提言などの活動を行うことで、①生存と成長(保健・栄養)、②教育、③子どもの保護、④水と衛生、⑤公平な機会から成る「戦略計画 2022-2025」を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である SDGs、人間の安全保障、UHC の推進に貢献することを目指している。

UNICEF は、基準2のとおり、「戦略計画 2022-2025」の5つの優先目標の下に設定された合計 18 の成果のうち、14 で 2025 年のマイルストーン達成まで 90%以上の進捗を見せるなど、定量的かつ目に見える効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については、UNICEF は国連事務局を除いた国連関係機関の中で最多の専門職以上の日本人職員数を誇り、日本人幹部職員数も着実に増加している。JPO の人数なども勘案すれば、今後も更なる増強が見込まれ、日本の掲げる国連関係機関における日本人職員増強戦略に大いに貢献している。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNICEF は4年ごとに戦略計画を立てており、本件拠出期間は「戦略計画 2022-2025」に基づいて活動した。同戦略計画では、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念に基づき、以下の5つの優先目標を設定し、主に子どもや若者、女性を対象に人道・開発支援を実施している。

- ①すべての子どもが命を守られ健全に発育する(新生児、子ども、10 代の若者の死亡率の削減、発育阻害や消耗症に苦しむ5歳未満児の割合の削減など)
- ②すべての子どもが教育を受け、将来のためのスキルを身につける(初等・中等・高等教育の修了率の上昇など)
- ③すべての子どもが暴力や搾取、虐待、ネグレクト、有害な慣習から守られる(暴力などを受ける子ども人口の割合の削減など)
- ④すべての子どもが安全で持続可能な環境で暮らす(安全な飲料水や衛生サービスを利用する世界人口の割合の上昇など)
- ⑤すべての子どもが人生において公平な機会を得る(社会保障制度に守られた世界の子ども人口の割合の増加など)

UNICEF は、とりわけ上記①の優先目標に従い、UHC を実現するための保健システム強化や感染症対策などの各種取組を実施している。UNICEF は、国連機関の中でも SDGs の目標分野を幅広くカバーしている機関の一つであり、日本が重視する人間の安全保障を推進しつつ、SDGs 達成のために大きく貢献している(UNICEF の戦略計画と活動に直結する SDGs のターゲットは1.2、2.2、4.4、5.1、6.2、8.6、11.5、16.2 など、多岐にわたる)。UNICEF は、CRC 締約国による条約履行を支援する役割も担い、CRC 委員会への報告書提出を支援するなど、子どもに関する国際基準・規範の形成に貢献している。その中で、子どもに特に影響を与えると見られる気候変動の影響を分析し、従来の対策において見過ごされがちであった問題を提起するなど、子どもや若者の声を国際社会の議論に反映するためのサポートも行っている。戦略計画の達成目標や成果に関する評価方法については、Integrated Results and Resources Framework of the UNICEF Strategic Plan, 2022-2025 (E/ICEF/2021/25/Add.1)に明記している。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024 年は、UNICEF は「戦略計画 2022-2025」の 18 成果中 14 で 90%以上の進捗を達成し、国事務所の 95%が子どもの権利委員会勧告のフォローアップを支援した(2021 年 84%から増加)。

【優先目標①】

- ・ ポリオワクチン 15 億回分を 87 か国に届け、ポリオ感染前年比約 25%減に貢献。
- ・ はしかワクチン接種を 1 億 1,040 万人(2022 年比 29.4%増)に提供。
- ・ マラリアワクチンを 17 か国に導入。
- ・ 2,100 万人(目標達成率 82%)に栄養支援を実施、930 万人に命を救うための重度急性栄養不良治療を提供、持続可能な食糧供給を支援。

【優先目標②】

- ・ 事業実施国のうち 26%で効果的なデジタル学習を提供(2021 年の9%から増加)。
- ・ Learning Passport 利用者は 1,000 万人(前年比 400 万人増)となり、教育へのアクセスを改善。
- ・ 事業実施国のうち 73%の国が不平等対策の教育計画を実施(2021 年 48%から増)。
- ・ 事業実施国のうち 42%の国で包括的スキル開発を制度化(2022 年比約倍増)。
- ・ 環境教育を 91 か国で実施(2022 年 63 か国から増)。
- ・ 137 か国で若者の気候イニシアティブの参加支援(2022 年 104 か国から増)。

【優先目標③】

- ・ 軍隊や武装グループと結び付く子ども 1.6 万人の社会への再統合を支援(目標達成率 70%)。

- ・ 79 か国で 1,760 万人に緊急下の性差に基づく暴力のリスク軽減・防止・対応に係る支援を提供(2021 年 1,390 万人から増)。
- ・ 750 万人に地雷対策を支援(2021 年 520 万人から増)。
- ・ 50 か国で 1,070 万人の女兒に児童婚予防支援を提供(2021 年 760 万人から増)。
- ・ 暴力被害児 620 万人に保健・ソーシャルワーク・司法などのサービスを提供(前年比 36%増)。
- ・ 女性器切除対策を 19 か国の 76 万人に提供(2021 年 16 万人から増)。育児支援は 1,850 万人に拡大(目標 450 万人を超過)。世界閣僚会議で 113 政府が暴力防止誓約に参加。

【優先目標④】

- ・ 3,300 万人の安全な水へのアクセスを支援。2015 年比で、世界的な安全飲水利用率は 69%から 77%へ向上。
- ・ 1,800 万人の衛生設備へのアクセスを支援。事業実施国のうち 80%の国でインクルーシブな水・衛生事業の実施を支援。2015 年比で、世界的な衛生設備の利用率は 49%から 63%に増加。
- ・ 119 か国で子どもに焦点をあてた気候変動と災害への対応プログラムを支援(2022 年 68 か国から増)。
- ・ 59 か国がパリ協定への「国が決定する貢献」に子どもへの配慮を統合することを支援。
- ・ 保健施設の再生エネ導入を 66 か国、ソーラー給水支援を 69 か国で支援。

【優先目標⑤】

- ・ 91 か国で子どもへより投資するための社会セクター予算強化を支援(目標 69 か国を超過)。
- ・ 88 か国で社会保護システム強化(2021 年 56 か国から増)。
- ・ 360 万世帯に 5 億 7,400 万ドルの現金給付を行った(2023 年 290 万世帯から増)。
- ・ 42 か国で子どもの保護者・養育者の仕事と家庭の両立を支える、家族にやさしい政策の実施を支援(2021 年 13 か国から増)。
- ・ 60 か国で、子育てに必要な資金や社会サービスへのアクセスを可能にするための社会保護事業を強化(2023 年 46 か国から増)。
- ・ 77 か国で障がいに対するインクルーシブな社会保護事業を支援(2023 年 67 か国から増)。

2024 年は、コア予算 900 万ドルでアフリカの角地域の地下水マッピング(100 万平方キロメートル、1,000 万人裨益)を実施。井戸掘削成功率は 45%から 90%に向上し、15 基の深井戸が安全水を供給。JICA と連携し深井戸掘削をジブチでも展開。気候変動による干ばつ・洪水リスクに対し、衛星データ、遠隔センサー技術などの革新的技術で支援と開発効果を最大化。

2025 年は 10 月末時点で 2 億 3,160 万ドルのコア予算が人道支援に充てられ、うち計 5,530 万ドルは発災後 48 時間以内に 30 の国と地域へ拠出した。例えばアフガニスタンでは、2025 年、地震、洪水、コレラなどの影響を受けた 270 万人に緊急給水・衛生支援を実施し、1 万 5,980 か所の経口補水所及び 154 か所の下痢症治療センターにおいて急性水様性下痢症の 5 歳未満児 260 万件の治療を行った。開発・人道支援資金が大幅に減少する中、最も厳しい立場に置かれる子どもの命を救う活動を継続し、成果を上げた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1 月から 12 月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年 7 月(日本の 2024 年度拠出分)

・決算状況 UNICEF の 2024 会計年度：収入：8,611,608,000 米ドル、支出：8,514,715,000 米ドル、差額：96,893,000 米ドル（次期会計年度の収入へ繰入れ）。 ・外部監査 対象期間：2024 年 1 月から 12 月、監査実施期間：2025 年 4 月から 5 月、監査主体：国連会計検査委員会（BOA）、結果：無限定適正意見 ・その他 内部監査及び内部評価の制度あり。
3-2 本件提出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）
・ 行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
91	93	98	94.00	84	-10.00	4,830
備考	UNICEF 提供。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
4	4	4	4	5	1	188
備考	UNICEF 提供。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
開発・人道支援が資金の大幅な減少を含む急速な変化の影響を受ける中、UNICEFはその目的への適合性や効果を維持するため、2025年から組織改革を行っている。その結果、2026年2月時点で国際専門職の任期付き(Fixed Term)ポストは全体として約20%純減しており、職員の採用・昇進が困難な状況が生じている。したがって、日本人職員数が全体的な平均と比して減少しているわけではない。 UNICEFはこれまで日本人職員を積極的に採用してきており、2001年の51人から2017年には2倍の102人となり、2025年は110人(JPOや現地採用職員を含む)となっている。2024年末時点のデータによると、国連事務局を除いた国連機関の中で最多の専門職以上の日本人職員数を誇る(UNICEFにおける主要ドナー国別の専門職以上の職員数において、2026年4月時点で日本は第7位)。日本人職員のうち、女性の割合が約80%であり、女性の活躍推進という日本の最重要課題とも合致する。 日本人職員の採用・昇進については、日・UNICEF年次政策協議や、事務局長の来日及びその他幹部職員との会談の機会を捉え、最重要課題の一つとして継続的に協議している。UNICEFの日本人職員はその62%がP4レベル以上に在籍し、さらに上位のP5レベルには13人、うち1人は国事務所の副代表を務めており、今後の幹部職員への昇進が期待される。中堅職員派遣スキームも活用されており、これまでに2人が国際保健分野のP4ポストに派遣され(2019-22年及び2022-24年)、その後UNICEFによる同レベルでの正規採用に至った。 2025年はJPOとして20人が勤務しており、UNICEFにおけるJPOの残留率は全体平均として51%のところ、日本人は56%と上回っており、これは将来的な正規採用の可能性がある人材プールが大きいことを意味する。JPOに対しては、キャリア・コーチングやメンター制度だけでなく、UNICEF東京事務所も随時個別に相談に応じて、情報共有などを						

行っており、日本人職員増強に鋭意取り組んでいる。その結果、2025年は3人の日本人JPOが正規採用に至った（P3への昇進を伴う者が2人）。UNICEF東京事務所は、UNICEFへ新規派遣されたJPO及び国連ボランティアに独自のオリエンテーションを行っており、国連ボランティア経験後にJPO派遣に繋がるケースも多々見られる。日本ユニセフ協会がUNICEF国・地域事務所へ派遣しているインターンやUNICEF東京事務所が受け入れているインターンがのちにJPOとして採用され、正規職員となった事例もみられる。

その他、ホームページでの日本人職員キャリア・インタビュー記事の各月発信、大学でのセミナーや授業への登壇（2025年2回参加、計約250人参加）などを通して、UNICEFでのキャリア形成について広く周知し、日本の掲げる日本人職員増強戦略に大いに貢献している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連地域開発センター(UNCRD)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連地域開発センター(UNCRD)	
3 拠出先の概要	
国連地域開発センター(UNCRD)は、開発途上国における地域開発の能力向上を目的として、1971年に日本と国連の協定に基づき愛知県名古屋市に設立された、国連経済社会局(UNDESA)の持続可能な開発目標部(DSDG)の唯一の日本国内拠点組織である。UNCRDは50年以上にわたり、開発途上国の経済・社会変革を支援する地域開発の研究や研修を行ってきている。2015年の国連総会決議における持続可能な開発のための2030アジェンダ採択後は、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた国際動向を踏まえつつ、日本の中部地方の研究成果を活用し国土交通省や環境省と連携して研修事業の実施や出版、国際会議の開催を行っている。また、日本の地方自治体のSDGs推進を支援し、日本の地方自治体の取組を海外に展開している。さらに、政策研究大学院大学(GRIPS)との協力で東京事務所を設置し、水関連災害に関する活動も行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は UNCRD の組織運営のためのコア予算に充てており、地域開発、環境、防災、インフラ整備などの日本が高い専門性を有する政策の国際社会における普遍化や、日本が積極的に推進している SDGs などの地球規模課題への取組に係る日本の貢献の普及を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	78,871 千円
日本の拠出率: 100%	
なお、外務省からのコア予算拠出以外に、特定の事業実施のために環境省(環境的に持続可能な交通(EST)、3R(リデュース・リユース・リサイクル)事業費)及び国土交通省(水と防災及びスマートシティ、高速道路などの分野における質の高いインフラ関連事業費)が拠出を行っている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ：経済協力」、「施策Ⅵ－2：地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1：人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1－1：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された中期目標「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
UNCRDは、国連事務局と日本政府との協定に基づく機関であり、開発途上国における地域開発の能力向上を目的とした研修事業の実施や国際会議の開催を主たる活動とし、日本の国際社会への貢献を示す役割を果たしている。SDGsの分野では、開発途上国の地域開発やSDGsのローカライゼーション(SDGsを国や地方のレベルに合わせて取り組むことができるようにすること)支援に取り組んできている。 UNCRDは、UNDESA内のSDGローカライゼーション・ネットワークに参加し、地方自治体の能力開発や優良事例の共有を担当している。日本の地方自治体などによるSDGs実施に向けた政策動向や先進的取組を国連本部に共有し、日本と国連のハイレベル対話の円滑化にも寄与している。UNCRDは、日本と国連本部を結ぶ独自の機能を担っており、日本と国連の戦略的連携を強化し、日本が提唱する人間の安全保障の具体化に資する重要な役割を果たしている。 近年、国連はSDGsのローカライゼーションや地方政府の役割を重視しており、UNCRDは日本の地方自治体がSDGsの取組を自主的に評価し国連に提出、公開する自発的自治体レビュー(VLR)の作成支援や国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF2025)サイドイベントなどの国際会議での発信機会を地方自治体へ提供している。2025年10月に豊田市で開催されたUNCRDを含むUNDESA主催の「2025国際首長フォーラム」には、世界39か国68都市から289名が参加し、愛知県豊田市、名古屋市、蒲郡市によるVLR作成の取組が国際的に紹介され、日本の地方自治体を持つ持続可能な開発の知見の発信とプレゼンス向上に寄与した。 またUNCRDは、「質の高いインフラ」や水・防災分野に関する国際ワークショップの開催を通じて、日本の技術や政策を国際的議論につなぐハブ機能を担っている。2025年7月には国連本部で「第7回国連水と災害に関する特別会合」を共催し、日本の水・防災分野の取組発信や国連会合での政府発言機会の創出にも貢献した。加えて、UNCRDはアジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)や3R(リデュース、リユース、リサイクル)・循環経済の推進を支援することで、日本の先進的技術や政策の普及に寄与している。 上記のような活動を継続するためには、個別事業提出に加え、人的基盤の維持を含む組織運営予算の確保が不可欠である。本件提出は、日本の SDGs 及び人間の安全保障政策を国連枠組みと接続し、日本の発言力・影響力の維持強化に資するものであり、「誰一人取り残さない」という SDGsの理念の実現に貢献するものである。
1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
UNCRD は、UNDESA の唯一の拠点組織であり、その運営方針や予算計画は UNCRD と UNDESA との協議により決定されている。また、UNCRD は日本と国連の間で締結された協定に基づき設立された組織であり、その設立経緯から、所長人事を始め重要な意思決定過程において日本の意向が適切に反映されることになっている。初代所長(任期一年のみ)を除いて日本人が所長を代々務めることで、日本の問題意識や日本の政策とのシナジーを重視し、日本政府の関係省庁(外務省、国土交通省、環境省)の意向を反映した組織運営が 50 年以上にわたり継続されている。加えて、日本は国際連合日本政府代表部を通じて UNDESA に対し随時働きかけを行い、日本の意向が UNCRD の活動に確実に反映されるように努めている。年に1～2回、日本政府の関係省庁間(外務省、国土交通省、環境省)の課長級レベルの意見交換を実施し、UNDESA との意思疎通と協調を強化している。こうした努力により、日本は UNCRD の意思決定プロセスにおいて重要な影響力を保持し続けている。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等(提出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・提出先との間での要人往来、政策対話

- ・2025 年3月、国土交通省は UNCRD、水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)、政策研究大学院大学と共催する「協力とパートナーシップのための水と災害に関する国際シンポジウム」を共催。天皇陛下がご聴講された。
- ・2025 年5月、石川国土交通省大臣官房参事官は UNCRD 主催のスマートシティワークショップで開会の辞を述べた。
- ・2025 年7月、天皇陛下は国連日本政府代表部と UNCRD が他国連加盟国とともに主催する「第7回国連水と災害に関する特別会合」にビデオメッセージを寄稿した。
- ・2025 年7月、国連日本政府代表部は、ハイレベル政治フォーラム(HLPF2025)のサイドイベントを UNCRD と共催。森国連日本政府代表部公使が開会の辞を述べた。
- ・2025 年7月、UNCRD がフィジー共和国環境気候変動省及び太平洋地域環境計画事務局と開催した「3R・循環経済に関するワークショップ」において、道井駐フィジー日本国大使が開会式で挨拶を述べ、日本の取組事例を紹介。
- ・2025 年8月、国土交通省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)、UNCRD は、TICAD 9のテーマ別イベント「アフリカにおける気候・水関連レジリエンス—水関連リスクの軽減に向けて」を共催した。
- ・2025 年8月、国土交通省は UNCRD、HELP、タジキスタンとストックホルム世界水週間 2025 においてセッションを共催、日本の取組を紹介。
- ・2025 年 10 月、2025 国際首長フォーラムにて訪日した李国連経済社会問題担当事務次長は上川衆議院議員(元外務大臣)を表敬し、UNCRD に対する日本の提出に謝意を表明した。
- ・2025 年 10 月、西崎外務省国際協力局審議官及び川村国土交通省海外プロジェクト審議官は、2025 国際首長フォーラムにおいて開会の辞を述べるとともに李事務次長と会談を行った。李事務次長はこれまでの UNCRD への支援に謝辞を述べ、支援の継続を要請した。
- ・2026 年2月、国土交通省は UNCRD と質の高い道路インフラ開発国際ワークショップを共催した。廣瀬国土交通省技監が開会の辞を述べた。
- ・2026 年3月、環境省は UNCRD とタイ・バンコクで「EST 地域会合及び能力構築ワークショップ」を共催した。井上環境省水・大気環境局脱炭素モビリティ事業室長が開会の辞を述べた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

- ・2023 年4月、UNCRD は UNCRD 所長が SDGs 認証制度の有識者会議委員を務めている愛知県豊田市の SDGs 認証制度を監修し運用開始に協力した。
- ・2025 年5月の UNCRD 主催スマートシティワークショップに日本企業が7社参加した。参加した日本企業とインドネシア・マカッサル市との間で協力覚書が締結された。
- ・2025 年5月、第 11 回 UNCRD が京都大学と 3R 国際学会の特別セッションを共催し酒井同大学名誉教授が議長を務めた。
- ・2025 年7月、UNCRD の働きかけを受け、愛知県豊田市長が HLPF2025 の SDG3 セッションに登壇し、高齢者支援の先進事例を発表。また、同フォーラムのサイドイベントでは豊田市長及び横浜市米州事務所副所長が各地方自治体の取組を紹介した。
- ・2025 年 10 月に開催した 2025 国際首長フォーラムには一般社団法人 JUNTOS や一般社団法人イクレイ日本が登壇し、持続可能な都市づくりに関する講演を行った。また、同フォーラムには豊田市長、豊田市議会議員、愛知県知事、名古屋市長、蒲郡市長、滋賀県副知事、和歌山県すさみ町長が参加し、UNCRD は李事務次長と愛知県知事、名

古屋市長とのバイ会談を調整。大学からは、蟹江慶応義塾大学大学院教授が参加し、「ビヨンド SDGs 官民連携会議」の立ち上げなど日本の 2030 年以降の取組を紹介。さらにトヨタ自動車株式会社、トヨタ・モビリティ基金が参加。

・2025 年 12 月、名古屋大学が UNCRD と UNDESA との学術協力協定を締結。

・2026 年2月に開催した、道路インフラ開発ワークショップに東京大学加藤教授が登壇した。

・2026 年2月に開催した「第2回質の高い道路インフラ開発国際ワークショップ」(東京)に日本企業 10 社が登壇し、日本の技術・事例を紹介。

・2026 年3月に開催したタイ・バンコク「EST 及び能力構築ワークショップ」にトヨタ・モビリティ基金、日本通運(株)、首都高速道路(株)が専門家として参加。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、UNCRD が、EST(環境的に持続可能な交通)、質の高いインフラ、循環経済と3R、災害リスク軽減と水、スマートシティ、ローカル SDGs 推進支援に取り組むことで、2-1(1)に掲げた各戦略目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「人間の安全保障の推進」に貢献することを目標としている。

UNCRD は、2-1(1)のとおり、地域開発に関する研修などを実施することで海外の地方自治体による SDGs 推進を支援しているほか、2-1(2)で具体的な成果を列挙しているとおり、EST や3R に関するフォーラムを開催し、日本政府に対する政策提言やアジアなどにおける地域内の政治的合意形成の推進に寄与するといった成果を上げている。さらに、UNCRD はその活動を通じ、日本の優れた政策やノウハウを、開発途上国の行政官に対する研修実施や国際会議の開催、出版物発行を通じて発信し、日本の貢献を国際社会に紹介する役割を果たしている。

また、入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNCRD は、日本の意向を踏まえた戦略目標を設定し、持続可能な地域開発に資する取組を推進している。主な戦略目標は次のとおり。

(1)環境的に持続可能な交通(EST):交通分野の脱炭素化に向け、環境負荷の少ない交通行動や生活様式への意識改革を促すとともに、アジア地域における課題や実践的解決策を共有する場を提供し、第 14 回アジア EST 地域フォーラムを開催し、アジアにおける持続可能な交通の推進及び 2030 年までの目標設定のために採択された「環境的に持続可能な交通に関する愛知宣言 2030」の実践の促進を支援する。

(2)質の高いインフラ:災害に強い道路ネットワークの構築に加え、計画から維持管理までのライフサイクル全体で CO2 排出削減を図るなど、気候変動対策を重視したインフラ整備に関する知見(特に日本)を開発途上国へ展開する。

(3)循環経済及び3R:アジア太平洋諸国における循環経済と3R の概念を中央政府や地方自治体の政策に取り入れさせ、持続可能な生産・消費行動への転換を促進するとともに、海洋プラスチックごみ対策や廃棄物管理など地球規模課題への対応を支援し、「3R と循環経済の推進に向けたジャイプール宣言(2025-2035)」の実践を後押しする。

(4)災害リスク軽減と水:国際的な政策議論の場において水防災の重要性を訴え、水、災害リスク軽減、気候変動の連携を支援する。

(5)スマートシティ:ICT などの先端技術を活用した都市課題の解決と新たな価値創出を目指し、能力構築を通じて急速な都市化に直面する開発途上国への展開を図る。

(6)SDGs ローカライゼーション:日本国内では地方自治体による VLR の普及支援などを行うとともに、HLPF や国際首長フォーラムを始めとする国連の多国間会合や国際機関の会合において日本の取組を発信し、世界の SDGs 推進に貢献する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

(1)EST:2026年3月、環境省、バンコク首都庁、アジア開発銀行(ADB)、アジアインフラ投資銀行(AIIB)、国連、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)と「EST地域会合・能力構築ワークショップ」をタイ・バンコクにて共催。当初25か国60名の参加を想定していたが、実際にはアジア太平洋及びアフリカ35か国から政府高官130名が参加。都市交通の脱炭素化や政策実践の共有を通じ、「愛知宣言2030」の普及と政策対話の強化に貢献。

(2)質の高いインフラ:2026年2月、国土交通省と共催で「第2回質の高い道路インフラ開発国際ワークショップ」を東京で開催。13か国20名の政府関係者に対し持続可能で強靱な道路インフラ開発に関する研修を実施。EST地域会合において自動物流道路やマルチモーダル拠点整備など日本の先進的取組を紹介。

(3)3R・循環経済:2025年7月、HLPF2025でサイドイベントを共催し、循環経済によるSDG14への貢献を発信。また、同月に太平洋島嶼国14か国を含む約60名を対象に能力強化ワークショップを共催し、2025年3月に採択された「3R・循環経済に関するジャイプール宣言(2025-2035)」の実施を支援した。さらにTICAD9のパートナー事業で3R・循環経済の有用性を発信し、「新・横浜行動指針」へインプットした。

(4)災害リスク軽減・水:2025年7月、国連本部で「第7回国連水と災害に関する特別会合」を共催し、58か国127名が参加。議題設定や成果文書作成、参加者調整を担い議論を主導した。TICAD9関連イベントやESCAP対話セッションなどを通じ、水関連災害対策に関する政策対話を促進し、日本の水防災技術と経験を発信した。

(5)スマートシティ:2025年5月、神戸市で防災をテーマとした開発途上国の行政官に対する研修を実施し、参加者の約95%が職務に有益と評価。この研修を契機に、日本企業とインドネシア・マカッサル市との雨水管理システムに関する覚書が締結された。

(6)ローカルSDGs:2025国際首長フォーラムを主催し、日本の地方自治体によるSDGs推進事例を国際社会に発信。豊田市、名古屋市、蒲郡市のVLR作成支援やSDGs全国フォーラム2025などを通じ、自治体レベルでのSDGsローカライゼーションの普及に貢献。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度:1月から12月
 - ・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025年5月(日本の2023年度及び2024年度拠出分)
 - ・受領(先方公表)の遅延、未受領の場合:2024年度及び2025年度拠出に係る2025年度決算報告書については2025年度の決算終了後2026年5月に提出予定。
 - ・決算状況:2024会計年度 収入:564,080米ドル、支出:605,215米ドル、差額:41,135米ドル
決算状況に関しては、昨年の決算に比べ約4万ドル減少し約83万ドルの繰越金が発生しているが、これは UNCRD と国連本部の会計期間が異なるためであり、繰越金は翌年1月以降の経費に充当されている。
 - ・外部監査:あり。
 - ・その他:内部監査の制度あり。
- 決算報告書は毎年、国連会計監査委員会(Board of Auditors: BOA)に提出され、監査が実施されており、指摘事項は特段ない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・UNCRD所長は、初代を除き全て日本人である。2025年3月に村田所長が着任。また2025年に新たに3名の日本人を一般職として採用するなど、日本人職員増強に努めている。 ・2025年12月、UNCRDは、「国連を職場として」セミナーを開催。高校生以上を対象とし、70名が参加。同セミナーには現役の国連機関職員3名が登壇し、自身のキャリアパスを共有した。同セミナーでは外務省国際機関人事センターによる国際機関の採用方法とJPO派遣制度のガイダンスの説明も行われた。本セミナーは将来の日本人職員の増加を目的に過去10年毎年開催している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	b	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連人間居住財団拠出金	
2 拠出先の名称	
国連人間居住計画 (United Nations Human Settlements Programme, UN-Habitat、国連ハビタット)	
3 拠出先の概要	
1978 年に「国連人間居住委員会」及び事務局として「国連人間居住センター」が設立され、その後 2002 年に「国連人間居住計画 (国連ハビタット)」として統合。人間居住に係る課題の解決に取り組む国連機関として、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興などに関して、指針作成、広報活動、研修、専門家派遣などを実施。本部はナイロビ(ケニア)に、アジア太平洋地域本部は福岡市に所在。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本拠出は、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興などの人間居住に係る課題の改善を目的とする国連ハビタットの運営を支援することを目的とし、国連ハビタット本部の活動の経費に充てられる事務局運営費(コア拠出)に拠出する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	7,584 千円
国連ハビタット本部の活動に充てられる事務局運営費に拠出する。令和6年(2024 年)の集計において、コア拠出全体に占める日本の割合は 0.4%(23,533 米ドル/5,832,446 米ドル)で 21 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力: 政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「 個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会 」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」及び「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「 個別分野1 人間の安全

保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

上記1-1(1)の目標達成に向け、国連ハビタットは日本国大使館がない又は治安上の理由により日本による直接的な活動が困難な国を含む約 90 以上の国や地域において、災害復興、スラム改善、住宅問題を含む人間居住に係る課題解決に資する支援を実施している。国連ハビタットは、日本による二国間支援が困難な国における支援活動に取り組む上で特に重要な役割を果たしている。

2017 年にアフリカ 24 か国と環境省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、横浜市、国連開発計画(UNEP)、国連ハビタットが立ち上げた「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」は、48 か国・239 都市にメンバーを拡大しており(2026 年 4 月現在)、国連ハビタットは ACCP 事務局の役割を務めている。国連ハビタットは、ACCP の下で、アフリカ諸国の廃棄物分野の脱炭素やリサイクルを推進している。2025 年8月、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)の開催に合わせて、ACCP 第4回全体会合が開催され、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換が行われるとともに、今後3年間の活動を示す「新・横浜行動指針」が発表された。また、都市・居住に係る課題は公衆衛生上の課題とも関連があり、都市問題が新型コロナウイルス感染症を始めとする各種感染症拡大や生活習慣病の一因となりうることから、都市計画を通じた公衆衛生状況の具体的改善に向けて、国連ハビタットの支援が一層重要となっている。

2024 年 11 月にイタリア・ローマで開催された G7都市大臣会合において取りまとめられた「G7都市大臣会合コミュニケ」において、国連ハビタットが採択した「ニュー・アーバン・アジェンダ(NUA)」の重要性が言及された。また、2024 年4月に開催された G7気候・エネルギー・環境大臣会合において取りまとめられた「気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」において、議長国イタリアが国連ハビタットと協力して立ち上げる予定の国・地方レベルでの SDGs 達成のためのパートナーシップ・プラットフォームを通じた活動を含め、建築環境における優先行動について議論をすることが盛り込まれるなど、G7 などの取組の中で国連ハビタットの役割が一層重要となっている。

国連ハビタットは、公衆衛生、文化や都市の再生、都市移住及び環境の分野で世界保健機関(WHO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国際移住機関(IOM)、国連環境計画(UNEP)などと連携しており、難民や避難民などに提供する仮設住宅や水・衛生施設などの効果的・効率的な整備手法において国連ハビタットの技術やノウハウを活用した事業が展開されている。

国連ハビタット・アジア太平洋地域本部は、福岡市を始めとする九州地方を中心に居住環境の課題解決に資する技術やノウハウを有する日本企業や自治体などと密に連携しており、日本の防災や環境技術などの優れた知見の国際的普及に取り組んでいる。例えば、アフリカ諸国における廃棄物管理に関する事業では、福岡大学と福岡市が共同開発した廃棄物管理技術(福岡方式)が活用されており、日本の環境技術の国際的普及や現地でのスラム改善に寄与している。特に福岡方式については、TICAD8に向けてとりまとめられた「ACCP チュニス行動指針」の中で、今後3年間でアフリカ諸国へ普及させる技術として明記された。また、2023 年 11 月から 12 月に開催された COP28 でも、環境省・福岡市主催セミナーにおいて福岡方式が紹介された。2024 年 11 月に開催された COP29 では、国連ハビタット共催セミナーにおいて経済産業省が国連ハビタットと連携して実施する日本企業連携枠組み「SUBARU・イニシアチブ」が紹介された。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、国連ハビタット設立以来、管理理事会の理事国としての地位を常に占めてきた。2018 年 12 月の国連総会決議により、最高意思決定機関が管理理事会から全加盟国参加型の国連ハビタット総会(4年に1回開催)に改組され、同時に国連ハビタットの予算計画・プログラム・予算執行などの実務を管理する 36 か国からなる執行理事会が設置され、日本は執行理事会のメンバーとなっている(任期 2019 年5月～2023 年6月。2023 年6月の第2回総会におい

て 2025 年まで任期延長。また、2025 年5月の第2回総会第二部にて、次期(2026-2029)執行理事会メンバーとして選出)。なお、日本は、2002 年の国連ハビタット設立から、国連ハビタット組織や事業実施国の状況などを詳細に把握することで、各種会合で日本の意向などを的確に主張してきたほか、国連ハビタットが実施するプロジェクトにおいて日本の優先課題・テーマを積極的に盛り込むことができています。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年4月、国連ハビタット推進議員連盟(会長兼事務局長: 鬼木誠衆議院議員)会合が開催され、同議員連盟は国連ハビタット活動状況について、アジア太平洋地域本部の石垣本部長から報告を受け、国連ハビタットの活動の一層の活性化に向けて意見交換を実施。

2025 年8月、ロスバツハ国連ハビタット事務局長が第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に出席するため、初めて来日した。滞在期間中、岩屋外務大臣、浅尾環境大臣、坂井防災担当大臣、古川国土交通副大臣、小池東京都知事、山中横浜市長、服部福岡県知事、高島福岡市長などと会談したほか、国連ハビタット推進議員連盟がロスバツハ国連ハビタット事務局長との意見交換会を開催した。

2025 年8月、国連ハビタット推進議員連盟会長兼事務局長の鬼木衆議院議員を含む、玄葉衆議院副議長一行の視察団がケニアを訪問し、ロスバツハ国連ハビタット事務局長とアジア太平洋地域本部を中心とする国連ハビタットの活動の一層の活性化に向けて意見交換を実施。

2025 年8月、2026 年1月及び2月、松浦在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使はロスバツハ事務局長を表敬し、日本と国連ハビタットの連携について意見交換を実施。

以上のほか、国連ハビタット・アジア太平洋地域本部長は、外務省を含む関係省庁の幹部に対し、アジア太平洋事務所の活動状況や成果について定期的に報告している。

・その他日本側の取組など

外務省は、国連ハビタットに拠出している国土交通省などと連携しながら、執行理事会メンバーである在ナイロビ国際機関日本政府代表部員とともに年2〜3回ナイロビで開催される執行理事会に参加した(2025 年5月及び 11 月)。また、在ナイロビ国際機関日本政府代表部員は国連ハビタットの下部組織のワーキング・グループや、国連ハビタットの次期戦略計画の策定のための会合などに出席した(計年間 30 回程度開催)。さらに、2025 年5月には第2回国連ハビタット総会第二部が開催され、国交省審議官を代表とする代表団がオンラインで参加した。

日本は、執行理事会などにおいて、日本の優先課題やあるべき都市政策への取組方針、国連ハビタット・アジア太平洋地域本部の活躍や重要性などについて主張してきているほか、国連ハビタットの運営・取組や予算計画などについて積極的に関与している。例えば、国連ハビタットのコア予算の次期計画について、野心的過ぎる予算確保の目標を掲げず、収入実態に合った計画設定に努めるよう再三主張した結果、事務局は収入実態に見合った計画に方針転換。2023 年3月の執行理事会で 2022 年コア予算が約 10 年ぶりに黒字となったことが報告されて以降、2023 年以降は収支も黒字となっており、財政の健全化が図られている。

また、福岡市にあるアジア太平洋地域本部と密に連携することで、国連ハビタット組織や現地の状況などを詳細に把握でき、各種会合で日本の意向などを的確に主張できるほか、国連ハビタットがプロジェクトを形成する際に日本の優先課題・テーマを積極的に盛り込むことができています。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

国連ハビタットは、日本政府や福岡県及び福岡市といった地方自治体からの財政支援を受け、日本企業や大学などと連携し、日本の都市環境技術を開発途上国へ移転することで、日本の地域創生やグローバル人材育成に貢献している。

【日系企業】

2025 年6月、ネパールではパナソニック株式会社寄贈のソーラーランタンを設置。2026 年2月、ラオスでは株式会社大建の技術指導のもと、雨水貯水地下タンクを設置。また、2025 年3月より、タイではトヨタモビリティ基金と連携し、道路利用者の安全向上プログラムを実施している。これらの協働を通じ、日本企業の先進技術と企業の社会貢献活動が国際的な課題解決に貢献するのを支援している。

【NPO】

特定非営利活動法人 SWAN(廃棄物アドバイザーズネットワーク福岡)は、特定非営利活動法人日本ハビタット協会やハビタット福岡市民の会などとも協力し、ミャンマーやスリランカの災害緊急募金活動を実施している。

【地方自治体】

国連ハビタットは、2025 年 10 月、愛知県豊田市とともに「国際首長フォーラム」を共催し、日本の環境・防災技術の海外展開を支援。また、2025 年8月の TICAD9 の際に共催した ACCP 総会には、環境省、JICA、横浜市、福岡市・ふくおか環境財団・福岡大学などが参加した。さらに、福岡市が設立した、廃棄物処理の「福岡方式」に関する人材育成を行う「福岡方式グローバルネットワーク」にも協力し、福岡方式の施行・維持管理・モニタリングに携わる外国の中央政府や地方自治体の人材育成にも貢献している。

【大学等】

2025 年度当初に「九州グローバル SDGs 人材育成イニシアチブ」を立ち上げ、人材育成に関する取組を戦略的に体系化。小学校から大学までの教育機関などからの講義依頼に対応し、2025 年度は合計 32 回の講義を実施。また、2026 年2月には、北九州市立大学の学生による国連ハビタット・カンボジア事務所訪問を支援。福岡県が実施する大学生・大学院生を対象とした人材育成プログラムにも協力し、講義の実施や視察を支援している。大学院生を対象としたインターンシップも実施するなど、次世代のグローバル人材育成に力を入れている。

【その他】

RKB 毎日放送や西日本新聞など、SDGsに関心の高い福岡県のメディアと連携し、国連ハビタット事務局長や国連ハビタット・アジア大洋州地域本部長への取材を通して地元への地球規模課題や多国間主義の普及啓発にも協力。2026 年1月には、RKB 毎日放送主催の女性の心身の健康などをテーマにした「Feel! Femtech and Care 2026」(福岡県開催)にブース展示で参画した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

国連人間居住財団抛出金は、国連ハビタットが持続可能な都市開発、スラム改善、廃棄物管理、防災、復興などの人間居住に係る課題解決を支援する事業、研修、専門家派遣などを実施し、主に SDGs の目標 11(包摂的で安全かつ強靱な都市づくり)への貢献を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である防災対策及び気候変動・地球環境問題の解決に貢献することを目標としている。

基準2において、国連ハビタットは基準 2-1(1)のとおり日本が有する環境問題、都市計画などに関する専門的知見を活かして、人間居住に係る課題解決に寄与している。人間居住の問題は自然災害や紛争などの影響を受けやすいため、国連ハビタットは緊急人道支援においても重要な役割を果たしている。また、国連ハビタットは基準 2-1(2)のとおり効果をあげている。特筆すべき点として、国連ハビタットはアジア太平洋地域本部を福岡市に設置しており、同地域本部が所掌しているアジア太平洋地域は日本にとって経済・安全保障政策上重要な地域であること、同地域には人間居住の問題を多く抱えている国があることを踏まえると、日本が国連ハビタットを通じてリーダーシップを発揮し、環境技術など地球規模課題解決に向けた協力を行うことは大きな意義がある。さらに、国連ハビタットが福岡市を拠点として活動を展開する中で、日本の中小企業や地方自治体が有する技術を開発途上国に移転する後押しを行う役割を果たしていることは、日本企業の海外進出の促進及び日本の技術を活用した SDGs 達成への貢献という両方の側面から日本の外交政策上非常に有益である。

基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、財務的な課題は生じていないが、予算、事業、戦略などの管理について改善の余地があると指摘されており、国連ハビタットは勧告事項を受けて、対策を講じる方針である。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案は確認されていない。

基準4については、4-1 のとおりである。2024 年7月、国連ハビタット・アジア太平洋地域本部に石垣前復興庁統括官付参事官が着任以降、精力的に日本国内における産学連携などを推進している。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

国連ハビタットは、人間居住に係る課題の解決を専門分野とし、「全ての人々に適切な住居を供給すること」及び「人間居住の持続可能な開発」を戦略目標として掲げるとともに、持続可能な都市化と人間居住を扱う唯一の国連機関として、目標 11(包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する)を中心とした SDGs に貢献することを目標としている。

また、国連ハビタットは、2016 年に第3回国連人間居住会議(Habitat III)で採択された都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組の方針である NUA の実施に主導的な役割を果たすことが期待されている。開発途上国における急激な都市化により引き起こされる都市環境の悪化、災害への脆弱性の増大、インフラ・住宅などの不足、地球温暖化の加速化などの地球規模の課題の対応に向け、国連ハビタットの果たす役割はますます大きくなっている。

国連ハビタットは、2019 年第1回国連ハビタット総会において、NUA の原則を反映させた戦略計画を採択した。同計画は、相互に関連し補強し合う4つの「Domains of change」(①貧困・格差の縮小、②都市の繁栄の共有、③気候変動・都市環境の向上、④効果的な都市危機の予防・対応)から構成されるとともに、人権、ジェンダー、若者の社会包含的課題についても配慮した計画内容となっている。2025 年5月の第2回国連ハビタット総会第二部では、全ての人の適切な住宅／土地／基本的サービスへのアクセスに焦点を当てた次期(2026 年～2029 年)戦略計画を採択。次期戦略計画においては、国連とより広範な多国間システムの取組に価値を付加しつつ、様々な地球規模の課題に対処していくために、3つの領域(1. 貧困の撲滅に向けた公平で包摂的な繁栄、2. 防災、対応、復旧及び再建、3. 環境及び気候へのアクション)を設定。①空間開発設計や政策、財政の枠組みなどを通じた公的／民間投資の促進、②参加型マルチレベル・ガバナンスによるジェンダー平等・女性のエンパワーメントの達成と国・地方レベルでの SDGs 達成に向けた加速化、③知識と能力の向上を通じたエビデンスに基づく政策決定、④意識と透明性の向上と関係する利害関係者との連携、⑤国連ハビタットとそのパートナーへの資金増加などを企図した戦略計画となっている。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

現行戦略計画の4つの「Domains of change」に基づく取組の結果、2025 年に得られた成果は以下のとおり。

1 貧困・格差の縮小

14 の都市 70,000 人以上の人々に対し、安全で包摂的で、アクセス可能な広場や公園などの公共スペースを得る支援を実施。14 の都市と2つの国において、ホームレスを終わらせ、全ての人々の適切な住宅への持続的なアクセスを確保する戦略策定を支援。

・水・衛生サービスの改善により、316,000 人に裨益など

2 都市の繁栄の共有

2023 年6月に国連ハビタット総会で採択された決議 HSP/HA.2/Res.1 に基づき、「人を中心としたスマートシティに関する国際ガイドライン(International Guidelines on People-Centered Smart Cities)」の策定作業を進めた。また、20 の都

市において、このガイドラインの策定に役立てるべく、戦略、計画、プロジェクトを試験的に策定・実施。国連ハビタットが都市計画の策定を支援した地域に 5,700,000 人以上の人々が生活。17 の自発的な地域レビューを公表(うち、3つは地方自治体が策定したもの)など。
3 気候変動・都市環境の向上 国連ハビタットは、開発途上国における気候変動に強靱な都市を目指す計画の策定を支援。本計画の策定を通じて特定された気候変動適応策により、ヨルダン、レバノン、シリア・アラブ共和国の 44,500 人以上の人々に裨益。最も脆弱なコミュニティに焦点を当てた5つの統合都市気候アクションプランを創出。サブサハラ・アフリカ地域の 13 都市において、レジリエンス行動枠組みを策定中(策定段階はそれぞれ異なる)など。
4 効果的な都市危機の予防・対応 都市への移住・避難といった国内避難民に特有の状況への対応策を策定し、2か国の国内避難民 6,700,000 人以上に裨益。9の都市において、仙台防災枠組に沿って、地域の防災戦略の実施を継続。10 の地方自治体において、持続的で包摂的な地域の安全戦略・アプローチを実施など。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
会計年度: 1月から12月 決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分) 報告書は決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 決算状況: 国連ハビタットの 2024 会計年度:収入は 227.36 百万米ドル、支出は 188.26 百万米ドル、差額は 39.1 百万米ドルの黒字(参考:2024 会計年度のコア予算収入は、6.23 百万米ドルに対し、支出は 3.74 百万米ドル、2.49 百万米ドルの黒字)。 外部監査: 監査主体は国連会計検査委員会(BOA)、結果:決算報告書は、国際公会計基準に照らして適正であると評価されている。監査結果に影響はないものの、特に予算、事業、戦略などの管理について改善の余地があると指摘されている。具体的には、ドナーに対する利息の未返還や不十分な評価管理プロセスなどが指摘された。これに関し、利息の返還に関するレビューの実施や評価ユニットと地域事務所間の連携を強化することなどが勧告されており、国連ハビタットは勧告を受けた対策を行うこととなっている。また、国連ハビタットは、監査における過去の指摘(評価活動への予算配分の不十分、不十分な管理などによる不十分な事業成果など)の改善に向けて、財政状況の監視システムの構築などに取り組んでいる。 その他: 内部監査・内部評価の制度あり。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む) ☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体 (参考) 全職員数

2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
6	8	9	7.67	9	1.33	232
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	1	1	0.67	1	0.33	12
備考	本幹部は、アジア太平洋地域本部長である。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
アジア太平洋地域本部は、1-4に記載のとおり、国際機関への就職に関する講演イベントなどを共催するほか、所在地である福岡県内の小学校～大学、団体、民間企業などに向けた講義や出前授業などを通じて、積極的に広報活動を実施し、日本人職員確保に向けて取り組んでいる。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人間の安全保障基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人間の安全保障ユニット	
3 拠出先の概要	
1998 年、ベトナム・ハノイで小渕総理大臣は政策演説において「人間の安全保障」の概念を提唱し、1999 年国連に人間の安全保障基金が設立された。本件拠出先の国際連合人間の安全保障ユニットは、人間の安全保障基金（マルチドナー信託基金）の運営を行うため、2004 年9月、国連事務局内に創設された部局である。所在地は国連事務局が存在するニューヨーク(米国)。	
4 (1)本件拠出の概要	
国際連合人間の安全保障基金は、人間の安全保障の概念の実施と普及を目的として、日本が主導して 1999 年に国際連合に設置。国際社会が直面する貧困・気候変動・紛争・難民問題・感染症など、多様な脅威に取り組む国連機関の活動の中に人間の安全保障の考え方を反映させ、人間の生存・生活・尊厳を確保する事業を支援することを目的とする。同基金が支援する事業には、人間の安全保障の概念を実践する事業と、人間の安全保障のアプローチに対する国際的認識や理解向上を目的とする事業の2種類がある。同基金が実施する事業は、「保護」と「能力強化」を主軸に、「人間中心」、「包括的」、「文脈に応じた」、「予防的」といった国連総会決議に基づく人間の安全保障の共通理解を基に、人々の生存、生計及び尊厳に対する広範かつ分野横断的な課題を特定し対処すべく、複数の国際機関による共同事業という形で実施されており、日本は 2025 年末までに累計約 519 億円を拠出している。本件拠出は、人間の安全保障に資する事業の実施と同基金を管理・運営する国際連合人間の安全保障ユニットの経費に充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 548,830 千円	
令和7年度予算額 988,697 千円、令和6年度予算額 991,548 千円、令和5年度予算額 4,619,700 千円、令和4年度予算額 1,371,937 千円、令和3年度予算額 778,357 千円(各年度の予算額は補正予算を含む)	
日本の拠出率:2021 年から 2023 年、2025 年はいずれも 100%。2024 年については、我が国に加え、タイが3万米ドル、イタリアが 23 万ユーロ拠出した(拠出率は、日本:96%、イタリア3%、タイ1%)。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された次回評価時(令和9年度)に向けての中期目標、「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、「持続可能な開発目標」SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」、「2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。」、「3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する(—国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱などの感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。)」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

人間の安全保障の概念は、冷戦終結やグローバル化の進展により、紛争や難民問題、感染症など、国際社会における課題が複雑化・多様化したことを受け、これらに有効に対処するため、従来の国家を中心とした枠組みだけではなく、人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、個人の保護と能力強化を通じて、豊かで持続可能な社会づくりを促すという考え方である。こうした理念の下、国連人間の安全保障基金は、1999 年に小渕総理大臣の提唱により日本が国連に設置した基金であり、2000 年に森総理大臣が国連総会演説において、人間の安全保障を日本外交の柱とする旨表明して以降、人間の安全保障は継続的に日本外交の重要な柱として位置付けられている。

人間の安全保障基金は、国連において唯一、人間の安全保障の名を冠する基金であり、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国際移住機関(IOM)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国連機関による様々な事業が本基金を活用して実施され、それによって世界のあらゆる地域で人間の安全保障の理念が浸透してきた。国連に設置されている他のマルチドナー基金に比べ、分野横断的かつ地域を意識した事業を優先することで支援の効果を高めるという独自性を有している点で特徴的であり、何より日本の主導により設置された基金であり、国連における「日本ブランド」の代表格である。

日本国内では、2023 年6月に改定された開発協力大綱において、新しい時代の「人間の安全保障」が4つの基本方針の1つとして位置付けられるとともに、人間の安全保障を、日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念として位置付けた。

国連場裡においては、近年、ロシアによるウクライナ侵略によってもたらされた食料・エネルギー価格の高騰、深刻化を増す気候変動問題など、国際社会が複合的危機に直面する中、分野横断的なアプローチである人間の安全保障の視点が一層重要となっていることから、日本は人間の安全保障の再活性化に向けた取組を行ってきている。2024 年1月、10 年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告が公表され、人間の安全保障の具体的推進における人間の安全保障基金の重要性が強調された。

2024 年9月、国連未来サミット開催に際し、人間の安全保障の概念が指導理念として反映されるよう、人間の安全保障フレンズ共同議長による共同書簡が 45 の国・地域機関の賛同を得て発出された。同未来サミットの成果文書でも、人間の安全保障の理念が、人間の尊厳や誰も取り残さないなど、通底する指導理念として取り入れられた。

2025 年7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で実施された、日本にとって4年ぶり3回目となる SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)及び関西・大阪万博のイベントにおいても人間の安全保障の重要性が強調されたほか、2025 年8月の TICAD9では、アフリカ地域における人間の安全保障をテーマとしたテーマ別イベントが開催され、岩屋外務大臣は、アフリカ地域における人間の安全保障の重要性について言及した。また、2025 年9月の国連総会一般討論演説において、石破総理は、人間の安全保障の理念に基づく日本の国際協力について述べた。2026

年3月には、アフリカ諸国国連常駐代表3名が堀井副大臣、佐藤官房副長官、田中 JICA 理事長を表敬し、人間の安全保障の重要性について意見交換を行った。また、2026 年5月には、ニューヨークで、人間の安全保障フレンズ会合、7月には人間の安全保障諮問委員会が開催された。

今後とも国連を中心に人間の安全保障の概念の主流化を進めていくに当たり、そのためのツールとして人間の安全保障基金を通じた取組が必要不可欠であることから、本件抛出の重要性・有用性は一層増している。

1-2 抛出先の意味決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

人間の安全保障基金の管理・運営を担う国連人間の安全保障ユニットとは、基金の財政状況やプロジェクトの実施状況などについて、国連代表部担当との間で常日頃から密接に連携している。また、2001 年に緒方貞子氏及びアマルティア・セン氏の共同議長の下に設置された人間の安全保障委員会の最終報告書の提言に基づき、国連人間の安全保障基金に指針を与え、人間の安全保障委員会の結論を事後的に広く実施・検証し、また推進することを目的として、2003 年9月、人間の安全保障諮問委員会が設立された。地域・専門分野が広くカバーされることを考慮しつつ、人間の安全保障に関心・貢献しているメンバーで構成されることとなっており、現在計8名の委員のうち、1名はドナー国枠として日本人メンバー（田中明彦国際協力機構（JICA）理事長）が務めている。年1回開催される人間の安全保障諮問委員会会合には、日本からメンバーとなっている外務省地球規模課題総括課長及び国際連合日本政府代表部も参加しており、同基金の方向性や運用方針について日本の意向を表明する機会が担保されている。また、2026 年3月、アフリカ諸国国連常駐代表が訪日し、佐藤官房副長官、堀井外務副大臣を表敬した際、日本から人間の安全保障の重要性につき伝達し、先方から力強い支持を得た。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等（抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・抛出先との間での要人往来、政策対話

本件抛出先である人間の安全保障ユニットを含む国連事務局との間での最近の主な往来・対話は以下のとおり。

2025 年1月、閣僚級招へいにて訪日したヤン第79回国連総会議長は岩屋外務大臣と懇談し、その際に、大臣から、人間の安全保障の理念の下、SDGs 達成に向けた取組の加速が重要である点について伝達した。

2025 年3月、山崎国連代表部大使は、ニューヨークにおける第7回人間の安全保障フレンズ会合に共同議長として出席。AI／デジタルなど新しい分野における人間の安全保障の役割について活発な意見交換が行われた。その中で、ヤン第 79 回国連総会議長は、気候変動やデジタルの課題への対応に人間の安全保障が役に立つとの認識を示し、2024 年9月に採択されたデジタル技術の利用を通じ SDGs を達成するための国際的な枠組みと将来世代に関する宣言に盛り込まれた「未来のための約束」の実施において、人間の安全保障の考え方が取組の指針となるべき旨述べた。また、シュタイナー国連開発計画（UNDP）総裁も、AI を含む新たな技術への対峙を考える上で人間の安全保障が知恵を提供し得る旨指摘しつつ、人々を脅威から守ると同時に様々な機会を生む人間の安全保障の重要性を述べた。さらに、井本国際協力機構（JICA）理事がウガンダの給水施設における人間の安全保障の適用例を紹介し、デジタル・ツールと組み合わせた人間の安全保障の付加価値を効果的に説明したほか、リルジャート IOM ニューヨーク事務所長は、アフリカ・サヘル地域の移住に係るデータ管理を例に挙げながら人間の安全保障の視点を紹介した。同会合では、国連人間の安全保障基金のこれまでの活動や将来の在り方についても活発な議論が行われた。SDGs の達成に向けて人間の安全保障の理念を活用することが引き続き有効であるとの認識が共有された。また、これからの新しい時代において、AI／デジタルの発展に伴う課題や深刻化する気候変動分野において人間の安全保障が効果的に適用されるよう、関連の考察を深めていくことの意義についても認識が共有された。

2025 年4月、人間の安全保障諮問委員会アドホック会合がオンライン兼対面で開催され、人間の安全保障基金を更に活性化していくために同基金が雇った専門家による調査結果及び幾つかの提言がなされた。

2025 年6月、人間の安全保障諮問委員会が開催され、日本からは山崎国際連合日本政府代表部大使が出席し、同基金の活動内容や財政状況について確認するとともに、山崎大使から、同基金に対する令和6年度補正予算による抛出が閣議決定されたことを日本から報告したのに対し、各委員より歓迎するとの意見が得られた。

2025 年7月、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で、日本にとって4年ぶり3回目となる SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)が実施され、宮路外務副大臣が出席。VNR や宮路副大臣のスピーチにおいて、人間の安全保障の重要性に言及した。またその際、宮路副大臣はグテーレス国連事務総長とも懇談し、人間の安全保障の重要性や同基金の重要性につき意見交換を行った。

2025 年8月の TICAD9では、JICA、UNDP、国連人間の安全保障ユニット共催により、アフリカにおける人間の安全保障をテーマとしたテーマ別イベントが開催され、岩屋外務大臣は、冒頭の挨拶を行い、アフリカにおける人間の安全保障の重要性に言及した。また、2025 年9月の国連総会一般討論演説において、石破総理は、人間の安全保障の理念に基づく日本の国際協力について述べた。

2025 年9月、高須人間の安全保障担当国連事務総長特別顧問は、宮路外務副大臣を表敬し、人間の安全保障の重要性について意見交換を行った。

2026 年3月、アフリカ諸国国連常駐代表3名は、佐藤官房副長官、堀井副大臣を表敬し、人間の安全保障の重要性について意見交換を行った。同常駐代表からは、今般の招へいへの謝意が表明された。

2026 年5月には、ニューヨークにて、人間の安全保障フレンズ会合が開催され、また6月には初の人間の安全保障アワードの授与式、7月には人間の安全保障諮問委員会が開催された。

現在も、国連人間の安全保障基金をより効果的に活用するための取組につき、国連代表部が人間の安全保障ユニットや UNDP、人間の安全保障フレンズグループなどと協議を進めている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

人間の安全保障担当国連事務総長の高須特別顧問が、人間の安全保障基金を管理・運営している国連人間の安全保障ユニットを監督している。また、前述の人間の安全保障諮問委員会において、田中 JICA 理事長が個人資格で諮問委員を務めている。

人間の安全保障についての研究者による人間の安全保障学会の活動が行われており、2025 年1月には東京大学大学院総合文化研究科による「人間の安全保障」プログラム創設 20 周年シンポジウムが開催(外務省後援)された。

また、2026 年3月、JICA 緒方研究所も、「フラグシップ・レポート『今日の人間の安全保障』第3号—特集:人間の安全保障をはかる」を発刊した。また、5月には東京大学大学院総合文化研究科と共催での右発刊を記念したシンポジウムも東京大学にて開催された。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合人間の安全保障基金拠出金は、国際連合人間の安全保障ユニットによる運営の下、現在の国際社会が直面する貧困・気候変動・紛争・地雷・難民問題・麻薬・HIV/エイズを含む感染症など、多様な脅威に取り組む国連関係機関の活動の中に人間の安全保障の概念を反映させ、実際に人間の生存・生活・尊厳を確保していくことを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の普及に貢献することを目標としている。

国際連合人間の安全保障基金は、基準2のとおり、国連内及び国際社会において人間の安全保障の概念を主流化するための事業や、国際社会の脆弱な地域において人間の安全保障を実践するための事業の実施を支援し、国連における人間の安全保障の主流化、国際社会での人間の安全保障に関する認識・適用の拡大、SDGs達成への貢献などといった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
国連人間の安全保障基金は、同基金の目的や活動基準を定めたガイドラインに基づき使用されており、同ガイドラインに従い、①国連における人間の安全保障の主流化、②国際社会での人間の安全保障に関する認識・適用の拡大を目標としている。国連人間の安全保障ユニットは、同基金の年次報告書において次年度の計画(予算や案件概要(目標))を示し、同基金の活動に指針を与える人間の安全保障諮問委員会の協議に付される。 人間の安全保障ユニットは、人間の安全保障諮問委員会会合へ、事業の運営や効率性を厳しく精査した上で事業を提案しており、事業や拠出金のより効果的な実施・活用を目指している。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
国連人間の安全保障基金が実施する案件には、(1)国際社会において人間の安全保障の概念を実践するための開発案件(1件あたりの上限約 200 万ドル)と(2)国際社会において人間の安全保障を普及するためのアドボカシー案件(1件あたりの上限約 30 万ドル)の2種類がある。前者の開発案件については、2014 年より、予算総額のうち 50%を基金から充当し、残りの 50%は事業を実施する国連機関や他国政府からの共同出資を条件としている。これによって、日本の予算上の制約もあり、新規拠出が減少傾向にある中、国連人間の安全保障基金による資金を初期資金として、費用対効果の高い開発効果を生み出している。こうした共同出資の導入により、事業の資金規模を拡大するのみならず、実施機関自らが資金を負担することにより、当該機関の活動内容に、人間の安全保障の視点が取り入れられるという波及効果も得られる。(2024 年、2025 年、(1)についてはコア拠出が極端に減となったことから、案件募集が実施できなかった。) 後者については、2025 年には 2026 年-2027 年案件として、「市場と気候変動が食糧安全保障に及ぼす影響との関連についての理解の深化」(モリタニア)、「アフリカ・サヘル地域における人間の安全保障モニタリングを通じて、持続可能な解決策のデータと証拠を強化」、「地域に根ざした人間の安全保障アプローチを推進するためのツールキット」(レバノン)、「ウズベキスタンにおけるサイバー犯罪とデジタル暴力に対する青少年のレジリエンス強化」、「ベトナムの若者のためのデジタル空間の確保」の5件が承認された。これらの事業は、人間の安全保障という概念に基づき、各国で個々人のエンパワーメントを高めるため、知識や技能を身につけさせ、強靱性を高めることを目標とし、またこうした事業を通じて人間の安全保障という概念も普及させることに役立っている。なお、コア拠出に基づく案件実施分の報告書は、事後的にまとめられ、報告書を受領している。 このほか、国連人間の安全保障ユニットは、半期毎にニュースレターを発刊し、人間の安全保障の適用が気候変動や AI など、複合的な現代の課題に対処する上でいかに有益な結果をもたらすものであるか広報することなどにより、人間の安全保障の主流化とその適用・拡大に貢献した。また、2025 年の人間の安全保障ユニットとパートナーによる広報活動の活動実績は以下のとおり。 ・1 月 14 日～15 日：開発プログラミングにおける人間の安全保障の統合に関するワークショップの開催(於：タイ(バンコク)) ・1 月 23 日：ドミニカ共和国でハイレベル会合の開催 ・2 月 21 日：都市と人間の安全保障に関するワークショップを開催し、都市化、住宅安定の関連性を探る(於：ジュネーブ) ・3 月 7 日：シリアでコミュニティ主導の計画対話集会の開催 ・3 月 27 日：マダガスカルにおける国内移住に関する人間の安全保障戦略の発表 ・4 月 30 日：ウズベキスタンにおけるサイバー犯罪とデジタル暴力に対する青少年の強靱性強化プログラムの立ち上げ

- ・7月27日～31日：イラクとレバノンにて、リスクを考慮した人間の安全保障アプローチによる人道・開発・平和の連携（トリプルネクサス）の運用に関するワークショップの開催
 - ・8月20～22日：第9回アフリカ開発会議（TICAD）にて「アフリカ人間の安全保障報告書」の発表
- 横浜で開催された TICAD9において、人間の安全保障ユニット、UNDP、JICA は「アフリカにおける人間の安全保障」と題したハイレベル・テーマ別サイドイベントを共催。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度：1月から12月

・決算報告書の受領（先方公表）年月：2025年12月（日本の2024年度拠出分）

報告書は決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内に設置された国連人間の安全保障基金に組み入れられ、人間の安全保障に資するプロジェクトの実施と本基金を管理・運営する人間の安全保障ユニットの経費に充てられる。同基金の財政状況及びプロジェクト実施実績については、人間の安全保障ユニットが毎年年次報告書を公表するほか、年1回開催される人間の安全保障諮問委員会会合においても報告される。

・決算状況

2024年会計年度：収入：4,675,794米ドル、支出：6,248,735米ドル、差額（マイナス）：1,572,941米ドル

（※2024年から繰越されている純資産から補填）

・外部監査

同基金のみにについての監査は行われていないが、国連全体の監査報告である国連会計検査委員会（BOA）の報告書の中で、国連信託基金の1つとして扱われており、本基金について特段の指摘はなされていない。

なお、2024年5月に開催された人間の安全保障諮問委員会会合において、国連システム内に数ある基金との差別化を図り、同基金独自の付加価値を示すべく、同基金の位置付けや役割にかかる評価を実施する方向となり、2025年4月及び6月の諮問委員会で人間の安全保障基金の差別化や付加価値に係る同評価の報告がなされた。

・その他 内部監査及び内部評価の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☒ 拠出金の使途範囲内 （人間の安全保障ユニット） ☐ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	2	1.33	2	0.67	6
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	0
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
人間の安全保障ユニットが極めて小規模な組織であるため幹部ポストは存在しないが、高須幸雄人間の安全保障担当国連事務総長特別顧問が同ユニットを監督している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
人間の安全保障ユニットの人員規模は、専門職以上の人数が6名のみと極めて小規模なため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
初等教育関係(GPE)拠出金	
2 拠出先の名称	
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)	
3 拠出先の概要	
2001 年 G8ジェノバ・サミット後に発足した G8教育タスクフォースの提言を受け、ミレニアム開発目標(MDGs)ゴール2及び「万人のための教育」(1990 年に国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連児童基金(UNICEF)及び世界銀行(以下、世銀)が共同開催した「万人のための教育世界会議」が宣言したスローガン)(Education For All)にある「基礎教育の完全普及」達成のため、2002 年に「ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)」として世銀主導で設立。2008 年G8洞爺湖サミットにおける首脳宣言に盛り込まれた教育支援の強化を推進すべく、教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)に名称変更。事務局はワシントン D.C.(米国)(本部)、パリ(フランス)及びブリュッセル(ベルギー)。20 か国以上の主要ドナー国の他、国際機関、市民社会、民間財団、民間団体などが協力。GPE のパートナー国(被援助国)は 91 か国。組織運営の効率化及びパートナー国との連携強化を目的として、2025 年に新たにケニア・ナイロビ及びインド・チェンナイに拠点を設置した。	
4 (1)本件拠出の概要	
GPE は持続可能な開発目標(SDGs)の教育分野の目標4(SDG4(すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保))及びその行動枠組みである「Education2030 行動枠組」の達成を目標に、低所得国・低中所得国に対し、基礎教育分野の向上を目指し支援を行っている。具体的には、開発途上国が策定したプログラムに対して資金援助を行うほか、SDGs の目標4達成のための世界的なアドボカシーやキャンペーンなどを実施している。また、緊急支援が必要なパートナー国(被援助国)に対しては、特別支援枠を設けており、紛争影響地域やコロナ禍による学校閉鎖などの影響を受けている国に対して緊急資金援助を行っている。GPE の支援は、開発途上国の教育省の能力開発に軸が置かれており、教育省自らが教育分野における優先的課題を抽出し、ジェンダー平等に配慮した教育セクター計画の策定・実施・モニタリング評価を行うための資金援助・技術的支援に使用されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	59,600 千円
日本の拠出率(2003 年から 2025 年末まで)は約 0.57%で、GPE の累積拠出額ランキングでは 36ドナー中 18 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI:経済協力」、「施策 VI-1:経済協力」、「個別分野3:地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
【拠出の重要性】 GPE は、2002 年に G7/G8 諸国が中心となって世銀内に設立した、FTI が名称を変更した世界最大の教育のための信託基金である。GPE は、SDGs の教育分野の目標4を達成するべく、パートナー国(被援助国)の教育機関の能力強化など、教育分野の重要課題に取り組んでおり、5年に一度の増資会合にてドナー国が拠出した資金を原資とする GPE 基金から資金援助を行っている。また、GPE は、約 90 か国のパートナー国において、教育分野において、国連機関、開発金融機関、ドナー国、民間財団などの利害関係者らからなる政策対話プラットフォームを設立し、パートナー国における「教育制度の変革」を牽引している。2023 年の G7 広島サミットの成果文書にて GPE に対する継続的支援について言及されており、GPE との協力は日本の開発協力大綱及び SDGs 実施指針にも合致する。2024 年 10 月の G7 開発大臣会合コミュニケにて、アフリカ連合が 2024 年を「教育の年」と定めたことを歓迎し、アジェンダ 2030 及びアフリカ連合アジェンダ 2063 の教育目標の達成に向けた共通の取組を加速させるため、アフリカのパートナー国及び GPE を始めとする国際社会との連携の強化にコミットする旨明記された。 GPE を通じた支援を行うことは、パートナー国の主体的な取組の下、多様な利害関係者の連携を通じた国際教育協力を実現できるほか、マルチプレイヤー(共同出資)(ドナーと GPE が3:1、または民間団体と GPE が1:1の比率で資金を援助する仕組み)などの革新的資金調達、学校給食などの分野別グラント(資金)などの支援・活用により、より規模の大きい支援を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。また、教育支援を通じて人間の安全保障の実践に取り組む日本の姿勢を国際的に示すとともに、教育の重要性についての認識を世界的に高めることに貢献する上で大きな意義がある。 【拠出の有用性】 GPE による教育支援は、緊急性の高い紛争影響下の国々における人道的な観点からの緊急資金援助と、長期的視野に立った人づくり、制度変革を目的とした資金援助・技術的支援から構成される。GPE への拠出は、低所得国や紛争影響国・脆弱国における基礎教育の普及や学習環境の改善に貢献し、パートナー国の能力開発に寄与する。それは SDGs の目標4を達成し、人間の安全保障の推進を通じて地球規模課題を解決するという日本の政策目的に合致する。 ・相互補完性:GPE への拠出を通して、日本として二国間支援の実施が困難な紛争影響国などへの支援が可能である。GPE の支援の6割は、世界の不就学児の3分の2が居住する紛争影響国・脆弱国に充てられており、エチオピア、スーダン、シリア、イエメン、モルドバ、ソマリア、チャド、中央アフリカ、マリなどのパートナー国に対する日本の国際貢献の幅を拡大してきている。また、分野横断的な国際課題に対して支援を行うことが可能であり、今まで本拠出により、「気候変動と教育」「教育とテクノロジー」「学校給食」の分野におけるパートナー国の能力開発を行っている。 ・代替不可能性:GPE は多様な援助機関、NGO や民間企業・財団との共同出資を行うためのスキーム「マルチプレイヤー(共同出資)」といった革新的資金調達枠組みを設けている。GPE の枠組みを活用して多様な利害関係者が連携することで、援助効果の最大化、援助規模の拡大につながる相乗効果を生み出している。こうした官民連携の枠組み

を提供し、多様なステークホルダーを巻き込むのは、パートナーシップ基金という性格を持つ GPE ならではの特徴である。

・比較優位性: GPE は国連機関など他の援助組織が実施しているプロジェクト型の短期的な支援と異なり、5年に一度の増資会合で拠出が表明された資金を原資とする信託基金であり、長期的にパートナー国の教育機関の教育制度変革を促進することを目的に支援をしている。パートナー国が政府予算の 20%以上を教育に充てることを支援の条件とし、パートナー国のオーナーシップの尊重、自立を促す伴走型の支援を実践している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

GPE 理事会においてドナー国は6つのグループに分けられ、それぞれのグループにおける理事・理事代理は、これまでの増資会合における拠出額の上位2か国が務める。日本が所属するドナー・グループ6については、米国及びオーストラリアが各々理事・副理事を務めてきたが、トランプ政権下において USAID の活動が凍結されたことに伴い、暫定的な措置として、2025 年6月の理事会にて、拠出実績グループ内2位のオーストラリアが理事に、同3位の日本が副理事に就くこととなった(本評価期間中、理事会は 2025 年6月、12 月開催)。発言権を有する副理事に就任することにより、GPE 理事会の意思決定プロセスにおいて、日本の影響力を高めることが期待できる。

パートナー国における政策対話・援助協調のプラットフォームの調整をするコーディネーション・エージェンシー(CA)としての役割を国際協力機構(JICA)が担う事例が増えている(セネガル、パプアニューギニア、パキスタン)。教育機関と共に JICA が CA を担うことにより、現地における日本のプレゼンスが向上している。JICA は 2024 年 12 月に GPE の資金を獲得・運営するグラント・エージェント(GA)の資格を取得したことによって、今後 JICA が実施する政府開発援助(ODA)案件を GPE の基金によって大規模化することなどが可能となった。マルチプライヤーなどの革新的資金調達枠組みを活用し、民間・財団が行っている支援を大規模化し、教育機関が必要としている分野により多くの資金を呼び込むことができる。2025 年には、日本が 145 万ドルを拠出した、マダガスカルを対象としたマルチプライヤー(共同出資)は、日本、ドイツ・ユニセフ委員会、Hempel Foundation からの資金を呼び込み、計 875 万ドルとなり、マダガスカルにおける質の高い包摂的な教育へのアクセス拡大支援を可能にした。また、日本は、教育とテクノロジーの分野別技術的支援の基金にも 400 万ドル追加拠出を行い、アフリカにおけるパートナー国への支援拡充が可能となった。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

1. 2025 年6月の GPE 理事会において、日本はドナー・グループ6の副理事に就任し、理事会におけるプレゼンスの向上により GPE との連携を更に強化した。
2. 2025 年8月、横浜にて開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD9)におけるイベントの主催・出席のためにノース GPE 副代表が訪日し、中村亮地球規模課題審議官を表敬。2025 年度の活動方針等を説明するとともに、日本の拠出に対し、謝意を表明し、事務局の効率的な運営を約束した。また、株式会社健学社の月刊「食育フォーラム」の壁新聞、GPE のプレスリリース及び SNS にイベントに関する情報が掲載された。
3. 2025 年 12 月、GPE の増資会合に向けたキャンペーンを東京大学と共同で実施するために、GPE のパワー最高財務責任者が訪日し、大場国際協力局審議官を表敬。日本の拠出に謝意を表明し、事務局運営の効率化に努める考えを示した。同審議官は、日本人職員の一層の採用の検討、来年度の GPE 増資会合に向けた一層の協力を求めた。
4. 日本の援助機関、NGO、民間企業、財団は GPE との連携を強めており、特に JICA はこれまでにパプアニューギニア、ニジェール、セネガル、エチオピア、カンボジア、ラオス、モンゴルの7か国にて共同拠出を行い連携してきた。パプアニューギニア教育省は、日本国大使館と日本政府からの資金 16.7 億円(\$10.56million)を原資に GPE のマルチプライヤー制度を活用し、予算が不足していた理数科教育分野に合計 22.3 億円(\$14.08million)の支援を得た。
5. GPE との更なる連携強化を実現すべく、JICA は GPE の資金を獲得・運営するグラント・エージェント(GA)の資格を取得すべく手続を実施し、2024 年 12 月に認定された。GA 資格を取得したことによって、日本政府二国間援助案件を今後 GPE の資金によって一層スケールアップすることが可能となり、日本のビジビリティの確保が期待される。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本における GPE 関係者(外務省・文部科学省、JICA、国際 NGO、学術機関及び民間企業)との連携は、アジア地域における教育分野の事業形成・実施に関する活動領域を拡大していく上で戦略的に重要な位置付けにある。

そのため、GPE は日本人職員を GPE 事務局のアジア地域対外関係上級責任者として配置し、また、一般社団法人アフリカ開発協会(AFRECO)、株式会社パデコ、東京大学と契約を結ぶなど、積極的に日本関係者との関係構築、連携推進に取り組んでいる。そのほかの主な取組は以下のとおり。

・これまでに合計9回の国際教育協力勉強会(Friends of Education)の運営・実施: 日本において国際教育協力分野について広く議論し、政策提言することを目的に組織された勉強会の事務局機能を GPE が担っている。国会議員、政府、JICA、大学・研究機関、NGO、民間財団など多様な利害関係者が参加し、異なる立場の関係者が議論するプラットフォームとなっている。教育協力の重要性や意義、日本の教育協力の方向性について多様な関係者間で議論をしながら認識を深める場として、また、ネットワーキングの機会として有効活用され、個別の会合や案件形成につながっている。

・上記の勉強会を機に、文科省の日本型教育の海外展開(EDU-Port ニッポン)や経済産業省・JICA などの官民連携の支援スキームに参加した日本企業、NGO、大学などとともに、開発途上国における持続可能な支援をサポートしていくためのプラットフォームを GPE が有志で立ち上げた。具体的には、日本が外交上重要なパートナー国に対して官民連携のオール・ジャパンの体制を取りながら支援を行っていくよう、テーマごと(教育テクノロジー、学校給食、情操教育など)にワークショップを開催し、パートナー国とつなげたり、共同出資に向けた関係者との協働を支援している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

初等教育関係拠出金は GPE が国際教育協力を推進することで SDGs4を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である万人のための質の高い教育に貢献することを目標としている。

基準2においては、2-1(2)のとおり、GPE が資金援助を行ったプログラムのほとんどが、GPE の8つの重点分野において期待された成果を達成している。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。財政マネジメントにおける更なる改善として、オペレーションモデルの簡素化(特定のパートナー国の独立技術諮問パネル(ITAP)の任意化等)、品質保証評価の単一化による手続コストの削減に加え、承認プロセスの簡素化・事務局の監視機能への資金配分による承認スピードの加速がある。

基準4については4-1のとおり状況である。

その他、2024 年に実施された国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価では、GPE の主な成果として、以下の5つの点が特に高く評価され、指摘された課題についても今後の対応計画を発表するなど改善に向けた取組を行っている。

1. パートナー国の目標に沿った GPE 2025 戦略ビジョンと計画。
2. 国際的な、またパートナー国との包括的な政策対話を促進する多国間パートナーシップとしての強み。
3. エビデンスに基づく学習及び戦略、ガバナンス・運営管理の改善に向けたステークホルダーからのフィードバックを活用する取組。
4. パートナー国の変化するニーズへの対応力(例: COVID-19 パンデミックへの効果的な対応)。
5. 教育システムにおけるジェンダーの推進を強化する取組の増加。さらに、これらの成果を他の重点分野にも拡大する機会の模索。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
GPE の戦略計画(GPE Strategic Plan 2025、GPE2025)は、2021 年から 2025 年の5年間について戦略を定めている。この戦略計画では、開発途上国における教育システムの変革を実現し、誰一人取り残さない支援の実現のためにパートナーシップの強化と教育への投資を動員することを使命として掲げている。この使命を果たすため、「教育アクセスの改善、学習効果の向上とジェンダー平等の達成を目指し、公平で包括的、強靱な 21 世紀型の教育システムを実現すること」を戦略目標と定めている。これら目標に対する成果を測るため、8つの重点分野を設置し、それぞれの成果指標を定めている。 1)教育アクセスの改善 2)就学前教育 3)ジェンダー平等 4)教育資金の公平性・効率性・量の確保 5)包括性 6)学習 7)質の高い教育(授業と教員) 8)組織運営能力の強化 また、国レベルの戦略目標として以下の3点を掲げている。 1)ジェンダー配慮を重視した教育計画と政策策定による教育システムの変革 2)パートナーシップに基づく協調と融資を動員し、変革を促す 3)パートナー国の能力を強化し適応と学習を実践することで広範囲にわたる成果を生み出す これらの目標達成を可能とするために、GPE はパートナー国及びドナー(国際機関、財団、NGO など)と資金協力を行い、持続可能な支援の実現に取り組む。 2026 年の増資会合以降は GPE2030 戦略計画を5か年にわたり実施する。GPE2030 は、パートナー国が主体となって教育システム全体の変革(system transformation)を進めることを目的とした中長期戦略であり、基礎的学習成果の改善を最優先課題としつつ、ジェンダー平等、障がい者や難民を含む社会的弱者の包摂、及び持続可能な教育財政の強化を重視している。同戦略の下、GPE はパートナー国が自国の文脈に即した優先教育改革を策定・実施できるよう、国内外の資金動員、政策対話、パートナーシップの強化を通じて支援し、改革の実施と定着を図る。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2025 年 12 月に刊行された「結果報告書 2025」(Results Report 2025)及び「GPE 戦略文書」(Case for investment 2026-2030)によると、戦略目標「教育アクセスの改善、学習効果の向上とジェンダー平等の達成を目指し、公平で包括的、強靱な 21 世紀型の教育システムを実現すること」に対して、以下の取組と成果が報告されている。 ・主な取組とアウトプット：GPE は 2025 年には昨年度より約8億ドル増の総計約 35 億ドルの資金規模に及ぶ援助を展開。GPE2025 の開始以来、2.72 億冊の教科書配布、約 470 万人に及ぶ教員の研修実施、約 3.72 億人の児童の教育アクセス、教育の質の改善に貢献した。 ・8つの重点課題に対応する主な成果指標として、プロジェクト完了時まで各分野で目的が達成された割合の結果を「結果報告書 2025」(p.23-24)より抜粋。各分野の()内に記載されている数字は GPE が設定しているベンチマーク 80%に対する GPE の定める目標に対する達成度を示している。目的が達成された割合の計算方法は、各助成金の構成要素を該当する8つの重点分野にそれぞれ分類し、「有用性(efficacy)」を4段階の指標を用いて評価。各助成金については、使用された資金の全ての構成要素において 50%以上が4段階中、上から2番目である「相当(substantial)」以上と評価された場合、目的が達成されたと判断される(GPE Results Framework 2025: Methodological

Technical Guidelines、P.84-）。具体的には、「1）教育アクセスの改善」では「相当（substantial）」以上との評価を得た構成要素が全体の 87.5%であり、これは GPE の目標としている 80%を達成していることから達成度は 109%となる。

- 1)教育アクセスの改善： 87.5%（達成度：109%）
- 2)就学前教育： 87.5%（達成度：109%）
- 3)教育資金の公平性・効率性・量の確保： 85.7%（達成度：107%）
- 4)ジェンダー平等： 88.9%（達成度：111%）
- 5)包括性： 90.6%（達成度：113%）
- 6)学習： 89.2%（達成度：112%）
- 7)質の高い教育(授業と教員)： 91.4%（達成度：114%）
- 8)組織運営能力の強化： 91.7%（達成度：115%）

・パートナーシップの拡大と融資動員も GPE の重要な任務である。女子教育促進支援ファンドの他、マルチプレイヤーといった様々な共同出資スキームを用意し、多様な利害関係者との連携が進みやすいよう革新的資金調達枠組みの設置を工夫している。マルチプレイヤーを活用して 2017 年から 2026 年3月まで約 47 億ドルの追加資金調達に成功している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度：1月から12月

・決算報告書の受領(先方公表)年月：2025 年6月(日本の 2023 年度拠出分)

日本の 2023 年度拠出分(49 万ドル)については、2024 年3月に拠出したため、先方 2024 年会計年度の収入として計上されており、2024 年度拠出分(39.6 万ドル)についても 2024 年7月に拠出したため、先方 2024 年会計年度の収入として計上される。

上記概要4(1)にあるとおり、GPE の支援は、教育省自らが教育分野における優先的課題を抽出し、ジェンダーに配慮した教育セクター計画の策定・実施・モニタリング評価を行うための財政・技術的支援に使用されるため、資金の供与・運用なども教育セクター計画のサイクルに合わせて行われている。したがって、2023 年の残金(12.76 億ドル)は 2024 年に繰り越されているが、当該残高は、計画的なものであり、パートナー国の教育政策・計画の履行のサイクルに合わせて使用されることになっており、そのためのモニタリング・評価も継続される。

外部監査に関し、GPE は世銀の下にある信託基金であるため、世銀グループとして 2023 年に Deloitte による外部監査を受けている。外部監査報告書において、決算報告書の内容について特段の指摘事項はない。

内部監査：GPE は世銀の下にある信託基金であるため、GPE 独自の内部監査は実施していないが、世銀グループは、信託基金の状況について内部統制に関するレポートを作成している。内部統制に関するレポートにおける GPE への特段の指摘事項はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	4	5	4	5	1	185
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	30
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
Gavi ワクチンアライアンス拠出金	
2 拠出先の名称	
Gavi ワクチンアライアンス	
3 拠出先の概要	
Gavi ワクチンアライアンス (Gavi) は、低中所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもの命と人々の健康を守ることを目的としてドナー国政府、ゲイツ財団、世界保健機関 (WHO)、国際連合児童基金 (UNICEF)、製薬業界などが構成員となり、2000 年に発足した官民連携パートナーシップである。2009 年にスイス政府により、国際機関の地位を有するスイスの財団として認定された。事務局はスイス・ジュネーブにあり、海外事務所は設置されていない。 Gavi は、2020 年から 2023 年末にかけて、新型コロナウイルス感染症対応のため、ワクチンへの衡平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX ファシリティ (COVAX) の事務局機能を担った。なお、COVAX は 2023 年末に終了したが、Gavi は 2025 年末まで新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン提供を継続した。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、Gavi が実施する低中所得国における予防接種に必要なワクチン調達や保健システム強化支援などの活動経費として使用される。Gavi は①ワクチンの導入と規模拡大、②予防接種の衡平性促進のための保健システム強化、③予防接種事業の持続可能性の改善、④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成を戦略目標として活動している。予防接種は、疾病の予防の目的で使用される費用対効果の高い保健介入策であり、効果的かつ効率的に低中所得国の人々の命や健康を守ることができる。また、Gavi への拠出は、日本が長年にわたり、議論を主導してきた UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ) の達成に貢献するだけではなく、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることにもつながる。なお、本件拠出は個別の予防接種プログラムなどにイヤマークされず、コア予算として充当される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 500,000 千円	
本拠出金は、定期予防接種活動等への拠出金である。 【参考1】過去3年間の当初予算額 令和7年度: 510,000 千円 令和6年度: 475,463 千円 令和5年度: 685,000 千円 【参考2】過去3年間の拠出率・拠出順位 2024 年拠出率・拠出順位 (COVAX 拠出含む)	

日本の拠出率: 7.6% (拠出順位: 4位)
2023 年拠出率・拠出順位 COVAX 拠出含む
日本の拠出率: 15.1% (拠出順位: 1位) COVAX 拠出含む
2022 年拠出率・拠出順位 COVAX 拠出含む
日本の拠出率: 23.4% (拠出順位: 1位)
※最新の財務報告書(2024 年)によると、拠出金の総額は約 24 億米ドル。2024 年の主たる拠出は以下のとおり。 1位 英国、2位 ゲイツ財団、3位 米国、4位 日本、5位 EU
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI:経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。 また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「(前略)革新技術を活用した取組を途上国に展開し、その成果を日本国内の技術開発及び課題解決に還元するといったリバースイノベーションについて想定しつつ、日本も各国と共に学び合いながら取組を進めることが重要である。このため、(中略)官民連携基金や国際機関の健康医療技術のイノベーションを迅速に途上国に普及させるプログラムとの連携を強化していく必要がある。」と明記されている。2024 年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」には Gavi への貢献を行う旨記載されている。
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
感染症を含む国際保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題であり、特に、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、将来起こりうるパンデミックへの予防、備え及び感染症を含めた包括的な保健課題への対応の重要性が一層高まっている。 2025 年6月、松本外務大臣政務官は、ベルギー・ブリュッセルで開催された Gavi 第4次増資会合に出席し、日本は「予防接種を通じて、誰一人取り残さない」という Gavi のミッションを強く支持し、引き続き支援していく旨述べた。また、2025 年8月の第9回アフリカ開発会議(TICAD9)にて、石破総理大臣から Gavi 第6次戦略期間(2026~2030)に対し、最大 5.5 億ドルの貢献を表明した。 本件拠出を通じ、日本が重視し、これまで国際社会で主導してきた UHC の達成に向け、予防接種を通じた乳幼児死亡率の低下や将来起こりうるパンデミックに対する予防・備え・対応(PPR)の強化を支援することにより、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることに資する。また、国際保健分野における日本の貢献を明確に示し、人間の安全保障の具現化や日本に対する国際的な信頼・存在感の更なる強化にもつながる。

Gavi は、ワクチン製造企業との長期的なパートナーシップを通して、ワクチンの販売単価を大幅に引き下げることにより、低中所得国での安価な提供に貢献している。また、予防接種については、Gavi は1ドルの投資が行われるごとに21ドルの医療費の削減に貢献するとしている。なお、Gavi は、低中所得国の自助努力や援助の効率性・持続可能性についても援助政策に組み込んでおり、設立以降、これまで19か国の支援対象国が支援から卒業した実績がある。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

- ・日本は2011年からGaviに拠出しており、2020年5月に理事代理議席を獲得、2022年6月の理事会では、拠出増の結果、それまでの理事代理議席に代わり、ドナー代表としての発言権を有する理事議席を獲得した。
- ・日本は、理事議席獲得以前からもGaviの活動に関して様々な発言を行い、意思決定に参画していたが、同理事議席獲得後は、理事区内での意見を取りまとめ、理事会におけるドナー代表としての発言、Gavi事務局との連携強化など、より強いリーダーシップを発揮している。また、理事会などでは、より効率的な運用を提言しており、主要ドナー国とも連携して共通認識を醸成している。
- ・日本は、第6次戦略期間(2026年～2030年)に対し、最大5.5億ドルの貢献を表明した結果、前戦略期間に続き、意思決定機関である理事会において、ドナー代表としての発言権を有する理事議席を獲得した。
- ・日本は、前戦略期間中(2021年～2025年)、Gaviガバナンス委員会に参加していた。同委員会は、Gavi理事会の運営及びGavi全体の中長期的な方針について議論し、取りまとめ、理事会に諮るという重要な役割を担っている。日本は、議長やCEOを含む組織幹部、理事会、各委員会、及び事務局の人事及び運営、活動全体の評価や監査などの主要議題に関し、積極的に議論に参画した。
- ・2026年からの第6次戦略期間では、日本は、市場配慮型意思決定委員会(Market-Sensitive Decisions Committee)に参画し、Gaviが提供するワクチンが市場の競争性を保ちつつ、衡平に提供されることを目的に議論を主導している。
- ・2024年3月以降、プログラム政策委員会に日本人の専門家が参加し、長年にわたり、開発途上国でワクチン支援に携わった経験から、より専門性の高い戦略策定の議論に貢献している。
- ・第6次戦略期間に向けた増資会合において、同戦略期間の必要目標金額に達しなかったため、予算削減計画が議論された。各ワクチンの健康に与える影響などを考慮しつつ、技術的かつ総合的に議論するため、諮問委員会が設置され、日本人のワクチン専門家2名が参画した。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

Gaviにおいて理事を務める外務省地球規模課題審議官は、Gaviの事務局長及び理事会議長の訪日時や日本政府関係者の往訪時、関係者と随時意見交換を実施している。特に、2025年は第6次戦略期間に向けた増資年であったため、対面だけでなく、オンラインでも頻繁に意見交換を実施した。また、2025年7月のGavi理事会において、第6次戦略期間にGaviの備蓄対象ワクチンにエムボックスワクチンが追加されることが決定したため、Gavi理事会において、中村外務省地球規模課題審議官が理事として、日本企業製のワクチンがコンゴ民主共和国でのエムボックス流行に際して貢献した旨言及しつつ、WHOやGaviの担当者から調達に関する情報を収集し、厚生労働省、日本企業及び専門家にも必要な情報を共有した。

評価期間中の主な往来や対話は以下のとおり。

- ・2025年6月、Gavi第4次増資会合がベルギー・ブリュッセルで開催され、日本からは松本外務大臣政務官が参加し、1-1(2)に記載のとおり、引き続き、Gaviの活動を支援していく旨述べた。
- ・2025年8月、TICAD9を機に訪日したニシュタール事務局長が岩屋外務大臣を表敬し、日本による第6次戦略期間に対する貢献への謝辞を述べた。
- ・2025年12月、UHCハイレベルフォーラム出席のため来日したニシュタール事務局長及びサラカ＝ヤオ資金調達局長が、中村外務省地球規模課題審議官と第6次戦略期間について意見交換を行った。

・以上のほか、2025 年4月以降、2026 年3月までの間に中村外務省地球規模課題審議官がニシュタール事務局長と2回、サラカ＝ヤオ資金調達局長と1回、喜多外務省国際保健戦略官とサラカ＝ヤオ資金調達局長との間で2回、オンライン及び対面での意見交換を行い、日本が重視する事項や運営などについて考えを述べた。また、2025 年7月及び12 月の理事会に加え、2026 年3月に開催された理事会リトリートにも中村外務省地球規模課題審議官が出席し、Gavi の幹部、他ドナー及び支援対象国の関係者との意見交換を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
現在、日本企業が生産しているエムボックスワクチンの調達に向けて、関係者との情報共有が行われている。2025 年7月の理事会において、エムボックスワクチンが Gavi の備蓄対象ワクチンに含まれることが決定され、2026 年上半期に UNICEF による競争入札が予定されている。これまで Gavi のワクチンリストには日本企業製ワクチンは含まれていなかったため、調達が実現すれば、初めて、日本企業製ワクチンが Gavi において調達されることになる。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、Gavi による低中所得国における予防接種に必要なワクチン調達や保健システム強化支援などの活動を通じて、日本への感染症の流入を防止することで、日本国民の生命を守ることにつながる。また、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に貢献し、日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の実現にも貢献する。 Gavi は、以下の基準2のとおり、2000 年の設立以来、低中所得国の約 12 億人以上の子どもに予防接種を提供し、2,060 万人の死亡を未然に防ぐという効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
Gavi の第6次戦略期間の目標は、①ワクチンの導入と規模拡大、②予防接種の衡平性促進のための保健システム強化、③予防接種事業の持続可能性の改善、④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成であり、パンデミックの発生件数やワクチンで予防可能な疾患(VPD:Vaccine Preventable Diseases)の増加に鑑み、グローバルヘルス・セキュリティを戦略の「原則」としている。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-1(1)の戦略目標に向けて、Gavi は以下の取組を行っている。 ①に関して、支援対象ワクチンの種類を拡大し、2030 年までに 24 種類のワクチンを導入することを目標としている。特に、エムボックスワクチンやデング熱も新たに支援対象ワクチンに追加される予定である。これら疾患のワクチンは、日本企業も製造しており、今後、実際に調達されることとなれば日本企業の新たな市場開拓、特に海外展開にもつながる。 ②に関して、NGO などの市民社会組織と連携し、紛争地域や、支援が行き届きにくいコミュニティなどでの予防接種活動を促進することで、ワクチン未接種の子ども数を世界規模で削減することを目指す。

③に関して、支援対象国が自国の予防接種活動に持続的に取り組めるよう、段階的な自己資金によるワクチン事業の促進支援と、Gavi の支援卒業国である低所得国に対しても、自律的な定期予防接種活動の持続支援を行うことや新型コロナウイルス感染症によって後退した定期予防接種の更なる後退を防止する。

④に関して、ワクチン価格の適正化と開発途上国でのニーズが高いワクチン開発に対する支援のほか、将来起こりうるパンデミックに対する備え、予防及び対応における Gavi の役割を進化させ、アフリカ地域でのワクチン製造への支援を強化する。

最新の活動報告書(2024 年)によると、設立から 2024 年末までに、Gavi が提供したワクチンの接種を受けた人数は約 12 億人以上であり、2,060 万人の死亡を未然に防いだ。2024 年には Gavi の支援で 7,200 万人の子どもが新たに予防接種を受けている。

Gavi は各戦略目標に対し、数値目標を設定して進捗を確認している。具体的には、2025 年までに 700 から 800 万人の死者を未然に防ぐことを目標としており(2024 年時点の達成数:550 万人)、3億人の子どもにワクチン接種を実施(2024 年時点の達成数:2.7 億人)、支援対象疾患の拡大(2024 年時点の達成数:20 種)、5歳未満の子どもの死亡率(1,000 人当たり)(目標 10%減に対し、2024 年時点達成率:12%減)の進捗を確認している。低所得国においてワクチン提供支援は拡大しているが、新型コロナウイルス感染症の流行、人口増加、紛争などの影響により、予防接種を展開することが難しくなっている。Gavi は、パレスチナのガザ地区やアフガニスタンなどにいる、最も脆弱な立場にある人々へのアプローチを強化し、キャッチアップキャンペーンやワクチンの未接種の子どもを減らすための活動を加速させる取組を行っている。

また、Gavi はアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立やワクチン供給の拡大を目的として、「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ(AVMA)」を 2024 年6月に立ち上げた。2025 年3月にエジプト・カイロで第1回 AVMA 会合、2026 年3月にエチオピア・アディスアベバで第2回会合を開催し、WHO、アフリカ疾病予防管理センター(アフリカ CDC)、アフリカ連合も含めた関係者が出席し、AVMA の現状と課題が議論された。

また、Gavi は第6次戦略期間にかけて、感染症のアウトブレイクを予防するワクチンプログラムの拡大、緊急備蓄に対する投資を行うことで、新型コロナウイルス感染症のような次なるパンデミックの脅威に適応するような体制を構築している。その一例として、Gavi は 2025 年、エムボックスワクチンを新たに備蓄ワクチンの対象に追加した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・決算状況 Gavi の 2024 年会計報告: 収入:1,142 百万米ドル、支出:309 百万米ドル、差額(翌年への繰越金):832 百万米ドル。
- ・外部監査 監査主体:デロイト、結果:2024 年の監査の結果、財務報告が会計基準に準拠し、重要な誤りや不正が認められなかった。
- ・その他 内部監査あり

2025 年6月にデロイトによる外部監査報告が提出されており、スイス法及び基金内規に準拠し決算報告は適切に行われていると評価されている。監査の詳細については、デロイトの担当者が監査・財務委員会、及び理事会においてプレゼンテーションを行うなど、理事・理事代理を含む Gavi の中心メンバーに随時報告が行われている。Gavi 監査・財務委員会は、監査結果を踏まえ、2024 年の年次財務報告を理事会に承認するよう推奨した。2022 年 12 月の理事

会では、デロイトを独立監査組織及び外部税務コンサルタントとして、2023 年から 2027 年までの5年間の契約を締結することが決定された。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
5	5	6	5.33	6	0.67	440

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	不明

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

幹部職員への送り込みや日本人職員増員に関して、Gavi幹部と日本政府関係者の間で、ポストの開示要請と具体的な候補者などについて意見交換を定期的に行っており、日本人職員増強の重要性を伝達している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称
国際家族計画連盟(IPPF) 拠出金
2 拠出先の名称
国際家族計画連盟
3 拠出先の概要
国際家族計画連盟(IPPF)は、家族計画の普及を目指し 1952 年に設立された性と生殖に関する健康・権利(セクシャル・リプロダクティブヘルス・ライツ、SRHR)分野で世界最大規模の国際 NGO。本部はイギリス・ロンドン。IPPF は、世界約 150 か国で人口・SRHR 関連活動(例:コミュニティに根ざした家族計画・母子保健サービス、性感染症の診断・治療、HIV/AIDS やジェンダーに基づく暴力関連活動など)を実施するほか、誰も取り残さない SRHR の実現を目指して国・地域・国際レベルでの連帯した政策提言活動を行っている。傘下には、加盟協会認証審査を通過し、IPPF の事業や方針に関する決定に関与できる約 120 の加盟協会とよりゆるやかなつながりを持つ約 30 の連携パートナーを有する。IPPF のロンドン本部事務所と6つの地域にある7つの地域事務局事務所は、連盟傘下の地域内や地域をまたぐ加盟協会間との連携や協力を推進するとともに、加盟協会の認証審査を定期的実施し、加盟協会が実施する事業と組織運営(ガバナンスや会計処理を含む)の質の向上に向け、活動指針を定め、技術支援を行っている。加えて、本部事務所と地域事務局事務所は、調達した資金を定められた基準や手順に従って活動資金として加盟協会に配分したり、各国の加盟協会から事業関連データ(プログラムと会計報告)を収集してとりまとめたりしている。その他に、フィジーには大洋州諸国の加盟協会の支援を行う準地域事務局事務所があり、オーストラリア、スイス(ジュネーブ)、米国(ニューヨーク)には SRHR 促進に関するアドボカシー、ドナーとの連携、広報活動を行う IPPF の連絡事務所が置かれている。また、日本では公益財団法人ジョイセフが IPPF 唯一のグローバル連携パートナー及び東京リエゾンオフィスとして活動している。
4 (1)本件拠出の概要
本件拠出は、IPPF の活動の根幹を支える本部及び加盟協会の組織運営費やプログラム事業費(コア拠出)と IPPF 日本信託基金事業(ノンコア拠出)に分けられる。 コア拠出は、公的サービスが届きにくい脆弱層がいる地域に対し家族計画・母子保健サービスや保健医療ケアを提供し、意図しない妊娠や安全でない中絶を防ぎ、性感染症の診断・治療、HIV/AIDS やジェンダーに基づく暴力関連活動などの実施に加えて、誰も取り残さない SRHR の実現を目指して国・地域・国際レベルでの連帯した政策提言活動などの経費に充てられている。IPPF への支援を通じ、保健医療ケアを提供し、全ての人が SRHR を実現できるように働きかけ、国家の保健医療費の削減や人間の安全保障の実現に貢献し、もって、日本の外交政策上の中期目標「国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。」に貢献する。これは、日本への感染症などの流入の防止など、日本国民の生命を守ることにもつながる。 IPPF 日本信託基金(ノンコア拠出)は、特に脆弱層を対象に、日本の重視する UHC 達成の加速化を目指した HIV 及びリプロダクティブ・ヘルスや母子保健関連活動に充てられる。

4 (2) 本件抛出の形態	☒ コア抛出 ☒ ノンコア抛出
4 (3) 本件抛出額の規模(予算額、抛出率、抛出順位等)	
令和8年度当初予算額 120,654 千円	
令和7年度当初予算額 111,810 千円	
令和6年度当初予算額 300,240 千円	
令和5年度当初予算額 190,226 千円	
2024 年: 3.6% (抛出順位 8位)	
参考:ドイツ 29.9%(1位)、オランダ 14.5%(2位)、デンマーク 12.9%(3位)、ノルウェー 12.4%(4位)	
2023 年: 5.1%(抛出順位 7位)	
参考:ドイツ 30.4%(1位)、デンマーク 15.5%(2位)、ノルウェー 14.05%(3位)、スウェーデン 8.0% (4位)	
2022 年: 4.6%(抛出順位 6位)	
参考:ドイツ 29.7%(1位)、デンマーク 17.0%(2位)、ノルウェー 16.6%(3位)、スウェーデン 10.8% (4位)	
(上記抛出順位はコア抛出分のみ)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局国際保健戦略官室、在英国日本国大使館	

評価基準1 本件抛出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHCの達成に向け、以下の取組を実施する。 (1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 (2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書) 2023 年4月に策定された日本の「第3次女性・平和・安全保障(WPS)に関する政府行動計画」は、「I 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進」の具体的な取組として「(2)紛争影響国、難民キャンプ及びホストコミュニティにおける女性・女児への識字教育や職業訓練を含めたエンパワーメント支援や性的及びジェンダーに基づく暴力の防止、保護や対応、性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)支援、紛争影響下の女性の社会的・経済的エンパワーメント、コミュニティ活動へのジェンダーの視点を踏まえた支援の実施」を定めている。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

性と生殖に関する健康と権利(SRHR)は、人権の中でも、特に女性や女兒の生命と尊厳に直結する極めて重要な分野である。この分野は、文化的・社会的な背景からタブー視されやすく、個人のプライバシーが極めて重視されるため、公的機関による直接的な介入や包括的なサービス提供が困難な場合が多い。特に保健医療システムが逼迫し、脆弱な状況にある開発途上国や紛争影響地域では、こうした課題が一層深刻となっている。

このような背景において、IPPF は、保健医療分野の公的サービスが届きにくい、あるいはそれへのアクセスが著しく制限された脆弱なグループの人々を主な対象として活動している。これには、貧困層、難民や国内避難民、社会的マイノリティ、そして若者などが含まれる。IPPF は、人間の安全保障の理念に立脚し、人を中心としたアプローチを採用している。人々を性と生殖に関する不健康や暴力から守り、正しい知識に基づく選択を可能とすることでエンパワーし、望まない妊娠や危険な中絶・出産などを予防することは、人々の尊厳ある生活を支援し、普遍的価値である人間の安全保障を具現化するものであり、「誰一人取り残さない」という SDGs 達成に向けた取組、及び人間の安全保障の概念の主流化に直接貢献している。

IPPF は、人口・リプロダクティブ・ヘルス分野における世界最大の NGO として、加盟協会と連携・協力し、地域コミュニティに根ざした家族計画・母子保健サービス提供、性感染症診断・治療、HIV/AIDS 対策、ジェンダーに基づく暴力関連活動など、多岐にわたる支援を実施している。IPPF は、長年の活動実績を通じて世界各地の地域コミュニティからの信頼を獲得しており、その広範な専門的知見と確立されたネットワークは、他の国際機関や国際 NGO には代替できない比較優位性がある。

IPPF が取り組む人口・リプロダクティブ・ヘルス分野における様々な活動は、特に妊産婦死亡率の高い地域において、SDGs の目標3「すべての人に健康と福祉を」と目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に貢献する。世界は、現在 SDGs の妊産婦の死亡率削減に関するターゲットの達成軌道から外れているとされており、IPPF の活動は SDGs の達成に向けた努力に不可欠な要素である。

日本は、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定が策定した「グローバルヘルス戦略」において、人口変動と健康の関係から IPPF との協力継続を明記しており、「第3次女性・平和・安全保障(WPS)に関する政府行動計画」では紛争影響国などにおける SRHR 支援を具体的な取組として定めている。また、同「グローバルヘルス戦略」には、「人口変動(少子高齢化、人口増加/減少、都市化、移住、紛争による人の移動など)は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、健康に影響を与える。人口問題は、妊娠・出産を含む女性の健康と切り離せない問題であり、SRHR を守る観点からも取組が必要である。我が国は UNFPA(国連人口基金)や IPPF(国際家族計画連盟)を通じて、人口変動と開発に取り組んできており、今後も協力を続けていく。」と明記されている。

IPPF への拠出は、国際社会における日本のプレゼンスとリーダーシップを強化し、国際的な規範形成や先進的な取組をリードする日本の強い意思を示す戦略的意義を持つ。SRHR や社会的マイノリティの保護が後退の兆しを見せる昨今、SRHR における日本のリーダーシップへの国際社会の期待は高まっており、IPPF への拠出はこれまで以上に重要性を増している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は IPPF 定例ドナー会合(2025 年 10 月、2026 年2月)への出席などを通じ、日本の意見を IPPF の活動に反映させるべく努めている。さらに IPPF は 2016 年から、主要ドナー国を中心に、ドナー側の意見を聞くためのドナー・アドバイザリー・グループ会合を開催しており、日本はこの会合に毎年出席している。直近では 2025 年6月に実施された。

また、外務省は、IPPF と月例会合を開催することで、定期的に情報交換を行うだけでなく、日本側の意見や問題意識が遅滞なく IPPF に伝達されるような仕組みを構築している。この結果、新規事業承認、変更・延長申請に遅延がなくなり、かねてより日本が指摘していた事業の適切な管理・運営が改善したほか、イヤマーク拠出案件の成果をまとめたファクトシートの作成が促進されるなど、日本のビジビリティが改善された。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

2025 年8月、訪日中のベルメホ IPPF 事務局長と中村外務省地球規模課題審議官が政策協議を対面で実施。IPPF からは 2024 年の活動成果として性と生殖の健康 (SRH) サービス提供数が増加していること、米国の拠出停止の影響がある中で、日本を含む各国の政府開発援助 (ODA) に依存し過ぎない体制も考慮している旨報告があった。これに対し、日本からは国民に対する説明の観点からも、拠出対象案件の管理徹底、不適切事案への適切な対応、加盟協会の監督徹底を申し入れた。

2025 年8月、ベルメホ事務局長が松本外務大臣政務官を表敬した際、松本政務官から、IPPF の活動分野は重要であるにも関わらず注目されにくい点を踏まえ、その取組に敬意を表する旨とともに、日本の重視する UHC 達成のためには日本の妊産婦・乳幼児死亡削減のノウハウを伝えていくことが重要である旨述べた。これに対し、ベルメホ事務局長からは人道支援と SRHR の UHC への統合に重点を置く旨を述べ、女性への支援の重要性について一致した。

1-4 日本政府以外の日本関係者 (日系企業 (調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等) による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保等日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

IPPF グローバル連携パートナー及び東京リエゾンオフィスである公益財団法人ジョイセフは、開発途上国開発やグローバルヘルス・UHC 促進に関する国際的提言活動を行っている。ジョイセフは、日本国内での市民社会運動を率いるだけでなく、世界においても日本の開発経験を IPPF の加盟協会に普及させる役割も担っている。

IPPF は、国際人口問題議員懇談会 (JPFP、会長: 上川陽子衆議院議員、事務総長: 黄川田仁志衆議院議員)、人口と開発に関するアジア議員フォーラム (AFPPD、議長: 上川陽子衆議院議員)、公益財団法人アジア人口・開発協会 (APDA、理事長: 武見敬三元参議院議員) と緊密に協力している。IPPF はこれらの団体に対し、世界の SRHR をめぐる現状や支援状況のブリーフィングを行うほか、JPFP が開催する会議への出席や勉強会での発表を行っている。IPPF は JPFP、AFPPD とは約四半期ごと、APDA とは1~2か月ごとの割合で交流する機会を持っている。

ジョイセフと APDA は、日本の IPPF への拠出による成果を日本国内向けに和文で広報を行っている。また、TICAD などの日本が関わる重要な会議に参加し、IPPF と共同でアドボカシー活動を実施したり、サイドイベントを共催したりしている。IPPF はこれらの日本の団体が国外で活動する際、要請に基づき、現地の加盟協会との共同現地視察の機会を提供するなど、その活動に協力している。IPPF と日本の団体が交流することにより、世界の人口問題などについて発信する機会に繋がり IPPF の認知度は高まる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

IPPF 拠出金は IPPF が、公的サービスが届きにくい脆弱層に母子保健や家族計画を含む SRH サービス、性感染症や HIV・エイズの予防及び治療を届けることに活用される。これらの活動を通じて意図しない妊娠や安全でない中絶を防ぎ、妊娠・出産を安全にして、乳幼児と若者の健康を守り、より多くの人々 (特に女性) の命を救い、ヘルス・リテラシーの向上を図り、健康格差の縮小やジェンダー平等、女性・家族・コミュニティのエンパワーメントや、国家の保健医療費の削減に貢献する。これらの取組は、全ての人が自分の身体とウェルビーイングについて自由に選択することができ、尊厳を持って生きられる差別のない社会の実現を達成することを目指している。

また、IPPF は、基準2のとおり、「戦略 2023-2028」の主要目標に対し、それぞれ2項目が達成率 100%以上、2項目が達成率 80%以上などといった成果を上げている。ノンコア事業においても、2-2 のとおりの成果を上げている。

基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はあるものの、適切に対応しており、改善の取組も行っている。特別調査によって、不適切事案の事実が確認されると、日本を含むドナーに対し迅速な報告が行われるなど、極めて高い透明性が確保されており、相応分の返納手続も行われている。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
IPPF は「戦略 2023-2028」を設定し、2023 年から 2028 年までの6年間に以下の目標達成を目指して活動している。 (1)15 億 1,294 万件以上の SRH サービスを提供する (2)6億 9,456 万件以上の SRH サービスを 10-24 歳の若者に提供する (3)223 万 8,000 件以上のデジタルヘルスサービス提供する (4)20 万 7,000 件以上のセルフケアサービス提供する (5)4億 6,204 万人以上にサービスを提供する (6)8,949 万人以上の人道危機の影響を受けた人々にサービスを提供する (7)3億 9,245 万人以上の貧困層や周縁化された脆弱な人々にサービスを提供する (8)775 件以上の SRHR を支援するための政策や法改正に貢献する
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2024 年中、IPPF 及び加盟協会は、以下の成果を達成した。() 内目標は 2024 年単年の目標値) 戦略目標(1)に対する成果 2億 3,050 万件(目標:2億 3,360 万件、達成率 99%、前年 2023 年比4%増)のサービスを提供した。うち1億1,040 万件が 10-24 歳の若者向けであった(目標1億 720 万件、達成率 103%、前年比8%増)。 戦略目標(2)に対する成果 5,390 万人 (目標 6,250 万人、達成率 86%、前年比5%減)の貧困層や社会的弱者にサービスを提供した。 戦略目標(3)に対する成果 910 万件(目標未設定、前年比 11%増)の望まない妊娠と 270 万件(目標未設定、前年比8%増)の安全でない中絶を回避した。 戦略目標(4)に対する成果 3,590 万人(目標未設定、前年比 1%増)の若者に質の保証された包括的性教育(CSE)プログラムを修了させた。 戦略目標(5)に対する成果 3,000 万件(目標未設定、前年比 3.2%増)の性感染症(STI)/生殖器感染症(RTI)関連サービスと 2,700 件(目標未設定、前年比 16%増)の HIV/AIDS 関連サービスを提供した。 戦略目標(6)に対する成果 人道危機の影響を受けた 1,400 万人(目標 1,330 万人、達成率 105%、前年比 12%増)にサービスを提供した。 戦略目標(7)に対する成果 SRHR を支援するための政策や法改正 101 件(目標 120 件、達成率 84%、前年比 12%減)を成功させることに貢献した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
IPPF の取組の一つである日本信託基金事業(JTF:Japan Trust Fund)は、貧困女性や少女、差別や汚名の対象になりやすい性的・民族的マイノリティ、障がいのある人々、人道支援を必要とする人々などが、SRH サービスを必要な時に利用できるよう、コミュニティにおけるサービス提供と知識・意識向上のための啓発活動を実施している。2025 年 4 月から 2026 年3月の間に実施された案件は以下の4事業である。 【今次評価対象期間内に完了した事業】 (1)2022 年度(フェーズ 23):ボツワナ「脆弱な若者たちの SRH 向上と性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)予防」2025 年 10 月 30 日に完了。

ボツワナの脆弱な若者、特に障がいのある若者の性と生殖の健康の改善を目標とし、若者(障がいの有無を問わず)が SRH サービスを利用できるような環境づくりを行うため、若者に優しいコミュニティの構築やコミュニティの医療サービスの強化を行った。2023 年1月に開始以降、プロジェクトの主な成果は、コミュニティリーダー67 名(目標 15 名、目標達成率 447%)への意識啓発活動の実施、ピアエデュケーター(仲間(ピア)に、正しい知識を伝える普及啓発者)21 名(目標 12 名、目標達成率 175%)の育成、若者・家族・教員などを対象とした意識啓発活動 20 セッションの実施(目標 12、目標達成率 167%)など。

(2)2023 年度(フェーズ 24):モザンビーク「HIV 予防の促進」 2025 年9月完了。

モザンビークにおける包括的な性と生殖の健康サービスパッケージ(カウンセリング、避妊、安全な中絶ケア、STI 及び RTI、HIV、妊産婦及び周産期の健康、婦人科、性とジェンダーに基づく暴力、包括的性教育など)として、複合的な HIV 予防を実施した。プロジェクトの主な成果として、712 名(目標 800 名、目標達成率 89%)が経口 PrEP 利用登録し、10 人のサービス提供者・20 人のセックスワーカー(ピアエデュケーター)の研修を実施した(目標各 10 人と 20 人、目標達成率 100%)。

(3)2023 年度(フェーズ 24):タイ「タイ・ミャンマー国境地域におけるミャンマーからの避難民の SRH ニーズへの対応」 2025 年 11 月 30 日に完了。タイの緊急時における性と生殖に関する健康(SRHie)への取組能力を向上させることを目標とする。案件実施期間の 2024 年6月から 2025 年 11 月までの 18 か月間で、タイ・ミャンマー国境沿いに住む人々や、その親族を含む避難民 7,280 人(目標 6,000 人、目標達成率 121%)を対象に、SRHR に関する知識・サービスを提供した。そのほか 15 人のボランティアを育成し、2,000 人の若者を対象に SRHR に関する意識啓発活動を行った。

【今次評価対象期間内に実施中の事業】

(1)2024 年度(フェーズ 25):モーリタニア「モーリタニアの漁業従事者のジェンダーに基づく暴力と性と生殖の健康サービスの間隙を埋め、取り組む」(2026 年6月終了予定)

同事業は、モーリタニア大西洋沿岸の漁村4か所における漁業従事者の SRH サービスへのアクセスを向上させ、対象コミュニティにおける SGBV の発生件数を 10%削減することを目標とする。2025 年4月から 2025 年 10 月までの7 か月間の主な成果は、30 名のピアエデュケーターの育成、対象地域の漁業従事者とそのパートナー3,000 人(目標 7,000 人、目標達成率 42.9%)を対象に、性と生殖及び基礎的な健康に関する情報とサービス 16,000 件(目標 40,000 件、目標達成率 40%)を提供した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

(コア拠出)

・会計年度:1月から12月

・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025年6月(日本の2024年度拠出分)

・決算状況 IPPF2024 会計年度:収入:124,973 千米ドル、支出:110,792 千米ドル、差額:14,181 千米ドル+投資利益 212 千米ドル+為替差益・年金積立投資益など 6,665 千米ドル+前年度繰越金 91,626 千米ドル=総計 112,684 千米ドルを準備金として次年度に繰越し(2024 年中に IPPF 準備金方針が見直され、準備金の目標を年間のコア支出の4~6 か月分相当とすることへの変更が評議委員会で承認された。2024 年度の支出額に基づく、今回の準備金は年間支出の 4.7 か月分に相当するため、繰越額は目標の範囲内である。)

・外部監査 監査主体:Crowe U.K. LLP、結果:当該財務諸表は、以下の要件を満たしている。

・2024 年 12 月 31 日現在の当該機関の財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の収支について、真実かつ公正な表示をしている。

・英国の一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適切に作成されている。

・2011年英国慈善法(Charities Act 2011)の要件に従って作成されている。

・**その他** 内部監査及び内部評価の制度あり。
(ノンコア拠出)

・**決算・監査報告書の受領年月・決算状況:**
2024年9月(JTF フェーズ 22 日本の 2021 年度拠出分)

決算状況:収入:120,720 千米ドル、支出:74,516.31 千米ドル、差額:46,204 千米ドルを JTF フェーズ 24 に繰り越し

・報告書は、今次評価期間内での提出はなかったが、決められた提出のサイクルとの関係で問題はない。

・**外部監査** 監査主体: Crowe U.K. LLP
対象: 拠出金/IPPf 日本信託基金フェーズ 22
結果: 2021 年 10 月 15 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間における IPPf プロジェクト総費用 74,516 米ドルを示す財務報告書は、全ての重要な点において、IPPf の会計記録及び契約の財務報告規定に準拠して作成されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

IPPf は、更なる不適切事案を未然に防ぐための体制整備とスタッフ研修などの組織文化の変革に取り組んでいる。例えば、IPPf は多言語対応可、365 日 24 時間対応可の不適切事案疑惑報告システム「SafeReport」を設置し、内外の関係者に対しその積極的活用を奨励してきた。その結果、2025 年中に確認された不適切事案の件数は 1 件に過ぎず、これは 2024 年に確認された件数 3 件から減少した。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案

2025 年 4 月 11 日、IPPf はコンゴ(民)の加盟協会の不適切事案に関する最終報告及び返納申出のレターについて、在英国日本国大使館を通じて日本に提出。日本からの指示に基づき、2025 年 7 月 1 日に不適切事案対象総額のうち日本の拠出金相応分の 1,644 米ドルを日本へ返納したことを報告済み。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
4	4	4	4	4	0	309

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	12

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

2019年6月の就任以後、IPPf 東・東南アジア・大洋州地域(ESEAOR)事務局長を務める福田友子氏は、2024年に続き、2025年も南アジア(SAR)地域事務局長代行を兼任し、ESEAOR 24 か国、南アジア地域(SAR) 6 か国、合計 30 か国というアジア全域の活動を率いた。また、在クアラルンプールの人道支援ハブも兼轄するなどの重責を担い、IPPf のディレクターリーダーシップチーム(DLT=IPPf 事務局の最高幹部チームで、事務局長 1 名、地域事務局長 6 名、各

部門長5名の12名から成る)のメンバーとして活躍している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

a

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人口基金	
3 拠出先の概要	
第 21 回国連総会決議 (総会決議 2211: 人口増加と経済開発に関する事務総長報告) に基づき、1967 年 6 月、人口分野における諸活動を強化するために設立された国際機関。1969 年に活動を開始し、現在の加盟国数は 193 か国。これまで、150 か国以上で母子保健、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、人口開発分野の支援を実施している。本部は米国・ニューヨーク、東京に駐日事務所がある。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、国際連合人口基金 (UNFPA) が開発途上国を中心に実施する母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、ジェンダー、人口問題に関する情報やサービスの提供など、妊産婦の保健状況の改善、ひいては人間の安全保障の実現や持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を推進するための諸活動に係る実施経費などに充てられる。これらの活動は、日本が国際保健の分野で長年主導し、重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成に加え、日本国民の生命を守ることにつながる。なお、本件拠出の大部分は UNFPA のコア予算への拠出となっているが、一部については「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が基金を管理し、活動は人口開発分野の活動を行う NGO が実施。別名: 日本信託基金 (Japan Trust Fund: JTF)) へのノンコア・イヤマーク拠出となっている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 973,745 千円	
令和7年度当初予算額 796,887 千円	
令和6年度当初予算額 1,807,000 千円	
令和5年度当初予算額 1,237,110 千円	
2024 年: 3.1% (拠出順位 9 位) (日本からのコア・ノンコア拠出合計)	
参考: 米国 17.5% (1 位)、英国 9.4% (2 位)、カナダ 6.6% (3 位)、ノルウェー 6.2% (4 位)、スウェーデン 5.5% (5 位)	
2023 年: 2.7% (拠出順位 9 位) (日本からのコア・ノンコア拠出合計)	
参考: 米国 10.3% (1 位)、ノルウェー 8.3% (2 位)、英国 7.3% (3 位)、スウェーデン 4.9% (4 位)、オランダ 4.6% (5 位)	
2022 年: 3.4% (拠出順位 9 位) (日本からのコア・ノンコア拠出合計)	
参考: 米国 12.1% (1 位)、ノルウェー 8.4% (2 位)、英国 8.0% (3 位)、スウェーデン 5.6% (4 位)、オランダ 5.6% (5 位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局国際保健戦略官室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。
(令和6年度外務省政策評価書)

2023 年4月に策定された日本の「第3次女性・平和・安全保障(WPS)に関する政府行動計画」は、「I 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進」の具体的な取組として、「(2)紛争影響国、難民キャンプ及びホストコミュニティにおける女性・女児への識字教育や職業訓練を含めたエンパワーメント支援や性的及びジェンダーに基づく暴力(GBV)の防止、保護や対応、SRHR(性と生殖に関する健康と権利、Sexual and Reproductive Health and Rights)支援、紛争影響下の女性の社会的・経済的エンパワーメント、コミュニティ活動へのジェンダーの視点を踏まえた支援の実施」を定めている。

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

世界人口が増加の一途を辿り、人間の活動が地球に大きな影響を及ぼす中で、持続可能かつより良い社会の実現のためには、人口問題への適切な対応が不可欠である。例えば、サブサハラ・アフリカ地域で顕著となっている高い出生率、アジア地域や中南米地域での人口ボーナス期に伴う雇用問題、さらには先進国を中心とした少子高齢化など、様々な人口問題が世界各地で見られる。こうした状況の中、妊娠や出産に関しては、十分な情報を得た上で、自ら選択ができる SRHR の推進や、女性・若者のエンパワーメントに関する取組は、必要不可欠となっている。全ての人々が SRHR を享受することができるようにするため、UNFPA はこれまで 150 か国以上において、母子健康やリプロダクティブ・ヘルス、家族計画などに関する情報やサービスの提供、ジェンダー平等や人口・開発分野の支援を実施している。

日本は、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「人口変動(少子高齢化、人口増加/減少、都市化、移住、紛争による人の移動など)は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、健康に影響を与える。人口問題は、妊娠・出産を含む女性の健康と切り離せない問題であり、性と生殖に関する健康と権利(SRHR:セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を守る観点からも取組が必要である。我が国は UNFPA(国連人口基金)や IPPF(国際家族計画連盟)を通じて、人口変動と開発に取り組んできており、今後も協力を続けていく。」と明記している。日本は、人口分野やリプロダクティブ・ヘルス分野で長年の実績をもつ UNFPA を通じることで、日本の二国間支援が届かない国や地域への支援や、被支援国や地域特有の宗教や文化などを踏まえた支援を行うことが可能となっている。

2023 年4月に行われた「G7 広島サミットに向けた世界人口開発議員会議(GCPPD2023)」では、岸田総理大臣が基調講演、林外務大臣が開会挨拶を行った(イアン・マクファーレン UNFPA 本部広報・戦略的パートナーシップ局長(オンライン)及びクラウス・ベック UNFPA アジア太平洋地域事務所副所長の2人も参加・登壇)。林外務大臣は、開会挨拶において「日本政府は、UNFPA への提出を通じて、人口問題への取組を後押し」している旨述べ、UNFPA に設置した

日本信託基金(JTF)を通じ、世界各国の人口と開発問題に関する国会議員活動を支援していることを紹介した。岸田総理大臣による基調講演においても、「人口問題は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、社会の在り方に直結する問題であり、持続可能な開発を達成する上での基盤であること、そのため、人口問題は SDGs の全ての目標と関連し、SDGs の達成に向けては、人口の観点を取り入れることが不可欠である」点を強調した。

上記 1-1(1)の目標達成に向け、UNFPA は「誰も取り残さない」及び「最もアクセスが困難な人を最優先に」を優先事項とし、人材育成や制度整備支援を通じて、基礎的保健システムを強化している。UNFPA は助産師を中心とした保健人材の育成・強化、ジェンダー平等を実現するための法・環境整備支援などを実施しており、UNFPA への拠出は、日本が長年国際社会において議論を主導してきた UHC の達成に貢献している(成果は下記 2-1(2)参照)。

UNFPA は活動をより効率的に行うため、国連児童基金(UNICEF: 子どもや青年を対象としたサービス)、国連女性機関(UN Women: ジェンダー平等、女性のエンパワーメント)、国連開発計画(UNDP: 女性の社会参画)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: 難民を対象とした支援)、国連人道問題調整事務所(OCHA: 人道危機下にある人々の状況把握)などの国連機関や現地 NGO などと協働している。一方、UNFPA は国連機関の中で、人口問題を扱う唯一の機関として、他の国際機関には代替できない役割を有している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は UNFPA の最高意思決定機関である執行理事会の議席(全 36 議席)を、2007 年から 2021 年のサイクルにおいては、12 会期(12 年分)を確保した(議席はコア予算拠出額などに基づき決定)。また、2022 年から 2029 年のサイクルにおいては、2027 年を除いた7会期の議席を確保しており、2025 年度においては、執行理事国として年3回行われる執行理事会に参加した(評価期間中に開催された執行理事会は 2025 年6月、8月及び 2026 年2月)。

およそ年に1回の頻度で開催している日 UNFPA 政策協議は、日本側は外務省地球規模課題審議官、UNFPA 側は事務局長を団長としており、日本の意見を UNFPA 事務局長に直接申し入れる機会となっている。加えて、UNFPA 駐日事務所と日本側との間では、政策協議以外の場においても定期的に意見交換する機会を設けており、駐日事務所を通じ、日本側の意見などが遅滞なく UNFPA に伝達されるような仕組みとなっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2024 年4月、訪日中のサバートン UNFPA 事務局次長が上川外務大臣を表敬。上川外務大臣から、ICPD(国際人口開発会議)30 周年記念グローバル・ダイアログの共催への期待に加え、自身が立ち上げた WPS タスクフォースとの推進について説明があり、UNFPA の活動が WPS 推進のためにも重要であり、両者は UHC や WPS の推進に向け一層協力して推進していくことで一致した。

2024 年5月にバングラデシュで行われた国連開発人口会議(ICPD)30 周年記念グローバル・ダイアログの際、カネム事務局長は穂坂外務大臣政務官と会談し、人口と開発に関する分野における日本のリードに感謝する旨述べ、今後の協力見通しや UHC 達成に向けた課題などについて意見交換を行い、引き続き緊密に協力していくことを確認した。

2025 年8月にケイタ事務局長代行と中村外務省地球規模課題審議官が日・UNFPA 政策協議を対面で実施。日本の支援や貢献(コア拠出、イママーク案件、UNFPA とのイベント共催、ビューロー参加など)に感謝の意が述べられ、日本国内における認知度強化の取組状況について報告があった。これに対し、日本からは UNFPA 新戦略計画 2026-2029 に日本の重視する「人口」の要素が復活したことを評価する旨述べ、人口と開発分野への取組強化を申し入れるとともに、日本人職員や日本企業との連携の重要性について述べた。

2025 年8月、クアメ・エチオピア事務所代表が松本外務大臣政務官を表敬。松本政務官は、UNFPA による性と生殖に関する健康(SRH)サービスの提供やジェンダー平等の推進は、日本が重視する UHC の達成のために不可欠であり、引き続き協力したい旨を表明。これに対し、クアメ代表は UHC の拡大及び保健人材の投資・資金の重要性について述べ、両者は女性への支援の重要性について合意した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

駐日事務所の主導の下、UNFPA は日本企業や日本の学術機関などとのパートナーシップを強化している。本評価期間中においても、以下のような日本企業や日本の学術機関などが UNFPA と連携している。これら事業における連携は、日本企業の国際展開や市場開拓、日本の学術機関における研究開発の発展につながるものである。

日本企業とのパートナーシップの例 企業名	内容	UNFPA への 資金提供額、備考
武田薬品工業株式会社	①ベナン、コートジボワール、トーゴの3か国において救命救急サービス「2 Hours to Life」を実施。 ②アゼルバイジャン、エルサルバドル、インドネシア、マダガスカル、ジンバブエの5か国において、GBV のサバイバー支援を実施。	①約 11 億 7,000 万円 ②約 9 億 9,800 万円 2022 年から 2025 年にかけて実施
中外製薬株式会社	①ブータンにて子宮頸がん予防プロジェクトを実施。 ②フィジー及びマーシャル諸島にて中外製薬の資金を活動費用の一部とし「子宮頸がんの検査と治療プログラム」を実施中。 ③UNFPA 駐日事務所に対し、中外製薬とのプロジェクトに関するコンサルタントを雇用するための資金を拠出。 2025 年末には、駐日事務所は中外製薬担当者とブータンへの視察を実施。ブータンにおける子宮頸がんの撲滅に向けたプロジェクトの最大のドナーとしての中外製薬のこれまでの貢献の成果を確認した。 ④インドネシアへの助産事業への拠出と駐日事務所への支援の拡大(2026-2028 年の3年間で総額 36 万 3,000 米ドル拠出) 2025 年3月にフィジー視察を通して、中外製薬は UNFPA の現地パートナーとしての助産師の役割の重要性を確認。2025 年8月、インドネシアでの現金・パウチャー支援を活用した助産事業の支援に3年間で 24 万米ドルを拠出した。 加えて、駐日事務所の調整機能を高く評価し、同駐日事務所へも3年間で 12 万 3,000 米ドルを追加拠出した。	①15 万米ドル ②15 万米ドル ③6.9 万米ドル ④36 万 3,000 米ドル 2023 年までブータンで実施されていた子宮頸がんプロジェクト支援を、フィジー及びマーシャル諸島、駐日事務所に支援を拡大する形で、2024 年から3年間延長(2027 年3月まで)。 2026-2028 年まで実施されるインドネシアの助産事業及び駐日事務所への支援拡大
伊藤忠商事株式会社	2024 年2月、UNFPA と 2027 年までのパートナーシップを締結。 同社の連携会社の売上金の一部を、伊藤忠商事を通して UNFPA エチオピア事務所に寄付。 また、エチオピアにおいて、独立行政法人国際協力機構(JICA)、株式会社 Be-A Japan、現地企業の MAA Garment & Textiles と連携し、月経衛生管理などに関するワークショップを開催。	約 13 万米ドル(3年間の総額予定)

上記に挙げた日本企業などによる寄付・供与は、UNFPA の現場での活動を後押しするのみならず、企業がそれぞれの専門性を活かした大規模な国際貢献を行うことで、グローバル企業としての企業イメージ向上と社会的責任(CSR)の遂行を強化することにつながっている。また、日本企業などはSDGs(すべての人に健康と福祉を、ジェンダー平等を実現しよう)への貢献を明確化し、ESG 投資家からの評価向上に寄与することで、国際機関とのパートナーシップ構築及びグローバルヘルス分野におけるプレゼンス向上を実現している。

さらに、日本国民・日本全体にとっては、日本企業などによるこのような大規模な国際貢献は、日本の国際社会におけるプレゼンスと信頼性を向上させ、国益増進に寄与する。日本企業が SDGs 達成に向けた国際社会の取組に貢献することは、日本全体の SDGs 推進体制の強化にもつながっている。

その他日本関係者とのパートナーシップ一覧

JICA	2024 年 12 月 4 日、エチオピア・ティグライ州における月経衛生管理 (MHM) 向上のための連携を目的とした UNFPA エチオピア事務所との協力覚書に署名。UNFPA との連携により、JICA は単独ではアクセスが困難な地域や専門的な課題への対応を可能にし、日本の国際協力の実効性を高めることにつながる。	
長崎大学	2025 年 12 月に、UNFPA エチオピア事務所と協力覚書を締結。博士前期又は後期課程の学生のインターン派遣、共同研究の実施に合意した。これにより、将来の国際機関職員や専門家となりうる日本の若手人材に対し、アフリカ地域における実践的な国際協力の経験と知見を獲得する貴重な機会を提供する。これは、日本の国際貢献人材の育成を強化し、国際社会における日本の人的基盤を拡充することに貢献する。	2024 年 12 月から 5 年間の予定で、以降延長可能性あり。
上智大学 (2025/6/17) 名古屋大学 (2025/6/26)	各種イベント・講演に登壇。(下記は一部) ・2025 年 6 月に上智大学が主催した第 23 回国連 Weeks「国際機関・国際協力キャリア・ワークショップ」において、成田詠子 UNFPA 駐日事務所長が「国際機関で学んだリーダーシップ」をテーマに講演を行い、国際協力分野への理解と関心を高めた。参加した大学生(対面約 150 人、オンライン約 80 人)にとっては、グローバルキャリア形成やリーダーシップについて学ぶ機会となった。 ・2025 年 6 月に名古屋大学が主催した書籍『Migration and Aging in a Sustainable Society: The Case of Japan』の出版記念イベントに UNFPA 駐日事務所長が登壇。移民と高齢化をめぐる課題や持続可能な社会の実現に向けた視点について発信し、関連分野への理解と関心を高めた。参加者にとっては、日本の人口動態と国際的な開発課題の接点について学ぶ機会となった。	
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会	大阪・関西万博のテクニカルアドバイザーとして、人口に関するテーマの内容や登壇者の選定に協力。 2025 年 7 月、国連パビリオンで、7/11 世界人口デーより 1 週間にわたり、UNFPA の活動を紹介する展示を実施。7 月 11 日から 16 日にかけて、約 13,365 人が UNFPA の展示を訪れ、期間中は連日約 2,000 人以上の来場者を迎えた。これらの活動を通じて、日本は万博という国際的な舞台で、国際機関との密接な連携を世界に示し、日本の外交的影響力とソフトパワーを強化することができた。また、国民が国際課題に触れる機会を創出したことは、日本の国際協調主義の精神を内面化し、国際社会の一員としての意識を高める上でも重要な効果をもたらした。	

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

UNFPA 拠出金は UNFPA が、母子保健、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、ジェンダー、人口問題に関する情報やサービスの提供などを実施し、妊産婦の保健状況を改善することで、2030 年までに①予防可能な妊産婦死亡のゼロ、②ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習のゼロ、③家族計画サービスへのアクセスが満

たされない状況のゼロを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、UHC の達成に向けた具体的な取組を促進することに貢献することを目指している。

UNFPA は、基準2のとおり、予防可能な妊産婦死亡削減、ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習削減、家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況改善に取り組み、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNFPA は、2030 年までに①予防可能な妊産婦死亡をゼロとする、②ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習をゼロとする、③家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況をゼロとする、の3つのゼロのミッションを掲げている。

2025 年8月に採択された「UNFPA 戦略計画 2026-2029」は、このミッションを達成するため、以下の4つの成果目標を設定している。

①2029 年までに予防可能な妊産婦死亡の削減を加速させる。

②2029 年までにジェンダーに基づく暴力および児童婚などの有害な慣習の削減を加速させる。

③2029 年までに家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況の削減を加速させる。

④2029 年までに人口動態の変化への適応が進み、個人の権利と選択を尊重され、現在および将来の世代のために社会のレジリエンスを強化する。

これら活動は、SDGs における保健(目標3)、ジェンダー平等(目標5)、不平等是正(目標 10)、気候変動(目標 13)、平和(目標 16)、パートナーシップ(目標 17)の各目標達成に資するだけでなく、最終的に貧困削減(目標1)の達成にも寄与する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

気候変動、経済不安などの複数の危機が発生する中、戦略計画 2022-2025 に基づき、UNFPA は 2024 年に以下の成果を上げた。また、59 件の人道危機に対し、1,470 万人以上の人々に SRH サービス支援を提供し、670 万人に対し、GBV(ジェンダーに基づく暴力)の予防・対応サービスを提供した。

項目	2022 年	2023 年	2024 年
回避された妊産婦死亡数	30,800 件	33,980 件	39,386 件
回避された安全でない中絶	370 万件	585 万件	753 万件
HIV 感染の予防	11 万 7,000 件	14 万 7,000 件	15 万 8,000 件
回避された意図しない妊娠数	1,330 万件	1,796 万件	1,795 万件
カップル・イヤーズ・プロテクション(CYP: 避妊法の年間総供給量の指標)	5,900 万件	8,580 万件	7,520 万件
女性器切除(FGM)から保護された女兒数	11 万 1,425 人	16 万 2,044 人	28 万 6,997 人

上記に加え、2024 年には以下の成果が報告されている。

・ライフスキル(健康で生産的な生活を送るための対処と自己管理能力)の向上トレーニングを受けた女兒数:1,060 万人

・回避された性感染症数:689 万件

UNFPA の活動の結果、2024 年までに、各国の政策などにもたらされた成果は以下のとおり。

・SRHR を若者の政策や計画に組み込んだ国:104 か国

・人口変動を SRH 政策に組み込んだ国:76 か国

・SRHR の普遍的なアクセスを実現するための法律や規制を有する国:87 か国

・差別的なジェンダー規範や社会規範に対処するための国家メカニズムを有する国:72 か国

・SRHR を緊急事態対応計画や災害リスク軽減計画に組み込んだ国:40 か国

・住民登録・人口動態統計を強化した国:68 か国

・学校における性教育を実践化した国:59 か国

戦略計画 2022-2025 のアウトプット目標6点の 2024 年の達成状況は以下のとおり。6つの全項目で 100%以上またはそれに近い達成率を成し遂げた。

	アウトプット	2024 年目標に対する達成度
1	政策とアカウンタビリティ	114%
2	質の高いケアとサービス	105.2%
3	ジェンダーと社会規範	99.3%
4	人口変動とデータ	110%
5	人道支援	94%
6	若者とユース	99.3%

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

日本は、本件拠出の一部を「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が基金を管理し、活動は人口開発分野の活動を行う NGO が実施。別名:日本信託基金(Japan Trust Fund:JTF))へイヤマーク拠出しており、UNFPA の人口と開発分野の活動に加え、UHC 達成に向けたガバナンス体制の強化を目的に、多数国間又は地域的規模で活動する人口開発分野の NGO の活動を支援している。今次評価期間中は公益財団法人アジア人口・開発協会(APDA)が実施団体となり、(1)中・東欧地域2案件、(2)アラブ地域2案件、(3)アジア地域2案件の計6案件が行われ、会合開催国やその地域に属する国などの国会議員を交えた会議を実施し、人口と開発に関するテーマのもとに協議を行った。

このうち、主な成果は以下のとおり。

(1)中・東欧地域案件

・2025 年5月にサラエボ(ボスニア・ヘルツェゴビナ)で開催されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する視察事業には、東欧・中央アジア地域を中心とする 10 か国から国会議員、専門家ら約 50 人が参加。性暴力被害者への包括的支援を行う Prim. Dr. Abdulah Nakaš 総合病院及びジェンダーに配慮した法教育を進めるサラエボ大学法学部を視察したほか、SRH やがん予防に関する国家戦略を踏まえた複数の分野にまたがる政策の連携について意見が交わされ、家族に配慮した労働政策の法改正案や、柔軟な働き方の制度化の具体例が共有された。

(2)アラブ地域案件

・2025 年6月にアンマン(ヨルダン)で「若者への投資とジェンダー平等」をテーマに開催された会合では、人口・開発、若者、女性、人権、子どもに関する議会委員会に所属するヨルダンの国会議員に加え、専門家や市民社会の代表者約 30 人が参加し、若者と女性のエンパワーメントに関する政策や法制度の見直しを行うとともに、ヨルダン各地で適用可能な優良事例を共有した。また、若者の権利やジェンダーの視点を法整備や議会の監視機能に効果的に組み込むための制度づくりに向けた議論が行われた。

・2025 年8月に東京で開催された「アフリカ・日本のパートナーシップにおける人口と開発に関する政策対話」では、アフリカの人口、若者、SRHR などに焦点を当てた発表が行われた。また、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に合わせ

て行われたテーマ別イベントでは、「国会議員と一緒にアフリカの未来を考えよう！」と題したセミナーを開催し、ザンビア、ウガンダ、チュニジア、ガーナの国会議員がパネリストとして登壇。2つのイベントには 11 か国の国会議員、関係団体、NGO や若者、その他関係者、総勢約 65 人が参加し、各国の国会議員は、日本の支援による議員活動の成果や、今後の支援への期待について活発な意見交換を行った。

・2025 年 10 月にカイロ(エジプト)で開催された「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス(SRH)、若者のエンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた地域間議員会議」には、アジア・アラブ地域の 16 か国から国会議員や閣僚、専門家など 50 人以上が参加し、①SRH、公衆衛生、ジェンダー平等の相互関連性、②立法及び社会改革を通じた GBV への対応、③若者のエンパワーメントと包括的な政策立案、④民間セクターの参画について議論を行った。

(3)アジア地域案件

・2025 年6月にマレ(モルディブ)で「南アジアにおける女性のエンパワーメントと若者への投資」をテーマにハイブリッド形式で開催された会議には、対面・オンライン合わせて 14 か国から約 45 人が参加。ジェンダー不平等、暴力とスティグマ、公的分野の女性の参画の低さといった課題に加え、若者の深刻な課題として失業や社会的孤立の深刻化についても指摘。会議の成果として、マレ宣言が採択され、参加者は現行の差別的法制度の見直しや、ジェンダー平等を推進する立法措置の強化に向けて、自身の国における行動につなげていくため、今後も緊密に連携していくことを確認した。

・2025 年9月にマニラ(フィリピン)で「ICPD 行動計画と 2030 アジェンダの実現」をテーマに開催された会議では、26 か国から約 80 人が参加。開会式で上川陽子人口と開発に関するアジア議員フォーラム(AFPPD)議長・国際人口問題議員懇談会(JPPF)会長が、一人ひとりのエンパワーメントを重視する国際人口開発会議(ICPD)以降の進展を振り返り、人権擁護、ジェンダー平等、持続可能な開発の促進に対する各国議員の尽力に感謝の意を表した。続くセッションでは、アジア太平洋地域が直面する主要課題への政策と立法について議論が行われ、Meta フィリピン本社の訪問では子どものオンライン性的虐待・搾取への対策、監視の強化、安全なデジタル空間の推進について意見交換が行われた。

上記に例示したように、会合開催国やその地域に属する国の国会議員を交えた活発な議論は、その地域が抱える人口問題や関連課題の解決に向けた政策立案、立法措置、協力体制の強化に実質的な貢献をもたらした。加えて、人口と開発分野における日本のリーダーシップを国際社会において一層強化するとともに、当該分野の国際ネットワーク構築を促進する上で重要な役割を果たした。

これらの活動は、APDA が発行する E ニュースレター(月1回発行)及びホームページなどを通じて公開されているほか、日本の支援であることが分かるよう、会議バナー、プログラム、インフォメーションシート、名札、アンケートなどにも JTF ロゴを記載。また、参加者(国会議員など)の開会挨拶などにおいて、日本の支援である旨を明言、謝辞が述べられている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

(コア拠出分)

・会計年度:1月から12月

・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)

・決算状況 UNFPA の 2024 会計年度:収入:16 億 3,549 万米ドル、支出:15 億 2,801 万米ドル、差額:1 億 748 万米ドル。残余金については、2025 年6月の執行理事会で次期会計年度の収入への繰入れを承認。

・外部監査 監査主体:国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)、対象期間:2024 年 12 月末まで、結果:無限定適正意見(Unqualified Audit Opinions)

- ・その他 内部監査の制度あり。
(ノンコア拠出分)
- ・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・次回報告書受領: 2026 年6月(日本の 2025 年度拠出分)
- ・最新報告書の対象案件であったアジア地域案件及びアフリカ地域案件で発生した残余金は、次年度以降の案件に繰越し済み。
- ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

2023 年の国連会計検査委員会による監査の結果、2023 年会計年度当初で未対応であった 46 件の勧告のうち 29 件(63%)に対応済み。2024 年7月に発行された監査報告書では、新たに 32 件の提言を受けたが、そのうち8件については対応済み。UNFPA の財務諸表には重大な過誤や不備がないと結論づけられている。

2024 年、UNFPA は業務効率化による 1,470 万ドルの経費節約を達成した。このうち、760 万ドルは UNFPA 独自の取組から、180 万ドルはパートナー国連機関との機関間の取組から、530 万ドルは事業運営戦略から生み出されたものとなる。

UNFPA の総受領額は8年連続で 10 億ドルを超え、2024 年は戦略計画の目標を上回り、過去最大の 16 億 3,540 万ドルの収入となった。加えて、資金源の多様化のために、国際金融機関とのパートナーシップ、民間団体、企業、財団や個人寄付などでの取組を強化した。その結果、2024 年、UNFPA は新たに 94 のパートナーシップを構築し、6,370 万ドルを動員した。また、2023 年から 2024 年にかけて、UNFPA は財団や慈善団体からの寄付を倍増させた。加えて、380 万ドルを超える製品やサービスの寄付を受けた。個人寄付プログラムでは 2023 年に比して 134%増加し、1,000 万ドル以上を動員した。この結果、2024 年、総受領額の 83.4%を現場活動費に充てた。

このことから、UNFPA が様々な資金調達に努めつつ、そのうちより多くをプログラム(活動)費に充て、事務経費の節約に取り組んでいることが評価できる。

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
15	15	14	14.67	13	-1.67	954

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	1	1.67	1	-0.67	102

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

- ・2025年6月、上智大学主催の「国際機関・国際協力キャリア・ワークショップ」に成田詠子UNFPA駐日事務所長が参加し、UNFPAの活動や国際機関で働く上で必要なスキルを紹介した。なお、2026年6月の同ワークショップには、職員1人が参加することが決定している。
- ・2025年6月、UNU/WIPO共催の国連インターン・ウェビナーに、インターン1人が参加し、UNFPAの活動紹介とインターンシップの経験について説明を行った。
- ・2026年3月、東洋英和女学院大学大学院主催の「国際協力フェア」に駐日事務所の職員1人とインターン1人が参加し、UNFPAと駐日事務所の活動紹介とインターンシップの体験を共有した。
- ・2026年3月、模擬国連の訪問に際し、インターン1人が、UNFPAの活動紹介と自身の模擬国連の体験を踏まえて、アドバイスを提供した。
- ・UNFPA駐日事務所はホームページやSNSを活用し、空席情報などの発信に積極的に取り組んでいる。希望者をまとめた空席情報配信リストを随時更新しており、必要としている人々に送付している。
- ・UNFPA駐日事務所では約半年ごとにインターンを受け入れており、インターン経験者がJPOに採用されるなど、国際機関における日本人職員採用機会の拡大に寄与している。インターン募集の告知の際には、国連機関に関心のある人々に告知情報が届くように外務省国際機関人事センターとも連携している。
- ・JPOとしてUNFPAに派遣される日本人職員に対し駐日事務所長が渡航前にミーティングを行い、国連職員としての心構えやアドバイスを伝え、その後派遣期間が終わってからも随時フォローアップを行い、キャリア形成に関する支援をしている。
- ・駐日事務所ウェブサイトの「UNFPA職員便り」、「フィールド便り」やニュースレターを通じて、職員やJPO、UNVとして働く日本人職員の活動内容を紹介する記事を掲載し、主に将来国連職員として働くことを目指す若者たちに対する情報提供をしている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) 拠出金	
2 拠出先の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)	
3 拠出先の概要	
グローバルファンドは、2000 年の G8 九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が主要議題となり、追加的資金調達の必要性を G8 首脳間で確認したことを受けて、2002 年に設立された官民連携パートナーシップである。開発途上国における三大感染症(エイズ、結核、マラリア)対策及び保健システム強化に資する資金協力を行い、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に直接寄与する事業を実施している。事務局はスイス・ジュネーブ(日本を含め、各国・地域に事務所は設置されていない。)。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、グローバルファンドが実施する開発途上国における三大感染症の予防、治療及びケアを促進するための事業や、強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業などに使用されている。グローバルファンドによるこうした支援は、世界全体の三大感染症対策支援のうち、エイズ 26%、結核 73%、マラリア 59%を担っており、2002 年の設立以降、7,000 万人以上の生命を三大感染症から救うなど、着実に成果を挙げている。また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、同感染症対策のための多国間協力枠組みを主導したほか、従前より実施していた開発途上国における保健システム強化の取組が、三大感染症対策にとどまらない広範な感染症対策にも資する結果となった。したがって、本件拠出は、次なる新興感染症に対する予防・備え・対応(PPR)や、日本が国際保健の分野で長年主導し、重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に加え、日本への感染症の流入を防ぎ、国民の生命を守ることにつながる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 5,400,000 千円	
【参考】過去3年間の当初予算額 令和7年度予算額:662,393 千円 令和6年度予算額:1,500,000 千円 令和5年度予算額:2,037,514 千円 ※グローバルファンドに対する拠出は、3年間の増資期間ごとの拠出が通例となっており、主要ドナー国が毎年定期的に拠出しているわけではなく、また拠出のタイミングも異なるため、当初予算による拠出額のみでの拠出率や拠出順位の算出は困難である。なお、累積拠出額においては、日本は第5位となっている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ:経済協力」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組」及び「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ及びマラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

グローバルファンドの設立は、2000 年の G8九州・沖縄サミットにおいて、議長国の日本が初めて感染症を主要議題として取り上げたことが契機となっており、日本が「生みの親」とされている。グローバルファンド設立以降も G8/G7 サミットや G20 の成果文書において、その重要性は明記されている。2024 年の G7プーリア・サミット首脳コミュニケにおいては、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金への支援によって、HIV/エイズ、結核、マラリア(中略)を 2030 年までに終息」させることを改めて表明している。また、2025 年の G20 ヨハネスブルグ・サミットの首脳宣言においては、グローバルファンドの「第8次増資へのコミットメントを歓迎する」とし、グローバルファンドは「感染症と闘い持続可能な保健システムの強化のための国際的な多国間資金の重要な原資であり、我々のグローバルな健康安全保障を促進する証明されたモデルである」旨言及された。

三大感染症対策における国際的支援のうち、エイズ 26%、結核 73%、マラリア 59%をグローバルファンドが担っており、本件拠出を通じて、開発途上国における三大感染症による感染者数及び死亡者数の減少を達成するだけでなく、保健システム強化に対しても持続可能で適切な貢献を行うことが可能となる。また、本件拠出を通じて、SDGs 目標の3.3「2030年までにエイズ、結核、マラリア等の感染症を根絶する」を始めとする国際保健課題の解決に貢献できる。

2025 年成果報告書によれば、グローバルファンドの取組により、2002 年の設立から 2024 年にかけて、支援対象国における三大感染症の死亡率は 63%減少し、7,000 万人以上の生命が救われた。また、エイズ関連死亡者数は 2002 年から 2024 年にかけて 74%減少し、結核死亡者数(HIV 陽性者を除く)とマラリア死亡者数は 2002 年から 2023 年にかけてそれぞれ 40%と 29%減少するなど、着実に成果を挙げており、グローバルファンドの重要性や有用性が改めて認められる。

グローバルファンドは、紛争地域も含めた 100 以上の国と地域に対して支援を行っており、本件拠出を通じて、日本の二国間支援が実施困難な脆弱国(イエメン、シリアなど)や脆弱な地域においても支援が可能となる。二国間の支援では実現不可能な事業規模での実施により、医薬品などの迅速かつ大量の調達が可能となるなど、より大きな成果の向上をより早く得ることが可能である。

また、グローバルファンドは、国連によって作られた基金ではなく、個人や企業の出捐による民間財団でもなく、官民のパートナーシップによって成り立っている官民連携基金であることが特徴である。こうした形態のため、先進国だけではなく、支援対象国、民間企業や民間財団、先進国と開発途上国の NGO、患者を含む感染症の当事者のグルー

プ、学术界、国際機関など、多くの組織や関係者の協力や知見の共有を基礎とした運営につながり、二国間援助機関や国連機関などによる感染症対策支援や保健システム強化支援を補完し、効率的かつ効果的な取組を行っている。

なお、二国間援助での連携については、グローバルファンドは独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携も進めている。例えば、ザンビアにおいて、グローバルファンドが投資した検査機器に対して、政府開発援助（ODA）事業を通じて機器のメンテナンス、管理の支援を行うなど、二国間援助との相乗効果を得ており、今後も更なる連携強化に向けて協議が進められている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、グローバルファンドの設立以来、組織運営方針や支援戦略などを決定する最高意思決定機関である理事会に議席を保持している。理事会議席（理事区）は各国の拠出金額を基に決定する仕組みとなっている。日本は理事会議席を確保することにより、2023 年から 2028 年までのグローバルファンド戦略において、日本が国際保健の分野で長年主導し重視してきた UHC 達成のための保健システム強化を取り上げるよう働きかけるなど、グローバルファンドの活動に日本の国際保健政策の重要方針を適切に反映させてきている。累次の理事会においては、日本は毎回事前に書面でのステートメントを提出し、グローバルファンドやその支援事業の出口戦略として被支援国の国内資金動員を促すためのコファイナンス（各国負担）を始めとした持続可能なヘルスファイナンスの重要性について主張を重ねている。これに関し、他の理事区のステートメントやその後の理事会の議論において、日本のステートメントへの支持が続き、最高意思決定プロセスである理事会において日本の意向が基本的には反映されるようになっており、グローバルファンドの意思決定に大きな影響を及ぼす立場を確保している。

また、理事会の下部組織である3つの委員会（監査・財政委員会、戦略委員会、倫理・ガバナンス委員会）のうち、2025 年5月までは監査・財政委員会に、2025 年5月からは戦略委員会に、それぞれ日本政府から委員が参加しており、これらの委員会においても日本の国際保健政策の重要方針に鑑みて、グローバルファンドの適正で戦略的かつ効率的な運営の実現に大きく貢献している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

グローバルファンドの事務局長及び幹部は新型コロナウイルス感染症の流行期間を除き、基本的には毎年訪日しており、日本政府関係者との意見交換を実施し、関係を強化してきている。近年では、オンラインでの意見交換を実施しており、UHC 達成に向けた保健システムの強化を含め、幅広い分野において日本と引き続き連携することの重要性を確認している。今次評価期間中の主な往来・対話は以下のとおり。

2025 年5月、理事会に参加するためマラウイに出張した今西国際協力局参事官は、サンズ事務局長、ヴァニ渉外局長、ヤン国際調達部長、モラウタ理事会議長及びガワナス理事会副議長らと意見交換を実施した。

2025 年8月、岩屋外務大臣は、TICAD9（アフリカ開発会議）出席のため来日中のサンズ事務局長による表敬を受け、同事務局長から、日本のグローバルファンドへのこれまでの貢献とリーダーシップに謝意が示された。

2025 年 12 月、国光外務副大臣は、訪日中のサンズ事務局長による表敬を受け、同事務局長から、グローバルファンドに対する日本のこれまでの貢献への謝意が示されるとともに、引き続き UHC の達成に向け、連携していきたい旨述べた。

2026 年2月、理事会に参加するためスイス・ジュネーブに出張した大場外務省国際協力局審議官（国際保健外交担当大使）は、サンズ事務局長、ヴァニ渉外局長及びヤン国際調達部長らと意見交換を実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

グローバルファンドが調達する医薬品、医療関連機器及び車両などには日本企業製品が含まれており、日本は累積調達額で主要供給国となっている。通常、国連機関における日本企業からの調達総額は全体の1%未満程度とされているが、グローバルファンドではこの数字を大きく上回る高い水準を維持している。グローバルファンドが実施する

事業における日本企業製品の調達率を増加させ、日本企業の有する革新的な技術を通じた国際貢献が実現するよう、グローバルファンドは日本企業を対象にした調達セミナーを開催するなど、様々な働きかけを実施している。

また、国内民間イニシアティブであるグローバルファンド日本委員会は、2025 年8月、関係する国会議員団のザンビア現地視察を実施し、グローバルファンドによる支援の成果を確認した。この視察団は、同国の保健大臣を始め、現地の医療機関や関係者と面談し、同国の保健システム強化のための日本の二国間支援とグローバルファンドとの有機的な連携の重要性などを協議した。また、同月、TICAD9のテーマ別イベントとして、グローバルファンド事務局と「アフリカにおける持続可能なヘルス・ファイナンス：約束から実行へ」を共催し、公共財政管理など、アフリカ主導で保健財政の持続可能性を強化する取組について、国内外の多様な関係者を交えて議論を深めたほか、日本のマスメディアを通じてグローバルファンドの事業を紹介し、日本国民を対象とした広報活動に貢献した。

さらに、専門性や知見の提供の観点では、国立研究開発法人国立国際医療研究センターなどに所属する感染症分野の日本人専門家が、技術審査パネルのメンバーとしてグローバルファンドの事業の査定・推薦における議論に貢献している。これは日本人専門家にとって国際的な知見を得る貴重な機会ともなっている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、グローバルファンドが三大感染症対策や保健システム強化などの事業を実施することで、開発途上国における三大感染症の感染者数及び死亡者数の減少を達成するだけでなく、保健システムの強化を通じて持続可能で適切な貢献を行うことが可能となる。また、本件拠出を通じて、次なる新興感染症に対する予防・備え・対応(PPR)や、日本が国際保健の分野で長年主導し、重視してきた UHC の実現に加え、日本への感染症の流入を防ぎ、国民の生命を守ることにつながる。

グローバルファンドは、基準2のとおり、2024 年末までに累積で 7,000 万人以上の生命を救い、支援対象国(100 以上の国・地域)では、設立以降、三大感染症による死亡率を 63%減少させるなど、着実な成果を挙げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2030 年までに三大感染症を終息させるという目的の達成に向け、2023 年から 2028 年の戦略において、グローバルファンドは(1)強靱で持続可能な保健システムの構築、(2)コミュニティの参加とリーダーシップの強化、(3)保健サービスへのアクセスの公平性、ジェンダーの平等、人権保護の推進、(4)より多額の資金調達の目標を設定し、更に発展的な目標として、次なる新興感染症に対する予防・備え・対応(PPR)に貢献することとしている。

グローバルファンドは、こうした目標の成果を定期的にモニタリングし、必要に応じて方向性を変えることを可能にするプロセスとして、これらの目標を更に細分化した上で、事業インパクトに関する重要業績評価指数(KPI)、戦略的効果に関する KPI や財務状況に関する KPI など、計 48 の KPI を設定している。

また、グローバルファンドは例年、パフォーマンス評価を実施していなかったため、アカウンタビリティ確保の観点から、①日本政府に対して毎年の目標設定と評価を報告すること、及び、②日本政府向けの指標を設定することをグローバルファンドに対して申し入れたところ、強靱で持続可能な保健システム構築の推進に係る評価指標や、PPR 推進に係る評価指標など、計 16 の KPI が設定されるに至っており、随時報告を受けることとなっている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

グローバルファンドの支援により、2024 年末までに累積で 7,000 万人以上の生命が救われた（前年比 500 万人増）。グローバルファンドの支援対象国（100 以上の国・地域）では、三大感染症による死亡率が、グローバルファンドが発足した 2002 年以降、63%減少している。これは、2030 年までに三大感染症を終息させるという目的達成に向けて、着実に成果を積み上げていると評価できる。また、関連する KPI についてもおおむね達成できている状況である。

2025 年成果報告書によれば、エイズに関しては依然として社会的な偏見・差別が根強い状況にある。そのため、2024 年は最もリスクの高い人々の支援に重点を置き、エイズ関連サービスの利用を妨げる障壁の除去に取り組んだ。あわせて、コミュニティ主導の対応を強化し、HIV 陽性者に合わせたケアを提供するとともに、治療への公平なアクセス拡大に向けて取り組んだ。2024 年の成果としては、抗レトロウイルス治療を受けている HIV 陽性者数は 2,560 万人、HIV 検査実施数 4,660 万件、HIV 感染予防サービスを受けた人数 1,230 万人に達し、2002 年以来、死亡者数は 82%、罹患率は 73%減少した。結核に関しては、予防・検査・治療サービスへの公平なアクセスの提供や結核対策の関連製品の価格低減などに取り組んだ結果、結核治療を受けた人数は 740 万人、薬剤耐性結核の治療を受けた人数は 12 万人に達し、2002 年以来、死亡率は 57%、罹患率は 28%減少した。マラリアに関しては、コミュニティヘルスワーカーの活動や地域主導の取組への支援、検査・治療・予防へのアクセス促進、殺虫剤処理蚊帳の普及拡大、薬剤・殺虫剤耐性への対策などに取り組み、マラリア検査数 3 億 6,000 万件、マラリア予防のために配布された蚊帳の数が 1 億 6,200 万張、マラリア予防治療を受けた妊婦の数が 1,780 万人となり、2002 年以来、死亡率は 51%、罹患率は 26%減少した旨報告されている。

また、2024 年、グローバルファンドは、コミュニティを中心に医療サービスなどへの公平なアクセスが制限されている国の保健システムの強化に、単年では過去最高となる 27 億米ドルを投資し、①保健医療人材の育成・強化、②強靱なコミュニティレベルの保健システムの構築、③疾病サーベイランスシステムの強化、④包括的な検査体制の構築、⑤医療廃棄物の管理システム強化、⑥AI の活用を含むデジタルヘルス（デジタル技術を活用した医療サービスの向上）の強化、⑦市場形成能力を活用したサプライチェーンの強化、⑧医療用酸素へのアクセス改善などの活動を展開している。こうした保健システムの構成要素への継続的な投資により、支援対象国においては、コレラ、エボラ出血熱及びエムボックスといった三大感染症以外の感染症の発生にも備え、効果的に対応ができるようになり、世界の健康安全保障の基盤強化にも貢献している。なお、これらの成果は 2-1 (1)に言及した KPI の一部でもある。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1 月から 12 月
 - ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年 4 月(日本の 2024 年度拠出分)
 - ・決算状況: グローバルファンドの 2024 会計年度: 収入: 約 3,298 百万米ドル、支出: 約 6,155 百万米ドル、差額: ▲ 2,857 百万米ドル
- ※グローバルファンドに対する拠出は、3 年ごとの増資時の拠出が通例となっており、ドナーは、定期的な拠出はしておらず、また拠出のタイミングは異なることから、単年度で計算する場合は収支バランスに差額が発生する。
- ・外部監査 監査主体: KPMG(対象期間: 2024 年 1 月～12 月)、結果: 問題なし
 - ・その他 内部監査の制度あり

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・グローバルファンドは、現地事務所を設置せず、現地での活動に際しては、支援対象国政府や事業実施団体などで構成される調整メカニズムを設置し、効果的・効率的な事業運営を行うことで、運営・管理経費を予算全体の約 6%に

留めている。また、高い透明性とアカウンタビリティを確保しており、2024 年には、国際援助の透明性を測る「援助の透明性インデックス」において、優良カテゴリーのトップにランクインされている。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
16	13	14	14.33	15	0.67	1,174
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	非公表
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】						
幹部ポストへの送り込みや日本人職員の増員・昇進について、サンズ事務局長や幹部と日本政府関係者の意見交換の機会を含め、様々なルートから繰り返し働きかけを行っている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
UHC2030 拠出金	
2 拠出先の名称	
UHC2030 のための国際保健パートナーシップ(International Health Partnership for UHC2030、略称:UHC2030)	
3 拠出先の概要	
UHC2030 は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC、「全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態」)を 2030 年までに達成するための官民の幅広い有力団体・機関が関与する国際的なパートナーシップであり、G7伊勢志摩サミットを契機に、2016 年に発足した。2026 年3月現在、UHC2030 のパートナー数は 200 を超え、参加している国及び地域は約 80、国際機関は 18、慈善団体は4、市民社会団体(NGO)は 63、民間企業は 41 となっている。事務局はスイス・ジュネーブの世界保健機関(WHO)本部内にあり、ワシントンD.C.の世界銀行本部、パリの経済協力開発機構(OECD)本部にある関連部局が共同ホストを務めている。駐日事務所を含め、海外事務所は存在しない。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UHC2030 がUHC の達成に向けた会合の開催や各国政府などへの働きかけ、UHCに関する広報、政策ブリーフ、調査、報告書の取りまとめ、関係者・機関の調整などを行うために必要な経費に充てられている。本件拠出を通じて、日本がこれまで長年にわたり議論や取組を主導し推進してきた UHC の達成に向けて、UHC に関する国際的な理解や認知を高めるとともに、各種会合にハイレベルの出席を得て、UHC に対する政治的な支援や国際的な取組を推進することに貢献している。UHC の達成は、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることにもつながる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 47,293 千円	
【参考1】過去3年間の当初予算額 令和7年度:47,610 千円 令和6年度:61,169 千円 令和5年度:76,678 千円 【参考2】日本の拠出率、拠出順位 2024 年:65%(拠出順位1位)※補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース(約 309 万米ドル) 順位:フランス 33%(2位)、欧州委員会 2%(3位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI:経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」及び「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の測定指標における中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システムの構築及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「UHC の達成、SDGs に示されている保健や関連領域の問題への取組の促進、パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に必要な予算の獲得、資源の配分、効果的な政策導入と実施のためには、ODA の在り方に関する政策議論、事業形成、国際支援枠組みのガバナンスや運営など、あらゆるレベルにおける日本を含む先進国及び途上国の市民社会の参加やオーナーシップの確保が不可欠である。一例として、UHC2030 を通じた国際的な政策形成への日本の市民社会の貢献などがあげられ、そのような取組を引き続き積極的に支援していく。」と記載されている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UHC は、「全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態」を意味する。日本は、1961 年の国民皆保険制度の導入により UHC を達成した経験も踏まえ、国際社会全体における UHC 達成に向けた議論や取組を長年にわたり主導している。

UHC2030 は、2016 年の G7伊勢志摩サミット首脳宣言を契機として、国際社会全体における UHC の達成に向けて、各国政府、企業、市民社会、国際機関、学術界などが協力するための枠組みとして設立された。幅広い関係者・機関の声の集約、UHC の達成に向けた議論や取組の推進、各種会合の開催や多様な関係者の連携強化などを通じて、UHC に関する資金的・政治的コミットメントを高めることを目的とした活動を行っている。例えば、保健関連の国際会議での政治宣言の策定過程において、UHC に関する多様な関係者の見解を取りまとめた有益な知見や情報を共有するなど、国際社会全体における UHC 実現に向けた推進力向上に極めて重要な役割を果たしている。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHC の達成に向けた取組の重要性が国際社会で再認識され、UHC を主導する日本への期待も高まった。2023 年9月の国連総会 UHC ハイレベル会合においては岸田総理大臣が出席し、「新型コロナから得た教訓を忘れる前に、国際社会は、改めて UHC の達成という目標を思い起こし行動すべき」旨述べ、「G7広島サミットでも、保健システム強化を通じた、より強靱、より公平、より持続可能な UHC 達成への貢献にコミットした」旨述べた。加えて、「日本として 2030 年までに途上国を含む世界全体が UHC を達成できるよう、国際社会の取組をさらにリードしていく決意を表明し、世界のリーダーが協力して UHC を達成する決意を示すことの重要性」について述べた。また、UHC2030 は、国際保健分野における開発途上国を対象としたインパクト投資(注:投資として一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果」の実現を企図とする投資)を推進することで、民間資金動員を促進し、UHC や持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを目的とした「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(Triple I)」「(内閣官房主導のイニシアティブ)のアドバイザー・アドボカシー・パートナーとしても、UHC の実現に向けた日本が主導する国際的取組において重要な役割を果たしている。

国際社会においては、利害関係の不一致や政治体制の違いなどにより共通の目標を設定すること自体が困難な場合も少なくない。他方で、UHC の達成は人間の尊厳を守るために不可欠であり、多くの国が共有し得る普遍的な目標である。UHC2030 は、こうした共通目標の実現に向けて各関係者・機関の参画を得てハイレベル会合の開催や対話の促進などを通じて国際的な取組を主導しており、他の機関では代替し得ない役割を担っている。UHC の達成に向けた世界規模での取組を一層推進するとともに、その中で日本が主導的な役割を担い続けるために、UHC2030 との協力の重要性や有用性は更に高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は UHC2030 の発足を主導し、また主要ドナー（2023 年、2024 年における拠出額第1位国）となっている。2023 年から塩崎彰久厚生労働大臣政務官（当時）が UHC2030 運営委員会に対し助言を行う「UHC ムーブメント政治パネル」の政治顧問を務めるなど、UHC2030 の意思決定プロセスにおいて、日本は決定的なプレゼンスを有している。UHC2030 は、これまでも日本と緊密に意見交換しながら戦略目標や活動内容の策定などを行ってきており、UHC2030 が作成する関連文書やガイドラインにおいても、日本の政策などが反映されるような体制を構築している。

UHC2030 の意思決定は、運営委員会において 18 人の委員の合意に基づいて行われ、日本からは発足以来継続して、外務省国際保健戦略官が同委員を務めている。

※UHC2030 運営委員会は、UHC2030 の意思決定機関であり、年に2回開催。（1）国、（2）国際機関、（3）慈善基金、（4）NGO、（5）民間セクター、（6）事務局機関（世界銀行、OECD、WHO）の最大 20 か国・地域・機関・団体で構成され、基本的に全委員の同意により意思決定する。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

2025 年8月、マグダ・ロバロ UHC2030 共同議長がアフリカ開発会議（TICAD9）出席のために訪日し、岩屋外務大臣主催の朝食会に参加したほか、中村外務省地球規模課題審議官とも意見交換を行い、日本の拠出に対する謝意が表明された。

2025 年 12 月、マグダ・ロバロ共同議長及びパメラ・シプリアーノ共同議長が訪日し、UHC ハイレベルフォーラムに参加し、UHC2030 への拠出を含む日本の UHC 達成に向けた貢献に対して謝意を表明した。

日本は例年2回開催される UHC2030 運営委員会などの機会を活用し、UHC2030 事務局と拠出金の使途などについて意見交換を行うほか、拠出対象案件の進捗状況について定期的な報告を求め、拠出金の適切な活用を働きかけた。結果として、2025 年9月の国連総会ハイレベルウィークのマーゲンで行われた UHC フレンズ閣僚級会合の共催（於：ニューヨーク）や同年 12 月に東京で開催した UHC ハイレベルフォーラムでの協力につながった。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

塩崎彰久衆議院議員は、UHC2030 の政治顧問を務めており、また、日本製薬工業協会（JPMA）、武田薬品工業株式会社、住友化学株式会社は、UHC2030 民間セクター構成団体（UHC2030PSC）の一員として活動し、UHC2030 の会議などに参加している。日本が主要ドナーとして本件拠出を行うことによって、UHC2030 への日系企業の参加が促進され、国際保健分野における更なるプレゼンスの強化につながっている。

日本の NGO・NPO に関しては、特定非営利活動法人アフリカ日本協議会、公益財団法人ジョイセフ、特定非営利活動法人 Malaria No More Japan、特定非営利活動法人日本医療政策機構が UHC2030 と市民社会の連携枠組みである「市民社会参画メカニズム（CSEM）」に参加しており、UHC2030 の活動の更なる拡充に向けた体制構築に寄与している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は UHC2030 が、多様な関係者・機関の集う枠組みとして、国際社会における UHC の達成に向けた取組を促進することで、国際社会における UHC への政治的コミットメントを高め、ひいては日本の外交政策上の目標である

UHC の達成に貢献することを目標としている。UHC の達成に向けた様々な取組は、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることにもつながる。

UHC2030 は、2024-2027 年の戦略目標の達成に向けて活動しており、基準2のとおり、国際社会における日本のプレゼンス向上への貢献や UHC 達成に向けたプロセスの後押しをするなどの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで決算報告書などを受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

UHC2030 は、多様な関係者・機関の集う枠組みとして、国際社会における UHC の達成に向けた取組を促進し、持続可能な開発目標(SDGs)3.8「UHC の達成の実現に貢献すること」を大きな目標として掲げている。より具体的には、「1. 声を高める:多様な声を集め、国内および国際的なコミットメントに影響を与え、国内外のアドボカシーを調整・促進し、優先的なメッセージやキャンペーンについて合意を形成し、人々が政府により多くのことを要求できるよう支援する」、「2. 協力関係の改善:保健システムを強化し、UHC の進展を加速させるための国内外の取組は、断片的でなく、より首尾一貫して効果的である必要があるところ、UHC2030 は、共通の原則を特定し、役割を明確にし、協力のためのガイダンスやツールを開発または強化するためのマルチステークホルダー・アプローチを提供」、「3. 知識とネットワークの共有:関連する知識、教訓、経験を共有するためのプラットフォームを提供し、様々なグローバルヘルスシステムネットワークやイニシアティブにまたがるより統合的なアプローチを促進し、各国のニーズを最も適した支援につなげる」ことを目指している。

UHC2030 は、現在の UHC の達成状況を踏まえ、2027 年の国連総会 UHC ハイレベル会合、また 2030 年の SDGs 達成に向けて、2024-2027 年の戦略目標を次のとおり設定している。

- (1)アドボカシー(UHC 達成を推進するための政治的、経済的及び社会的機関における意思決定に影響を与えること)
- (2)アカウンタビリティ(UHC のための行動、決定、政策やプログラムを促進するためのコミットメントの実施状況を追跡すること)
- (3)アラインメント(関係者を招集し意見交換を促すこと、また、保健システムの強化のために国内制度や計画との整合性を図ること)

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

2-1 (2)の戦略目標に基づき、以下の取組・活動を実施している。

○戦略目標(1)に対する取組・成果

UHC の達成に向けて、政府や政治指導者に対し、プライマリー・ヘルスケア・アプローチ(下注)に基づいた保健システム強化の必要性について、一貫したメッセージを発信するなど、アドボカシー活動を行った。特に第 77 回世界保健総会、第 79 回国連総会、国際開発協会(IDA)増資会合、G7及び G20 などの政府間フォーラムの機会に、ハイレベル参加のイベントを開催するなど、UHC 達成に向けた政治的推進力の維持・強化の中心的な役割を果たした。加えて、グローバルなレベルだけでなく、国レベルでのアドボカシー活動を支援しており、選挙公約などに UHC 達成を掲げるよう政治家に働きかけるなど、国レベルの政策の意思決定にも影響を与えている。

(注)地域社会に根付いた健康と福祉のためのサービスを提供することを目的に、国の保健システムを効果的に組織し、強化するための社会全体のアプローチ。

○戦略目標(2)に対する取組・成果

2023 年国連総会 UHC ハイレベル会合のコミットメントに関して、各国の実施状況をフォローし、「From commitment to action: A global UHC action tracker (the ACT for UHC)」と題した報告書を公表した。同報告書では、2023 年の国連総会 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言で合意されたコミットメントの進捗状況を分析するとともに、直面している課題を特定し、政府及び関連するパートナーに積極的に結果を発信することで、各国及び国際社会における UHC 達成に向けた取組を後押しした。また、同報告書の結果も踏まえて、2027 年に開催予定の国連総会 UHC ハイレベル会合に向けた準備を加速させるべく、各国政府、国際機関、NGO などの多様な関係者・機関との議論の場を提供することで、UHC の推進に貢献している。

○戦略目標(3)に対する取組・成果

国際保健分野の資金状況が厳しい中、2023 年に策定されたルサカ・アジェンダの議論などに基づき、UHC 達成に向けて外部資金の効率的な活用と国内財源の動員を通じた保健システム強化の必要性について、WHO 総会などを含む様々なプラットフォームにおいてメッセージを発信した。日本が主催した TICAD9 や UHC ハイレベルフォーラムの場も活用し、各国政府だけでなく市民社会団体を含む多様な関係者・機関に対して積極的な情報発信を行うことで、各国レベル及びグローバルなレベルで一貫性を持った取組の計画・実施に貢献した。

2025 年 12 月に公表された報告書によると、UHC サービスカバレッジ指標(SDG3.8.1)は、54 ポイント(2000 年)から 71 ポイント(2023 年)へ改善しており、医療サービスに係る自己負担による金銭的負担を強いられる人口(SDG3.8.2)も 34%(2000 年)から 26%(2022 年)に減少している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年9月(日本の2024年度拠出分)
- ・決算状況 UHC2030 の2024会計年度: 収入: 5,308,700 米ドル、支出: 2,801,366 米ドル、差額: 2,507,334 米ドル(2025年12月の運営委員会において、次年度予算への繰越しを承認。)
- ・外部監査 監査主体: WHO 結果: 問題なし(監査対象期間: 2024年1月～12月)

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	0	1	0.67	1	0.33	4

備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	0
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)連携事業拠出金	
2 拠出先の名称	
国連開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)連携事業	
3 拠出先の概要	
本件拠出は、UNDP と GHIT による連携事業への拠出である。 UNDP は、低・中所得国及び地域を対象として、技術協力や能力開発を行うべく、専門家の派遣、技術者の研修、機材供与などのための資金供与などを行っている国連機関であり、国連総会決議(A/RES/2029(XX))に基づき、1966 年に設立された。本部は米・ニューヨークにあり、東京に駐日代表事務所を有している。 GHIT は 2012 年に公益社団法人として設立された、マラリア、結核、顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases:NTDs)のための、治療薬、ワクチン及び診断薬の研究開発を推進する日本発の官民連携パートナーシップである。日本政府に加え、ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト財団、国内外の製薬企業を含む民間企業が拠出している。低・中所得国向け医薬製品の研究開発における国際連携の推進、日本の国際保健分野における貢献の推進を図っている。本部は東京にある。	
4 (1)本件拠出の概要	
NTDs や結核、マラリアといった低・中所得国を中心に蔓延する疾病に対する新薬は、先進国では需要が少なく、民間企業にとっては開発費の回収の目処が立たないなどの理由から、研究開発に向けたインセンティブが働きにくい。本件拠出を通じて、GHIT は UNDP と連携し、NTDs や結核、マラリアといった疾病に対する医薬製品などが低・中所得国の患者に適切に届けられるよう、研究開発から医薬製品供給までの支援を行う。具体的には、GHIT が低・中所得国向け医薬製品などの研究開発を支援し、UNDP が開発された新規医療技術の供給を担う ADP(Access & Delivery Partnership)事業を実施する。こうした活動は、日本が国際保健の分野で長年主導し、重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に貢献し、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることにもつながる。なお、GHIT への拠出はコア拠出に当たり、UNDP への拠出はノンコア拠出となっている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 308,369 千円	
【参考】過去3年間の当初予算額	
令和7年度予算額:308,369 千円	
令和6年度予算額:303,140 千円	
令和5年度予算額:380,000 千円	
※各国公的機関で拠出を実施しているのは、これまで日本(外務省及び厚生労働省)のみ。	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI:経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」及び「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリアエボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている([令和6年度外務省政策評価書](#))。

2022年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部が決定したグローバルヘルス戦略においても、「グローバルヘルス分野での研究領域を開拓し深化するために、大学や研究機関、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、GHIT 等の研究支援機関が連携して、グローバルヘルスに関連する事業等を通じ、地球規模課題の解決をリードしていくことは引き続き重要である。」旨記載されている。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

NTDs などの根絶は、持続可能な開発目標(SDGs)3.3 に掲げられている。同目標達成に向け、新薬の開発を早急に進める必要があるが、新薬開発の技術を有する国や企業は限られており、日本は国際社会の一員として、日本の持つ技術力を活かし医薬製品などの研究開発を行い、必要とする人々に適切に届ける取組を支援する責務がある。

NTDs は、2025年時点で世界では推計15~20億人の生活を脅かしている感染症群であるが、流行地域が主に低・中所得国に限られることから、民間企業による医薬品開発の商業的インセンティブは働きにくい。また、2019年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際は、限られた保健人材・財源が新型コロナウイルス感染症の対応に優先的に充てられ、NTDs などが世界的にも顧みられない状況となった。今後、新興感染症が流行する可能性も大いにあり、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守るためには、民間企業だけではなく、政府が介入し対策を強化する必要がある。

GHIT は NTDs 対策をマנדートに持ち、設立以来、日本の企業・大学・研究機関と海外の関係機関とのパートナーシップによる研究開発案件に対し継続的な投資を行っている。GHIT の投資により、日本の製薬企業が有する研究開発力を活用し、低・中所得国向けの医薬製品研究開発を進めている。官民連携により、限られた公的資金を有効に活用できるという点においても、GHIT には他の国際機関には代替できない役割や比較優位性がある。

また、本件拠出は、UNDP との連携を通じ、GHIT の支援により開発された医薬製品を低・中所得国に供給するための体制の整備を支援しており、UHC 達成への貢献、日本の製薬企業の成長・発展及び海外展開を促進している。

GHIT による研究開発支援の有用性及び NTDs などへの対応の重要性は以下のような政策文書などにおいて言及されている。

2024年8月の「厚生労働省国際保健ビジョン」では、創薬基盤強化には国際的な連携が不可欠であるとされ、GHIT は国際的な創薬エコシステム構築への貢献と日本の参画を実現するための重要な官民連携事業のひとつとして位置

付けられている。また、日本は、SDGs における UHC 達成の重要な要素として世界各国の医療技術へのアクセス向上を掲げており、GHIT と連携し UNDP が実施する医療技術へのアクセス向上の取組への支持を明確にしている。

2025 年2月に閣議決定された「健康・医療戦略」では、現下の健康危機に対応するには国際的な連携と世界的な取組が必須であること、また、官民を挙げた国際保健分野への貢献が国際社会の安定及び日本の健康危機リスクへの備えの強化に資することが示されている。同戦略は、UHC 達成に向け、結核、マラリア、NTDs を含む感染症対策への国際機関及び官民連携基金への戦略的な拠出、及び民間企業、市民社会、大学・研究機関などとの一層の連携強化を推進する方針を示しており、GHIT の広範な研究開発ネットワークと UNDP との連携は官民連携強化の一例として位置付けることができる。

さらに、GHIT と UNDP の官民連携事業は、2023 年の G7 広島サミットにおいて日本が掲げた「より強靱で持続可能な UHC 達成による人間の安全保障強化」の目標とも合致しており、NTDs など低・中所得国を中心に蔓延する疾病に対する医薬製品の研究開発において、日本が国際社会でリーダーシップを発揮する上で、他の国際機関などでは代替できない強みを有する。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

GHIT の最高意思決定機関であり、組織ガバナンス上の意思決定機関である評議会は日本政府、財団、民間企業により構成され、評議委員及び理事・監事の選解任、定款の変更、決算書類の承認など、法令又は定款に定められた重要事項の決議を行っている。また、業務マネジメント上の意思決定機関である理事会はリーダーシップチーム（事務局幹部）の業務を監督し、重要な規程、中期戦略・年次計画及び予算、投資案件の承認など業務執行に係る重要事項の決議を行う。評議会（6月）と理事会（2、6、7及び10月）について、日本は、設立以来、議席を確保し続けている（外務省と厚生労働省の評議委員が1名ずつ、理事1名ずつ：両省合計4名）。また、GHIT は日本発のイニシアティブであり、他国の公的機関からの拠出はなく、日本が最大の拠出元となっており、意思決定への参画や定期的な意見交換を通じて、日本の政策や意向を反映させることが可能な体制が整っている。

UNDP に関しては、ADP 事業の枠組みを通じた取組について、年2回程度、日本、UNDP 及び GHIT による三者協議を実施している。協議では ADP 事業の進捗状況の確認及び課題の整理を行っており、日本の政策や意見を伝える機会が確保されている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年5月、ブラウン UNDP 対外関係・アドボカシー局長を筆頭とする UNDP 代表団が中村外務省地球規模課題審議官を始めとする外務省関係者との戦略対話に参加し、国際保健分野における課題に対応するための日本と UNDP の連携強化について意見交換した。また、ブラウン局長は、松本外務大臣政務官に表敬し、GHIT と UNDP の連携事業を含む開発優先事項について意見交換した。

2025 年8月、GHIT・UNDP 共催の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）テーマ別イベントに中村外務省地球規模課題審議官が参加した。また、徐 UNDP 総裁代行兼副総裁が岩屋外務大臣を表敬し、UNDP の活動に対する日本の貢献に謝意を示すとともに、国際保健分野を含む人間の安全保障の推進に向け、日本と UNDP の戦略的連携の強化について、意見交換を行った。

2025 年11月、國井 CEO 兼専務理事が国光外務副大臣を表敬し、国際保健分野における NTDs などの諸課題について意見交換を実施した。

2025 年12月、日本-GHIT-UNDP の三者会議を実施し、GHIT と UNDP-ADP は今後も定期的に情報交換をして、より一層連携を深めていくことを決定した。

・日本側の取組

GHIT では、年に一度開催される評議会（6月）、年4度開催される理事会（2、6、7及び10月）及び理事会下にある委員会において、政策対話を行っており、日本の意見を反映した適切な事業運営が行われている。

GHIT の理事である外務省国際保健戦略官及び厚生労働省国際保健・協力室長は、GHIT のリーダーシップチームと定期的な戦略検討会議を実施している。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
GHIT に対し、日本の製薬企業・医療機器メーカー・診断薬メーカー・医薬品開発業務委託機関 14 社(日本国内に拠点を置く外資系製薬企業1社を含む)が拠出をしており、第3次5か年計画においては、支援の増額又は継続が表明されている。 GHIT の拠出対象となる研究開発には必ず日本の企業・研究機関が含まれており、これまで 67 の機関が参画している。投資先決定に先立って実施される選考委員会には、4名の日本人専門家が参画(2025 年度末時点)している。日本企業・研究機関は、GHIT が投資するプロジェクトへの参画を通じて、国際保健分野における海外の研究者・研究開発ネットワークとの人的なつながりや、科学的知見を得ることが可能となり、GHIT の活動は、日本の産業育成、経済活動に裨益する。 GHIT は、2025 年8月の TICAD9において9つのテーマ別イベントを主催、共催又は登壇者として参画するなど、UNDP のみならず、国際機関、学術機関や研究機関、NPO/NGO といった様々な関係者と連携し、グローバルヘルス戦略の推進に大きく貢献している。 2026 年1月、GHIT は、「世界 NTD の日」の日本実行委員会の構成メンバーとして、一般社団法人 NTDs Youth の会と共に、「第3回顧みられない熱帯病コンテスト」を開催し、ユース世代の NTDs に対する関心を高め、次世代における国際保健分野への関心の醸成を行った。 UNDP の ADP 事業は、日本の保健・開発機関、製薬企業、医療機器メーカー、デジタル・ヘルス・テクノロジー企業、学術機関などとの情報交換とネットワークを強化し、低・中所得国での医療技術の展開支援のためのパートナーシップと連携を拡大することを目指しており、2025 年4月には、日本の国立健康危機管理研究機構(JIHS)や独立行政法人国際協力機構(JICA)、富士フイルム株式会社、SORA Technology 株式会社などと世界規模での医薬品調達や事業地域についての情報共有及び協働案の形成を積極的に推進した。また UNDP は、UNDP が持つ低・中所得国における知見を共有することにより、日本企業などによる案件形成の参考となるよう努めている。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
国際連合開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)連携事業拠出金は、UNDP 及び GHIT が低・中所得国で蔓延する感染症に対する医薬品の開発支援及び開発された製品の供給活動を行うことで、GHIT 第3次5か年計画を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である UHC の達成に貢献することを目標としている。 GHIT は、基準2のとおり、第3次5か年計画の開発マイルストーン 30 のうち、22 を達成し、GHIT による製品開発の加速の成果を示すといった効果を上げた。 UNDP も ADP 事業を通じて、基準2のとおり、医療技術の導入や診断ツールの開発などの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、GHIT と UNDP の双方からしかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はないが、行財政マネジメントにおける更なる改善として、GHIT は継続して理事会の機能・実効性の確保・向上に取り組んできており、2024 年7月の理事会では、リスクマネジメント規程が承認された。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

GHIT は、2023 年度からの5年間を対象とした「第3次5か年計画」において、以下の3本柱の戦略を掲げており、臨床後期段階における製品開発の加速化と開発された医薬製品の現地疾病対策プログラムへの導入及び患者への供給を目指している。

(1) イノベーションの加速

感染症に苦しむ患者のもとに、開発された製品をより早く届けるため、日本の製薬業界、学術機関などによるイノベーションをさらに推進し、臨床後期案件へ積極的に投資する。

(2) 製品開発の投資インパクトを最大化

投資案件を随時評価し、資金配分を最適化することにより、製品開発の投資インパクトを最大化し、確実な体制の確保を目指す。また、国内外でのパートナーシップを促進し、化学反応を生み出すことで、マラリア、結核、顧みられない熱帯病(NTDs)の製品開発を加速化する。

(3) パートナーシップで生み出す化学反応

製品供給のための環境整備のために、製品開発パートナーと積極的に協力し、強固な製品戦略の策定を支援するとともに、製品に特化した戦略的パートナーシップを確立し、イノベーションを適時適切に提供できるようにする。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

(1) イノベーションの加速

2025 年度は、探索研究から臨床試験に至るまでの各段階において、40 件のプロジェクトに対して約 53 億円の投資を実施(2026 年3月 13 日時点の見込み)。第3次5か年計画における開発マイルストーンの進捗は以下のとおり。

- ・第3次5か年計画における開発マイルストーン 30 のうち、すでに 22 を達成するといった効果を上げており、開始後3年間で7割のマイルストーンを達成している。
- ・スクリーニング及び Hit-to-Lead プラットフォームプログラムによるリード化合物の特定: 5/5件(2024 年度1件)
- ・新しい前臨床試験候補品の特定: 12/12 件(2024 年度5件)
- ・臨床プログラムの FIH(First in Human)臨床試験への到達: 2/6件
- ・POC(Proof of Concept: 創薬概念の検証)達成プログラム: 2/3件
- ・規制当局による製品の薬事承認: 1/3件
- ・現地プログラムによる製品の導入: 0/1件

上記のとおり 2025 年度は、探索研究から臨床試験に至るまでの各段階において、引き続き有望な製品開発案件への投資を実施した。

アステラス製薬株式会社も開発に貢献した小児用住血吸虫症治療薬アルプラジカンテル(arPZQ)は、2025 年3月のウガンダにおける実装研究を経て、2025 年9月に WHO の必須医薬品リスト(EML)に登録された。同治療薬は UNDP やその他の国際的なパートナーシップなどと連携し、住血吸虫症蔓延国において供給・調達に向けた準備がなされ、2026 年2月、タンザニアにおいても、arPZQ の導入プログラムが開始された。今後も UNDP との連携を通じて、ウガンダ及びタンザニアを含む6か国の保健プログラムへの導入や市場展開などが見込まれる。

Fujifilm SILVAMP TB LAM 診断薬は、製品市販と WHO 推奨取得に向け、大規模試験のベースとなる同等性試験が終了。現在、現地での試験に移行し実施している。さらにパンデミック対策の製品開発としてスクリーニングプラットフォームを活用した公募を昨年度に引き続き行い、新たな化合物の探索に対する投資も継続している。

(2) 製品開発の投資インパクトを最大化

2025 年9月、ポートフォリオ最適化を目的として、ポートフォリオ戦略パネル会議を実施。結果を踏まえ、製品開発プログラムの公募概要を決定し、2025 年 11 月に公募を公開した。

また、2026 年3月まで、昨年度に引き続きランドスケープ分析を実施。結果を 2026 年6月に予定されている公募の参考とする予定。

(3) パートナーシップで生み出す化学反応

国際保健分野における医薬製品開発から供給までを一貫して繋ぐことを目的とし、GHIT(製品開発)とUNDP(供給)の強固な連携が必要とされてきている中、2026年3月、日本、GHIT及びUNDPが共同運営する「新規医療技術、アクセスと提供のための協働(Uniting Efforts for Innovation, Access and Delivery: Uniting Efforts)」の枠組みを通じて、NTDs分野の投資ケース(investment case)の具体的事例を基に、NTDs分野における投資インパクトを整理したレポートを発行した。

2025年8月にはTICAD9にて、GHITとUNDPは、研究開発とアクセスについてのイベントを共催。GHITは合計9つのイベントで発表者やパネリストとして参加し、アフリカでのプレゼンスをアピールすることができた。

GHITは、2026年2月、タンザニア国立研究所の招聘を受けて現地クリニックの視察とarPZQの提供開始イベントに在タンザニア日本国大使館職員と共に参加。これはUNDP-ADPとの協力の好事例であり、今後もGHITの研究開発とUNDP-ADPのアクセスの知見を合わせたプログラムが生まれることが期待される。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

UNDPが主導する新規医療技術のアクセスと提供に関するパートナーシップ(Access and Delivery Partnership: ADP)は、結核、マラリア、NTDsなどに対応する新規医療技術が、研究開発段階から実際の現場導入・提供に至るまで円滑に進むよう、各国の制度・能力・保健システムの強化を目的としている。GHITとの戦略的パートナーシップは、研究開発と供給を結び付けるエコシステムの構築を通じ、製品開発から各国での導入準備・実装までを一体的に支援するものである。ADPは、①優先医療技術の導入支援、②将来の技術革新に備えた保健システムの強化、③研究開発(R&D)初期段階からの供給計画の推進の3点を柱として展開されている。

2025年度の主な活動と成果

- ・低・中所得国 30 か国において、能力強化、新たなツールや優良事例の導入を通じ、保健システムの強化を支援(2013年以降の累計支援対象国数は91か国)
- ・7つのマルチステークホルダー型の国別プラットフォーム、及び12の地域／グローバル・プラットフォームを開催又は設置
- ・25件の実装研究又は評価にかかる手順書などを策定
- ・18件の国及び地域レベルでの能力強化を支援

優先医療技術の各国導入支援

- ・**住血吸虫症対策**: GHITとの協力の下、アフリカ6か国において、未就学児童を対象としたarPZQのパイロット導入を支援した。特にタンザニアでは、同国政府との緊密な協力の下、輸入免除手続の支援、資金確保及び技術支援を行い、2025年9月に世界で初めてarPZQの規制当局承認が付与された。また、女性生殖器住血吸虫症(FGS)ケアとの統合、超音波診断のパイロット、AIを活用した巻貝識別アプリの開発など、包括的な住血吸虫症対策にも貢献した。
- ・**マラリア対策**: RTS,S 及び R21 マラリアワクチンの導入に向けた各国の準備を促進。実装研究及び医薬品安全性監視のツール一式を整備し、13のアフリカ諸国を対象に、マラリアワクチンを季節性マラリア化学予防(SMC)と統合するパイロット運用を実施。
- ・**オンコセルカ症対策**: ガーナにおいて、2025年にEMLに収載された治療薬モキシデクチンの実装研究を推進。コミュニティベースの集団投薬研究により、WHO治療ガイドライン及び2030年撲滅目標に向けた戦略策定に資する成果が得られた。
- ・**狂犬病対策**: インド及びインドネシアにおいて、狂犬病曝露後予防(PEP)へのアクセス改善を実施。ワクチンの供給可能性を高め、PEP治療完了状況及び患者の治療終了時点の結果を追跡するクラウド型デジタルシステムの導入を支援した。デジタル活用と政策導入を組み合わせた取組により、年間100万人以上が救命的なPEPにアクセス可能となり、両国の狂犬病撲滅目標の達成に貢献した。

将来の技術革新に備えた保健システムの強化

規制システムの強化と調和: 45 か国において規制能力の向上などを支援。複数の国の国家規制当局が、規制パフォーマンスに関する国際的基準である ADP3を達成した。これらの取組を基盤として、リスク管理計画評価のための WHO モデルツールの開発・適用に貢献した。WHO モデルは、arPZQ、マラリアワクチン、エムボックスワクチン、レナカピビル(高い有効性を持つ長時間作用型の HIV 予防薬)など重要な新規医療技術の安全性計画に活用された。また、アフリカ医薬品規制調和(AMRH)イニシアティブへの支援を通じ、医薬品登録に要する平均期間を2年から7か月へ短縮することに貢献。アフリカ連合(AU)による医薬品規制に関する AU モデル法の改定及び AU 加盟国の国内法化を支える4つのモデル規則の策定を支援し、アフリカ医薬品庁(AMA)の運用開始に向けた制度整備を後押しした。

デジタル・イノベーションの活用: 新規医療技術へのアクセスの障壁の解消と、強靱な保健システム構築のため、デジタル・イノベーションの積極的な活用を支援した。インド及びインドネシアでは、結核治療薬の服薬遵守を改善し、患者の経済的負担を軽減するデジタルツールを導入。コミュニティレベルでは、Snail ID App(住血吸虫症向け)や Skin-NTDs App(顧みられない熱帯病の一つであるフランベジアやハンセン病など向け)といったモバイルツールの開発と導入支援をすることにより、コミュニティの保健人材が感染症や潜在的な保健上の脅威を迅速に特定し、迅速かつ地域に根差した公衆衛生対応を促すことを可能にした。さらに、疾病サーベイランス(調査)を目的とした AI 搭載モバイルアプリをコミュニティレベルで展開し、最前線の保健人材が脅威をより迅速に検知・対応できるようにした。また、実証試験及び協働学習を通じた能力強化を目的として、マラウイの保健省担当者のインドネシアへのスタディツアーを実施。これにより、マラウイのより広範な保健サプライチェーンにおける SMILE(予防接種・物流監視デジタルシステム)の効果的な導入が可能となった。

研究開発(R&D)初期段階からのアクセス計画の推進

・日本、GHIT、UNDP が主導する ADP の共同イニシアティブである「新規医療技術、アクセスと提供のための協働(Uniting Efforts for Innovation, Access and Delivery:Uniting Efforts)」プラットフォームを通じて、研究開発の初期段階からの供給計画の検討を促進した。戦略対話を実施し、研究開発者や資金提供者が R&D の最初期段階から供給と公平性を開発計画の一部として組み込めるよう、指針を公表。ガーナにおける NTDs 投資ケース研究を発表し、NTDs などの予防・治療の経済的便益に関するエビデンスを提供することで、ガーナの国家保健予算計画にも資する成果を創出した。

・医療技術へのアクセスと提供を加速するため、南南協力及び地域協力を促進。2025 年度には 30 か国で知識共有及び能力強化の取組を支援し、2013 年以降の支援国累計 91 か国に貢献。これらの取組には、デジタルソリューション(デジタル技術による課題解決)や規制制度にかかる技術移転や、地域ワークショップ、技術交流などが含まれ、ファーマコビジランス(医薬品の安全性監視)、規制調和、デジタルヘルス・ツールに関する協働学習を積極的に支援した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

(GHIT)

・会計年度: 4月から3月

・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分) 2026 年6月に日本の 2025 年度拠出分に係る報告書を受領予定。

・決算状況 GHIT の 2024 会計年度:収入:6,690 百万円、支出:4,563 百万円、差額:2,127 百万円(2025 年6月の理事会及び評議会で次期会計年度の収入への繰入れを承認)。

・外部監査 監査主体:有限責任監査法人トーマツ(会計監査人)、結果:2024 年度(2024 年4月1日～2025 年3月31 日)の会計につき、適正な処理を行っているとの評価を得た。 ・その他 内部監査の制度あり。 GHIT では理事会の機能・実効性の確保・向上を目指し、年4回の理事会において第3期(2023 年度～2027 年度)以降のガバナンスの在り方について議論してきた。具体的には理事・監事の任期の見直し、職員のジェンダーバランス、専門分野の多様性の確保を始め、理事会内の専門委員会の役割やメンバーの見直し、リスク管理の強化などについて、継続して取り組んでいる。2024 年7月に開催された理事会では、リスクマネジメント規程が承認された。また、2024 年度は、年間予算の管理費を全体のおおむね5%を目標とし、3.88%に収めた。このように投資マネジメントの効率化を図り、また限られた資金が最大限の効果を発揮できるよう、投資の優先順位をつけることで目標達成度合を評価した。 (UNDP) ・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分、2024 年度の UNDP 事業拠出は、2025 年3月時点で全額執行を予定通り達成) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 ADP の事業支出は毎年国連会計検査委員会(BOA)によって実施される UNDP の年次会計監査に含まれる。同監査結果は UNDP の執行理事会に提出され、またホームページなどを介し一般公開されている。特定のプロジェクトに対する監査については、UNDP の会計ルールに従い、監査又はスポットチェックが毎年実施されている。2026 年には、UNDP の監査調査局(OAI)から委託された独立監査機関が、ADP の実施パートナーである PATH、HITAP、タンザニア国立医学研究所、GHIT などによる 2025 年の支出に関する監査を実施し、事業の会計状況の健全性を確認した。(ADP の実施パートナーである WHO と TDR は国連機関のため、独自の内部監査を実施している。) ・その他 内部監査の制度あり。
--

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
GHIT は、公益社団法人として適正な運営を求められる存在であるため、定期的に規程の見直し及び法律上の要請、組織の現状に則した改正を実施している。また、財務諸表の信頼性を高め、情報開示の適正性に資するため、会計監査人による任意監査を受け、毎年度適正な会計監査報告書を受領している。 GHIT では理事会の機能・実効性の確保・向上を目指し、年4回の理事会において第3期(2023 年度～)以降のガバナンスの在り方について議論してきた。具体的には理事・監事の在任期間の見直し、ジェンダーのバランス、専門分野の多様性の確保を始め、理事会内の専門コミッティーの役割やメンバーの見直し、リスク管理の強化などのテーマについて、継続して取り組んでいる。2024 年7月に開催された理事会では、リスクマネジメント規程が承認された。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む) ☒ 拠出金の使途範囲内(GHIT Fund 事務所職員) ☐ 拠出先全体 (参考) 全職員数
2022 2023 2024 平均値 2025 日本人職員数の増減 2025
12 16 16 14.67 17 2.33 18
備考
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
6	7	6	6.33	7	0.67	7
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
GHITは日本に本拠地があり、日本人職員を中心に事業運営を行っているため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

a

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ユニットエイド (Unitaid) 拠出金	
2 拠出先の名称	
ユニットエイド (Unitaid)	
3 拠出先の概要	
ユニットエイドは、低・中所得国において、高品質な保健医療製品を手頃な価格で迅速に市場へ供給することを目的に活動する官民パートナーシップであり、2006 年、フランス政府の提言に基づき、世界保健機関 (WHO) の関連機関として設立された。本部はスイス・ジュネーブにあり、国・地域事務所は有しておらず、駐日事務所もない。 設立以降、HIV の小児用治療薬やマラリアを防ぐ次世代型の蚊帳など、100 以上の画期的な保健医療製品へのアクセスを提供した。毎年、低・中所得国に住む約3億 2,000 万人が、ユニットエイドが普及に貢献した保健医療製品の恩恵を受けている。 ユニットエイドは、現在、三大感染症 (エイズ、結核及びマラリア) の制圧、女性と子どもの健康、パンデミックの予防、備え及び対応 (PPR) に重点を置いている。また、医療用酸素へのアクセス向上、関連医療製品などの地域製造拠点の増加、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC、「全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態」) 達成に向けた貢献など、開発途上国における保健システムを強化するための分野横断的な取組も支援している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出を通じ、三大感染症、顧みられない熱帯病 (NTDs) や女性と子どもの健康向上、新たなパンデミックへの予防、備え及び対応 (PPR) などに関連した保健医療製品を、安価かつ迅速に低・中所得国へ供給する。こうした取組は、現在、医薬品などへのアクセスが限られている国や地域における状況の改善に貢献するのみならず、日本が国際保健の分野で長年主導し、重視してきた UHC の達成にもつながる。UHC の達成に向けた様々な取組は、各国から日本への感染症の流入を防ぎ、ひいては日本国民の生命を守ることにともなう。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 35,915 千円	
【参考1】過去3年間の当初予算額	
令和7年度予算額: 36,156 千円	
令和6年度予算額: 47,508 千円	
令和5年度予算額: 59,554 千円	
【参考2】拠出率、拠出順位	
2025 年: 0.3% (拠出順位8位)	

順位: フランス 74.7%(1位)、英国 15.2%(2位)、ドイツ財団 4.8%(3位)、ブラジル 1.8%(4位)、ノルウェー 1.5%(5位)
2024 年: 0.3%(拠出順位9位)
順位: フランス 73.6%(1位)、英国 14.0%(2位)、韓国 4.1%(3位)、スペイン 2.5%(4位)、ドイツ財団 2.0%(5位)
2023 年: 0.2%(拠出順位9位)
順位: フランス 51.6%(1位)、ドイツ財団 16.7%(2位)、カナダ 10.3%(3位)、英国 10.0%(4位)、韓国 2.8%(5位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ:経済協力」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組」及び「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の測定指標における中期目標「1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナ感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
ユニットエイドは、様々な国際保健機関などが参加するグローバルヘルス・アーキテクチャー(GHA)において、優れた保健医療製品を手頃な価格で市場に供給するため、実証事業を助成し、製品の WHO 事前認証取得や WHO によるガイドライン作成を支援している。ユニットエイドの支援により WHO 事前認証を得られた医薬品が国際機関などにより大量調達されることで、同医薬品の調達価格の低下と市場供給の安定化が実現されている。また、市場価格の低下及び特許ライセンスの譲許に向けて、医薬品特許プール(MPP)を通じて企業に対する働き掛けや交渉を実施している。これらの活動により、ユニットエイドは、医薬品などの研究・開発から世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)など他の国際保健機関による調達までのバリューチェーンにおいて「繋ぎ役」の役割を果たしており、低・中所得国における良質かつ廉価な医薬品への衡平なアクセスを実現している。この点で、他の国際保健機関には代替できない独自性が認められる。 ユニットエイドは 2025 年末時点で、14 億米ドル相当となる 72 件のプロジェクトに拠出し(うち、現在進行中のプロジェクトは 58 件で9億 4,000 万米ドル相当)、日本が長年にわたり議論を主導し、重視してきた UHC の達成に大きく貢献している。 2025 年2月に閣議決定された「健康・医療戦略」では、国際機関や官民連携基金への拠出、民間企業、市民社会、大学・研究機関などとの一層の連携強化を進める旨、また、グローバルヘルス分野におけるインパクト投資(投資として一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果」の実現を企図とする投資)の推進を通じ、民間投資の効果・インパクトを適切に高め、経済的価値と社会的価値の両立を目指す(共有価値の創造)とともに、民間資本の動員や、日本企業のアジア・アフリカなどへのビジネス展開につなげていく旨を言及している。実際、ユニットエイドは、医療

用酸素の現地生産やマラリア対策において、日本企業と連携しており、日本企業の海外展開や市場開拓にも資する活動を行っている。

また、「日本成長戦略会議」では、創薬・先端医療が 17 の戦略分野の1つに位置づけられており、AI データの活用や感染症対応医薬品などの国際展開が議論されている。ユニットエイドは子宮頸がん検診及び早期発見における AI の適正活用を支援しており、この成長戦略と合致する活動も行っている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は 2020 年 12 月に、執行理事会の 13 ある理事区の1つである暫定理事議席を確保している。日本は、同議席確保以前から、ユニットエイドの活動や取組に対し、日本の国際保健政策や意見が反映されるよう積極的に議論に参加していたが、議席獲得以降は、暫定理事として、ユニットエイドの次期戦略(2023-2027)策定作業部会などに日本の政策が反映されるよう、引き続き、意思決定に参加している。なお、2024 年6月には、同暫定理事期間が 2027 年 12 月末まで延長された。評価期間中、日本は暫定理事として、2025 年6月及び 12 月に開催された執行理事会に出席した。なお、12 月の執行理事会は日本で開催されている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年6月、アヴァフィア事務次長が来日し、村上外務省アフリカ部参事官及び鈴木外務省広報外交担当兼国際保健担当兼メコン協力担当大使と意見交換を実施した。また、特定非営利活動法人日本医療政策機構(HGPI)との共催により超党派国会議員向け医療政策勉強会を実施し、日本の拠出によって実施されたプロジェクトにおける日本企業との連携事例を説明した。同勉強会については、朝日新聞社の「With Planet」に記事が掲載され、8月には朝日新聞夕刊に転載された。

2025 年8月、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)参加のため、デュストン事務局長が来日した。ユニットエイドはテーマ別イベントを主催したほか、デュストン事務局長は内閣府主催の Triple I テーマ別イベントに登壇し、日本の支援による取組及び日機装株式会社との連携事例を発表した。また、同事務局長は、松本外務大臣政務官を表敬し、日本の支援に謝意を示すとともに、UHC 達成に向けたユニットエイドの活動や日本企業との連携について意見交換を行った。

2025 年 12 月、日本での執行理事会開催のため、デュストン事務局長が来日し、中村外務省地球規模課題審議官及び大場国際協力局審議官と国際保健及びユニットエイドの活動に関する意見交換が実施された。なお、同理事会開会式には国光外務副大臣が参加し、開会の辞を述べた。

・日本側の取組

2025 年 12 月、志水駐南アフリカ日本国大使がアフリカ初のインターネットメディアである Mail & Guardian に寄稿し、塩野義製薬株式会社が開発した HIV 治療薬ドルテグラビル(DTG)の重要性、ユニットエイドが設立した医薬品特許プール(MPP)の活動を通じた国際展開及び日本のエイズ撲滅への貢献について広報を行った。

2025 年5月、日本・PATH(英国の非営利組織)・ユニットエイドの三者共同執筆により、国際協力に特化した世界最大級のインターネットメディアである Devex に医療用酸素の必要性に関して寄稿(英語)し、ユニットエイドの活動意義について広報を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日系企業、NGO・NPO、大学全般】

2025 年8月、ユニットエイドは、日本企業や学術研究機関などとの更なる連携を目的に、HGPI との共催で特別朝食会を実施した。日系企業、シンクタンク、NGO・NPO、大学、研究機関などを中心に 120 名を招待し、デュストン事務局

長が日本の支援に謝意を表明するとともに、UHC 達成に向けたユニットエイドの活動や日本企業との連携の重要性についての基調講演を実施した。

【日系企業】

2025 年7月、ユニットエイドは東アフリカにおける医療用酸素の生産量を3倍に増加させ、価格を最大 27%削減するため、空気分離装置の製造、設置を担当する技術パートナーとして日機装株式会社とパートナーシップを締結した。2025 年8月、日機装株式会社は TICAD9テーマ別イベントにおいても登壇した。

2025 年 11 月、ユニットエイドは、AI・ドローン技術を主力とする日本のベンチャー企業 SORA Technology 株式会社とモザンビークにおけるマラリア撲滅のためのパートナーシップを設立することを発表。同年 11 月、同社の金子代表取締役がグローバルヘルスを応援するビジネスリーダー有志一同の一人として茂木外務大臣と面会し、ユニットエイドの活動意義とパートナーシップの重要性について報告した。

2025 年 11 月、商船三井ロジスティクス株式会社がユニットエイドのインプリメンティング・パートナーである米国公益法人 Vayu Global Health Innovations と Letter of Agreement (LOA)を締結。Vayu が開発する新生児・乳幼児向け医療機器をアフリカやアジアなどの開発途上国へ迅速かつ効率的に届けるため、商船三井ロジスティクスが優先物流パートナーとして輸送・物流面で連携する。

2025 年 12 月、ユニットエイドは、日本企業や学術研究機関などとの更なる連携を目的に、ユニットエイド・パートナー・フォーラムを開催し、日機装株式会社、塩野義製薬株式会社、富士フイルム株式会社、SORA Technology 株式会社が登壇。また、アヴァフィア事務次長とジナード戦略部ディレクターが経団連との意見交換を実施。

【NGO・NPO】

2025 年 12 月、ユニットエイドは、執行理事会開催に合わせて、一般社団法人日本アフリカ協議会と連携して、国内外の NGO 及び NPO 関係者による国際保健をめぐる情報交換を目的とした会合を開催。同理事会では、NGO 理事席の関係者として一般社団法人日本アフリカ協議会が参加。

【大学・研究機関など】

2025 年4月、ユニットエイドがハノイ(ベトナム)で開催した、結核に関する WHO の基準についてのワークショップに、公益財団法人結核予防会結核研究所(JATA)の加藤誠也所長が登壇。

2025 年 12 月に開催されたユニットエイド・パートナー・フォーラムでは、長崎大学から平山謙二プラネタリーヘルス学環長他が登壇し、ユニットエイドと日本のパートナーシップについてのパネルディスカッションを実施。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、ユニットエイドが三大感染症、顧みられない熱帯病(NTDs)や女性と子どもの健康向上、新たなパンデミックへの予防、備え及び対応(PPR)などに関連した治療薬や検査薬などの認証取得やガイドライン作成の支援、市場開拓・拡大、調達・供給支援をすることで最も必要とする人々に対して最善の保健医療製品の提供を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である UHC の達成に貢献することを目標としている。UHC の達成に向けた様々な取組は、日本への感染症の流入を防ぎ、日本国民の生命を守ることに繋がる。

ユニットエイドは、基準2のとおり、優先的課題の解決に向けた取組として 2025 年末までに 14 億米ドル相当の 72 件のプロジェクトに拠出し、2-1(2)のと通りの効果を上げている。その結果、ユニットエイドが支援した保健医療製品の恩恵を受けた人数は、年間3億 2,000 万人(うち 5,300 万人は子ども)に達している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ユニットエイドは、その革新的な資金メカニズムにより、低・中所得国において三大感染症、顧みられない熱帯病（NTDs）や女性と子どもの健康向上、新たなパンデミックへの予防、備え及び対応（PPR）などに関連した治療薬や検査などを、手頃な価格かつ、迅速に低・中所得国に供給する。医薬品などのアクセスや承認プロセスに対する革新的な介入を行うとともに、複数の治療薬（それぞれ個別の知的所有権）を組み合わせた治療法の開発などを継続して実施している。また、グローバルファンドや WHO などの他の国際保健機関と連携し、国際的な保健課題の解決において重要な役割を担っている。

2023 年 1 月からは新戦略（2023-2027 年）を開始しており、その内容は以下のとおり。

- ① ミッション：最も必要とする人々へ最善の保健医療製品を普及拡大する。
- ② 戦略の原則：以下のような貢献をする保健医療製品に投資する
 - ・予防、診断、治療をもって健康成果（特にプライマリー・ケアや HIV、重感染症、結核、マラリアにおいて）を向上させる
 - ・人々やコミュニティが自らの健康を管理できるようサポートする
 - ・未来への課題克服を含め、有効かつ将来的な脅威に対し強靱な保健システムを構築する
 - ・医療をより環境にやさしく、持続可能にする
- ③ 戦略の目標（SO）：以下 SO1-3 と、前述の原則は相互関係にある。
 - SO1. 主要な保健医療製品の導入や普及を促進する
 - SO2. 持続可能で公平なアクセスに向けた体系的な条件を整備する
 - SO3. 革新のための包括的かつ需要主導型のパートナーシップを強化する
- ④ プログラムの優先順位：分野横断的なテクノロジーやトピックを基礎としつつ、以下を優先する
 - ・HIV と HIV 重感染症
 - ・結核
 - ・マラリア
 - ・女性と子どもの健康
 - ・緊急事態への対応

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2026 年時点でユニットエイドが支援する保健医療製品は 100 か国以上で調達・提供され、年間約 3 億 2,000 万人が恩恵を受けている。DTG を含む最適な HIV 治療、子宮頸がん予防のための検診と早期治療、季節性マラリア化学予防、結核予防治療、二種有効成分蚊帳などの供給拡大による貢献が大きい。2030 年までに優れた 30 の保健医療製品を提供するという目標に向けて、現在までに 27 の候補品を支援している。すでに 13 製品が実際に低・中所得国へ導入され、供給拡大中である。2025 年の Cambridge Economic Policy Associates（CEPA）評価では、ユニットエイドへの 1 米ドルの投資が推定 46 米ドルの保健医療上・経済上の効果をもたらすとされており、ユニットエイドの優れた高い支援対効果を示している。なお、子宮頸がんと医療用酸素のプログラムにはコア拠出分だけでなく日本の補正予算の拠出分も含まれている。日本の補正予算関連及び特筆すべき成果があったプログラムのみ抜粋し以下に記載。

●HIV/エイズ

- ・塩野義製薬株式会社が開発した HIV 治療薬 DTG は、低・中所得国の 2,500 万人以上、治療中の成人 95% に提供されている。価格は 2017 年と比較し、半減となる年間一人あたり 33 米ドル未満となった。
- ・ユニットエイドは、新生児向け経口フィルム製剤の臨床試験を支援し、DTG が出生時から安全かつ有効であることが確認された。この結果を基に WHO のガイドライン改訂に先行して 2025 年 10 月には PENTA（エイズ治療のための欧

州小児ネットワーク)及び European AIDS Clinical Society のガイドラインにおいて、新生児に対して同製剤の使用が推奨され、国レベルでの導入検討が進んでいる。

・ユニットエイドは塩野義製薬株式会社が開発した長時間作用型カボテグラビル(CAB-LA)の生産を長年支援してきた。現在、価格低下と提供拡大を目指し、3社のジェネリック製造企業に対し規制申請及び製品化を加速するマイルストーン型インセンティブ・プログラム「Race to Finish」を支援している。

・レナカパビルは、6か月ごとに1回の注射のみでHIVの感染を予防できる革新的な医薬品である。ユニットエイドは先進国と同時期に低・中所得国で同医薬品が提供できるように戦略的に投資し、僅か1年で同医薬品の価格を年間約28,000米ドルから年間約40米ドルへ大幅に低下させた。これにより、既存の経口HIV予防薬と同水準の価格で2027年以降120か国の低・中所得国へ提供される見込みである。

●子宮頸がん

・ユニットエイドが低・中所得国における子宮頸がんの早期治療に向けて、熱焼灼装置の需要と実用性を示したことにより、ユニットエイドに加えて民間企業や他の開発パートナーが参入し、2024年までに21,000台の熱焼灼装置が配備された。14の重点国のうち7か国(マラウイ、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、ブルキナファソ、グアテマラ、コートジボワール)において、約77万人の女性が検査を受け、前がん病変が確認された女性の平均95%(7か国の平均)が治療を受け、早期治療による子宮頸がんへの進行予防に貢献した。

●結核

・第2回国連ハイレベル会合で、2027年までに最大4,500万人のハイリスク層に対して短期予防治療を提供する目標が設定された。ユニットエイドは短期予防のための薬(3HP)の生産と価格低下を支援し価格を80%低下させるとともに、小児向けの治療薬(リファペンチン)の開発を支援し小児にも投与可能となった。その結果、2024年には新たに530万人が短期予防治療を受け、過去5年間で累計2,000万人以上が結核予防治療の恩恵を受けている。

●マラリア

・グローバルファンド及びGaviワクチンアライアンスと協力し、「マラリアワクチン導入プログラム(MVIP)」を支援し、2023年から2025年までアフリカの12か国に1,800万回分のワクチンを提供し、2026年1月時点では25か国に3,900万回分以上のワクチン接種が広がっている。

・2種の有効成分を組み合わせた新型蚊帳(dual-AI nets)の早期導入を支援し、推計で1,300万人の感染及び2.4万人の死亡を防ぐことに貢献した。

・妊娠女性を対象としたマラリア予防薬の製造支援により、新たに2社(アフリカ企業含む)がWHO事前認証を取得し、製造企業は計3社となった。2025年には供給体制が強化され、グローバルファンドを通じて700万回分以上のスルファドキシシン・ピリメタミン+アモジアキン(SPAQ)が調達された。さらに、ナイジェリアでは同国初となる月500万回分のスルファドキシシン・ピリメタミン(SP)の調達が合意されるなど、地域内製造の拡大と供給の安定化が進展した。

●医療用酸素

・ユニットエイドは医療用酸素の低・中所得国へのアクセス拡大に向けて、供給・配送網の強化、価格低下、各国の酸素システム強化、及び人材育成を支援している。ユニットエイドは日機装株式会社製空気分離装置プラント4基を整備し生産量を増加するとともに、ケニアで38施設、タンザニアで10施設の大型貯蔵タンクなどのインフラを整備、WHOを通じて14か国における酸素システムを強化したことで、より安定的な酸素供給が可能となった。医療用酸素の価格がケニアで平均24%、タンザニアで平均30%低下し持続可能な体制強化に貢献している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要						
・会計年度: 1月から12月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年6月受領 次回受領予定: 2026年7月 ・決算状況 ユニットエイドの2024会計年度: 収入: 188,439 千米ドル、前年の繰り越し金: 32,061 千米ドル、支出: 197,191 千米ドル、差額: 23,309 千米ドル(2025年6月の執行理事会で次期会計年度の収入への繰入りを承認。) ・外部監査 監査主体: インドの会計検査総監、結果: 財務諸表は国際公共部門会計基準(IPSAS)に準拠し、2024年12月31日現在のユニットエイドの財政状態、及び当該年度におけるその財務実績、純資産/持分の変動、キャッシュ・フロー、ならびに予算と実績の比較について、全ての点において適正であった。 ・その他 内部監査の制度あり。2026年1月、英国の外務・英連邦・開発省(FCD0)の年次レビューで、ユニットエイドが2年連続、計4度目のA+評価を獲得。ユニットエイドは革新的保健医療製品の迅速な導入・普及を通じて期待を上回る成果を上げている点が高く評価された。特に、①市場形成を通じた価格低下及び供給拡大、②各国政府・コミュニティ並びに主要国際機関(グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、WHO)などとの連携強化、③支援したイノベーションが100か国以上で年間数億人規模に到達している点が具体的実績として挙げられている。さらに、地域製造、医療用酸素、気候変動に配慮した保健分野といった新領域への展開や、厳しい資金環境下においても戦略的かつ安定的に成果を創出している点も評価された。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)						
2025年の予算執行率は97%であり、目標の95%を上回った。2026年4月時点におけるユニットエイドの国際援助透明性イニシアティブ(IATI)の透明性スコアは82であり、1,600以上の機関の中で26位、68の多国間機関の中で11位である。ユニットエイドは現地事務所を設置せず、NGOや研究機関など地域に根ざしたパートナーを通じて事業を実施。これにより、現地事務所の維持費や駐在員コストを抑制し、費用対効果の高い事業運営を実現。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	1	1	0.67	1	0.33	110
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	7
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
幹部職員への送り込みや日本人職員の採用について、ユニットエイド幹部との意見交換の際など、繰り返し働きか						

けを実施している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO)	
3 拠出先の概要	
国際熱帯木材機関(ITTO)は、国際熱帯木材協定(ITTA)に基づき 1986 年に設立された、合法的で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営の促進を目的とした国際機関。加盟国は、75 か国及び EU(うち熱帯木材生産国 37 か国・熱帯木材消費国 39 か国・機関。世界の熱帯林面積の8割以上、熱帯木材貿易の9割を占める)。日本は世界有数の熱帯木材輸入国(ITTO 設立当時は世界第1位)であり、持続可能な資源の活用及び管理などへの貢献を示すために、熱帯林に特化した世界で唯一の国際機関であるITTO本部を横浜市に誘致した経緯がある(本部は現在も横浜市)。熱帯林は、世界の森林面積の約 45%を占め、CO2の主要吸収源及び生物多様性の宝庫(注)として、効果的な気候変動対策と生物多様性保全を促進する上で重要である。ITTO は、持続可能な森林経営の推進のための基準・指標等の策定や、合法的かつ持続可能な木材サプライチェーンの構築などに向けた制度整備などの重要な取組を推進している。 (注):全世界の陸生種の3分の2以上が熱帯林に生息。	
4 (1)本件拠出の概要	
ITTO は、加盟国や民間企業、民間資金団体などからの拠出金などにより、加盟生産国の提案に基づく事業及びITTO 事務局の提案に基づく特定の課題(森林火災の予防・管理、熱帯林の生物多様性保全など)に対処するために、政策提案やガイドライン作成などの取組を実施。本件拠出は、地球規模課題の解決に向けた国際協力の観点から、特に広域にわたる森林劣化が顕著となっている熱帯木材生産国の持続可能な森林経営の促進、持続可能かつ合法的な木材関連貿易の推進や違法伐採対策、森林減少対策、これらに関連する法制度設計・能力開発・地域住民の生活向上支援といった取組などに充てられている。なお、ITTO に対しては、本件拠出以外にも、外務省が加盟国の義務である分担金(ITTO 事務局のコア予算に該当)を、また林野庁及び横浜市が事務局設置経費などを拠出しているほか、林野庁も任意拠出金を拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	31,273 千円
2025 年:日本の拠出率 45.66%(拠出順位1位。補正予算を含む外務省及び林野庁の拠出合計額ベース(約 155 万ドル))参考:中国 45.45%(2位)、カナダ 1.62%(3位) 加盟国の義務である分担金については、外務省が拠出。そのうち、スタッフアセスメント費約 33 百万円を除いた分担金は約 45 万米ドル(分担率 6.29%)であり、単一国としての拠出額は加盟国中、中国に次ぐ第2位。	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和7年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された次回評価時(令和9年度)に向けての中期目標「環境・気候変動分野においては、国際交渉への積極的な参画、国際的なコミットメントの着実な実施、我が国が拠出する同分野の多数国間基金の効果的・効率的な運営の促進に努める。」を達成するための手段の一つと位置付けている([令和6年度外務省政策評価書](#))。

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ITTO は、地球規模の課題である気候変動や生物多様性の損失などに対する取組も盛り込んだ「ITTO 戦略的行動計画 2022～2026」も踏まえて、事業及び活動を加盟生産国政府などと共に形成・実施しており、本件拠出によるこれらへの支援は、上記 1-1(1)の目標達成へ直接貢献する。2022 年8月には、林外務大臣とサックル ITTO 事務局長との意見交換において、林外務大臣から、ITTO は日本が気候変動・生物多様性の損失に関する取組を行う上で重要なパートナーとの認識を表明した。また、毎年開催される理事会や事業毎に開催される委員会などにおいて、日本の支援に対する謝意が度々示されており、一例として、2025 年 10 月の理事会では、議長国のパナマに加え、カナダ、ブラジル及びオーストラリアなどが、日本の ITTO への取組への支援に対する謝意を表明した。

日本は ITTO のホスト国として、これらの地球規模課題への取組における ITTO の重要性について国際社会の関心を高めるべく尽力してきており、例えば 2023 年の G7気候・エネルギー・環境大臣コミュニケには、日本の働きかけにより、持続可能な森林経営と木材利用の促進のために、ITTO などの関連国際機関と協働する旨の文言が含まれた。また、2024 年の G7首脳コミュニケ及び気候・エネルギー・環境大臣コミュニケにおいて、持続可能な森林経営や木材サプライチェーンを推進することなどへのコミットメントが示されたほか、2025 年の G7首脳声明及び気候・エネルギー・環境大臣会合の成果文書でも、山火事の防止及び緩和に資する持続可能な森林経営を実施することなどへのコミットメントが示された。こうした中、本件拠出を通じ、日本が ITTO における具体的な事業及び活動に拠出し、地球規模課題の解決に向けた取組事例の創出を率先して進めることは非常に重要である。

ITTO は一層効果的に活動を行うため、関係する分野に取り組む他の機関などとの協力強化も進めており、2025 年4月には国連大学(UNU)との間で新たに協力覚書(MoU)を締結したほか、生物多様性条約(CBD)事務局との間で、「熱帯林の生物多様性保全のための ITTO/CBD 共同イニシアティブ」に基づき、2025 年8月の国際ワークショップへの参加や、CBD 事務局の戦略的レビュー・分析への助言なども行っている。

また、ITTO は、2025 年5月の国連森林フォーラム(UNFF)第 20 回会合において、持続可能な熱帯林経営や熱帯木材貿易の SDGs 達成に果たす役割などについて発信するとともに、2025 年 11 月に開催された UNFCCC 第 30 回締約国会議(COP30)のハイレベル会合に参加し、熱帯地域における持続可能な森林経営、責任ある森林に基づくバリューチェーン、森林火災に対するレジリエンス、国際的なパートナーシップに関する主導的立場を示した。このように、環境・気候変動分野の国際的な議論の場におけるビジビリティの向上や、日本政府としても重視している持続可能な森林経営と木材利用の重要性の発信などに積極的に取り組んでいる。

ITTO は、生物多様性の宝庫かつ気候変動による影響の緩和に有効な熱帯林に特化した唯一の国際機関であり、その独特な生産国・消費国の対話構造を活かし、幅広いセクター及びステークホルダーと関連の取組を促進できる点に優位性がある。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、ITTO の最高意思決定機関である理事会（直近では 2025 年 10 月にパナマで開催）の運営を事前に調整するとともに政策的な助言などを行う非公式アドバイザリー・グループ（IAG）及び理事会期間中に運営調整を行うビューローのメンバーとなっている。いずれもメンバー 8 人（理事会の議長、副議長、4 つの委員会の長、生産国及び消費国のスポークスパーソン）及び事務局の構成で、理事会議長や理事会傘下の委員会の議長などが構成員であるが、日本はホスト国として常に参加している。また、日本は、ITTO の主要な課題の 1 つである新たな資金調達構造にかかるアドバイザリー・ボード（AB: Advisory Board）のメンバーでもある。

理事会の意思決定方式はコンセンサスが基本だが、投票による意思決定も可能とされている。加盟消費国の票数は過去 5 年間の熱帯木材輸入量に比例して配分されることとなっており、全票数 1,000 のうち、日本の票数は 113 票（中国、EU に次ぐ第 3 位、2025 年 4 月現在）であり、日本は ITTO の意思決定へ大きな影響力を有している。

また、日本は、本件拠出の支援対象となる事業及び特別活動の案件選定を行う専門家パネルのメンバーでもあり、このことは、日本の意向を踏まえた事業などの採択及び実施に直接つながっている。

日本は、2025 年の最大の任意拠出国である。ITTO ではどの国が任意拠出を行ったかが理事会文書や ITTO のホームページ上で公開されるため、受益国に対して日本からの支援であることが明確にアピールできる。特に全加盟国 76 か国・地域（EU 含む）の約半数である 37 か国の熱帯木材生産国（アフリカ 14 か国、アジア・大洋州 10 か国、中南米 13 か国）との関係では、良好な二国間関係の構築に貢献するとともに、日本が主導して熱帯林に関連する課題の解決に取り組んでいることを具体的に示すことが可能であり、1-1(1)の目標達成に寄与するものとなっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年 2 月、四方駐マレーシア日本国大使は、アバン・ジョハリ・サラワク州首相を表敬訪問した際に、ITTO を通じてサラワク州を対象とするものも含め、マレーシアにおける持続可能な森林経営などに関する事業に対して、日本が長年に亘って拠出を行っている旨を紹介し、アバン・ジョハリ首相からは、日本から同州への多大なる支援に対して謝意が表明された。

・2025 年 5 月、サックル ITTO 事務局長が中村地球規模課題審議官と面談し、ITTO と日本との協力関係を今後も継続していくとの方針を両者で確認するとともに、事務局長からは、日本による事業への資金拠出や新たな国際熱帯木材協定（ITTA）の策定に係る議論への積極的関与などに対して謝意が表明された。中村地球規模課題審議官からは、ITTO における日本人職員の幹部登用について、公募の機会があれば候補者を出したいとの意向を伝えた。

・2025 年 6 月、松本在コスタリカ日本国大使館参事官が、ITTO を通じて実施された事業「持続可能な森林の経営及び利用を通じた森林産業のバリューチェーン強化」の最終報告会に出席したところ、ホルヘ・マリオ・バルガス環境エネルギー省（MINAE）次官、ヒルマル・ナバレテ・チャコン森林融資基金（FONAFIFO）局長などから繰り返し日本への謝意が述べられた。また、現地各種メディアが同報告会について報じた。

・2025 年 7 月、山口在パナマ日本国大使館参事官が、ITTO を通じて実施された事業「ポストコロナの木材サプライチェーン再構築に向けたパナマにおける森林モニタリング制度の整備及び木材の合法性トレーサビリティシステム構築支援」の終了式に出席した際、ナバロ・パナマ環境大臣より、日本政府からの ITTO を通じた長年の支援は、パナマに計り知れない影響を与えており、大変感謝している、同支援は、パナマにとって極めて重要な課題である森林ガバナンスの強化に向けた、近年、最も重要な取組の一つであり、その重要性は今後も増していくものであるとの発言があった。

・2026 年1月、サックル事務局長が小坂林野庁長官と面談し、事務局長から、事業の開発及び実施のための資金拠出を含む日本による長年の支援と協力に対する謝意が表明された。長官から、日本政府と ITTO との間に築かれてきた強固で実りある協力関係について強調しつつ謝意を示した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
・横浜市国際局長などが ITTO を訪問し、2027 年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)や、今後の横浜市における ITTO 理事会の開催に向けた協力関係の強化などについて意見交換を実施した(2025 年4月)。 ・ITTO は、株式会社三井住友銀行などとともに循環型バイオエコノミーにおける連携実現に向けたイベントを共催し、日本の企業・金融機関の潜在的なビジネス・投資の機会を紹介するイベントを行った(2025 年9月)。 ・また、ITTO は、生産国の森林認証取得、木材トレーサビリティ構築などを支援しており、日本の輸入事業者などの合法性確認の負担を軽減している。こうした活動は日本企業の利益に繋がるとともに、世界的な木材・木材製品の安定的かつ持続可能なサプライチェーンの構築を通じて企業活動にも貢献しており、木材関連企業や商社などが近年重視している合法的なサプライチェーンマネジメントなどの取組にも有用。また、国内外のアクターの持続可能な森林管理・木材利用に向けた行動を促進し、1-1(1)に記載の基本目標などにも寄与している。 ・加えて、ITTO が隔週に日本語で発行する、熱帯木材の価格、市場・貿易動向、規制やガバナンスなどに関する専門的情報に関するレポート(ITTO 市場情報サービス(MIS):1998 年から発行。登録者数は約2万人。400 種類以上の木材・木材製品をカバー)や、機関誌 Tropical Forest Update(世界の熱帯林・熱帯木材に関する最新情報を年4回発行。近年の年間発行部数は平均約 14,000 部)などの情報は、日本企業の ESG 投資(注)基準の準拠の確認などにおいて関連情報として重宝されており、コンサルティング会社などから引用許可に関する照会なども届いている。 (注)投資家が、企業の投資価値を判断する基準として、キャッシュフローといった定量的な財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)という非財務情報も考慮して行う投資のこと。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、ITTO が生産国において、持続可能な森林・生物多様性の保全・利用や、合法的な木材サプライチェーン構築の推進・強化などを行うことで、熱帯林の持続可能な経営及び合法的で持続可能な熱帯木材の貿易の促進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「環境問題を含む地球規模問題への取組」に貢献することを目標としている。 ITTO は、基準2のとおり、生産国に対し、森林経営計画の実行や森林モニタリングなどに関する能力向上、木材トレーサビリティシステムの普及、森林の保全・回復の推進などといった支援を実施し、効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価対象期間内に完了した事業は8件、同期間内に実施中の事業は6件。主な事業は以下のとおり。完了した事業についてはいずれも当初の目標を達成しており、実施中の事業についても目標達成に向け着実な進捗が見られる。

【実施中の事業】

○ペルー（木材産業における技術的及び経営管理強化）

（目標）木材産業と生産者の連携強化、市場指向型の経営計画などによる市場拡大、木材加工企業の生産部門の効率化、木材産業の生産者組織強化を図る。

（取組・成果）

- ・林業経営者に対する木材加工での産業革新に関する技術支援サービスの実施
- ・木材加工企業の生産組織の効率化のため、技術開発の立案
- ・木材生産者組織強化のため、森林ガバナンスに関する対話の場の強化や関係者の地域外の対話の場への参画支援
- ・森林関係の規制に関する広報パンフレット作成と普及
- ・2026年3月現在、事業計画通りに活動を実施中。

【今次評価期間中に完了した事業】

○コロンビア（ブエナベンチュラ市バホカリマ地域評議会のアフリカ系集団コミュニティにおける天然二次林の試行的な持続可能な経営システム構築）

（目標）持続可能な森林経営の手法に基づき、森林生態系の管理・保全・回復プログラムなどを推進する。

（取組・成果）

- ・対象コミュニティの選定及び、環境に適した植物の育成と管理を通じた、パイロット地域における天然二次林の農業森林システムの改善
- ・教職員・地域指導者及び農民に対する森林管理と天然資源の持続可能な利用に関する研修を、90名に対し実施。また、10回のワークショップを開催し、合計150名が参加。
- ・パイロット地域における、研究者や学生による研究を中心とした森林動態に関する開発・行動プログラムの実施及び当該プログラムの成果のコミュニティへの普及
- ・2025年5月に最終運営委員会が開催され、7月に事業活動が完了した旨の書簡がITTO事務局に提出された。予定されていた活動全てを実施・完了し、目標を達成。
- ・同国における同事業を通じて、生物多様性の保全、気候変動への対応などの地球規模課題に対する日本の貢献を示すとともに、同国との二国間関係の向上にもつながった。また、コミュニティの森林管理能力が向上し、持続可能な森林経営の確立により日本をはじめとする消費国のニーズに則した木材生産が可能となった。

○フィジー（レワデルタ地帯における沿岸コミュニティと女性のエンパワメントを通じたサイクロンの影響を受けた脆弱なマングローブ林のコミュニティベースの再生）

（目標）沿岸地域のコミュニティ及び女性のエンパワメントを通じた、コミュニティベースのマングローブ林再生を促進させる。

（取組・成果）

- ・マングローブ林の苗木生産活動、地域災害行動計画の策定及び災害リスク管理や代替生計手段に関する研修・ワークショップの開催（2日間の研修に、約80名が参加）
- ・聞き取り調査などによる既存の代替生計手段の効率・生産性に関する参加型進捗評価

・装飾品や織物などの手芸品製作のための技術研修(5日間の研修に、約 60 名の女性が参加)を通じた、女性エンパワメント・プログラムの認証獲得及び事業化に向けたフィジー開発銀行からの融資獲得支援(プログラムを通じた事業実施者の 85%が、製作品の市場プラットフォームへ登録)

・2025 年5月に最終運営委員会が開催され、7月に事業活動が完了したとの書簡が ITTO 事務局に提出された。予定されていた活動全てを実施・完了し、目標を達成。サイクロン被害を受けたマングローブ林が回復され、防災対策及び経済安全性が強化された。

○マレーシア(サラワク州における森林経営及び森林景観再生におけるコミュニティのエンパワメント)

(目標)コミュニティベースでの森林管理体制の構築や森林景観の回復を促進する。

(取組・成果)

・実施機関の能力強化のための調整チームの結成

・持続可能な森林経営の概念などに関する地域コミュニティへの啓発活動

・地域コミュニティのインフラ施設改善に関する緊急的な要望把握調査

・コミュニティを対象とした、地域密着型のエコツーリズムの研修(39 名が参加)や、電気工事・木工大工・家具製作に関する能力開発(25 名が参加)

・森林景観再生に関する大型会議の開催(約 300 名が参加)

・2025 年4月に最終運営委員会が開催され、6月に事業活動が完了した旨の書簡が ITTO 事務局に提出された。予定されていた活動全てを実施・完了し、目標を達成。日本を主要な木材輸出国先とするサラワク州において、突発的な自然災害や感染症の脅威に晒されている森林地域民族の生活基盤が強化され、違法伐採対策が推進された。

2026 年3月には、外務省令和7年度当初予算から ITTO の4件の事業活動(ワークショップ開催、広報活動など)へ拠出した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・**決算報告書の受領年月・決算状況**:2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)、(運営予算は約5万ドルの黒字、残額は翌年に繰越)

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・本件拠出は事業などの実施に充当される。ITTO は、資金の支出状況について、年に1回以上の定期報告を作成しているほか、ドナーからの求めに応じ随時報告を行っており、一定以上の金額・実施期間の事業については、事業毎に監査を受けることとなっており、日本が拠出した案件について問題があったとの報告はない。

・決算報告書において、2024 年度の特別勘定(主に加盟国からの任意拠出金により充当)について、収入総額は約 485 万米ドル、支出総額は約 452 万米ドルと報告されている。また、2024 年度の運営勘定(主に加盟国の分担金により充当)について、収入総額は、約 655 万米ドル(うち分担金は約 550 万米ドル)、支出総額は約 650 万米ドル(残余额は約5万米ドル)であったことが報告されるとともに、2023 年の理事会決定を踏まえ、運営勘定の改善(分担金滞納の解消促進)に向けた4年間の取組が実施されている。

・**監査** 監査主体:ITTO 事務局予算、対象:拠出先全体、結果:特段指摘事項無し。

・基本的に年に1度、毎年6月までに、前年度の決算報告書(ITTO が作成)及び独立監査機関による監査報告書が事務局から加盟国に対し提出されることとなっている。最新の決算報告書及び監査報告書(2024 会計年度分)は、2025 年6月に加盟国に対し提出された後、同年 11 月の理事会にて承認された。

・**その他** 行財政委員会(Committee on Finance and Administration, CFA)が内部監査及び内部評価を実施している。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
2017 年以降、内部規則や財政規則の改正などを通じた、抜本的なガバナンス・監査・組織改革を行い、大手監査法人による新たな監査体制の下、内部統制レビューなどを受け、8年連続で特段の指摘事項なしとの査定結果を得ている。なお、ITTO は日本で初めて IPSAS(国際公会計基準)を導入した団体であり、同監査法人からも IPSAS 導入の成功例として紹介されている。また、財政運営・報告に関しては、近年、加盟国からも良い評価を受けているところである。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 2015 年に判明した 2012 年～2014 年の不適切投資問題発生後は該当事例なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	10
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	4
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・事務局の幹部人事は、生産国出身者と消費国出身者の地域バランスなどを考慮の上決定される。						
・事務局長ポスト(ASG相当)については、生産国出身者と消費国出身者がローテーションで就任する原則があり、2026年3月現在は生産国(マレーシア)出身者が事務局長を務めている(任期:2022年2月～2028年1月)。						
・3つの次長ポスト(D1相当)のうち、森林経営部次長ポストについては、2021年3月まで10年近くにわたり日本人職員が務めていたが、その後幹部ポストに日本人はいない。引き続き日本人幹部ポストを含むポスト獲得に向けて、空席ポストに適当な人材の応募を国内外で勧奨しつつ、広報活動によりITTOの知名度の向上を図り、外務省及び林野庁の幹部からの働きかけを行うなど、努力を継続している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連環境計画(UNEP)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連環境計画(UNEP)	
3 拠出先の概要	
UNEP は 1972 年6月の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議(決議 2997(XXVII))に基づき設立。本部所在地はナイロビ(ケニア)。地域事務所はバンコク、ジュネーブ、パナマシティ、ワシントン D.C.、マナマ。最高意思決定機関は国連環境総会(UNEA)。加盟国数は 193(国連加盟国数)。 UNEP は国連において環境分野を唯一専門的に扱う政策立案・総合調整機関であり、主な業務として環境問題に関する国際協力を促進するための課題設定及び政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示及び政策実施報告の査収、科学・学術専門機関に対する知見と情報の提供の促進、開発途上国などにおける国内外の環境政策が及ぼす影響のレビューなどを行っている。昨今、環境分野への取組が様々な国連機関で取り扱われており、国連機関間の相互補完及び重複の回避については UNEP による調整で解決に至る例が少なくない。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNEP の事務局運営や主要な活動に使用される環境基金への拠出。これにより UNEP 事務局の適切な運営が図られ、環境関連条約や他の国際機関と連携しつつ、国際社会の地球環境問題対策への取組が促進される。(UNEP には他に加盟国による分担金や義務的拠出金はなく、この拠出金を実質的なコア予算拠出である。)	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	37,822 千円
2025(令和7)年度の日本の環境基金(コア予算)の拠出順位は 14 位(環境省からの拠出金 154,350 千円も含む)。令和6年度は 14 位、令和5年度は 15 位、令和4年度は 14 位であった。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部、在タイ日本国大使館、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁

栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組(施策レベル)」、「個別分野 2: 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「日本主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけられている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNEP は環境分野を扱う唯一の国連機関であり、上記1-1(1)にいう日本主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進するにあたり、国際的な影響力の観点及び諸外国の協力の取り付けなどの観点で他の国際機関では代替不可能な機能を担っている。また UNEP には義務的拠出金・分担金がなく、環境基金への拠出が実質的にコア拠出にあたるため、UNEP の活動全般に対する拠出として、本件拠出は日本の地球環境への外交政策目標達成に貢献する上で非常に有用である。

UNEP は多数国間環境条約などの国際的な枠組みの策定過程で重要な役割を果たしてきている。最近では、特に海洋プラスチックごみ対策について、日本は 2019 年の G20 大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱するなど従来から国際的な議論を主導してきたが、2022 年3月の第5回国連環境総会において、プラスチック汚染対策にかかる条約交渉の開始が決定され、同年 11 月から 2026 年2月までに計7回の政府間交渉委員会(INC)が開催された。同交渉委員会は UNEP が事務局を務め、交渉参加国に対して専門的・技術的観点から情報提供を行い、条約文書の策定作業を継続して行っている。

日本として、海洋プラスチックごみ問題の解決のため可能な限り多くのプラスチックごみ排出国・消費国が参加する実効的かつ進歩的な枠組みにするよう同条約交渉を主導し、ルール作りを後押ししていく必要があるので、本件拠出を通じて同条約交渉の事務局を務める UNEP の強化などを図ることは、上記1-1(1)の目標実現の観点でも重要かつ不可欠である。

また海洋プラスチックごみ問題では、日本が提唱し主導している大阪ブルー・オーシャン・ビジョン及びその下での「マリン・イニシアティブ」(①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーション及び④能力強化に焦点を当てた開発途上国支援)を進める上でも、UNEP は事業実施主体などとして必要不可欠な役割を担っており、UNEP が公表した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの下で 2050 年までに追加汚染をなくすためのオプション」と題した報告書の中で同ビジョンの達成手法を示すなど、日本の目標実現にも貢献している。また、同分野における UNEP の活動は、大阪にある廃棄物管理に関する唯一の国際機関である国際環境技術センター(IETC)による活動とも相互補完的に推進が可能であり、また、日本からの二国間協力とも連携しつつ、海洋プラスチックごみ対策を効率的に推進していく役割を果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

最高意思決定機関である UNEA が原則2年ごとに開催されており、日本から閣僚級を含む政府代表団が参加し、閣僚級がスピーチなどを行うほか、UNEA で採択される各決議案についても、日本は主要国として各種意思決定に積極的に関与している。また、意思決定される事項の事前調整などを担う常駐代表委員会(CPR)及びその関連会合などが、UNEP 本部が所在するナイロビにおいて行われる際には、在ナイロビ国際機関日本政府代表が出席し、意思決定に関与している。2025 年4月から 2026 年3月まで、CPR は計4回、その下部機関である CPR 小委員会は計 27 回開催された。なお、2025 年1月から在ナイロビ国際機関日本政府代表部が開設され、UNEA における議論のリードなど、日本としてナイロビで行われる UNEP の議論に一層体制を強化して関与している。

次回 UNEA8は 2027 年 12 月開催予定であるが、前回 UNEA7(2025 年 12 月8日～12 月 12 日)では、土居環境省地球環境審議官及び松浦駐ケニア日本国大使・在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使が日本側代表団の首席代表を務め、土居環境省地球環境審議官が閣僚級会合でナショナルステートメントを実施したほか、循環経済や保健に関するリーダー対話などのイベントへ参加し、日本の取組について発言した。松浦在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使がアジア太平洋地域グループ議長として定期的に地域会合を開催し、地域グループ内の意見調整におけるリ

リーダーシップを発揮した。また、同代表部書記官が共同議長として決議案の議論のまとめ役を務めた。決議については、UNEA7の前週から開催された第7回公開常駐代表委員会(OECPR7)から日本参加者が決議案の交渉に臨み、日本の意向を反映させた。また、日本は、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」をパナマと共同で提案し、提案国として各国との協議を重ね、決議内容の調整を含めたリーダーシップを発揮した。閣僚宣言「強靱な地球のための持続可能な解決策の促進」においては、文言の交渉過程において日本の考えを反映させ、日本として重視する多国間環境条約等の実施におけるシナジー（相乗効果）の極めて重要な意義を再確認する内容が含まれた。

海洋プラスチックごみ対策の条約交渉(2022 年～継続中)では、小野環境省参与(就任時は同省地球環境審議官)が同条約の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)の議長を支えるアジア太平洋地域代表としてビューローに参加するとともに、アジア太平洋地域会合のリードや同地域内での各国との調整など積極的に関与を行っている。また 2026 年2月に政府間交渉委員会(INC)の新議長が選出されたことを受け、早期の交渉妥結に向けて、同年3月に日本主催で非公式少数国会合を開催し、中村外務省地球規模課題審議官が議長を務めた。

また、日本と UNEP との間では定期的に政策対話が実施されており、2025 年は 10 月 14 日、アンダーセン UNEP 事務局長と土居環境省地球環境審議官の間で開催された。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等（提出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・提出先との間での要人往来、政策対話

- ・2025 年7月、中村外務省地球規模課題審議官のナイロビ訪問時のアンダーセン事務局長との協議の際、同事務局長から日本からの資金・人材面での継続的な支援への深い感謝が示された。
- ・2025 年 10 月、アンダーセン事務局長が訪日し、土居環境省地球環境審議官などと政策対話、中村外務省地球規模課題審議官との協議を実施。UNEP の活動状況や海洋プラスチックごみ対策の条約交渉にかかる近況などを説明するとともに、日本からの資金・人材面などでの継続的な支援への深い感謝が示された。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

UNEP は日本の企業、大学・研究機関、財団法人などと幅広く協力し、日本・UNEP が共に裨益する取組を実施している。

- ・UNEP のアジア太平洋地域事務所が事務局を務める東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)は、大気環境モニタリングに関するセミナーを一般財団法人アジア大気汚染研究センター(新潟)と共催で多数開催し、国立環境研究所などの日本人研究者が有する先進技術などのアピールの場として機能した。
- ・2025 年6月 19～20 日、中国・蘇州において、UNEP 金融イニシアティブ(UNEP Finance Initiative: UNEPFI)がアジア太平洋地域ラウンドテーブルを主催。UNEP FI には、日本の銀行 11 行および保険会社3社が参加している。
- ・2025 年9月、アガルワル＝カーン UNEP 産業経済部局長が来日し、大阪・関西万博に参加。同氏は公益財団法人地球環境センター(GEC)が主催する循環経済関連イベントへ参画したほか、国際協力機構(JICA)、地球環境戦略研究機関(IGES)、複数の日本企業との意見交換が含まれ、循環経済および持続可能な廃棄物管理の推進に向けた、UNEP と日本の官民パートナーとの更なる協力が模索された。
- ・同じく関西万博にて、UNEP は大阪市、GEC と協力し、中高生向けイベントを開催。
- ・タイ及びフィジーを主としたプラスチック汚染削減・管理に向けたプロジェクトにおいて、下記を実施
 - タイ及びマレーシアの政府関係者を日本に招へいし、研修ワークショップを開催。同ワークショップでは、多数の日本企業、学術機関などが専門家として講義を行った。
 - 経済研究所(ERIA)および IGES がプロジェクト内のイベントにて登壇。
 - 使用済み再生プラスチックに関する調査研究での日本企業との協力。

・IGES の協力の下、温室効果ガスの排出量と、気候変動に関する国際的な目標に必要な削減量との間のギャップなどを評価した排出ギャップ報告書、気候変動適応策の計画・実施・資金動員に関する進捗報告と評価を提供している適応ギャップ報告書を日本語に翻訳・出版。

・その他、UNEP は一部オフィス内の機材調達先に日本企業を使用、また、複数の日本企業と個別の対談を設け、特にごみ・廃棄物処理・汚染物質・廃棄物処理の分野において、今後の連携について協議を進めている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連環境計画(UNEP)拠出金は、UNEP の事務局運営や主要な活動を実施することで「健康で繁栄する強靱な人々と地球」の実現を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である環境問題を含む地球規模問題への取組に貢献することを目標としている。

UNEP は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNEP の活動は、中期戦略と作業計画に沿って実施される。

中期戦略(2022-2025 年)及び(2026-2029 年)

地球の直面する三大危機である気候変動、生物多様性の損失、環境汚染の解決に向けた取組を主な柱として掲げ、3つの戦略目標(①気候の安定、②自然との調和、③汚染のない地球)の達成により、2050 年までの地球の持続可能性を達成することを目指している。戦略目標に直接関連した3つのテーマサブプログラム(①気候アクション、②自然アクション、③化学物質・汚染アクション)を、2つの支援・情報提供サブプログラム(①科学政策、②環境ガバナンス)と、2つの可能にする(enabling)サブプログラム(①金融と経済の変革、②デジタル変革)を活用して推進することで、戦略目標の達成を追求した。現在は 2026-2029 年の中期戦略に沿って活動を実施している。

作業計画

戦略目標の達成を示すインパクト、7つのサブプログラム推進によるアウトカム、達成状況の評価指標及び目標値、関連する SDGs の指標を定める。インパクトの達成状況を中期戦略終了時、アウトカムの達成状況をプログラム成果報告書(PPR)として毎年、加盟国に対して報告することとなっている。前中期戦略(2022-2025 年)のために 2022-2025 年用の作業計画、現中期戦略(2026-2029 年)のために 2026-2027 年用の作業計画が作成されている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2025 年8月に公表した 2024 年1月～2024 年 12 月のプログラム成果報告書(PPR)によれば、地球が直面する三大危機(気候変動・生物多様性の損失・汚染)への対応として作成された中期戦略(2022-2025 年)と作業計画(2022-2025 年)に基づき、3分野の戦略目標(気候安定、自然との共生、汚染なき地球)の下で、7つのサブプログラムでの各達成度(作業計画上の期待達成目標に対する達成度で100%を上限とする)が報告されている。サブプログラムは、①気候アクション 100%、②自然アクション 100%、③化学物質・汚染アクション 50%、④科学政策 100%、⑤環境ガバナンス 100%、⑥金融と経済の変革 100%、⑦デジタル変革 100%。全体の達成度は 93%(2023 年の同達成度は 83%)。

7つのサブプログラム別の 27 の個別指標の達成度は、25 の指標において 100%以上となっている。サブプログラム全体として 100%を超えたものについては、上述の達成度では目標に達したものとして「100%」の記載としている。（各個別指標の達成度は、Programme Performance Report 2024 (<https://wedocs.unep.org/items/29e6940b-7a22-43b7-9048-10e332d85eac>) Annex 1 に掲載。) 以上より、今次評価期間中に発表された成果報告書によると、UNEP の取組は、おおむね 100%の成果を達成している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**: 1月から12月
- ・**決算報告書の受領(先方公表)年月**: 2025年7月(日本の2024年度拠出分)
- ・**決算状況**: UNEP の2024会計年度: 収入: 73,875 千米ドル、支出: 103,885 千米ドル、差額: -30,010 千米ドル(環境基金で余剰となった額は国連会計検査委員会(BOA: Board of Auditors)の報告書に記録され、累積資金残高として国連の「財務規則」及び「資産運用ガイドライン」に準拠し運用されている。2024会計年度末は、73,746 千米ドルが累積資金残高として次期会計年度に繰入れられた。)
- ・**外部監査** 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、結果: 2024年度のUNEPの財務記録には重大な誤り、欠落、または虚偽の記載は確認されなかった。
- ・**その他** UNEPの会計システムは国際公会計基準に準拠しており、会計活動は国連の規約に基づき実施され、監査は国連会計検査委員会(BOA)によりUNEPの活動全体を対象として行われている。決算報告書(Financial report and audited financial statements(A/80/5/Add.7))は拠出先機関全体の決算をカバーしており、日本のコア拠出(外務省及び環境省の拠出分)は環境基金にあたるため、決算状況には環境基金の状況を記載。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- 2023年末までの勧告で未完だった40件の勧告のうち、24件が実施済み、10件が実施中、6件が事態の進展により無効になった。
- 2024年度の決算報告書においてBOAはUNEPに対して、財政・予算管理、プログラム・プロジェクト、パートナーシップ、調達、人的資源に関する17件の勧告を行った。
- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
16	16	19	17	19	2	780

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数	(参考)
---------------	------

						全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	1	2	1.67	2	0.33	63
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】						
UNEP では、日本人 JPO を正規職員として採用するために、JPO の持つスキルや経験に合ったポジションに応募することを薦めており、選考の過程で UNEP はこの点を積極的に考慮しているとされる。また、近年、地域レベルでの UNEP の活動が拡大していることから、今後、地域事務所での職員の需要の増加が見込まれ、JPO が採用される機会につながると考えられる。2025 年以降新たに、本部(1名)、バンコク(1名)、ニューヨーク(2名)で JPO が採用された。また、UNEP は専門職員や JPO を目指すトレーニングステップとして、コンサルタントのポジションで日本人職員を積極的に受け入れている。						
日本側の取組として、2024 年に在ナイロビ国際機関日本政府代表部が開設され、日本としてナイロビで行われる UNEP の議論には今後一層体制を強化して関与している。2025 年 10 月には、中村地球規模課題審議官から、UNEP における日本人職員の幹部登用につき働きかけた。						
上記1-3に示した協議などの機会も利用し、UNEP における日本人職員の採用についても直接働きかけを実施している。2021 年に国連事務総長は UNEP オゾン事務局長(D2)に日本人職員を指名した(現在も継続)。2024 年 5 月に生物多様性条約事務局首席調整官(D1)の日本人職員も着任している。						
外務省は、将来国際機関への就職を希望している人材を、UNEP関連業務を担当する任期付職員として本省(1名)及び在ナイロビ国際機関日本政府代表部(1名)での勤務のためそれぞれ採用し、業務に従事させている。これらの人材には、UNEP関連業務を通じて得た経験や人脈を更に発展させ、今後国際機関において活躍することが期待される。						
【拠出先が定める望ましい職員及びその達成状況】						
アンダーセン事務局長によれば、UNEPの全職員数が約800名であり、加盟国が193あることに鑑みて、日本人職員の割合は既に非常に大きい、JPOや実力のある日本人職員の派遣に感謝するとしつつ、シニア・プロフェッショナル・オフィサーの枠組みによるミッドキャリアの人材派遣も有益である由。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称
国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター(IETC)拠出金
2 拠出先の名称
国連環境計画(UNEP)
3 拠出先の概要
国連環境計画(UNEP)の内部機関である国際環境技術センター(IETC)は、1990年のG7ヒューストン・サミットを契機に日本政府が主導して誘致し、日本とUNEPとの設立協定に基づき1992年に大阪市に設置された、地球規模課題の一つである廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関である。IETCは日本国内に拠点を有する国際機関として、日本の優れた技術や政策的知見を、国際的な廃棄物管理・環境問題の解決に活かすための橋渡し機能を果たしている。 IETCは、「統合型廃棄物管理(ISWM)を基盤とした循環経済型廃棄物管理モデルの実現」を中核的ビジョンに掲げ、廃棄物の発生抑制から資源循環、適正処理に至る一連の政策・制度・技術及び資金動員を一体的に推進している。特に開発途上国において、政策立案、制度設計、能力構築、技術支援を一体的に実施することで、環境保全、資源効率、気候変動対策及び社会経済的包摂といった複合的課題の同時解決に寄与している。 近年、IETCは廃棄物管理の国際展開を加速させており、アジア、中南米、アフリカなどの地域において、10か国以上を対象に、国家及び都市レベルでの廃棄物管理戦略の策定支援、循環経済モデルの導入、インフォーマルセクターの統合、デジタル技術を活用した廃棄物管理の高度化などを支援している。特に、アジア(パキスタン、インドネシア、カンボジア、タイ、ブータン)、中南米(メキシコ、ブラジル)、アフリカ(レソト)などにおいてバランスよく取組が展開されている。また、2026年を期限とする12件の政策・戦略・対策の策定・実施を目標とし、目標の約3分の2に相当する進捗を達成している。IETCの取組は、制度設計と実装を伴う実践的支援であり、持続可能な廃棄物管理への移行を具体的に進展させている。 また、IETCは、多国間環境条約(バーゼル条約など)や化学物質に関する国際枠組み(GFC)において、科学的知見の提供及び政策助言を行い国際的なルール形成を支援するとともに、現在交渉中のプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定プロセスにおいても、世界各国の制度及び実施可能性に関する知見を提供し、国際交渉を技術面から支える役割を担っている。 さらに、IETCは、国連環境総会(UNEA)及びUNEP中期戦略において、「ゼロ・ウェイスト」及び循環経済の推進における中核的実施機関として位置付けられている。世界廃棄物概況(Global Waste Management Outlook)などの情報基盤の整備に加え、開発途上国におけるプラスチック廃棄物の管理・処理技術の課題やニーズと、日本を中心としたプラスチック廃棄物の環境面で適正な管理・処理技術情報を有機的に結び付けるためのデジタルプラットフォーム(各国のニーズと適切な技術・知見をマッチングし、政策立案及び事業形成を支援することを目的とする)の構築や政策対話の推進を通じ、科学政策の連携強化及び国際的意思決定への貢献を行っている。

加えて、IETC は、民間セクター、政策立案者及び一般市民を含む多様な利害関係者との連携を強化し、電子機器分野における循環経済の推進において、政策とマーケット(市場)の橋渡しを担うプラットフォームとしての機能を強化している。	
4 (1)本件拠出の概要 本件拠出は、国連環境総会(UNEA)の決議及び UNEP 中期戦略に基づき、UNEP を通じて IETC の技術協力信託基金に拠出し、IETC の専門職員の人件費を含むコア予算に充当されている。これにより IETC は、中核事業である統合型廃棄物管理(ISWM)を推進し、開発途上国における廃棄物の発生抑制、資源循環の促進、適正処理能力の向上に向けた政策立案、制度設計、能力構築及び技術支援を一体的に実施している。 近年は、国家・都市レベルでの廃棄物管理戦略の策定、循環経済モデルの導入、インフォーマルセクターの統合、デジタル技術の活用などを通じ、制度の構築と実装を支援している。 本件拠出は、日本が提唱してきた 3R 原則、循環経済及びカーボンニュートラルの理念を具体化する基盤であり、日本の環境分野の外交政策を実現する上で中核的な資金として機能している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等) 令和8年度当初予算額 47,638 千円 IETC 技術協力信託基金に対してコア予算を拠出しているのは日本のみ。2024 年について、イヤーマーク拠出を含む IETC への拠出全体に占める日本の割合は約 72%(令和6年度当初予算による外務省・環境省拠出分の合計 836 千米ドル及び外務省補正予算による事業への拠出 803 千米ドルを含む)で、第1位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館 国際協力局地球環境課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等) 本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。) 本件拠出は、日本の環境外交政策の中核的手段として、地球規模課題の一つである廃棄物問題及びプラスチック汚染対策に対する日本の国際的リーダーシップの発揮を具体化するものである。IETC は廃棄物管理を専門とし、大阪に拠点を置くことにより、日本の政策的関与を直接的に反映させることができる極めて稀有な国際機関である。 IETC の活動は、単なる技術協力にとどまらず、統合型廃棄物管理(ISWM)を軸とした国際的な政策枠組及び実施モデルの形成に寄与しており、日本が提唱してきた 3R や循環経済の理念を具体的な制度・政策として開発途上国などにおいて具体化する役割を担っている。近年、IETC は、国家及び都市レベルでの廃棄物管理戦略の策定、循環経済モデルの導入、インフォーマルセクターの統合、デジタル技術の活用などを通じ、制度構築支援に取り組んでいる。 IETC は、外務省補正予算による廃棄物管理分野での開発途上国支援事業の重要な実施機関となっており、日本の国際的プレゼンスを示しながら、IETC が安定的かつ効果的に事業を実施する上でも、本件コア拠出による専門職員の人件費を含む拠出の意義は大きい。

現在交渉中のプラスチック汚染に関する国際条約(INC)において、IETC が世界各国における廃棄物管理の実態分析、政策オプションの提示、実証的知見の提供を通じ、条約内容の具体化及び実施可能性の確保に貢献している。IETC は、日本を含む交渉参加国に対し、科学的知見を提供することで、交渉を技術面から支えている。また、パキスタン、タイ、カンボジア、インドネシア、ブータンなどにおける制度構築支援の成果は、国際交渉における具体的提案の裏付けとして活用されている。

また、本件拠出を通じ支援する IETC の活動は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」(注:2019 年の G20 大阪サミットで日本の提案により首脳声明に盛り込まれた)、「循環経済推進」、「カーボンニュートラル」といった日本の主要外交政策と整合しており、これらの政策を開発途上国において具体化することにより、日本の国際的影響力を強化している。廃棄物管理は温室効果ガス削減、大気・水質改善、資源効率向上などに直結する基盤分野であり、廃棄物管理の改善は気候変動対策(NDC)の達成にも寄与するため、IETC の支援は日本の気候外交の実効性を高めるための重要な手段にもなっている。

さらに、IETC は民間セクターとの連携を強化し、電子機器分野を含む循環経済の推進において、日本を含む世界各国の民間企業との協働や産業界との対話を行い、政策とマーケット(市場)の橋渡しを担うプラットフォームとしての機能を発揮している。電子機器分野を含む循環経済の推進では、世界的に日本が主導的役割を果たしている。

また、電気機器分野を含む循環経済の推進に係る取組に対しては、実施国政府及び地方自治体から高い評価と謝意が示されている。例えば、レソトは、2026 年3月に同国で行われた廃棄物管理に係る会合に関係閣僚が出席し、IETC の支援に対する評価と謝意を示した。また、メキシコは、国連環境計画常駐代表委員会(CPR)における発言や2026 年2月の関係会合において、環境天然資源省(SEMARNAT)から IETC の支援に対する謝意が複数回表明された。さらに、パキスタン、ブラジル及びカンボジアも、廃棄物管理戦略の策定支援や制度構築に関する技術的助言が各国の政策形成及び制度導入に直接的に活用されている。このように、IETC は、地方政府から国家レベルに至る政策対話及び制度設計プロセスに参加し、意思決定にも寄与している。以上のとおり、本件拠出は、日本の環境外交政策の実現に不可欠であり、廃棄物管理分野を専門とする唯一の国際機関である IETC は、他の国際機関や二国間協力では代替することができない明確な比較優位性を有している。結果として、IETC の取組は、複数国・地域における制度導入及び政策形成の進展として具体的な成果に結び付いており、国家及び都市レベルでの廃棄物管理能力の強化に直接的に寄与している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

IETC を所管する UNEP においては、最高意思決定機関である国連環境総会(UNEA)が原則2年ごとに開催されている。日本は閣僚級を含む政府代表団を継続的に UNEA へ派遣し、閣僚級によるスピーチの実施及び UNEA で採択される各種決議案の策定過程への積極的関与を通じ、IETC を含む UNEP の政策形成に対して実質的な影響力を有している。

2025 年に開催された UNEA においても、日本は、廃棄物管理及び循環経済の重要性を強調するとともに、IETC の統合型廃棄物管理における中心的役割の強化の必要性を発信し、廃棄物分野における IETC の位置付け及びプレゼンスの向上を後押しした。さらに、2025 年1月の在ナイロビ国際機関日本政府代表部の開設後、特に UNEP との緊密な意思疎通が可能となっており、2025 年12月にナイロビで開催された第7回国連環境総会における決議案の作成過程を含め、在ナイロビ日本政府代表部関係者が常駐代表委員会(CPR)及び関連会合に参画し、意思決定過程へ関与し、日本の政策的立場を反映する体制を確保している。

また、2025 年10月に訪日したアンダーセン UNEP 事務局長との間で開催した日 UNEP 政策対話においても、日本にとっての IETC の意義を踏まえ、効果的な協力のあり方について協議を行った。

日本は四半期ごとに IETC 活動報告書を受領し、プロジェクト実施状況、予算執行状況、人員配置、将来戦略などを定期的に把握していることに加え、必要に応じて具体的な意見や改善提案を伝達し、IETC の運営及び事業実施に対して継続的に関与している。この結果、日本の関心事項が事業内容や実施方針に反映されている。

また、日本は、UNEP 及び IETC と日常的かつ緊密な協議関係を構築しており、日本の政策的関心事項である 3R、循環経済、海洋プラスチックごみ対策、気候変動との統合的対応などが、IETC の活動の方向性に具体的に反映されている。IETC が日本のホストにより設置された廃棄物管理分野の唯一の国際的な機関であることは、日本が当該分野において UNEP 内で特有の発言力と影響力を有する基盤となっている。

このように、日本は、UNEP 全体の意思決定に関与する立場と、IETC のホスト国としての立場の双方を通じ、IETC に対する高い影響力及び発言力を制度的かつ実務的に維持・確保している。UNEP との日常的な意見交換や各種協議を通じ、日本の提案や指摘が IETC の意思決定プロセスに着実に反映される実績が蓄積されており、本件拠出はこうした UNEP に対する関与体制の維持・強化に不可欠な役割を果たしている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

日本政府は、IETC のホスト国として、要人往来、政策対話及び継続的なフォローアップを通じ、IETC の活動及び戦略に対して主体的に関与している。

2025 年9月にアガーワル＝カーン UNEP 産業・経済局長が訪日し、外務省、環境省、経済産業省、農林水産省、独立行政法人国際協力機構（JICA）などとの間で一連の政策対話及び意見交換が実施された。一連の対話では、日本の環境政策の方向性や IETC の役割強化の必要性について共有され、日本と UNEP の戦略的連携の強化が図られた。

また、2025 年 10 月に訪日したアンダーセン UNEP 事務局長との間で開催した日 UNEP 政策対話においても、日本の政策における IETC の意義を踏まえ、効果的な協力の在り方について協議が行われた。

さらに、日本政府は、UNEA、プラスチック汚染条約交渉（INC）、GFC などの国際的枠組みにおいて、廃棄物管理分野における IETC の重要性及び機能強化の必要性を継続的に発信しており、IETC の国際的プレゼンス向上を戦略的に後押ししている。

これらの取組により、日本は IETC の活動に対する単なる資金拠出国にとどまるのではなく、実施方針及び事業内容の双方に関与する主体としての役割を果たしており、本件拠出はこうした関与を可能とする基盤として重要な役割を果たしている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

大阪市をはじめとする地方自治体及び公益財団法人地球環境センター（GEC）との連携により、廃棄物管理及び循環経済に関する日本の都市政策・運営モデルを国際的に発信している。加えて、IETC は、大阪市が都市間協力を実施している海外都市においても活動を展開しており、都市間連携と国際機関による技術支援を組み合わせた形で、政策及び制度の実装を支援している。特に 2025 年の大阪・関西万博においては、同年9月の国際イベントやテーマウィークにおいて、日本の環境政策及び都市の取組を広く発信した。

日本企業とは、IETC は循環経済及び電子機器分野を含む循環経済に関する国際的な議論やプロジェクトを通じ、例えば、回収スキーム、リユース・リサイクル、設計や製造段階からの循環性確保などの日本の知見や技術及びビジネスモデルの国際的認知向上に貢献している。

大学及び研究機関との関係では、例えば大阪大学、大阪公立大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所などの研究・教育機関と連携し、2025 年度に講義・セミナーを 11 回実施し、科学的知見と政策実装を結び付けるとともに、将来の国際人材の育成にも寄与した。さらに、日本人専門家や研究者が国際会議やワークショップへ参加し、国際的議論に参画する機会を提供している。

さらに、2025 年9月には IETC は、BPC(Business Partner City)ラウンドテーブル大阪 2025 に参加し、アジア太平洋及び欧州の 11 都市・機関と共に、循環経済及び脱炭素に関する共同宣言の策定に貢献したほか、2026 年1月の大阪カーボンカンファレンス 2025 において政策と投資の連携に関する議論を主導した。

NGO・NPO 及び市民社会との関係では、環境教育や普及啓発活動を通じて、持続可能な消費・生産及び廃棄物削減に関する意識向上を図るとともに、日本国内における環境行動の促進にも貢献している。

これらの取組により、日本関係者は、海外都市における政策形成及びプロジェクト実施への参画機会を得るとともに、日本の技術・制度・知見を国際市場及び国際政策に反映させる機会を見いだしている。特に、循環経済及び廃棄物管理分野では、日本の制度及び技術が国際的な標準や実践モデルとして位置付けられることを通じ、日本企業の国際展開や市場機会の拡大へつながることが期待される。また、IETC は JICA と連携し、レソトにおける廃棄物管理分野の活動を共同で推進しているほか、ペルーにおける活動への JICA の参画についても協議を進めている。これらの取組を通じ、本件拠出の有用性・重要性は極めて高い。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関である IETC が、統合型廃棄物管理(ISWM)の国際的普及及び制度実装を推進し、日本の環境外交政策の実現に貢献することを目的とするものである。

IETC は、日本が提唱してきた 3R 及び循環経済の理念を各国の政策・制度として具体化し、さらにプラスチック汚染に関する国際条約交渉をはじめとする国際的議論に対し、実証的知見と政策提言を提供することで、日本の交渉力及び国際的影響力の強化に寄与している。

また、基準2のとおり、IETC は国家・都市レベルでの制度構築支援、知識基盤整備及び能力構築を通じ、資源循環、気候変動対策及び環境保全に資する具体的成果を上げている。基準3のとおり、決算管理及び行財政マネジメントも適切に行われており、評価対象期間中、不適切事案は認知されていない。基準4についても、4-1のとおり、日本による継続的な拠出は、日本人専門職員の活動及び日本の政策的影響力の維持に不可欠である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

IETC は、UNEP 中期戦略 2022-2025、2026-2029 及び国連環境総会(UNEA)の決議に基づき、統合型廃棄物管理(ISWM)を中核として、廃棄物の発生抑制、資源循環の促進及び適正処理能力の向上を通じ、循環経済及びカーボンニュートラル社会の実現に貢献することを戦略目標としている。その中で、IETC は、2026 年を期限とする 12 件の政策・戦略・対策の策定・実施を目標とする中、現時点でその約3分の2に相当する 10 件以上において、国家及び都市レベルでの廃棄物管理戦略の策定、循環経済モデルの導入などの支援を推進している。

また、IETC は、国連総会決議 77/161「ゼロ・ウェイスト推進」及び UNEP の化学物質・汚染対策サブプログラムにおいて、中核的な実施機関として位置付けられており、廃棄物管理に課題を抱える開発途上国などに対し、政策立案、制度設計、能力構築及び技術支援を一体的に提供することで、廃棄物管理分野における国際的な政策実装を推進している。加えて、IETC は、UN-Habitat(国連人間居住計画)とともに国連事務総長のゼロ・ウェイストに関する諮問委員会の事務局機能の一部を担うとともに、「国際ゼロ・ウェイスト・デー」の実施における共同主導機関として、国際的な政策対話及び広報を主導している。

さらに、IETC は、世界廃棄物概況(Global Waste Management Outlook)などの知識基盤の整備及びデジタルプラットフォームの構築を通じて、科学的知見に基づく政策形成を支援するとともに、国際社会における廃棄物管理の方向性を提示する役割を担っている。

IETC は、統合型廃棄物管理(ISWM)を基盤としつつ、循環経済及びゼロ・ウェイストの考え方を取り入れ、廃棄物管理の改善にとどまらず、資源効率の向上、温室効果ガス排出削減、環境保全及びインフォーマルセクターの統合を含む社会経済的包摂の実現を戦略目標としている。レソト、パキスタン、ブラジルなどにおけるパイロット事業を通じ、循環型廃棄物管理モデルの実証及び展開に寄与している。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

IETC は、統合型廃棄物管理(ISWM)を中核として、国家及び都市レベルにおける政策支援、制度設計、技術的助言及び能力構築を一体的に実施し、廃棄物管理分野における制度の実装を伴う取組を推進している。本件コア拠出は、これらの活動を担う専門職員の人件費を含むコア予算に充当され、IETC の継続的な実施能力及び知見の蓄積を可能としている。

IETC は、2026 年を期限とする 12 件の政策・戦略・対策の策定・実施を目標とする中、現時点でその約3分の2に相当する進捗を達成している。具体的には、アジア、中南米及びアフリカなど 10 か国以上において、国家及び都市レベルでの廃棄物管理戦略の策定、循環経済モデルの導入、デジタル技術の活用、インフォーマルセクターの統合などを支援しており、制度構築及び実装プロセスが具体的に進展している。

特に、パキスタン、カザフスタン、インドネシア、カンボジア、ブータンなどにおいては、IETC は、他の関係機関との連携の下、国家及び都市レベルでの制度設計及び政策形成支援を進めており、循環型廃棄物管理への移行が昨年よりもさらに具体的に進展している。とりわけパキスタンにおいては、パンジャブ州初となる地域レベルでの廃棄物管理戦略(2026-2040 年)の策定を支援し、廃棄物分別、インフォーマルセクターの統合及び排出削減を含む包括的な制度枠組みが構築された。

さらに、IETC は、世界廃棄物概況(Global Waste Management Outlook 2024。以下 GWMO 2024)の公表及びデジタルプラットフォームの構築を通じ、科学的知見に基づく政策形成を支える国際的な情報基盤を提供している。GWMO 2024 は、日本の廃棄物管理に関する政策及び技術的知見を含む世界の事例を収集・分析し、政策立案及び国際議論に資するデータ及び分析結果を提供している。また、デジタルプラットフォームについては、世界の廃棄物管理に関する課題やニーズと適切な技術・知見を結び付ける機能を有し、政策立案及び事業形成の支援を可能とする基盤として活用されている。これらの取組は、SDG 指標 11.6.1 及び 12.5.1 の向上並びに各国の国別削減目標(NDC)の達成に資するものであり、海外都市において制度導入及び政策形成の進展に寄与している。同プラットフォームは、外国政府の政策担当者及び関係機関による活用が進められており、政策立案及び事業形成における意思決定支援ツールとして機能している。

以上のとおり、本件コア拠出は、制度構築、政策実装及び知識基盤の整備を支援するための基盤として、IETC の戦略目標達成に直結している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度:1月から12月

・決算報告書の受領(先方公表)年月:2026年4月(日本の2024年度拠出分)

収入:833,130米ドル、支出:899,072米ドル、不足分については国連本部キャッシュプールに対する利子所得から配分する形で充当し、残余金無し。

・**決算状況**: IETC に対する日本からの拠出金は、UNEP 内部の個別信託基金として適切に管理されている。IETC は国際公会計基準 (IPSAS) に準拠した会計システムを用い、国連の財務規則及び手続に従い予算管理及び執行を行っている。また、日本に対しては、予算執行計画、四半期ごとの執行状況及び年度末報告が定期的に提出されており、資金の使途及び進捗の透明性が確保されている。

・**外部監査**: IETC は国連会計検査委員会 (Board of Auditors) の外部監査対象であり、監査結果は UNEP 全体の監査報告書に含まれる。

・**その他**: 内部監査については国連内部監査部 (OIOS) により適宜実施されている。評価対象期間において、IETC に関し重大な指摘事項は認められていない。

以上のとおり、本件拠出は、国連の標準的かつ厳格な会計・監査制度の下で適切に管理されており、財務面における透明性及び信頼性は十分に確保されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)

・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** 該当事案なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況 (専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減 (日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数 (日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	4
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	2
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1) 及び 4-1(2) の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

IETC における日本人職員数は過去数年間おおむね横ばいで推移しているが、その人件費の大部分が本件拠出により賄われており、本件拠出は日本人職員 (国際職員及びローカル職員) の雇用維持及び活動基盤の確保に不可欠な役割を果たしている。

一方、国連全体における財政制約や組織再編の影響を受け、IETC における人的体制は最小限に抑制されている。このような中、今後の活動の拡大及び国際的影響力の一層の強化に向けては、安定的かつ十分な人的基盤の確保が重要であり、IETC の機能強化及び戦略的役割の拡大を見据えた日本人職員増強に向けた支援のあり方を引き続き検討していく。

IETC は廃棄物管理を専門とする唯一の国際的な機関であり、日本人職員は、政策助言、国際交渉支援、プロジェクト実施及び対外発信において中核的役割を担っている。特に日本人専門職員の存在は、組織運営及び戦略形成において日本の政策的視点を反映させる上で重要であり、日本の環境政策の方向性を国際的な意思決定及び事業実施に反映させる役割を担っている。

【ASG相当以上の重要ポスト獲得状況】

該当なし(※IETCは小規模専門機関であり、組織構造上ASGポストは設置されていない)。

【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】

日本は、IETCにおける日本人職員の確保・維持に向け、本件拠出による人件費支弁、JPO制度の活用、事務レベルでの採用働きかけなどを継続的に実施している。また、四半期報告及び日常的な協議を通じ、必要に応じて日本人職員の配置及び採用に関する意見交換を行っている。IETCは、日本人職員の専門性及び貢献を高く評価しており、重要業務への配置及び責任ある役割の付与を通じ、実質的な昇進機会を与えるよう配慮している。

【拠出先が定める望ましい職員及びその達成状況】

UNEPは地理的均衡を考慮した職員配置を原則としているが、近年は国連全体における財政制約及び組織再編の影響により、新規ポストの創出や昇進機会の拡大が制約されている。このような状況の中においても、日本人職員は高い専門性を背景に重要な業務を担っており、質的観点からのプレゼンスは維持されている。

【その他評価に値すると考えられる事項】

国連全体において財政制約や機能分担見直しの議論が進む中、日本人職員の新規採用や昇進は構造的に困難となっているが、本件拠出によりIETCの機能及び専門人材が維持されることで、日本の政策的影響力を国際的に確保する基盤が維持されている。日本による継続的な本件拠出は、日本の環境外交を支える人的基盤の維持という観点からも極めて重要である。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B-

b

c

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金	
2 拠出先の名称	
ワシントン条約(CITES)事務局	
3 拠出先の概要	
ワシントン条約(CITES:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)は、1973年3月3日にワシントンD.C.(米国)で採択され、1975年7月1日に発効。過度な国際取引による影響から絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的とする。2026年3月現在、締約国は185か国及び欧州連合(EU)。日本は1980年11月4日に締約国となった。CITES事務局はスイス・ジュネーブに所在する。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、開発途上国による多数国間環境条約上の義務の遵守や取組を促進させるため、条約事務局や国際機関などによる締約国会議や関連会合の開催、開発途上国の能力開発のためのプロジェクト実施などを支援し、持続可能な開発の実現に資することを目的とする。近年は、ワシントン条約の締約国会議などの場において、合法的な象牙国内市場を有する日本が名指しで非難されるなど、科学的な根拠に基づかない国際的批判があることから、本件拠出を用いて国際的なゾウの密猟対策に貢献し、ゾウの生息数減少の根本的な原因である生息地における密猟対策に貢献することで、日本に対する誤った認識を改めさせるとともに、プロジェクト終了時の式典や締約国会議(COP)において、日本の貢献を示すことで、ゾウの保全と持続可能な利用を巡る日本の立場や姿勢を明確化し、プレゼンスの拡大を図っている。なお、近年は、本件拠出としては、CITES事務局のMIKEプログラム(ゾウ密猟監視プログラム)のみに拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	7,562 千円
令和7年度当初予算額	7,500 千円
令和6年度当初予算額	6,950 千円
2025年10月時点:	
任意拠出金総額:5,436,305(米ドル)	
日本拠出順位:8位(0.91%)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件抛出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」、「測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」ための達成手段の一つと位置づけられている。(令和6年度外務省政策評価書) 具体的には、近年では合法的な国内象牙市場に対する批判などにしかるべく反論できるよう、CITES の枠内で MIKE プログラムに抛出することなどにより、日本の多数国間環境条約遵守への貢献を示し、日本外交の重要分野の一つである地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことである。

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

上記1-1(1)のとおり、本件抛出は日本外交の重要分野の一つである地球環境問題の解決への積極的な取組を内外に示すとともに、日本に対する誤った認識を改めさせることを目的としている。また、多数国間環境条約の締約国のうち、特に開発途上国による条約の遵守・実施促進は、持続可能な開発目標(SDGs)の生物多様性、森林、海洋など環境関連の目標を実現し、地球環境問題の解決にとり重要と考えられる。

近年は特に、日本の貢献が望ましい分野である生物多様性の保全、特に野生生物の密猟・違法取引対策において本件抛出を実施している。具体的には、CITES 決議(Conf. 10.10 (Rev. CoP19))がゾウの生息国におけるゾウの適切な管理や保護の必要性を明記していることより、CITES の枠内で実施される MIKE プログラムに抛出している。開発途上国政府による CITES の遵守と実施を支援することは、条約遵守促進と生物多様性保全の観点からも極めて重要である。近年、CITES 締約国会議などの場では、日本の合法的な象牙市場の閉鎖を求め日本が名指しで非難されるなど、批判が繰り返されている。2025 年 11 月に開催された CITES 第 20 回締約国会議でも、一部の西アフリカ諸国から合法市場の存在は象牙取引のロンダリングを惹起するなどの主張がされ、日本の国内市場の閉鎖を求める決議案が提案された(同会議において、国内市場の規制は各国の責任で対応すべきなどの反対意見が多数を占め、決定案は不採択)。このような批判への対応とし、締約国会議での主張のみならず、日本の積極的な野生動植物の違法取引規制への取組を示すことが重要であり、本件抛出は実際に締約国会議やその他の国際的な場面において、日本の取組をアピールするための根拠となっている。このほか、国内外のメディア関係者に象牙問題に関する日本の立場の説明・働きかけを行うに当たっても、本件抛出により CITES のプログラムへの支援は、有効な材料となっている。過去には、ルワンダにて、令和2年度当初予算にて抛出(55,371 米ドル(約 610 万円))したプロジェクト(ルワンダ火山国立公園におけるゾウの生息調査、密猟監視機材の設置及びレンジャーの人材育成等)終了時の式典でルワンダ側から、日本政府の支援に対する謝意と今後の保全活動の強化について述べられた。また、令和6年度当初予算からの抛出(50,000 米ドル(約 6,950 千円))は、MIKE がセネガルにて開催した「西アフリカにおける MIKE 準地域運営委員会会合」の実施及び旅費支援として執行され、参加国のみならず、同年 11 月に開催された COP20 においても日本の MIKE プログラムへの協力についても言及があり、他の締約国にも認識され、日本のプレゼンスが確保された。同会合には在セネガル日本国大使館次席館員が出席し、日本の立場及び MIKE プログラムを通じた日本の貢献について説明を行った。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

近年の抛出先である CITES 事務局との関係では、MIKE プログラム全体の実施状況の報告なども行われる CITES の最高意思決定機関として締約国会議(COP)が、通常3年に1回開催されている(COP20 は 2025 年 11 月にウズベキスタン(サマルカンド)で開催。次回 COP21 は 2028 年にパナマで開催予定)。COP には日本は毎回参加し議論に積極的に貢献している。COP の会期間には、常設委員会が CITES の履行に関して重要な役割を果たしており、日本は、

本件拠出も含めた日本の野生生物保護に対する貢献が評価され、COP19 にて常設委員会のアジア地域代表メンバーに選出された。締約国会議や常設委員会の場合を活用して、日本の MIKE プロジェクトへの貢献も含め発信し、CITES での意思決定に本件拠出を反映している。また、本件拠出にあたり、CITES 事務局長及び関係部局関係者と日常的に連携しており、こうした連携は日本と CITES 事務局との意思疎通の強化にもつながっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

本件拠出に関する連絡も含め、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、CITES 事務局と日常的に意見交換や政策的な対話を行っている。2025 年2月の第 78 回常設委員会(SC78)出席の際、外務省出張者と在ジュネーブ国際機関日本政府代表部部員が事務局と MIKE プログラムの課題や予定について意見交換を行った。また、2025 年8月の中村外務省地球規模課題審議官のジュネーブ出張の機会にイゲーロ CITES 事務局長と、MIKE プログラムへの拠出の在り方も含め意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

CITES 動物委員会には通例、日本から委員が 1 名選出されており、2019 年6月からは寺田佐恵子・大阪公立大学農学部緑地環境科学科助教が委員代理を務めている（2025 年 11 月再任）。また締約国会議及び常設委員会には日本から多くの NGO もオブザーバーとして参加しており、COP20 には9団体が、SC78 には5団体がそれぞれ参加した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金は、ワシントン条約（CITES）事務局が拠出金による事業を行い、多数国間環境条約の実施支援により合法的な国内象牙市場に対する批判にしかるべく反論ができるよう、日本の自発的拠出によって条約事務局に日本が重視する分野の案件を実施させることで、条約履行促進を通じた中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」の達成に向けた貢献及び日本の国益増進の双方が実現できている。ワシントン条約（CITES）事務局は、基準2のとおり、野生動物保全担当者の能力強化やゾウの保護活動などで効果を上げている。また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲において、3-2のとおり、評価対象期間における財務的な課題はないものの、実施国の状況が大きな要因で遅延及び終了できない事業もある。また、3-2のとおり、評価対象期間における不適切事案の認知はない。基準4については4-1のとおり、状況である。

近年の拠出先となっている CITES は野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを活動目標としており、生物多様性保全において重要な役割を担っている。また本件 MIKE プログラムへの拠出は、CITES 事務局ホームページに掲載されており、日本の生物多様性への貢献が目に見える形で広報されるなど、日本の野生動植物の違法取引対策への積極的な姿勢をアピールできている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出先である CITES の MIKE プログラム(評価対象期間中の事業の経緯は概要以下のとおり)は、外務省ホームページでの広報のほか、CITES 事務局ホームページに掲載されており、日本の野生動植物の保護及び生物多様性保全への貢献が目に見える形で広報されている。[\(ワシントン条約ホームページ\)](#) MIKE プログラムは、全体としては、ゾウ生息国におけるゾウの保全や密猟対策に関する政策決定に必要な情報提供、保全、能力開発などを通じてゾウの個体群の長期的管理を行うための行政能力を構築する成果を上げてきているが、事業の実施の遅延や取りやめが生じているところ、CITES 事務局と密に連絡をとり対処してきた。しかしながら、CITES・事務局側の人員規模の縮小や事業実施国側(Implementing Partner)の実施体制上の問題から、現場での事業実施とモニタリングの難しさが確認された。

(1)【今次評価対象期間内に完了した事業】

令和6年度 西アフリカ地域会合開催支援

(2025 年 10 月実施済)

目標・期待される成果

「西アフリカにおけるワシントン条約 MIKE 準地域運営委員会(SSC)会合」の開催を支援することにより、西アフリカ準地域 11 か国の野生動物保全担当者の能力強化と、ゾウ保全の取組の実施に係る課題の分析を図り、同準地域におけるゾウの管理と保護の改善に寄与することを目的とする。

現状

2025 年3月に拠出し、2025 年 10 月に、セネガルにて同会合が開催された。西アフリカ準地域 11 カ国より、21 名が参加し、MIKE プログラム活動の進捗状況、各国が直面している課題、地域的な優先事項について議論され、同地域関係者の能力構築に寄与した。

(2)【実施継続中の事業】

ア 令和3年度 ボツワナ(セロンガ地区)におけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクト

(2026 年6月終了予定)

目標・期待される成果

同地区では、2020 年以降、ゾウの大量死が大きく取り上げられている。バクテリアによるものとの発表もあったが、病死か密猟などによるものか死因調査を行い、病死については病気の調査を行うことでゾウの保護を図る。また象牙の適正な回収により密輸を防止する。

現状

2022 年1月に拠出したが、現地事情によりプロジェクト実施に遅れが生じ、期間を延長して実施中。2025 年5月時点の CITES 事務局からの報告によれば、これまでに合計 272 本の牙が回収され、適切な形で洗浄、計量、マーキングされた上で、象牙保管所に保管された。プロジェクト対象地域における象牙の確保・回収を通じ、象牙の違法取引に関連するリスクの削減に寄与したものと評価できる。他方、病気の調査については、実施時期が雨期に入り現地活動が困難になり、またボツワナ政府内の担当者の不在により、活動が進まず、本事業を終了することで進めている。現在、事業実施国からの最終報告書の提出を待っている状況である。

イ 令和5年度 ジンバブエ(中央ザンベジ地域マロンゴラ地区)における調査・科学研究センターの建設支援
(2026 年5月終了予定)

目標・期待される効果

ジンバブエの中央ザンベジ地域マロンゴラ地区において調査・科学研究センターを建設し、ゾウなどの野生動物の密猟監視能力の向上を目的とするもの。

現状

2023 年3月及び5月に拠出したが、2025 年5月時点の CITES 事務局からの報告によれば、資材や人件費などの高騰により案件を進めるための予算が不足し、不足額を補うための財源を見つけることができず、事業の実施に大幅な遅れが生じていたが、事務局より計画を変更し実施終了の手続きを実施中である。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

本件拠出は、CITES のコア予算外予算(QTL)に組み入れられ、事務局によりノンコア拠出として拠出された全額の一覧が公表されるとともに、毎年、監査を経た後、同予算全体の収支状況などが公表される。また締約国会議においてQTLを含めた予算全体が議論される。2025 年 11-12 月に行われた締約国会議では国連予算財政局による最新の収支及び資産に関する暫定報告書が提出され、承認された。また、評価対象プロジェクトについては、終了後に各々事業報告書が送付されることになっており、現在提出を待っている。

監査: 直近3年度分については、本件拠出対象の MIKE プロジェクトのみについての監査は行われていない。

その他: 日本は CITES の常設委員会のアジア地域代表になっており、今後とも本 MIKE プログラムを含め適切な財政状況が保たれるよう留意している。なお、MIKE プロジェクトを含む CITES 事務局については、3-2 に記載のとおり、予算計画や執行状況などにつき監査を受け、特段指摘事項はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

遅延及び終了できないプロジェクトは、実施国の状況が大きな要因である。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 特段なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	29

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.3	1	0.7	7

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

本件拠出は特定の国際機関などを対象としたものではないことから、日本人職員増強にはなじまない。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界資源研究所 (WRI) 拠出金	
2 拠出先の名称	
世界資源研究所 (WRI)	
3 拠出先の概要	
WRI は 1982 年設立のエネルギー、気候変動、森林、水、食料、都市などに関する世界的な研究を行う非営利団体であり、ワシントン D.C.(米国)に本部を置く。WRI は、現在では、ノルウェー主導で 2018 年に立ち上げられた「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル(海洋 HLP)」の事務局も務めている。海洋 HLP は、日本を含む 19 の沿岸・海洋国家の政府首脳自身がメンバーを務める有志国の枠組みであり、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け貢献することを目的として、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築などに向けた議論を行い、海洋分野における国際的取組を主導している。日本については、海洋 HLP が立ち上げられた際、ソールベルグ・ノルウェー首相による安倍総理大臣への働きかけもあり、総理大臣自身が海洋 HLP に名前を連ねることとなり、以降、歴代総理大臣がメンバーを務めている。海洋 HLP を支える機構として、有識者による専門家グループや、ビジネス界・NGO・市民社会などの関係者によるネットワークが活動を行っており、WRI はこうした海洋 HLP 活動全体をとりまとめる事務局として機能している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
WRI は、海洋 HLP による上記目的の達成を支援するため、海洋 HLP のメンバー国などからの拠出金などにより、政府・民間・市民社会などによる取組を促進すべく、①メンバー各国の海洋分野における優先課題の特定、②各種関連国際会議での海洋に関するアジェンダ・セッティング及び働きかけ、③持続可能な海洋実現のための国際的・地域的協力の推進、④科学的知見の提供、⑤戦略的なコミュニケーションやアウトリーチの実施を行っている。また本件拠出などを通じて、2030 年までに全ての沿岸・海洋国家が持続可能な海洋計画の下、自国の領海を持続可能な形で管理することを推進する「Ocean Action 2030」イニシアティブに取り組んでいる。本件拠出は、WRI において数あるプロジェクトの一つとして位置付けられている海洋 HLP 事務局の活動に対してのみ使用されるもの。 なお、海洋 HLP は年に1回首脳会合を開催し、首脳レベルでの持続可能な海洋経済に向けたコミットメントを示す機会を創出しており、同会合の開催費用も本件拠出から拠出される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	7,189 千円
WRI の 2025 年会計年度(2024 年 10 月～2025 年9月)においては、令和6年度(2024 年度)当初予算額 11,000 千円を拠出。日本の当該拠出が同会計年度における海洋 HLP 予算に占める割合は5%、拠出順位は6位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力：政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

持続可能な海洋経済の構築を含む海洋環境の保全は、SDG14(持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する)に深く関係するものであり、国際社会が連携して取り組むべき課題として近年国際的関心を集めている。例えば、G7は海洋を継続的に取り上げており、2025年3月の「海洋安全保障及び繁栄に関する G7 外相宣言」においても海洋環境への取組の重要性が改めて確認された。また、国連は SDG14 達成のため国連海洋会議を開催してきており、2025年6月の第3回国連海洋会議(UNOC3)を通じて機運の一層の高まりが見られた。

WRI が事務局を務める「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル(海洋 HLP)」は、海洋に関する幅広い課題を議論する枠組みであり、毎年首脳レベルでのコミットメントを確認してきている。このようなハイレベルでの海洋環境に特化した枠組みは他に例を見ない。また、海洋 HLP のメンバー19 か国の首脳の補佐役として各国が「シェルパ」を置き、定期的に海洋 HLP シェルパ会合が開催され、海洋に関する国際的な取組を推進している。

海洋 HLP は海洋に特に強い関心を有する国で構成されているため、パネルでの議論において日本の取組や意見を紹介することにより、その結果を様々な海洋関連の国際会議において効果的に反映することが可能となる。2025年9月の首脳会合では、日本は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」(注：日本の提案により2019年のG20大阪サミットの首脳宣言に盛り込まれた、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すというG20の共通認識)の提唱国として、プラスチック汚染に関する条約の交渉を早期に妥結させることを重視しており、対話により交渉の着地点を見つけるべく、協力して取り組んでいく旨、また、日本は人の手を加えることで豊かな海の実現を目指す「里海づくり」の一環として、温室効果ガスの吸収源となるブルーカーボンに関する取組を推進していることを紹介しつつ、国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議(COP30)に向けて日本として尽力していく旨発信した。2025年12月には、アラブ首長国連邦(アブダビ)でシェルパ会合が対面で開催され、日本の海洋関係の取組をメンバー国に効果的に紹介し、関心が示された。また、WRI から、日本を含むメンバー国からの提出額が紹介され、謝意表明があった。

海洋 HLP は WRI と協力しつつ、2025年度には、アワ・オーシャン会議、COP30などの環境関連国際会議において、サイドイベントなどを開催し、海洋アジェンダの推進に貢献した。

上記のとおり、本件提出は上記 1-1(1)の目標の実現に大きく貢献し得る行動を促進するものとなるとともに、G7などの枠組みにおいても海洋が注目を集める中、日本の海洋分野での国際貢献を示すものとなる。同海洋 HLP は、2030年までにすべての沿岸・海洋国家が持続可能な海洋計画の下、自国の領海を持続可能な形で管理することを推進することを掲げており、こうした取組に本件提出を通じて日本が積極的に取り組むことで、中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」の達成に寄与するものとなっている。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

現在、高市総理大臣が海洋 HLP のメンバーを務め、外務省地球規模課題審議官がシェルパを務めている。日本は、WRI が開催する海洋 HLP 各種会合にメンバー国として積極的に参加し、意思決定プロセスに参画している。日本は第6位の拠出国であり(2022 年から 2025 年の予算年度における合計額ベース)、意思決定への影響力は大きい。また、海洋 HLP の運営については、WRI との間でバイ協議などを通じて密に連携をとっており、これまでの会合などの開催にあたり、日本の意見を反映させてきている。例えば、2025 年3月には日本が海洋 HLP シェルパ会合を主催し、日本の海洋関係の取組を紹介するセッションを WRI と調整して設定し、効果的に日本の取組をメンバー国に紹介することができた。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

おおむね2か月に1度の頻度で海洋 HLP シェルパ会合が開催され、海洋政策に関する議論が実施されている(2025 年5月、7月、9月、12 月、2026 年3月及び5月に実施)。シェルパ会合では、メンバー国の拠出金を活用した活動の優先事項について定期的に協議しており、日本も積極的に議論に参加している。2025 年9月の首脳会合では、日本から海洋 HLP のメンバーである石破内閣総理大臣の代理として、岩屋外務大臣(当時)が参加し、海洋 HLP が、持続可能な海洋経済の促進を主導する上で有意義な役割を果たせるよう、メンバー国と協力していく決意である旨述べた。同会合では、ノルウェー、パラオ、ガーナ、ジャマイカの首脳級が参加し、参加者による議論の場では、2025 年6月に開催された第3回国連海洋会議の成果を踏まえ、持続可能な海洋経済の構築に向けた行動の加速化や、2025 年 11 月の COP30 に向けた海洋における気候変動対策について、意見交換が行われた。また、WRI との間では海洋 HLP シェルパ会合(局長級)及びシェルパを補佐する主担当レベルでの会合にて定期的に意見交換を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

海洋 HLP は企業や学術関係者との強力なネットワークも構築(48 か国 250 名以上の有識者が参画)しており、海洋に関するビジネスの機会や技術革新について、様々なイベントで紹介し、関連する有識者・企業関係者を繋げる機会としている。また、日本からは、笹川平和財団が有識者として海洋 HLP の学術的議論に積極的に貢献してきている。2025 年3月に東京で実施された海洋 HLP シェルパ会合の際には、日本の官民による海洋に関する取組の例について同財団からも説明を行い、メンバー国が日本の取組への理解を深める契機となった。SDGs ビジネスの機運が世界的に高まる中、海洋 HLP が発出する報告書は海洋に関する課題や技術的革新、ビジネス機会について紹介するものとなっており、日本企業が新たなビジネス機会を発掘する上でも有益な最新の情報を提供している。さらに海洋 HLP の関連会合では日本の取組について各国から照会がなされるなど、日本企業・金融機関の取組について国際的な認知度を上げる機会も創出している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

世界資源研究所(WRI)拠出金は、WRI が海洋 HLP の事務局機能を果たすことで、海洋 HLP が持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け貢献し、海洋分野における国際的取組を主導し、ひいては日本の外交政策上の目標である環境問題を含む地球規模問題への取組に貢献することを目指している。

拠出先は、基準2のとおり、首脳レベルの会合を設定し、首脳級が一堂に会して海洋保全の重要性について強力なメッセージを打ち出す場を創出し、さらに 2025 年6月の UNOC3や 11 月の COP30 など、海洋関連の国際会議の機会に向けて海洋 HLP メンバー国の協力を促すために活動してきた。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案は確認されていない。基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

WRI は国際社会における海洋問題への関心を高め、海洋管理の中心に持続可能性を据えることで、持続可能な海洋経済の構築を加速させることを目指している。各国首脳や、企業、政府間機関、NGO、金融界の専門家やパートナーからなる国際的なネットワークと直接連携し、海洋 HLP や「アワ・オーシャン」などの国際会議の事務局を務める。具体的には、年に1回の海洋 HLP 首脳会合における首脳声明発出に向けた、2か月に1回程度のシェルパ会合の開催や、年2～3件の専門家による報告書やガイドラインなどの知的成果物の作成、年1回の「アワ・オーシャン」開催などを通じて、海洋の保護と改善に向けた取組を推進している。

海洋 HLP は、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築に向けた議論を行い、国際的取組を主導することを目指している。具体的には、(1)メンバー国における海洋分野における優先課題の特定、(2)各種関連国際会議での海洋に関するアジェンダ・セッティング、(3)持続可能な海洋実現のための国際的・地域的協力の推進、(4)科学的知見の提供、(5)戦略的なコミュニケーションやアウトリーチの実施を主な活動と定めている。また、海洋 HLP は、全ての沿岸・海洋国家が 2030 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理することを目指す取組である「Ocean Action 2030」を呼びかけている。こうした目標を達成すべく、メンバー国の能力構築や、必要な知見の共有を実施している。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-1(1)の戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している。

(1)海洋 HLP は、年に1回の首脳会合及び2か月に1回程度のシェルパ会合での議論を通じ、海洋に関する優先課題を特定し、今後の具体的取組を促進している。海洋 HLP の事務局として、WRI は首脳会合やシェルパ会合の開催に際し各種調整業務を実施しており、メンバー国との間で緊密に連携している。

(2)2025 年4月に釜山(韓国)で開催された第 10 回アワ・オーシャン会議(OOC10)や、6月にフランス(ニース)で実施された UNOC3 や、11 月にベレン(ブラジル)で開催された COP30 など海洋関連の主要な国際会議に向けて、海洋 HLP としての取組を最大限にアピールできるように、WRI は開催国と緊密に連絡を取り、最新情報をメンバー国に共有している。

(3)2025 年9月に開催された海洋 HLP 第7回首脳会合では、日本から岩屋外務大臣(当時)が参加し、メンバー国から首脳が4か国、閣僚が5か国、首脳代理が5か国、参加した。また、シェルパ会合では、メンバー国の優先事項が海洋 HLP 全体の取組に反映されるよう、調整を行っている。同海洋 HLP 首脳会合の成果として、「海洋パネル首脳コミュニケ 2025」と題する首脳文書を発表し、同文書作成のために事務局はメンバー国との間で種々の調整を行った。また、メンバー国全体としての 2026 年から 2030 年の海洋関連取組の作業計画を示す「作業計画 2026-2030」を発表した。またこれらの成果物について WRI の公式ホームページや各種公式 SNS を通じて発信が行われ、同会合の議論の内容を公表する上で重要な役割を果たした。日本からは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチック汚染に関する条約の交渉を早期に妥結させることを重視しており、対話により交渉の着地点を見つけるべく、各国と協力して取り組んでいく旨、また、日本は人の手を加えることで豊かな海の実現を目指す「里海づくり」の一環として、温室効果ガスの吸収源となるブルーカーボンに関する取組を推進していることを紹介しつつ、COP30 に向けて日本として尽力していく旨発信した。

(4)また、WRI は、メンバー国、民間企業、有識者、NGO などに知見を共有し、行動を促進すべく、海洋に関する様々な報告書(先住民の知識、海洋の健康など)などを作成し、WRI のホームページで公開している。2025 年には3点の報告書が公開された。

(5)さらに、全ての沿岸・海洋国家が 2030 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理することを目指す、という目標については、海洋 HLP は、2024 年から新たに「100%アライアンス」というイニシアティブを推進しており、WRI は、海洋 HLP に未参加の国々に対しても、同目標に賛同するように呼びかけている。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・会計年度:10 月から9月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月:2026 年3月(日本の 2024 年度拠出分) ・受領(先方公表)の遅延、未受領の場合 WRI 内部の財務システム刷新のため、データ移行作業に多大な労力を要しており、予定より約3か月程度遅れて提出があった。 ・決算状況:日本の 2024 年度拠出分 79,136 米ドルについては先方 2025 会計年度の収入として計上されており、決算状況に関しては収支が一致しており、余剰金は発生していない。 ・外部監査 監査主体:チャリティ・ナビゲーター(Charity Navigator)、ガイドスター(Guidestar)、チャリティ・ウォッチ(Charity Watch)、結果:最高ランクの4つ星、プラチナ・シール(Platinum Seal of Approval)、A+ ・その他 WRI は米国法に基づいて設置された非営利法人として、連邦政府予算の配分を受ける非営利法人に必要とされる第三者による独立会計監査を受けている。5年単位で作成している WRI 戦略計画の実施状況について、5年おきに外部レビューチームによる独立レビューを受けている。これらの結果はホームページ上で公表されている。会計監査においては、米国の会計基準に基づき適正な会計が行われていることが報告されている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
海洋 HLP の活動経費としての WRI への資金拠出のあり方については、より公平で予測可能性のある拠出モデルを策定すべく、海洋 HLP シェルパ会合において継続的に議論が行われている。また、より適切な予算執行を行うために、年間の作業計画についてもシェルパ間で綿密な議論を行っており、KPI などの各種取組の進捗を客観的に測定できる指標作りについても、海洋 HLP メンバー国及び WRI との間で議論を進めている。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む) ☒ 拠出金の使途範囲内 (世界資源研究所(WRI)海洋 HLP 事務局) ☐ 拠出先全体 (参考) 全職員数
2022 2023 2024 平均値 2025 日本人職員数の増減 2025
0 0 0 0 0 0 6
備考
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減
過去3年の日本人幹部職員数 (参考) 全幹部職員数

2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
海洋HLPはノルウェー主導の下、WRIに小規模な事務局が立ち上げられている。事務局員はWRI職員だが、事務局活動の意思決定を行うのは日本を含む19のメンバー国である。パネル設立以来、ノルウェーとパラオが共同議長を務めており、海洋HLPの運営に係る各種検討はノルウェー及びパラオのシェルパを中心に行われている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金は、WRIにおいて数あるプロジェクトの一つとして既存の人員体制で取組みが行われている海洋HLPの事務局活動に対してのみ使用されるものであり、本件拠出金がWRIにおける日本人職員数を増やすことに直接つながるという関係にはない。また、WRIは非営利団体であり、人員規模を拡大する計画は無く、本件拠出が日本人職員のポスト獲得につながるという関係にもないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金	
3 拠出先の概要	
国際社会における人権意識の高まりを背景に、最も重大な刑事犯罪の処罰に加えて、犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が高まる中、国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)は、2002年、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、(1)ICCの有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと(賠償マンデート)、及び(2)ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援などを行うこと(支援マンデート)を目的とした基金であり、その資金は、国家、団体及び個人による任意の拠出又は寄付などによって賄われる。 ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した個人を、国際法に基づき訴追・処罰するための、史上初の常設の国際刑事法廷。締約国は現在124か国・地域であり、本部(TFV事務局含む)の所在地はハーグ(オランダ)である。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、TFVの任務のうち、被害者及びその家族に対する支援プログラムに充てられ、性及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)被害者に対する支援にイヤマークされ、当支援実施のためのプログラム運営に使用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 5,382 千円	
全額イヤマーク拠出 SGBVの被害者支援	
日本の拠出率 0.46%(2024年)	
拠出額の順位 13位	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局国際法課、在オランダ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」の下に設定された中期目標「国際法の

形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、グローバル・サウスも念頭に、引き続き「法の支配」を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ICC ローマ規程は、重大犯罪の不処罰を終わらせることと同時に、被害者の救済を重視しており、TFV はこれを実現するためのメカニズムとしてローマ規程に基づき設置された基金である。TFV は、ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、(1)ICC の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び(2)ICC が管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援などを行うことを目的としている。こうした TFV の活動は、国際社会における ICC への理解を深め、評価を高めるものであり、ICC の存続に欠かすことのできない極めて重要なものである。また、日本の外交政策の柱である、国際社会における法の支配の推進に寄与するものである。日本は、例年、TFV が行う主要な活動分野の一つである SGBV 被害者支援に本件拠出をイヤマークしている。

2014 年に初めて TFV への拠出を行った際、北大西洋理事会において、安倍総理大臣から、女性の力の活用や、「人間の安全保障」の理念を重視していることを述べた上で、ICC の役割を重視し、被害者救済のための TFV に拠出することを発表した。これまで、ICC のホームページ上において日本の拠出金が果たす役割の重要性について謝意を示すプレスリリースが掲載されるなど、ICC 内でも日本の支援が強く認識されている。なお、TFV は、上記のとおり ICC の有罪判決に基づき被害者及びその家族への賠償を行っているところ、ICC 所長を務める赤根 ICC 所長とは、判決を出す ICC のトップとして TFV 理事会と被害者賠償のあり方について定期的に意見交換を実施している。また、同所長は、一時帰国の際に、総理大臣や外務大臣に対し、ICC への日本の支持に対する謝意を述べている。

ICC は、近年、ウクライナやパレスチナの事態を受けて、その活動が国際的な注目を集めている。SGBV 被害者支援にイヤマーク拠出を行うことは、ICC 加盟国に対し日本のプレゼンスをアピールし、法の支配へのコミットメントを示す上で、重要な意味を持つ。さらに、日本が人権保障・促進、女性の活躍する社会、女性・平和・安全保障(WPS)を重視していることを対外的に示すという観点からも、本件拠出は有用である。

なお、日本は、TFV への本件拠出について、ICC 非締約国や NGO も多く参加している ICC 締約国会議において表明しており、2025 年 12 月に開催された第 24 回 ICC 締約国会議でも、TFV の活動に対する日本のコミットメントを再確認した上で、SGBV 被害者支援にイヤマークする拠出金の支払をこれまで同様に行う旨表明した。日本が SGBV 被害者支援に拠出金をイヤマークしていることは、例年、TFV 活動報告書において言及されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

TFV は ICC 職員が担う事務局及び締約国の代表5名の理事会から構成される。ただし、理事会の理事は個人の資格で活動している。現在、TFV の意思決定機関である理事会に日本人の理事は含まれていない(かつては野口元郎外務省参与兼最高検察庁検事が理事長を2期(任期:2012~2015 年、2015~2018 年)務めた。)ものの、在オランダ日本国大使館を通じて事務局と意思疎通を図っており、必要に応じ同大使館を通じて日本側の意向を遅滞なく事務局に伝達している。また、2024 年3月から TFV の所属する ICC の所長に赤根判事が就任している。TFV は ICC から一定の独立性を保って運営されているが、日本の立場をTFVに円滑に伝達ができる体制が確保されている。

なお、ICC 手続規則第 98 条2において、「裁判所(ICC)は、判決時において被害者各人に直接賠償金を支払うことが不可能又は非現実的な場合、有罪判決を受けた者に対する賠償金を TFV に供託するよう命じることができる」とあり、ICC の判決が TFV の拠出先決定に重要な役割を果たしている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年4月以降、赤根 ICC 所長は複数回にわたり日本を訪問し、要人表敬を行っている。具体的には6月に岩屋外務大臣を表敬したほか、8月には石破総理大臣及び岩屋外務大臣を、2026 年1月には高市総理大臣及び茂木外務大臣を、さらに3月にも茂木外務大臣をそれぞれ表敬した。

これらいずれの機会でも、ICC の役割強化、国際社会における法の支配の促進に向けた連携強化について確認した。赤根 ICC 所長からは、TFVへの日本の継続的な支援について重ねて謝意が示された。

2025 年5月及び 10 月には、締約国とTFVの会合に在オランダ日本国大使館関係者が出席し、TFVの資金調達状況などについて協議した。また、2026 年2月にはTFVと在オランダ日本国大使館の間で、7月には駐オランダ日本国大使とTFV理事及び事務局長の間で、TFVの活動状況や優先事項に関し意見交換が行われ、日本からの支援に対して謝意が示された。さらに、2026 年3月には、在ジョージア日本国大使館関係者が TFV 主催会合に出席し、ジョージアにおけるTFVの活動について、意見交換が行われた。

加えて、日本のビジビリティを高めるため、拠出に当たっては、駐オランダ日本国大使が TFV 事務局長と面談し、ICC のホームページ及び SNS での広報につなげた。また、第 24 回締約国会議(2025 年 12 月)の一般討論演説でも、駐オランダ日本国大使から SGBV 被害者支援にイヤマークした [TFV への拠出について言及した](#)。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は TFV が ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、(1)ICC の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び(2)ICC が管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族を支援することで被害者及びその家族の救済を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」に貢献する。

TFV は、SGBV 被害者支援に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【日本の拠出の充当が終了した事業(2023・2024 年度拠出分)】

中央アフリカ共和国 Ombella M' Poko 地域で被害を受けた SGBV 被害者及びその家族への医療・心理・経済的エンパワメント

(1) 目標:SGBV 被害者及びその家族、コミュニティへの医療サービスの提供、心理的リハビリ、社会経済支援による統合的なエンパワメントを行う。

- (2)取組:当該地域では、武力紛争の過程で多数の SGBV 被害者が発生しているが、これらの被害者の医療サービスへのアクセスは極めて限定されており、また、被害者は差別による孤立にも苦しんでいる。SGBV 被害者への外傷治療・HIV 治療を含む医療サービスの提供、カウンセリング、経済社会統合のためのマイクロクレジットの提供、ジェンダー平等に関する啓蒙活動などを展開した。
- (3)成果:日本以外にフィンランド、フランスなどによる拠出を含め事業が実施され、5,475 名が裨益し、裨益者によるマイクロビジネスの立ち上げ、経済的自立などの成果があった。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 12 月(日本の 2023 年度拠出分)、2026 年3月(日本の 2024 年度拠出分)、拠出分は全額支出された。 ・報告書は、遅滞なく提出されている。 TFV の財政状況及び活動実績については、例年、12 月ごろに開催される ICC 締約国会議において報告され、その内容に懸念事項はない。本評価期間中の 2025 年 12 月に開催された第 24 回 ICC 締約国会議でも、TFV 側から、2024 年1月から 12 月までの財政状況について、また、2024 年7月1日から 2024 年6月 30 日までの活動実績について報告が行われた。2024 年の決算状況は6万 2,000 ユーロの黒字となった。2025 年度拠出については、2025 年 12 月に送金を実施しており、現在 TFV が使途を検討中である。 ・監査 監査主体:BAI、対象:拠出先全体、結果:特筆すべき問題点の指摘はなし。 監査報告書では被害者に対する賠償および支援プログラムの拡大に合わせて資金調達活動を拡大する必要がある旨指摘されている。 ・その他 内部監査の制度あり(拠出先全体)
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
ICC 内の独立監査メカニズムが毎年監査報告を実施しており、2025 年 12 月に公表された監査報告書について、TFV に関する指摘事項はない。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0		14
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0		1

備考	
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)	
TFV は ICC の一部をなすものであり、日本は継続して ICC に判事を輩出するなど ICC の組織全体において、幹部職員の増強に向けた発言力の確保に努めているほか、ICC 人事部とは日本人職員の増強を含むテーマについて定期的に協議を行っている。	
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由	
TFV事務局はICCの一部であり、日本政府としてはTFVに限らずICC全体の日本人職員増を目指している。TFV事務局は少人数で構成されており、日本人職員の増強にはなじまない。	

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
大陸棚限界委員会信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合法務部海事海洋法課(DOALOS)	
3 拠出先の概要	
DOALOS は、国連法務部において海洋問題及び国連海洋法条約(UNCLOS。2025 年度末時点の締約国は 171 か国+EU)に関わる業務を所掌する部署であり、大陸棚限界委員会(CLCS)の事務局の役割も担っている。CLCS は 1997 年、沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査し、勧告を行うことを目的として UNCLOS に基づき設置され、衡平な地理的代表の原則に基づき選出された地質学、地球物理学又は水路学の専門家 21 名の委員で構成される。委員は個人の資格で任務を遂行する。CLCS の会合は、2024 年までは1会期7週間の会合が年3会期(計 21 週間)開催されていたが、2025 年からは同5週間の会合(注)が年3会期(計 15 週間)、国連本部(ニューヨーク(米国))で開催されている(注:期間短縮に伴う作業量の減少分は、各委員が各会期間に少なくとも2週間の会期間作業を行うことで補うこととなっている。)	
4 (1)本件拠出の概要	
UNCLOS 附属書Ⅱ第2条5は、CLCS 委員の指名を行った締約国が、同委員が CLCS の任務を遂行する間費用を負担する旨規定しているが、途上国が委員を指名した場合、経済状況によっては同委員の出張経費などを支弁することが困難な場合がある。このため、国連総会決議(A/RES/55/7 パラ 20)において、事務総長に対し、途上国出身の委員が CLCS 会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され、2001 年に本信託基金が設置された。本信託基金は、途上国出身委員のうち、支援を要請した委員の旅費を支弁し、委員の会議出席を確保し、会合の定足数を満たすことで、CLCS 会合の滞りない開催及び大陸棚延長制度の着実な実施を促す。本信託基金の管理は DOALOS が行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 17,880 千円	
2024 年の日本の拠出順位は3位で拠出率は 12.69%。ノン・イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局海洋法室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-3 国際法の形成・発展に向けた取組」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」の下に設定された中期目標「1 国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、グローバル・サウスも念頭に、引き続き「法の支配」を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

CLCS は、沿岸国が UNCLOS に従って行う大陸棚の延長申請を科学的・技術的に審査し、勧告を行う唯一の国際機関である。CLCS の勧告に基づいて設定した延長大陸棚において、沿岸国は、大陸棚を探索し、その天然資源を開発するための主権的権利を行使することが可能となるため、CLCS の勧告は、沿岸国にとって極めて重要な意味を持つ。このような重要な任務を担う CLCS の会合は年3会期国連本部で開催されており、会合参加のための委員の経費(旅費など)は、委員の指名を行った締約国が負担することになっている。他方、21 名の委員は衡平な地理的代表の原則に基づき選出されているため、常に半数近い委員が財政難を抱える途上国の出身であり、経費の支弁が困難な場合が多い。途上国出身委員の出席を確保し、会合開催に必要な定足数(委員の3分の2)を満たすことが極めて重要である。

こうした事情を踏まえ、2001 年、途上国出身委員の会合への参加を財政的に支援する本信託基金が設置された。本信託基金に拠出し、会合定足数の達成を通じて CLCS の滞りない活動に貢献することは、UNCLOS が規定する大陸棚延長制度の着実な実施を確保する上で有益かつ重要である。実際、評価対象期間中に 12 件の申請について審査が進められ、1件について勧告が発出されたように、CLCS の審査が着実に進められており、「法の支配」を推進するという日本の外交目標への貢献度は極めて高い。

また、2008 年 11 月、日本は UNCLOS 第 76 条に従い、大陸棚延長申請を行い、2012 年4月に CLCS から計約 31 万平方キロメートルの大陸棚延長を認める勧告を受領した。2014 年7月に内閣府総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」では、勧告が先送りされた1海域について CLCS による勧告が早期に行われるよう努力を継続する旨定めている。この観点からも、本信託基金への拠出を通じ、定期的な会合の開催及び延長申請の更なる迅速かつ効果的な審査の実現を図ることは極めて重要である。

さらに、日本は、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展のために、CLCS のみならず、国際海洋法裁判所(ITLOS)や国際海底機構(ISA)など、UNCLOS に基づき設置された関係機関への人的・財政的貢献を通じ、「法の支配」を一層推進している。本件拠出はこうした海洋法分野全体にわたる日本の取組の一貫性を示す上でも重要である。

なお、2025 年6月 23～26 日に実施された UNCLOS 締約国会合における CLCS 議長の報告において、本信託基金への拠出を行った国に対して謝意が表明されているほか、2025 年 12 月9日に採択された国連総会決議「海洋及び海洋法」(A/RES/80/110)においても、本信託基金の重要性が強調されるとともに、資金不足の懸念が指摘され、締約国に更なる拠出が呼びかけられている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNCLOS 上、CLCS は、地質学などの専門家である 21 名の委員で構成され、各委員は個人の資格で職務を遂行すると規定されている。日本は、CLCS 発足当初から継続して委員を輩出し、CLCS の任務遂行に貢献している。現在の日本の委員は、山崎俊嗣東京大学名誉教授・高知大学客員教授(外務省参与。任期は 2028 年6月 15 日まで。)であり、高い専門的知識及び経験を活かし、大陸棚延長申請の審査及び勧告の発出という CLCS の任務に大きく貢献している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

CLCS の事務局である DOALOS に対して、本信託基金の収支状況の透明性確保や、締約国からの拠出を促し残高不足を回避するための方策に関し、2025 年6月 23 日～26 日に開催された UNCLOS 締約国会合に出席した外務省国際法局海洋法室長から日本の意向を伝え、反映するよう働きかけを行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、CLCS が UNCLOS 締約国から提出された大陸棚延長申請の審査及び勧告を行うに当たり、途上国出身の CLCS 委員の出張経費などを支援して会合の定足数を満たすことで、CLCS 会合の滞りない開催を促すとともに、UNCLOS に基づく延長大陸棚制度の実施を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会における「法の支配」の推進に貢献する。 CLCS は、基準2のとおり、途上国出身の委員の出席を確保した上で、計画のとおり年3会期の会合を開催し、UNCLOS 締約国から提出された大陸棚延長申請の審査を進め、評価対象期間中に1件の勧告を発出するといった効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
これまでに CLCS に提出された 109 件(含:修正再申請 11 件)の大陸棚延長申請のうち、評価期間中に1件の勧告が新たに採択され、2026 年3月時点で 44 件(含:修正再申請に対する勧告9件)について勧告を採択済みである(日本の大陸棚延長申請に関する勧告を含む)。他方、いまだに 65 件(含:修正再申請2件)について審査が終了していない。 UNCLOS 締約国から提出された大陸棚延長申請について、CLCS は 21 名の委員が7名ずつの小委員会を組織し、申請順に審査しているが、1会期で扱うことのできる件数には限りがあり、また、地質学などの観点から専門的・技術的な分析が必要なため、勧告採択までには申請から最低でも数年以上の時間を要する。審査の長期化は UNCLOS 締約国会合でも指摘されており、CLCS は審査の迅速化に努めている。 評価期間中、本件拠出により、途上国出身の委員の出席が確保され、予定どおり年3会期の CLCS 会合が全て定足数を満たして開催された。CLCS のホームページで公開されている議長声明によると、第 64 会期及び第 65 会期の進捗は以下のとおりである(第 66 会期の議長声明は未公開)。 第 64 会期(2025 年7月7日～8月8日):9名の委員に対し、185,000ドル支出 ・12 件の申請審査を実施

・クック諸島の申請に対する勧告を採択（CLCS ホームページでサマリー（要旨）を公開）

・新規審査案件（1件）に関する申請国によるプレゼンテーションなどの実施

第 65 会期（2025 年 10 月 20 日～11 月 21 日）：9名の委員に対し、227,000ドル支出

・前会期に続き 11 件の申請審査を継続

このように、本信託基金による支援により、各会合9名の途上国出身の委員の出席を確保し、UNCLOS に基づく延長大陸棚の限界の設定について CLCS が滞りなく会合を開催し、審査を進めるという所定の目的を達成しているといえる。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・**決算報告書の受領年月・決算状況**：2025 年8月（日本の 2024 年度拠出分）

2024 年は、合計約 56 万ドルが支出され、2024 年末の残高は 955,195 ドルであった。2024 年の会計報告書には、日本が 2024 年度中に拠出した 49,059 ドルが計上されている。2024 年分の残高は次年度に繰り越されている。

2026 年3月現在、2025 年分の決算報告書は未公表であるが、各 CLCS 会期終了時に公表される議長声明によると、第 64 会期会合（2025 年7月7日～8月8日）では、9名の委員に対し計 18 万 5,000 ドル、第 65 会期会合（2025 年 10 月 20 日～11 月 21 日）では、9名の委員に計 22 万 7,000 ドルが支出されている。

報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・**監査** 監査主体：国連会計検査委員会（BOA）、対象：拠出先全体、結果：問題なし

本信託基金を含む国連の信託基金は、BOA による監査の対象であるが、監査報告において本信託基金について特段の指摘はなされていない。また、国連が設置する各種信託基金の収支報告書は毎年国連ホームページ上で公開されており、CLCS 各会合の議長報告書においても、本信託基金の収支状況について随時報告されていることから、必要なガバナンス策が採られているといえる。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

会期の終了後、CLCS 議長声明に本信託基金への拠出国や残高などの情報が掲載される。CLCS 議長声明では、今後の会合を継続して開催するためには締約国などによる追加的拠出が必要である旨、累次にわたり指摘されている。本信託基金の安定的な運営に関する議論を含むオープン・エンド作業部会も設置され、十分な拠出金を確保し、CLCS 会合の安定した開催のための方策につき議論されている。2024 年6月に開催された UNCLOS 締約国会合において、CLCS から、CLCS 会合の開催期間をこれまでの年 21 週から年 15 週（1会期5週間×3会期）とし、会期間ごとに少なくとも2週間（年6週間）を会期間作業（intersessional work）として、各委員がそれぞれの自国などで必要な作業を行うことで補完する提案がなされ、承認された。この変更は、ニューヨークでの対面会合前に各委員が審査予定の申請について精査を進めておくことで、5週間の対面会合での作業効率を向上させ、審査の迅速化を達成することを目的とするが、ニューヨークでの会議期間の短縮により本信託基金で支弁が必要となる経費も少なくなり、本信託基金の持続可能な運営という観点でも有益である。2025 年から実際に運用が開始され、適切な行財政マネジメントが行われている。

・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
CLCSの事務局を担うDOALOS職員は国連職員であり、当該事務局費用は国連通常予算から賄われている。本件拠出は、あくまで途上国出身の委員の支援のみに使用されるものであり、本件拠出がDOALOSにおける日本人職員数を増やすことに直接つながるという関係にはない。						